

大宮中学校バリアフリー化改修工事

令和 8 年 度

名護市教育委員会 教育施設課

図 面 目 録

図面番号	意 匠 図	図面番号	構 造 図 ・ 便 所 改 修 図	図面番号	便所改修図・アスベスト図・スロープ図	図面番号	機 械 設 備 工 事	図面番号	機 械 設 備 工 事
A－1	建築工事特記仕様書（その1）	S－1	構造設計標準仕様書	ア－1	アスベスト撤去1階平面図	M－01	機械設備特記仕様書（1）	E－1	電気設備特記仕様書（1）
A－2	建築工事特記仕様書（その2）	S－2	鉄筋コンクリート構造配筋標準図（1）	ア－2	アスベスト撤去2階平面図	M－02	機械設備特記仕様書（2）	E－2	電気設備特記仕様書（2）
A－3	建築工事特記仕様書（その3）	S－3	鉄筋コンクリート構造配筋標準図（2）	ア－3	アスベスト撤去3階平面図	M－03	機械設備特記仕様書（3）	E－3	電気設備特記仕様書（3）
A－4	建築工事特記仕様書（その4）	S－4	各階梁伏図	ア－4	1階エントランス側 便所平面・断面アスベスト撤去図	M－04	機械設備特記仕様書（4）	E－4	配 置 図
A－5	建築工事特記仕様書（その5）	S－5	軸 組 図	ア－5	1階～3階 普通教室側 便所平面・断面 アスベスト撤去図	M－05	1階水飲場・E Vホール配管詳細図（改修前・改修後）	E－5	幹線設備平面図（改修前・改修後）
A－6	案内図・配置図・面積表	S－6	土 質 柱 状 図			M－06	2階水飲場・E Vホール配管詳細図（改修前・改修後）	E－6	1階E V電気設備平面図
A－7	仕上表・建具表・既設手洗い解体撤去詳細図	S－7	基 礎 リ ス ト			M－07	3階水飲場・E Vホール配管詳細図（改修前・改修後）	E－7	2階E V電気設備平面図
A－8	1階平面図（改修前）	S－8	部材リスト（1）			M－08	R階水飲場・E Vホール配管詳細図（改修前・改修後）	E－8	3階E V電気設備平面図
A－9	2階平面図（改修前）					M－09	消火設備 系統図	E－9	E V電気設備平面詳細図
A－10	3階平面図（改修前）	K－1	建築改修特記仕様書（その1）	SL－1	エントランスポーチ スロープ 1階平面図（改修前・改修後）	M－10	1階消火設備平面図	E－10	電灯設備平面図 便所B
A－11	R階平面図（改修前）	K－2	建築改修特記仕様書（その2）	SL－2	エントランスポーチ スロープ 断面図・建具図（改修後）	M－11	2階消火設備平面図	E－11	電灯設備平面図 便所G－1 F
A－12	1階平面図（改修後）	K－3	建築改修特記仕様書（その3）	SL－3	職員用出入口 スロープ平面詳細図（改修前・改修後）	M－12	3階消火設備平面図	E－12	電灯設備平面図 便所G－2 F
A－13	2階平面図（改修後）	K－4	建築改修特記仕様書（その4）	SL－4	職1階～3階E V棟 出入口部分スロープ詳細図（改修後）			E－13	電灯設備平面図 便所G－3 F
A－14	3階平面図（改修後）	K－5	1階エントランス 便所平面断面詳細図B（改修前）			KM－01	機械設備改修特記仕様書（1）		
A－15	R階平面図（改修後）	K－6	1階エントランス 建具キープランB（改修前）			KM－02	機械設備改修特記仕様書（2）		
A－16	1階平面詳細図（改修前・改修後）	K－7	1階エントランス 便所平面詳細図B（改修後）			KM－03	機械設備改修特記仕様書（3）		
A－17	2階平面詳細図（改修前・改修後）	K－8	1階エントランス 便所断面詳細図B（改修後）			KM－04	機械設備改修特記仕様書（4）		
A－18	3階平面詳細図（改修前・改修後）	K－9	1階エントランス 便所展開図B（改修後）			KM－05	機器表（更新）		
A－19	R階平面詳細図（改修後）	K－10	1階エントランス 建具キープランB（改修後）			KM－06	特記仕様書（改修）・機器表（撤去）		
A－20	立面図（改修後）	K－11	1階～3階 普通教室側平面断面詳細図G（改修前）			KM－07	1階給排水設備平面図		
A－21	断面詳細図（改修前・改修後）	K－12	1階～3階 普通教室側便所建具G（改修前）			KM－08	2階給排水設備平面図		
A－22	雑 詳 細 図	K－13	1階～3階 普通教室側便所仕上・断面図G（改修後）			KM－09	3階給排水設備平面図		
A－23	エレベーター詳細図（1）	K－14	1階～3階 普通教室側便所断面詳細図G（改修後）			KM－10	便所配管詳細図B（改修前・改修後）		
A－24	エレベーター詳細図（2）	K－15	1階～3階 普通教室側便所展開図G（改修後）			KM－11	便所配管詳細図G－1 F（改修前・改修後）		
A－25	仮 設 計 画 図	K－16	1階～3階 普通教室側便所建具G（改修後）			KM－12	便所配管詳細図G－2 F（改修前・改修後）		
A－26	磁気探査（鉛直）					KM－13	便所配管詳細図G－3 F（改修前・改修後）		
A－27	磁気探査（水平・経層）					KM－14	換気設備平面図B（改修前・改修後）		
						KM－15	換気設備平面図G（改修前・改修後）		

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	図 面 目 録	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺	NO SCALE	
摘 要				図面番号		
検 印	管理建築士 設 計 製 図			名 称	有限会社ナカソネ設計	
				資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
				登録番号	1級建築士登録 (大抵) 第266099号	
				所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797	

建築工事特記仕様書〔建築工事編〕沖縄県土木建築部				
令和8年7月改定版				
1 工事概要	(1) 工 事 名：大宮中学校バリアフリー化改修工事			
	(2) 工 事 場 所：名護市宮里地内			
(3) 敷 地 面 積：	27,448.42㎡			
	(4) 工 事 種 目：増築工事			
ア 建築物	建築物の名称			
	EV棟			
	主要用途			
	学校			
	構造及び階数			
RC造・3階建て	工事種別			
	増築			
建築物面積	10.96㎡		㎡	㎡
	延べ面積		32.88㎡	㎡
イ 工作物及び立木	工作物等の名称			
	数量			
2 本工事の設計時期	本工事の設計書は、令和 8 年 8 月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。			
	3 建築工事仕様			
(1) 標準仕様	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)〔令和7年版〕(以下「標準仕様書」という。))による。			
	(2) 特記仕様			
ア 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。	イ 特記事項は、「・」に○印の付いたものを適用する。			
	「・」に○印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。			
ウ 項目及び特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。	エ 特記事項に記載の(参・)は、標準仕様書の参考資料4各部配筋参考図の当該項目を示す。			
	4 その他			
(1) 公共事業労務費調査に対する協力	ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。			
	イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象となった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。			
ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。	エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。			
	(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策			
受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)」に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。				
ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。	イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。			
	ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。			
(3) ウィークリースタンスの実施				
工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。				
当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html				
(4) 工事監理業務への協力等				
ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。				
イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。				
ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。				
エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。				
(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて				
本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。				
(6) 県産資材の優先使用				
本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。				
(7) 下請業者の県内企業優先活用				
請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。				
(8) 不発弾等発見時の処理について				
本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。				
また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。				
なお、これについては、下請業者へも周知すること。				
(9) ダンプトラック等の過積載等の防止について				
ア 工所用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。				
イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。				
ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。				
エ さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることがないようにすること。				
オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。				
カ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。				
キ アから力の事につき、下請契約における受注者を指導すること。				
(10) 不正軽油の使用の禁止等について				
ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。				
イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。				
(11) 設計図書における資材等の取扱いについて				
ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。				
イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。				
ウ 「参考図」は建設工事請負契約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。				
(12) ガイドライン等の遵守について				
設計変更等については、契約書18条から25条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。				
(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について				
ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。				
また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。				
イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。				
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf				
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf				
【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】 ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html				
(14) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知				
落札者(随意契約の場合にあつては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。				
通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。 https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html				
章	項 目	特 記 事 項		
1 一般共通事項	① 適用基準等	● 建築工事監理指針(令和7年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修		
	② 工事実績情報の登録(1.1.4)	登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。		
4 工事の余裕期間	③ 工事の一時中止に関する事項(1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成		
		(1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。		
5 遠隔臨場の実施(1.1.14)		なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。		
		(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。		
6 概成工期(1.2.1)		・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】		
		【以下から選択:発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】		
7 品質計画等(1.2.2)		(1) 本工事は余裕期間とし【 日間】を設定した工事である		
		なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。		
8 施工図等(1.2.3)		(2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。		
		このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式－1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。		
検 印		(3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。		
		・ 本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をすることとする。		
工事名称		大宮中学校バリアフリー化改修工事	工事年度	令和 8 年度
工事場所		沖縄県名護市宮里地内	図面名称	建築工事特記仕様書(その1)
発注機関		名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	NO SCALE
摘 要			図面番号	A-1
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称
				有限会社ナカソネ設計
				資格者氏名
				管理建築士 仲宗根 徹
				登録番号
				1級建築士登録 (大臣)第266099号
				所 在 地
				沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号

[illegible]

②仮設工事

① 工事用水

② 工事用電力

③ 環境対策について

④ 足場その他(2.2.4)

5 監督員事務所(2.3.1)

構内既存の施設

● 利用不可

・利用できる(有償)

・利用できる(無償)

構内既存の施設

● 利用不可

・利用できる(有償)

・利用できる(無償)

(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行之、監督員の確認を得た上で施工すること。

(2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。

○ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

規模(m²)

床

仕上げ

内壁・天井

屋根

備品の種類及び数量

③土工

① 埋戻し及び盛土(3.2.3)(表3.2.1)

② 建設発生土の処理(3.2.5)

埋戻し及び盛土の種別：
・ A種 適用場所
・ B種 適用場所
・ C種 適用場所
土質：受渡場所：
・ D種 適用場所

建設発生土の処分は次による。
※ 構外搬出適切処理
搬出先名称：
搬出先所在地：
運搬距離：km
搬出先基準(条件)：
・ 構内堆積
・ 構内敷きならし

④地業工事

1 載荷試験(4.2.3)(4.2.4)

② 杭地業

	載荷試験の種類	試験の方法	試験の位置	載荷荷重	報告書の記載事項
杭	・ 水平試験	・ 図示	・ 図示	・ 図示	・ 図示
	・ 鉛直試験			・	・
地盤	・ 平板載荷試験	・ 図示	・ 図示	・ 図示	・ 図示
	・	・	・	・	・

(1) 杭地業の種類と工法(4.3.1)(4.4.4)(4.5.1)

杭地業の種類	工法
・ 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭)	・ セメントミルク工法 ・ 特定埋設杭工法
・ プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭)	・ プレボーリング拡大根固め工法 ・ 中掘り拡大根固め工法
○ 鋼杭地業	・ ()工法
・ 場所打ちコンクリート杭地業	・ アースドリル工法
	・ ()工法

(2) 杭の寸法等(4.2.2)(4.3.3)(4.4.3)(4.5.4)

	杭径	杭長(m)	種類	継手数	先端部の形状	備考
試験杭	216.3	10	鋼管杭		先端翼	F1A基礎杭
本杭	216.3	9.5～10	鋼管杭		先端翼	

(3) 杭の品質等(4.3.4)～(4.3.8)(4.4.4)～(4.4.6)

設計支持力	推定支持力の算定方法	水平方向のずれ精度	継手工法	杭頭の処理

(4) 支持層(4.3.4)(4.3.5)(4.5.5)(4.5.6)

支持層の位置	支持層の種類	支持層への掘削深さ	支持層への根入れ深さ
図示	図示	図示	図示

(5) 場所打ちコンクリートにおける材料等ア 鉄筋(4.5.4)

帯筋	鉄筋の最小かぶり厚さ	備考
・ (参-22)	・ 図示	

イ セメントの種類【 ・ 普通ポルトランドセメント ・ 図示 】ウ コンクリート

設計基準強度	種別	備考

③土工

① 埋戻し及び盛土(3.2.3)(表3.2.1)

② 建設発生土の処理(3.2.5)

埋戻し及び盛土の種別：
・ A種 適用場所
・ B種 適用場所
・ C種 適用場所
土質：受渡場所：
・ D種 適用場所

建設発生土の処分は次による。
※ 構外搬出適切処理
搬出先名称：
搬出先所在地：
運搬距離：km
搬出先基準(条件)：
・ 構内堆積
・ 構内敷きならし

④地業工事

1 載荷試験(4.2.3)(4.2.4)

② 杭地業

	載荷試験の種類	試験の方法	試験の位置	載荷荷重	報告書の記載事項
杭	・ 水平試験	・ 図示	・ 図示	・ 図示	・ 図示
	・ 鉛直試験			・	・
地盤	・ 平板載荷試験	・ 図示	・ 図示	・ 図示	・ 図示
	・	・	・	・	・

(1) 杭地業の種類と工法(4.3.1)(4.4.4)(4.5.1)

杭地業の種類	工法
・ 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭)	・ セメントミルク工法 ・ 特定埋設杭工法
・ プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭)	・ プレボーリング拡大根固め工法 ・ 中掘り拡大根固め工法
○ 鋼杭地業	・ ()工法
・ 場所打ちコンクリート杭地業	・ アースドリル工法
	・ ()工法

(2) 杭の寸法等(4.2.2)(4.3.3)(4.4.3)(4.5.4)

	杭径	杭長(m)	種類	継手数	先端部の形状	備考
試験杭	216.3	10	鋼管杭		先端翼	F1A基礎杭
本杭	216.3	9.5～10	鋼管杭		先端翼	

(3) 杭の品質等(4.3.4)～(4.3.8)(4.4.4)～(4.4.6)

設計支持力	推定支持力の算定方法	水平方向のずれ精度	継手工法	杭頭の処理

(4) 支持層(4.3.4)(4.3.5)(4.5.5)(4.5.6)

支持層の位置	支持層の種類	支持層への掘削深さ	支持層への根入れ深さ
図示	図示	図示	図示

(5) 場所打ちコンクリートにおける材料等ア 鉄筋(4.5.4)

帯筋	鉄筋の最小かぶり厚さ	備考
・ (参-22)	・ 図示	

イ セメントの種類【 ・ 普通ポルトランドセメント ・ 図示 】ウ コンクリート

設計基準強度	種別	備考

5 鉄筋工事

① 鉄筋(5.2.1)

2 溶接金網(5.2.2)

③ 継手及び定着(5.3.4)

④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(5.3.5)

⑤ 各部配筋(5.3.7)

6 機械式継手

種類の記号	呼び名(mm)	備考

網目の形状	寸法	鉄線の経	備考

(1) 継手の種類等

施工部位	継手の種類	備考(重ね継手の長さ等)

(2) 柱、梁の主筋の継手を同一箇所にはける場合は、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承諾を受けて施工すること。

(3) 鉄筋の定着長さ【※図示による。 ・ 】

(1) 軽量コンクリートの場合の最小かぶり厚さ：
(2) 塩害を受けるおそれのある部分等の位置及び最小かぶり厚さ：
(3) 機械式継手及び溶接継手の場合のあきの寸法：

施工箇所

配筋の方法

その他特記すべき事項

・ (参-)による。 ・ 図示

・ (参-)による。 ・ 図示

機械式継手の種類： ・ 図示 ・

8「コンクリート」ブロック

1 補強コンクリートブロック造(8.2.2)(8.2.4)(8.2.5)

2 コンクリートブロック塀壁及び塀(8.3.2)～(8.3.4)

3 ALCパネル(8.4.2)～(8.4.5)(表8.4.2)(表8.4.3)

4 押出成形セメント板(ECP)(8.5.2)～(8.5.4)(表8.5.1)(表8.5.2)

1 補強コンクリートブロック造(8.2.2)(8.2.4)(8.2.5)	ブロックの種類及びモジュール呼び寸法	正味厚さ	各部の配筋

2 コンクリートブロック塀壁及び塀(8.3.2)～(8.3.4)	ブロックの種類及びモジュール呼び寸法	正味厚さ	各部の配筋

塀の場合の化粧ブロックの有無：【 ・ 有り ・ 無し 】

(1) パネルの種類等

パネルの種類	単位荷重	厚さ	長さ	構法

(2) 床パネルの耐火性能：【 ・ 1時間 ・ 2時間 】

(3) 外壁パネル構法の場合の伸縮調整目地の目地幅：【 ・ 図示 ・ () mm 】

(4) 耐火目地材の適用：【 ・ 適用する ・ 適用しない 】

パネルの種類

表面形状

厚さ

幅

取付工法

7 鉄骨工事

1 鋼材(7.2.1)(表7.2.1)

2 高力ボルト(7.2.2)(7.3.2)(7.4.2)(7.4.7)

3 普通ボルト(7.2.3)(7.3.2)

4 アンカーボルト(7.2.4)(7.3.2)(7.10.3)(表7.10.1)

5 デッキプレート(7.2.7)(7.7.8)

6 スタッブ(7.2.8)

7 柱底均しモルタル(7.2.9)

8 材料試験等(7.2.10)

9 仮組(7.3.10)

溶接(7.6.3)(7.6.4)(7.6.7)(7.6.12)

塗料の種類(7.8.4)(表18.3.1)

耐火被覆の種類及び性能(7.9.2)(7.9.3)

その他(7.11.2)(7.12.5)

記号の種類	適用箇所	備考
		形状及び寸法は、図示による。

種類	径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考

すべり係数試験：【 ・ 実施する ・ 実施しない 】

試験の方法、試験片の摩擦面の処理： ・ 図示 ・

径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考

・ 構造用アンカーボルト

種類	縁端距離	間隔	ゲージ	形状及び寸法	保持及び埋込み工法

・ 建方用アンカーボルト

種類	縁端距離	間隔	ゲージ	形状及び寸法	保持及び埋込み工法

施工部位

材質

形状

寸法

備考

デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法： ・ 図示 ・

施工部位	材質	形状	寸法	備考

材料

厚さ

種別

備考

引張りを受ける材料の試験等： ・ 実施する 【図示()】

仮組の実施：【 ・ 実施する ・ 実施しない 】

開先の形状	エンドタブの有・無及び適用箇所	スカラップの形状	溶接部の試験

錆止め塗料の種類：【 ・ A種 ・ B種 】

種類	所要性能及び摘要箇所

(1) 軽量形鋼構造におけるボルトの接合方法：
(2) 熔融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理：【 ・ プラスト処理 ・ プラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の確認方法： 】

5 鉄骨工事

1 鋼材(7.2.1)(表7.2.1)

2 高力ボルト(7.2.2)(7.3.2)(7.4.2)(7.4.7)

3 普通ボルト(7.2.3)(7.3.2)

4 アンカーボルト(7.2.4)(7.3.2)(7.10.3)(表7.10.1)

5 デッキプレート(7.2.7)(7.7.8)

6 スタッブ(7.2.8)

7 柱底均しモルタル(7.2.9)

8 材料試験等(7.2.10)

9 仮組(7.3.10)

溶接(7.6.3)(7.6.4)(7.6.7)(7.6.12)

塗料の種類(7.8.4)(表18.3.1)

耐火被覆の種類及び性能(7.9.2)(7.9.3)

その他(7.11.2)(7.12.5)

記号の種類	適用箇所	備考
		形状及び寸法は、図示による。

種類	径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考

すべり係数試験：【 ・ 実施する ・ 実施しない 】

試験の方法、試験片の摩擦面の処理： ・ 図示 ・

径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考

・ 構造用アンカーボルト

種類	縁端距離	間隔	ゲージ	形状及び寸法	保持及び埋込み工法

・ 建方用アンカーボルト

種類	縁端距離	間隔	ゲージ	形状及び寸法	保持及び埋込み工法

施工部位

材質

形状

寸法

備考

デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法： ・ 図示 ・

施工部位	材質	形状	寸法	備考

材料

厚さ

種別

備考

引張りを受ける材料の試験等： ・ 実施する 【図示()】

仮組の実施：【 ・ 実施する ・ 実施しない 】

開先の形状	エンドタブの有・無及び適用箇所	スカラップの形状	溶接部の試験

錆止め塗料の種類：【 ・ A種 ・ B種 】

種類	所要性能及び摘要箇所

(1) 軽量形鋼構造におけるボルトの接合方法：
(2) 熔融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理：【 ・ プラスト処理 ・ プラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の確認方法： 】

8「コンクリート」ブロック

1 補強コンクリートブロック造(8.2.2)(8.2.4)(8.2.5)

2 コンクリートブロック塀壁及び塀(8.3.2)～(8.3.4)

3 ALCパネル(8.4.2)～(8.4.5)(表8.4.2)(表8.4.3)

4 押出成形セメント板(ECP)(8.5.2)～(8.5.4)(表8.5.1)(表8.5.2)

1 補強コンクリートブロック造(8.2.2)(8.2.4)(8.2.5)	ブロックの種類及びモジュール呼び寸法	正味厚さ	各部の配筋

2 コンクリートブロック塀壁及び塀(8.3.2)～(8.3.4)	ブロックの種類及びモジュール呼び寸法	正味厚さ	各部の配筋

塀の場合の化粧ブロックの有無：【 ・ 有り ・ 無し 】

(1) パネルの種類等

パネルの種類	単位荷重	厚さ	長さ	構法

(2) 床パネルの耐火性能：【 ・ 1時間 ・ 2時間 】

(3) 外壁パネル構法の場合の伸縮調整目地の目地幅：【 ・ 図示 ・ () mm 】

(4) 耐火目地材の適用：【 ・ 適用する ・ 適用しない 】

パネルの種類

表面形状

厚さ

幅

取付工法

9 暑中コンクリート

暑中コンクリートの適用は【 名護市 】の日平均気温の平年値が25℃を超える【 6月2日 】から【 10月15日 】までとする。
(注) 適用する場合は、気象庁HPより日平均気温の平年値を確認し、【 】を記載すること。

レディミキストコンクリートの品質確保については、「レディミキストコンクリートの品質確保について」(平成15年11月10日付け国営建第95号)及び「「レディミキストコンクリートの品質確保について」の運用について」(平成15年11月10日付け国営技第71号)を適用する。

10 石工事

1 石材(10.2.1)(表10.2.1)(表10.2.2)

2 壁の石張り工法(10.3.2)(10.4.2)(10.5.2)

(10.2.2)

(10.2.3)

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	建築工事特記仕様書(その3)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮尺	NO SCALE
摘要		図面番号	A-3
検印	管理建築士	設計	製図
		設計者	資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹 登録番号 1級建築士登録 (大臣) 第266099号 所在地 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号

(1) 地震に対する安全性設計用震度(K_H)

設計用震度	帳壁(仕上面及び構造体から仕上面までの 接合部材)の性能
設計用水平震度(K _H)	設計用震度の地震力に対して、部材に生じる応力度が所定の応力度以内にあり、有害な残留ひずみが生じないこと。ただし、所定の応力度以内にあり、その確認が困難な場合は、試験等により設計用震度の地震力に対して有害な残留ひずみが生じないことを確認する。なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
※1.0	所定の応力度は、短期許容応力度とし、短期許容応力度が定められていない材料については、関連基準(製造者等により構成される協会等が定める指針等を含む。)が定める値とする。
・	

(2) 構造体の層間変形に対する追従性

層間変形角	帳壁(仕上面及び構造体から仕上面までの 接合部材)の性能
・ 1/100	左記の層間変形角に対して、脱落しないこと
・ 1/200	
・	

(1) 防水の種類等(9.2.2)(9.3.2)(9.4.2)(9.5.2)(9.6.1)

防水の種類	厚さ	施工箇所
図示	図示	図示

(2) 防水層の種類(9.2.3)(9.3.3)(9.4.3)(9.5.3)(9.6.3)

防水層の種別	工法	備考

(表9.2.3)～(表9.2.9)(表9.3.1)～(表9.3.3)
(表9.4.1)～(表9.4.3)(表9.5.1)(表9.5.2)(表9.6.2)

(3) その他の材料等
・ 押え金物：材質() 寸法()
・ 絶縁用シート：材質()
・ 断熱材：材質() 厚さ()
・ 立上り部保護：材質() 工法等()
・ 脱気装置：種類() 設置数()
・ 仕上げ塗料：種類() 使用量()

(4) 施工
・ 下地の処理方法等：()

シーリング材の種類

施工箇所

試験等

MS-2

図示

※簡易接着性試験
・

PU-2

図示

※簡易接着性試験
・

(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。
(2) 保証期間は、工事完成後【 5 】年間とする。
アスファルト防水は【 】年間とする。

10 石工事

1 石材(10.2.1)(表10.2.1)(表10.2.2)

2 壁の石張り工法(10.3.2)(10.4.2)(10.5.2)

(10.2.2)

(10.2.3)

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	建築工事特記仕様書(その3)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮尺	NO SCALE
摘要		図面番号	A-3
検印	管理建築士	設計	製図
		設計者	資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹 登録番号 1級建築士登録 (大臣) 第266099号 所在地 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号

(1) 天然石

施工箇所	種類	表面仕上げの種類

(2) テラゾ

施工箇所	種石の種類、大きさ	形状及び寸法	表面仕上げの種類

(1) 工法、加工等

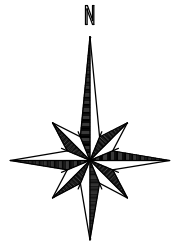
工法	厚さ	石裏面処理	裏打ち処理	備考

(2) 乾式工法の方式：【 ・ スライド方式 ・ ロッキング方式 】

(3) あと施工アンカーの材質及び寸法：

(4) 外壁湿式工法に使用するドレンパイプの材質：

10 石工事 へ 続 き ↓	3 床及び階段の石張り (10.6.2)(10.6.3)	<table><tr><td>厚さ</td><td>石裏面処理</td><td>目地幅</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	厚さ	石裏面処理	目地幅	備考					3 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	(3) 性能区分:性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。 ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1＋保存処理K3とする。 イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。	2 せっこうボード その他のボード 下地(15.2.5)	<table><tr><td>材料</td><td>種類</td><td>厚さ</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	材料	種類	厚さ				6 鋼製軽量建具 (16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table><tr><td>ドアセット等の種類</td><td>施工箇所</td><td>等級</td><td>備考</td></tr><tr><td>・簡易気密型ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・簡易気密型ドアセット																						
	厚さ	石裏面処理	目地幅	備考																																													
材料	種類	厚さ																																															
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																														
・簡易気密型ドアセット																																																	
4 特殊部位の石張り(10.7.1) (10.7.2)(10.7.3)	<table><tr><td>施工箇所</td><td>工法</td><td>石材の厚さ</td><td>石裏面処理</td><td>裏打ち処理</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	工法	石材の厚さ	石裏面処理	裏打ち処理	備考							4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証	(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。	(2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。	3 モルタル塗り (15.3.2)(15.3.5)	(1) モルタル:・現場調合材料・既調合材料() (2) 既製目地材の適用及び形状: (3) 床の目地の設置及び工法: (4) 外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験: 【・実施する・実施しない】	7 ステンレス製建具 (16.6.2)(16.6.3)	(1) 建具の性能等 <table><tr><td>施工箇所</td><td>気密性</td><td>水密性</td><td>耐風圧性</td><td>備考(材料等)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)																								
施工箇所	工法	石材の厚さ	石裏面処理	裏打ち処理	備考																																												
施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)																																													
11 タイル工事	1 タイル (11.2.2)(11.3.2)	(1) タイルの種類 <table><tr><td>施工箇所</td><td>形状・寸法</td><td>うわぐすり</td><td>吸水率</td><td>役物</td><td>色</td><td>耐滑り性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	耐滑り性								13 屋根及びとい工事	1 長尺金属板葺 (13.2.2)	<table><tr><td>施工箇所</td><td>屋根葺形式</td><td>板及びコイルの種類</td><td>塗膜の耐久性、めっき付着量の種類の表示記号</td><td>厚さ等</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 下葺材料:・アスファルトルーフィング940・改質アスファルトルーフィング	施工箇所	屋根葺形式	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量の種類の表示記号	厚さ等						4 仕上塗材仕上げ (15.6.2)(表15.6.1)	<table><tr><td>種類</td><td>呼び名</td><td>仕上げる形状・工法等</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類	呼び名	仕上げる形状・工法等							8 木製建具 (16.7.2)(16.7.4)	(1) かまち戸 かまちの樹種:・・・鏡板の樹種:・・・							
	施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	耐滑り性																																										
施工箇所	屋根葺形式	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量の種類の表示記号	厚さ等																																													
種類	呼び名	仕上げる形状・工法等																																															
2 あと張り工法 (11.2.6)(11.3.5)(表11.2.3)(表11.3.2)	(2) タイルの試験張り:【・行う・行わない】 (3) タイルの見本焼き:【・行う・行わない】 壁タイル張りの工法等 <table><tr><td>タイルの種類</td><td>大きさ</td><td>工法</td><td>張付け材料の種類、塗厚等</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理: 【・MCR工法・目荒らし工法】	タイルの種類	大きさ	工法	張付け材料の種類、塗厚等					(2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。	5 マスチック塗料塗り(表15.7.1)	(1) 下塗り及び中塗りに用いるせっこうプラスター・既調合プラスター(下塗り用)・現場調合プラスター(下塗り用) (2) 上塗り:・既調合プラスター(上塗り用)・しっくい塗り	⑨ 建具用金物 (16.8.2)(16.8.3)(表16.8.1)	(1) 建具用金物の材質、形状及び寸法 <table><tr><td>形式</td><td>金物の種類</td><td>見え掛り部の材質</td><td>備考</td></tr><tr><td>図示</td><td>図示</td><td>図示</td><td></td></tr></table>	形式	金物の種類	見え掛り部の材質	備考	図示	図示	図示																												
タイルの種類	大きさ	工法	張付け材料の種類、塗厚等																																														
形式	金物の種類	見え掛り部の材質	備考																																														
図示	図示	図示																																															
12 木工事	1 木材 (12.2.1)(表12.2.1)	(1) 木材(下地材)の含水率:※A種・B種 木材(造作材)の含水率:※A種・B種	2 折板 (13.3.2)	2 折板 (13.3.2)	<table><tr><td>施工箇所</td><td>形式の区分</td><td>山高・山ピッチ</td><td>耐力による区分</td><td>材料による区分</td><td>厚さ</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (1) 軒先面戸板の適用:【・有り・無し】 (2) 断熱材張り【・実施する・実施しない】	施工箇所	形式の区分	山高・山ピッチ	耐力による区分	材料による区分	厚さ							7 しっくい塗り (15.10.2)	(1) しっくい:・現場調合材料・既調合材料() 仕上げ厚さ:	⑩ 鍵 (16.8.4)	(1) マスターキー:【◎製作する・製作しない】 (2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまとめて納品する。																												
	施工箇所	形式の区分				山高・山ピッチ	耐力による区分	材料による区分	厚さ																																								
(表12.2.2)	(2) 製材 【・「製材の日本農林規格」による・「製材の日本農林規格」以外による】 【・下地用針葉樹製材・造作用針葉樹製材・広葉樹製材・】 <table><tr><td>施工箇所</td><td>樹種</td><td>寸法</td><td>等級又は品質</td><td>含水率</td><td>防虫処理</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	防虫処理													(1) 軒先面戸板の適用:【・有り・無し】 (2) 断熱材張り【・実施する・実施しない】	8 ロックウール吹付け(15.12.3)	仕上げ厚さ:	11 自動ドア開閉装置(16.9.3)(表16.9.4)	(1) 戸の開閉方法:【・引戸・開き戸・折戸】 (2) センサーの種類:																									
施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	防虫処理																																												
13 金属工事	2 土壌の防蟻処理 (12.3.1)(12.3.2)	(3) 造作用集成材 【・「集成材の日本農林規格」による・「集成材の日本農林規格」以外による】 【・造作用集成材・化粧ばり造作用集成材・化粧ばり構造用集成材・】 <table><tr><td>施工箇所</td><td>樹種</td><td>寸法</td><td>等級又は品質</td><td>含水率</td><td>化粧薄板の厚さ</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	化粧薄板の厚さ							3 県産瓦葺 (13.4.3)	(1) 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。 (2) 沖縄県技能評価認定制度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する作業中において次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。 【・1名以上配置・施工面積㎡につき、級技能評価試験に合格した者を1名配置】	(1) 瓦の緊結方法:() <table><tr><td>材種</td><td>規格名称</td><td>材質</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	材種	規格名称	材質	備考					⑬ 建具工事	1 防火戸等 (16.1.3)(16.1.6) 2 見本の製作等 (16.1.4) ③ アルミニウム製建具 (16.2.2)(16.2.4)(16.2.5)(表14.2.1)(表16.2.1)	(1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。 (2) 防犯建物部品の適用は、図示による。 (1) 建具見本の製作:【・行う・行わない】 (2) 特殊な建具の仮組:【・実施する・実施しない】 (1) 建具の性能等 <table><tr><td>種別</td><td>耐風圧性</td><td>気密性</td><td>水密性</td><td>枠見込み寸法</td><td>施工箇所</td></tr><tr><td>C種</td><td>S-6</td><td>A-4</td><td>W-5</td><td>100</td><td>前室</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所	C種	S-6	A-4	W-5	100	前室							12 シャッター (16.11.2)(16.12.2)(16.12.4)	(1) シャッターの種類:【・重量()・軽量】 (2) 耐風圧強度: (3) 開閉機能:【・手動式・電動式】 (4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式:【・インターロック形・オーバーラッピング形】	
		施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	化粧薄板の厚さ																																										
材種	規格名称	材質	備考																																														
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所																																												
C種	S-6	A-4	W-5	100	前室																																												
(3) 造作用単板積層材 【・「単板積層材の日本農林規格」による・「単板積層材の日本農林規格」以外による】 <table><tr><td>施工箇所</td><td>厚さ</td><td>表面の品質</td><td>含水率</td><td>防虫処理</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	厚さ	表面の品質	含水率	防虫処理						4 瓦 (13.4.3)	(1) 瓦の緊結方法:()	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table><tr><td>ドアセット等の種類</td><td>施工箇所</td><td>等級</td><td>備考</td></tr><tr><td>・防音ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・断熱ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・耐震ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・防音ドアセット				・断熱ドアセット				・耐震ドアセット				(3) 外部に面する建具の表面処理の種別及び複合皮膜の種類 種別:B-1 複合皮膜の種類:【・A1・A2】(JIS H 8602) (4) 結露水の処理方法: (5) 水切り及びげん板等の加工及び組立は、図示による。	13 オーバーヘッドドア(16.13.2)	(1) 耐風圧性能の区分: (2) 開閉機能:【※バランス式・チェーン式・電動式】 (3) 収納形式による区分:																	
施工箇所	厚さ	表面の品質	含水率	防虫処理																																													
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																														
・防音ドアセット																																																	
・断熱ドアセット																																																	
・耐震ドアセット																																																	
14 左官工事	3 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	(4) 合板等【・普通合板・構造用合板】 <table><tr><td>施工箇所</td><td>樹種</td><td>厚さ品質、等級等</td><td>接着の程度</td><td>防虫・強度等</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	樹種	厚さ品質、等級等	接着の程度	防虫・強度等						4 瓦 (13.4.3)	(1) 瓦の緊結方法:()	4 樹脂製建具 (16.3.2)(16.3.3)(16.3.4)(16.3.5)(表16.3.1)(表16.3.2)(表16.3.3)	(1) 建具の性能等 <table><tr><td>種別</td><td>耐風圧性</td><td>気密性</td><td>水密性</td><td>枠見込み寸法</td><td>施工箇所</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所							14 ガラス (16.14.2)(16.14.4)(16.14.5)	(1) ガラスの種類及び厚さ等 <table><tr><td>ガラスの種類</td><td>厚さ等</td><td>備考</td></tr><tr><td>網入透明ガラス</td><td>6.8</td><td></td></tr></table>	ガラスの種類	厚さ等	備考	網入透明ガラス	6.8														
		施工箇所	樹種	厚さ品質、等級等	接着の程度	防虫・強度等																																											
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所																																												
ガラスの種類	厚さ等	備考																																															
網入透明ガラス	6.8																																																
(6) パーティクルボード <table><tr><td>施工箇所</td><td>厚さ</td><td>表裏面の状態</td><td>曲げ強さ</td><td>接着剤</td><td>難燃性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	厚さ	表裏面の状態	曲げ強さ	接着剤	難燃性							5 とい(13.5.2)(表13.5.1)	(1) 瓦の緊結方法:()	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table><tr><td>ドアセット等の種類</td><td>施工箇所</td><td>等級</td><td>備考</td></tr><tr><td>・防音ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・断熱ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・防音ドアセット				・断熱ドアセット				(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式:【・インターロック形・オーバーラッピング形】	17 カーテンウォール工事	1 カーテンウォール (17.2.2)(17.2.3)(17.2.6)(17.3.2)(17.3.3)(17.3.6)	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table><tr><td>耐風圧性能</td><td>耐震性</td><td>水密性</td><td>気密性</td><td>耐火性</td><td>耐温度性</td><td>遮音性</td><td>断熱性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性										
施工箇所	厚さ	表裏面の状態	曲げ強さ	接着剤	難燃性																																												
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																														
・防音ドアセット																																																	
・断熱ドアセット																																																	
耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																										
15 左官工事	3 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	(5) パーティクルボード <table><tr><td>施工箇所</td><td>厚さ</td><td>表裏面の状態</td><td>曲げ強さ</td><td>接着剤</td><td>難燃性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	厚さ	表裏面の状態	曲げ強さ	接着剤	難燃性							5 とい(13.5.2)(表13.5.1)	(1) 瓦の緊結方法:()	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table><tr><td>ドアセット等の種類</td><td>施工箇所</td><td>等級</td><td>備考</td></tr><tr><td>・防音ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・断熱ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・防音ドアセット				・断熱ドアセット				(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式:【・インターロック形・オーバーラッピング形】	17 カーテンウォール工事	1 カーテンウォール (17.2.2)(17.2.3)(17.2.6)(17.3.2)(17.3.3)(17.3.6)	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table><tr><td>耐風圧性能</td><td>耐震性</td><td>水密性</td><td>気密性</td><td>耐火性</td><td>耐温度性</td><td>遮音性</td><td>断熱性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性								
		施工箇所	厚さ	表裏面の状態	曲げ強さ	接着剤	難燃性																																										
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																														
・防音ドアセット																																																	
・断熱ドアセット																																																	
耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																										
16 左官工事	3 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	(6) パーティクルボード <table><tr><td>施工箇所</td><td>厚さ</td><td>表裏面の状態</td><td>曲げ強さ</td><td>接着剤</td><td>難燃性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	厚さ	表裏面の状態	曲げ強さ	接着剤	難燃性							5 とい(13.5.2)(表13.5.1)	(1) 瓦の緊結方法:()	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table><tr><td>ドアセット等の種類</td><td>施工箇所</td><td>等級</td><td>備考</td></tr><tr><td>・防音ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・断熱ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・防音ドアセット				・断熱ドアセット				(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式:【・インターロック形・オーバーラッピング形】	17 カーテンウォール工事	1 カーテンウォール (17.2.2)(17.2.3)(17.2.6)(17.3.2)(17.3.3)(17.3.6)	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table><tr><td>耐風圧性能</td><td>耐震性</td><td>水密性</td><td>気密性</td><td>耐火性</td><td>耐温度性</td><td>遮音性</td><td>断熱性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性								
		施工箇所	厚さ	表裏面の状態	曲げ強さ	接着剤	難燃性																																										
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																														
・防音ドアセット																																																	
・断熱ドアセット																																																	
耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																										
17 左官工事	3 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	(7) 構造用パネル <table><tr><td>施工箇所</td><td>厚さ</td><td>等級</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	厚さ	等級				5 とい(13.5.2)(表13.5.1)	(1) 瓦の緊結方法:()	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table><tr><td>ドアセット等の種類</td><td>施工箇所</td><td>等級</td><td>備考</td></tr><tr><td>・防音ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・断熱ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・防音ドアセット				・断熱ドアセット				(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式:【・インターロック形・オーバーラッピング形】	17 カーテンウォール工事	1 カーテンウォール (17.2.2)(17.2.3)(17.2.6)(17.3.2)(17.3.3)(17.3.6)	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table><tr><td>耐風圧性能</td><td>耐震性</td><td>水密性</td><td>気密性</td><td>耐火性</td><td>耐温度性</td><td>遮音性</td><td>断熱性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性														
		施工箇所	厚さ	等級																																													
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																														
・防音ドアセット																																																	
・断熱ドアセット																																																	
耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																										
18 左官工事	3 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	(8) 構造用パネル <table><tr><td>施工箇所</td><td>厚さ</td><td>等級</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	厚さ	等級				5 とい(13.5.2)(表13.5.1)	(1) 瓦の緊結方法:()	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table><tr><td>ドアセット等の種類</td><td>施工箇所</td><td>等級</td><td>備考</td></tr><tr><td>・防音ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・断熱ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・防音ドアセット				・断熱ドアセット				(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式:【・インターロック形・オーバーラッピング形】	17 カーテンウォール工事	1 カーテンウォール (17.2.2)(17.2.3)(17.2.6)(17.3.2)(17.3.3)(17.3.6)	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table><tr><td>耐風圧性能</td><td>耐震性</td><td>水密性</td><td>気密性</td><td>耐火性</td><td>耐温度性</td><td>遮音性</td><td>断熱性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性														
		施工箇所	厚さ	等級																																													
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																														
・防音ドアセット																																																	
・断熱ドアセット																																																	
耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																										
19 左官工事	3 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	(9) 構造用パネル <table><tr><td>施工箇所</td><td>厚さ</td><td>等級</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	厚さ	等級				5 とい(13.5.2)(表13.5.1)	(1) 瓦の緊結方法:()	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table><tr><td>ドアセット等の種類</td><td>施工箇所</td><td>等級</td><td>備考</td></tr><tr><td>・防音ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・断熱ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・防音ドアセット				・断熱ドアセット				(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式:【・インターロック形・オーバーラッピング形】	17 カーテンウォール工事	1 カーテンウォール (17.2.2)(17.2.3)(17.2.6)(17.3.2)(17.3.3)(17.3.6)	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table><tr><td>耐風圧性能</td><td>耐震性</td><td>水密性</td><td>気密性</td><td>耐火性</td><td>耐温度性</td><td>遮音性</td><td>断熱性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性														
		施工箇所	厚さ	等級																																													
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																														
・防音ドアセット																																																	
・断熱ドアセット																																																	
耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																										
20 左官工事	3 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	(10) 構造用パネル <table><tr><td>施工箇所</td><td>厚さ</td><td>等級</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	厚さ	等級				5 とい(13.5.2)(表13.5.1)	(1) 瓦の緊結方法:()	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table><tr><td>ドアセット等の種類</td><td>施工箇所</td><td>等級</td><td>備考</td></tr><tr><td>・防音ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・断熱ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・防音ドアセット				・断熱ドアセット				(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式:【・インターロック形・オーバーラッピング形】	17 カーテンウォール工事	1 カーテンウォール (17.2.2)(17.2.3)(17.2.6)(17.3.2)(17.3.3)(17.3.6)	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table><tr><td>耐風圧性能</td><td>耐震性</td><td>水密性</td><td>気密性</td><td>耐火性</td><td>耐温度性</td><td>遮音性</td><td>断熱性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性														
		施工箇所	厚さ	等級																																													
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																														
・防音ドアセット																																																	
・断熱ドアセット																																																	
耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																										
21 左官工事	3 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	(11) 構造用パネル <table><tr><td>施工箇所</td><td>厚さ</td><td>等級</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	厚さ	等級				5 とい(13.5.2)(表13.5.1)	(1) 瓦の緊結方法:()	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table><tr><td>ドアセット等の種類</td><td>施工箇所</td><td>等級</td><td>備考</td></tr><tr><td>・防音ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・断熱ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・防音ドアセット				・断熱ドアセット				(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式:【・インターロック形・オーバーラッピング形】	17 カーテンウォール工事	1 カーテンウォール (17.2.2)(17.2.3)(17.2.6)(17.3.2)(17.3.3)(17.3.6)	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table><tr><td>耐風圧性能</td><td>耐震性</td><td>水密性</td><td>気密性</td><td>耐火性</td><td>耐温度性</td><td>遮音性</td><td>断熱性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性														
		施工箇所	厚さ	等級																																													
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																														
・防音ドアセット																																																	
・断熱ドアセット																																																	
耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																										
22 左官工事	3 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	(12) 構造用パネル <table><tr><td>施工箇所</td><td>厚さ</td><td>等級</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	厚さ	等級				5 とい(13.5.2)(表13.5.1)	(1) 瓦の緊結方法:()	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table><tr><td>ドアセット等の種類</td><td>施工箇所</td><td>等級</td><td>備考</td></tr><tr><td>・防音ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・断熱ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・防音ドアセット				・断熱ドアセット				(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式:【・インターロック形・オーバーラッピング形】	17 カーテンウォール工事	1 カーテンウォール (17.2.2)(17.2.3)(17.2.6)(17.3.2)(17.3.3)(17.3.6)	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table><tr><td>耐風圧性能</td><td>耐震性</td><td>水密性</td><td>気密性</td><td>耐火性</td><td>耐温度性</td><td>遮音性</td><td>断熱性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性														
		施工箇所	厚さ	等級																																													
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																														
・防音ドアセット																																																	
・断熱ドアセット																																																	
耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																										
23 左官工事	3 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	(13) 構造用パネル <table><tr><td>施工箇所</td><td>厚さ</td><td>等級</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	厚さ	等級				5 とい(13.5.2)(表13.5.1)	(1) 瓦の緊結方法:()	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table><tr><td>ドアセット等の種類</td><td>施工箇所</td><td>等級</td><td>備考</td></tr><tr><td>・防音ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・断熱ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・防音ドアセット				・断熱ドアセット				(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式:【・インターロック形・オーバーラッピング形】	17 カーテンウォール工事	1 カーテンウォール (17.2.2)(17.2.3)(17.2.6)(17.3.2)(17.3.3)(17.3.6)	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table><tr><td>耐風圧性能</td><td>耐震性</td><td>水密性</td><td>気密性</td><td>耐火性</td><td>耐温度性</td><td>遮音性</td><td>断熱性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性														
		施工箇所	厚さ	等級																																													
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																														
・防音ドアセット																																																	
・断熱ドアセット																																																	
耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																										
24 左官工事	3 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	(14) 構造用パネル <table><tr><td>施工箇所</td><td>厚さ</td><td>等級</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	厚さ	等級				5 とい(13.5.2)(表13.5.1)	(1) 瓦の緊結方法:()	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table><tr><td>ドアセット等の種類</td><td>施工箇所</td><td>等級</td><td>備考</td></tr><tr><td>・防音ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・断熱ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・防音ドアセット				・断熱ドアセット				(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式:【・インターロック形・オーバーラッピング形】	17 カーテンウォール工事	1 カーテンウォール (17.2.2)(17.2.3)(17.2.6)(17.3.2)(17.3.3)(17.3.6)	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table><tr><td>耐風圧性能</td><td>耐震性</td><td>水密性</td><td>気密性</td><td>耐火性</td><td>耐温度性</td><td>遮音性</td><td>断熱性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性														
		施工箇所	厚さ	等級																																													
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																														
・防音ドアセット																																																	
・断熱ドアセット																																																	
耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																										
25 左官工事	3 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	(15) 構造用パネル <table><tr><td>施工箇所</td><td>厚さ</td><td>等級</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	厚さ	等級				5 とい(13.5.2)(表13.5.1)	(1) 瓦の緊結方法:()	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table><tr><td>ドアセット等の種類</td><td>施工箇所</td><td>等級</td><td>備考</td></tr><tr><td>・防音ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・断熱ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・防音ドアセット				・断熱ドアセット				(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式:【・インターロック形・オーバーラッピング形】	17 カーテンウォール工事	1 カーテンウォール (17.2.2)(17.2.3)(17.2.6)(17.3.2)(17.3.3)(17.3.6)	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table><tr><td>耐風圧性能</td><td>耐震性</td><td>水密性</td><td>気密性</td><td>耐火性</td><td>耐温度性</td><td>遮音性</td><td>断熱性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性														
		施工箇所	厚さ	等級																																													
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																														
・防音ドアセット																																																	
・断熱ドアセット																																																	
耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																										
26 左官工事	3 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	(16) 構造用パネル <table><tr><td>施工箇所</td><td>厚さ</td><td>等級</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	厚さ	等級				5 とい(13.5.2)(表13.5.1)	(1) 瓦の緊結方法:()	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table><tr><td>ドアセット等の種類</td><td>施工箇所</td><td>等級</td><td>備考</td></tr><tr><td>・防音ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・断熱ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・防音ドアセット				・断熱ドアセット				(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式:【・インターロック形・オーバーラッピング形】	17 カーテンウォール工事	1 カーテンウォール (17.2.2)(17.2.3)(17.2.6)(17.3.2)(17.3.3)(17.3.6)	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table><tr><td>耐風圧性能</td><td>耐震性</td><td>水密性</td><td>気密性</td><td>耐火性</td><td>耐温度性</td><td>遮音性</td><td>断熱性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性														
		施工箇所	厚さ	等級																																													
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																														
・防音ドアセット																																																	
・断熱ドアセット																																																	
耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																										
27 左官工事	3 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	(17) 構造用パネル <table><tr><td>施工箇所</td><td>厚さ</td><td>等級</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	厚さ	等級				5 とい(13.5.2)(表13.5.1)	(1) 瓦の緊結方法:()	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table><tr><td>ドアセット等の種類</td><td>施工箇所</td><td>等級</td><td>備考</td></tr><tr><td>・防音ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・断熱ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・防音ドアセット				・断熱ドアセット				(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式:【・インターロック形・オーバーラッピング形】	17 カーテンウォール工事	1 カーテンウォール (17.2.2)(17.2.3)(17.2.6)(17.3.2)(17.3.3)(17.3.6)	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table><tr><td>耐風圧性能</td><td>耐震性</td><td>水密性</td><td>気密性</td><td>耐火性</td><td>耐温度性</td><td>遮音性</td><td>断熱性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性														
		施工箇所	厚さ	等級																																													
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																														
・防音ドアセット																																																	
・断熱ドアセット																																																	
耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																										
28 左官工事	3 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	(18) 構造用パネル <table><tr><td>施工箇所</td><td>厚さ</td><td>等級</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	厚さ	等級				5 とい(13.5.2)(表13.5.1)	(1) 瓦の緊結方法:()	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table><tr><td>ドアセット等の種類</td><td>施工箇所</td><td>等級</td><td>備考</td></tr><tr><td>・防音ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・断熱ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・防音ドアセット				・断熱ドアセット				(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式:【・インターロック形・オーバーラッピング形】	17 カーテンウォール工事	1 カーテンウォール (17.2.2)(17.2.3)(17.2.6)(17.3.2)(17.3.3)(17.3.6)	(1) カーテンウォールの種類:【・メタル・PC】 (2) 性能 <table><tr><td>耐風圧性能</td><td>耐震性</td><td>水密性</td><td>気密性</td><td>耐火性</td><td>耐温度性</td><td>遮音性</td><td>断熱性</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性														
		施工箇所	厚さ	等級																																													
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																														
・防音ドアセット																																																	
・断熱ドアセット																																																	
耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性																																										
29 左官工事	3 防腐・防蟻・防虫処理 (12.3.1)(12.3.2)	(19) 構造用パネル <table><tr><td>施工箇所</td><td>厚さ</td><td>等級</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	厚さ	等級				5 とい(13.5.2)(表13.5.1)	(1) 瓦の緊結方法:()	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 <table><tr><td>ドアセット等の種類</td><td>施工箇所</td><td>等級</td><td>備考</td></tr><tr><td>・防音ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・断熱ドアセット</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考	・防音ドアセット				・断熱ドアセット				(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】 (5) スラットの形式:【・インターロック形・オーバーラッピング形】	17 カーテンウォール工事																								
		施工箇所	厚さ	等級																																													
ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考																																														
・防音ドアセット																																																	
・断熱ドアセット																																																	



至 宮里



申請場所： 沖縄県名護市宮里七丁目2番6号

名護市資料 直近完成建物 完成図・施設台帳より

既設建物		延べ面積			
		1 階	2 階	3 階	合 計
①	A 棟 (1-1)	927.54	728.98	326.59	1,983.11
	B 棟 (1-2)	479.27	481.03	462.11	1,422.41
	C 棟 (1-3)	338.43	334.08		672.51
	D 棟 (1-4)	370.838+69.71 440.55	389.913+78.31 468.22	389.913+78.31 468.22	1,376.99
	E 棟 (1-5)	166.49	28.00		194.49
	① の 計	2,352.28	2,040.31	1,256.92	5,649.51
②	屋内運動場	1,207.00	193.60		1,400.60
③	屋便体倉	69.09			69.09
④	防災倉庫	9.28			9.28
撤去 車 庫		解体撤去			解体撤去
①～④の合計		3,637.65	2,233.91	1,256.92	7,128.48

申請建物		延べ面積	
1 階	①	5.350 × 2.050	10.96
2 階	①	5.350 × 2.050	10.96
3 階	①	5.350 × 2.050	10.96
合 計			32.88

大宮中学校 全体面積表		
	延 べ 面 積	建 築 面 積
既設面積	7,128.48	5,075.86
申請部分面積	32.88	10.96
合 計	7,161.36	5,086.82

敷 地 面 積		名護市教育委員会 土地調査より
校舎保有地面積	26,648.42 m ²	
進入口保有地面積	800.00 m ²	
合 計	27,448.42 m ²	

(第一種中高層住居専用地域部分)

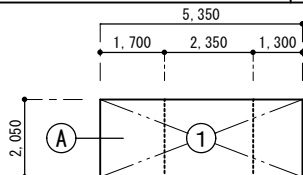
(準住居地域部分)

名護市資料 直近完成建物 完成図・施設台帳より

既設建物		建築面積
①	A 棟 (1-1)	1,332.50
	B 棟 (1-2)	631.92
	C 棟 (1-3)	468.33
	D 棟 (1-4)	613.57
	E 棟 (1-5)	261.86
	受水槽	12.00
① の 計		3,320.18
②	屋内運動場	1,677.31
③	屋便体倉	69.09
④	防災倉庫	9.28
撤去 車 庫		解体撤去
①～④の合計		5,075.86

申請建物		建築面積
①	5.350 × 2.050	10.96
合 計		10.96

E V 昇降路 床面積 算定図			
①A	1F	1.700 × 2.050	3.485
	2F	1.700 × 2.050	3.485
	3F	1.700 × 2.050	3.485
合 計			10.45



建築面積・床面積 算定図		A3版 S=1/200 A1版 S=1/100
--------------	--	----------------------------

特記事項

- ※1 形及び質の変更は無し
- ※2 敷地内通路内に排水溝無し
- ※3 解体撤去予定の既設建物(4棟)は申請部分の完了検査前に撤去する。

配 置 図		A3版 S=1/1000 A1版 S=1/500
-------	--	-----------------------------

至 宮里

敷地と道路との関係 (県条例 第24条)
有効幅 6.0m以上 OK

国道58号線 (42条1項1号道路)
前面道路 幅員3.0m

敷地と道路が接している部分の長さ: 16.00m
出入口部分の長さ: 16.00m

至 羽地

(第一種中高層住居専用地域部分)
(準住居地域部分)

(準住居地域部分)
(第一種中高層住居専用地域部分)

建築確認申請が不要な小規模倉庫に該当する
(L3.950×D2.350×H2.393よりS=9.28m²)

名護市教育委員会

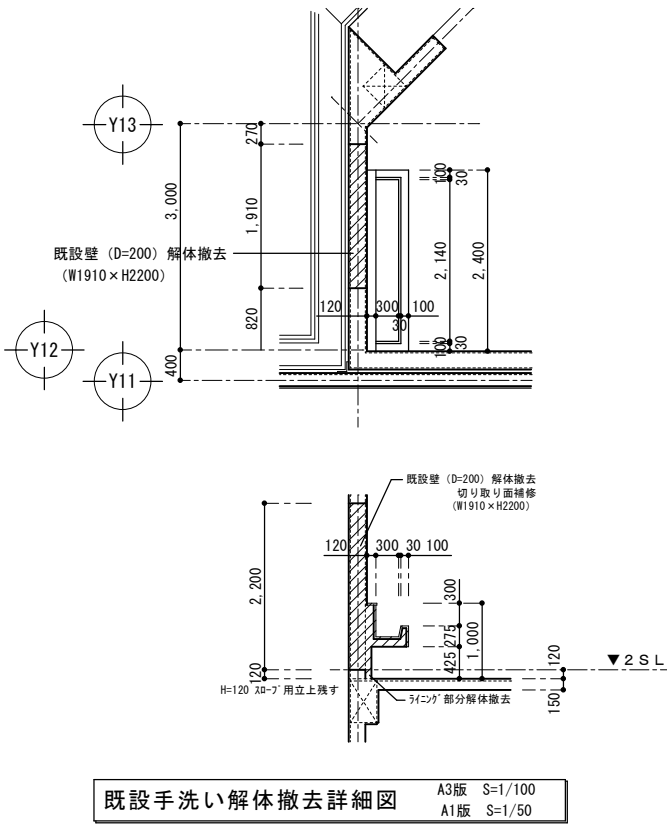
バックネット

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V・多目的便所・スロープ) 共通	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	案内図・配置図・面積表
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:100・A00 A3版 S=1:200・800
施 工 者	管理建築士 設 計 製 図	図面番号	A-6
		名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 神宗根 徹
		登 録 番 号	1級建築士登録 (大設) 第266099号 沖縄県名護市宮里七丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797
検 印		所 在 地	

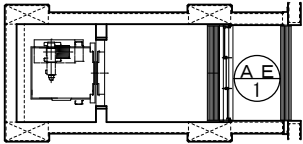
内 部 仕 上 表										
階	N0	室 名	床 高	天井高	床	巾 木	壁	廻 り 縁	天 井	備 考
1 F	1	前 室	－	2.400	コンクリート木コテ仕上	ビニル巾木 (H=75)	コンクリート打放し補修、E P－Ⅱ (JIS K 5663 2種)	塩ビ製廻縁	軽量鉄骨下地 (19形) 79.5mmPB捨て張り 79.0mmロックウール吸音板張り	室名札 (平付)
～	2	E V シャフト	－	－	コンクリート金コテ仕上	－	コンクリート打放し補修	－	－	室名札 (平付) 排水ユニットSUS細目グレーチング 浅型T-2 (シャブソ同等品)
3 F										

外 部 仕 上 表				
屋 根	外 壁	犬 走 り ・ 既 設 廊 下 接 続 部 分	軒 裏	備 考
屋根：陸屋根部分 コンクリート金ゴテ押え、ウレタン塗膜防水 (X-2) 屋根スラブ裏 断熱材 厚25mm押出法ポリスチレンフォーム (3種b) 打ち込み (JIS A 9521) ・ スタイロエース-Ⅱ 同等品以上 XPS3bA	外 壁 部 分 コンクリート打放し補修、防水形複層塗材 (E) 吹付け仕上 コンクリート面凹凸模様吹付フッ素系 水系つやあり上塗2回 (軒 天) コンクリート打放し補修、E P－Ⅰ (JIS K 5663 1種)	コンクリート金ゴテ薄物仕上げ (先端面取り) E X P ・ J 5 0 mmタイプ (床+床・外壁+外壁コーナー・天井+天井コーナー・外壁+屋根) コンクリート打放し補修、E P－Ⅰ (JIS K 5663 1種)	コンクリート打放し補修、E P－Ⅰ (JIS K 5663 1種)	縦樋：VP100 外壁同様仕上 ピクトサイン：ステンドグラス製 2 0 0 角

- 注) 1. 造作材：特記なきものは、JIS E 1301仕上とする。
2. 構造材：根太は、75mm その他は、すべて杉材とする。
3. 防虫防蟻処理 (土壌処理) は、コンクリートにて覆われる全ての範囲とする。
4. コンクリート面金ゴテ仕上は、薄物仕上とする。
5. 束立・転ばし床組・杉・もみぎの下のコンクリート面は、厚物仕上とする。
6. 金属製建具廻りは、すべて変成シリコン系シリングを施する事。
7. 金属・木製建具が留め材は、すべてシリコン系シリングを施する事。
8. 物入等金具・丁番 スライド丁番、マグネットキャッチ、取手は隠し廻り込み取手
9. 木質建材 (合板、木質フローリング、パネリングボード、MDF等)、壁紙、床張り材を含む断熱材、接着剤、塗料、仕上塗材等はF☆☆☆☆を使用する事。
10. シカボス対策における内装仕上の制限に抵触する材料はF☆☆☆☆の建材を使用する事。
11. シカボス対策における天井裏などの制限に関する部分については、F☆☆☆☆の床張り材の使用とする。
12. ケイ酸カルシウム板はノンアスベスト製品とする 不燃番号：NM-8578
13. 天井：軽量鉄骨下地、7)9.5mm 化粧石膏ボード 準不燃番号：QM-9821
14. その他上記以外、特記仕様書、図面による。
15. 各仕上材料の発注については監理者及び発注者の承認を得る事。
16. 取り付け位置については監理者及び発注者の承認を得る事。
17. E P－Ⅰ：JIS K 5663 1種、E P－Ⅱ：JIS K 5663 2種



建 具 記 号	AE1	3箇所
形状・寸法		
取付場所	E V ・前室	
型 状	3枚引き戸	
材質、仕上	アルミニウムライツ (シルバー)	
見 込	100mm	
ガラス	76.8mm 網入透明ガラス	
金物、その他	引き違い戸錠 (2ヶ)、外：シリコン 内：サムターン 腰下：アルミねじ、下枠：ステンレス SUS304 ステンレス製ハンドルねじ L=300 その他付属金物一式	



金属製建具 キープラン

金属製建具 特記事項

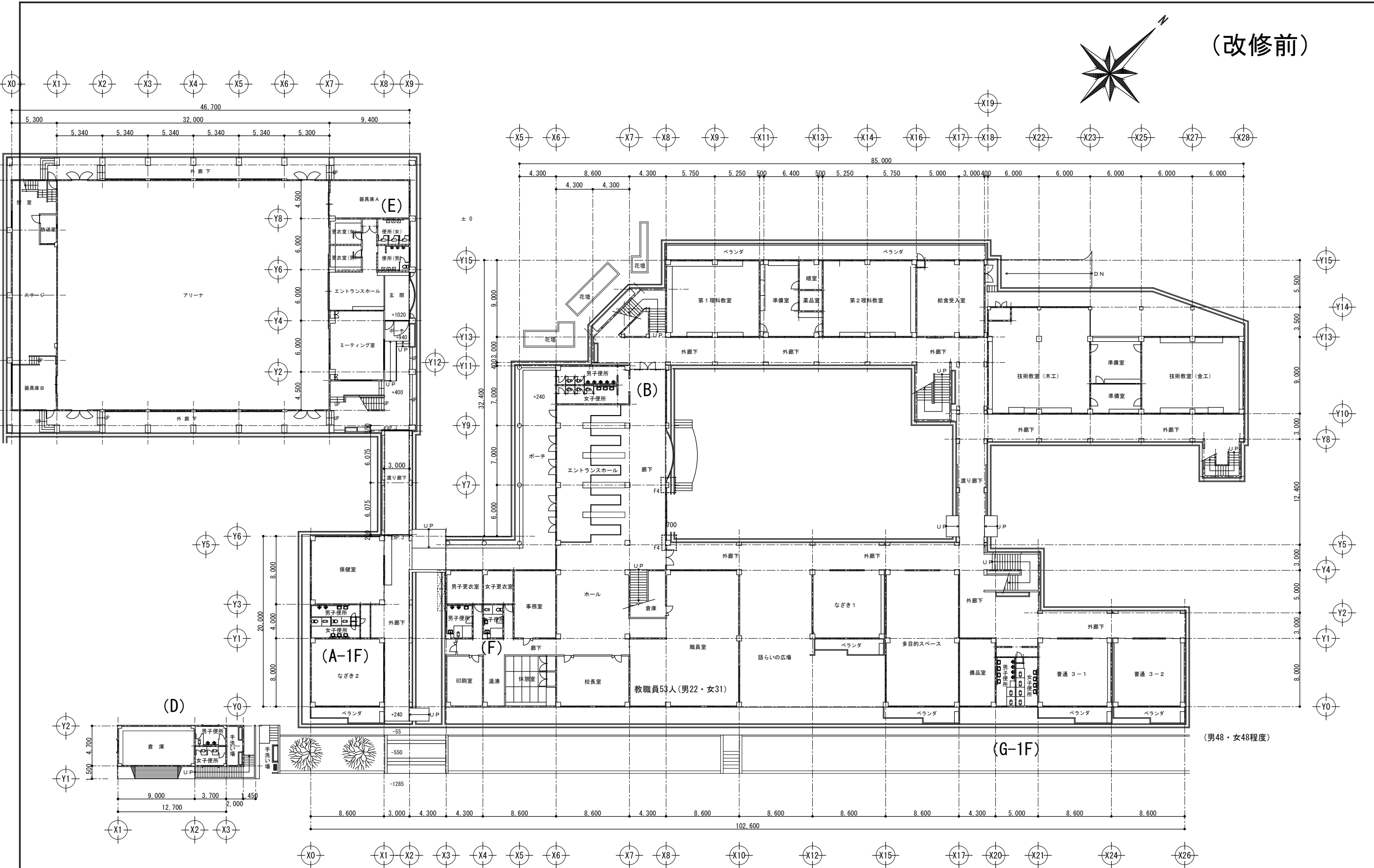
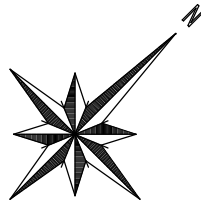
性 能

- 1、耐風圧性 S-6 (2800Pa以上) 計算書提出
2、気密性 A-4 (2等級) "
3、水密性 W-5 (50等級) "
4、遮音性 T-1 (25等級) "
5、ガラスの耐風圧性を必ず確認し工事着工する。

木製・金属製建具 共通のマスターを、作成提出する事とする。

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E V)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	仕上表・建具表
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100
摘 要		図面番号	A-7
検 印	管理建築士	設 計	有 限 会 社 ナ カ ソ ネ 設 計
		製 図	資格者氏名 仲宗根 徹
			登録番号 1級建築士登録 (大宮) 第266099号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL. 0980-52-2797

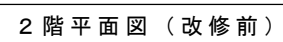
(改修前)



1 階 平 面 図 (改 修 前)

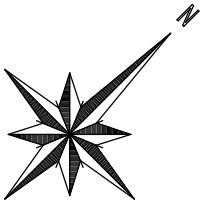
A3版 S=1/400
A1版 S=1/200

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	1 階平面図 (改修前)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400
図面番号	A-8		
名 称	有 限 会 社 ナ カ ソ ネ 設 計		
設 計 者	資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
検 印	登録番号	1級建築士登録 (大宮) 第266099号 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797	
	所 在 地		



A3版	S=1/400
A1版	S=1/200

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E・V)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	2階平面図 (改修前)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S:1/200 A3版 S:1/400
備 要		図面番号	A-9
検 印	管理建築士	設 計	名 称
		製 図	有 限 会 社 ナ コ ソ ネ 設 計
			資格者氏名
			管理建築士 仲宗根 徹
			登録番号
			1級建築士登録 (大抵) 第266099号
			所 在 地
			沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号

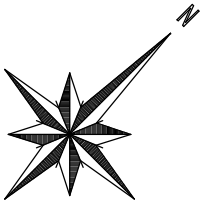


(改修前)

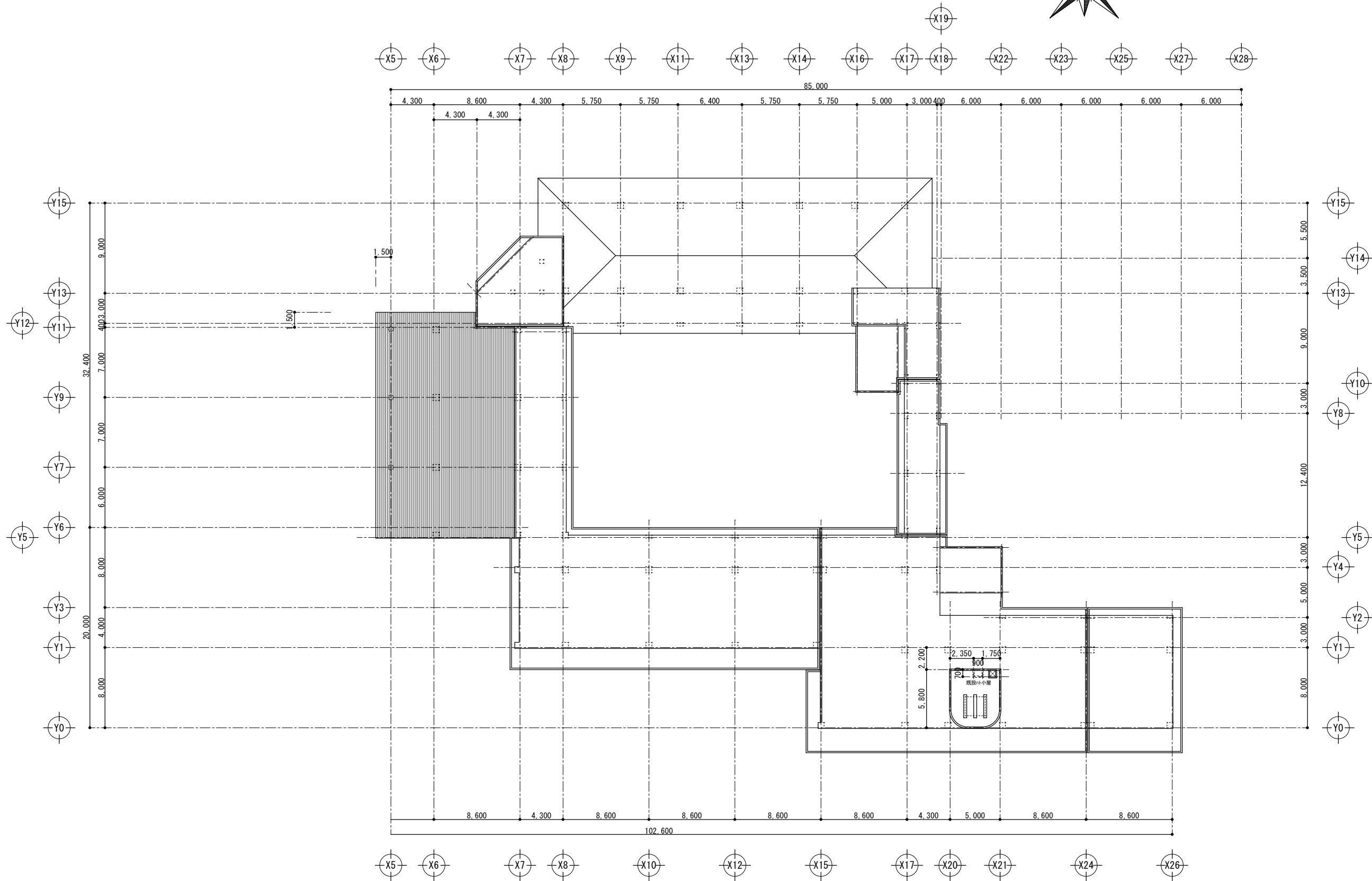


3 階 平 面 図 (改 修 前)
A3版 S=1/400
A1版 S=1/200

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	3 階平面図 (改修前)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1/200 A3版 S=1/400
備 要		図面番号	A-10
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登録番号	1級建築士登録 (大抵) 第266099号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里二丁目4番7-1号 TEL 0980-32-2797



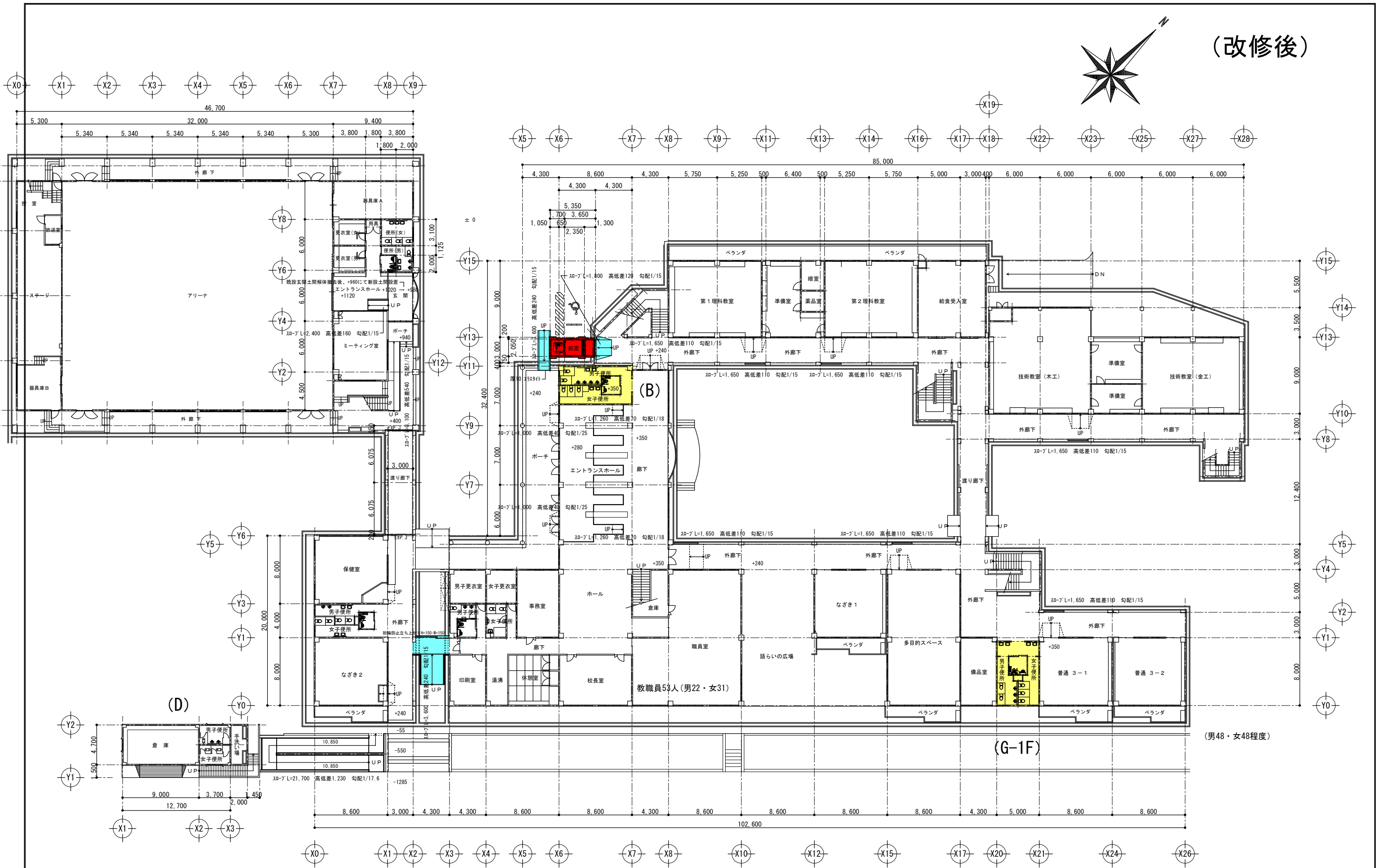
(改修前)



R 階平面図（改修前）
A3版 S=1/400
A1版 S=1/200

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.・多目的トイレ・スロープ) 共通	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	R 階平面図（改修前）
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1/200 A3版 S=1/400
備 要		図面番号	A-11
設 計 者	名 称	有限会社ナカソネ設計	
	資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
	登録番号	1級建築士登録 (大匠) 第266099号	
	所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797	
検 印	管理建築士	設 計	製 図

(改修後)

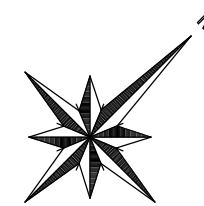


1 階平面図 (改修後)

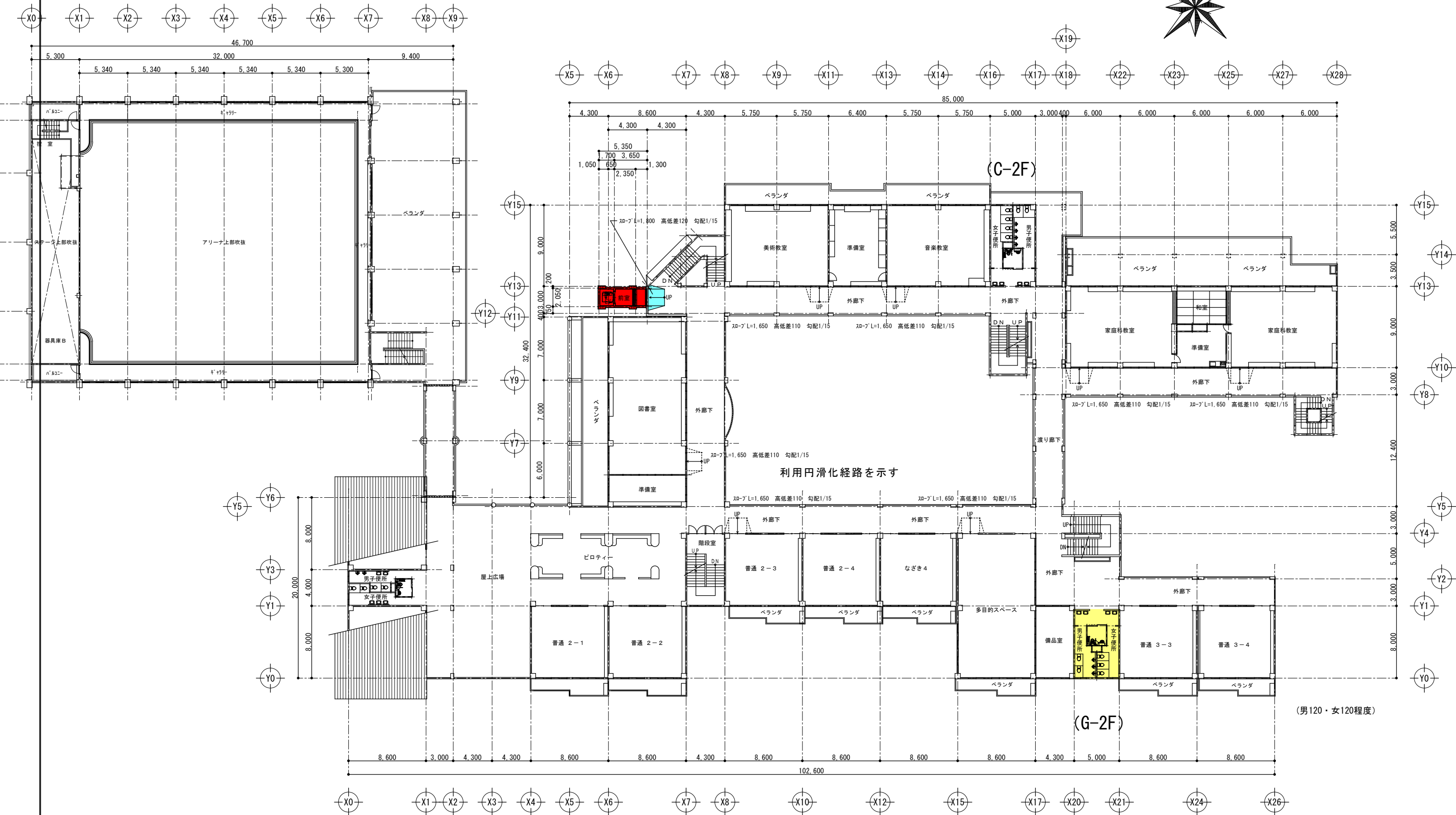
A3版 S=1/400
A1版 S=1/200

EV工事部分 便所改修工事部分 スロープ工事部分

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	1 階平面図 (改修後)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400
描 写		図面番号	A-12
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登 録 番 号	1 級建築士登録 (大設) 第266099号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里二丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797



(改修後)

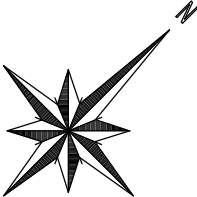


2 階平面図 (改修後)

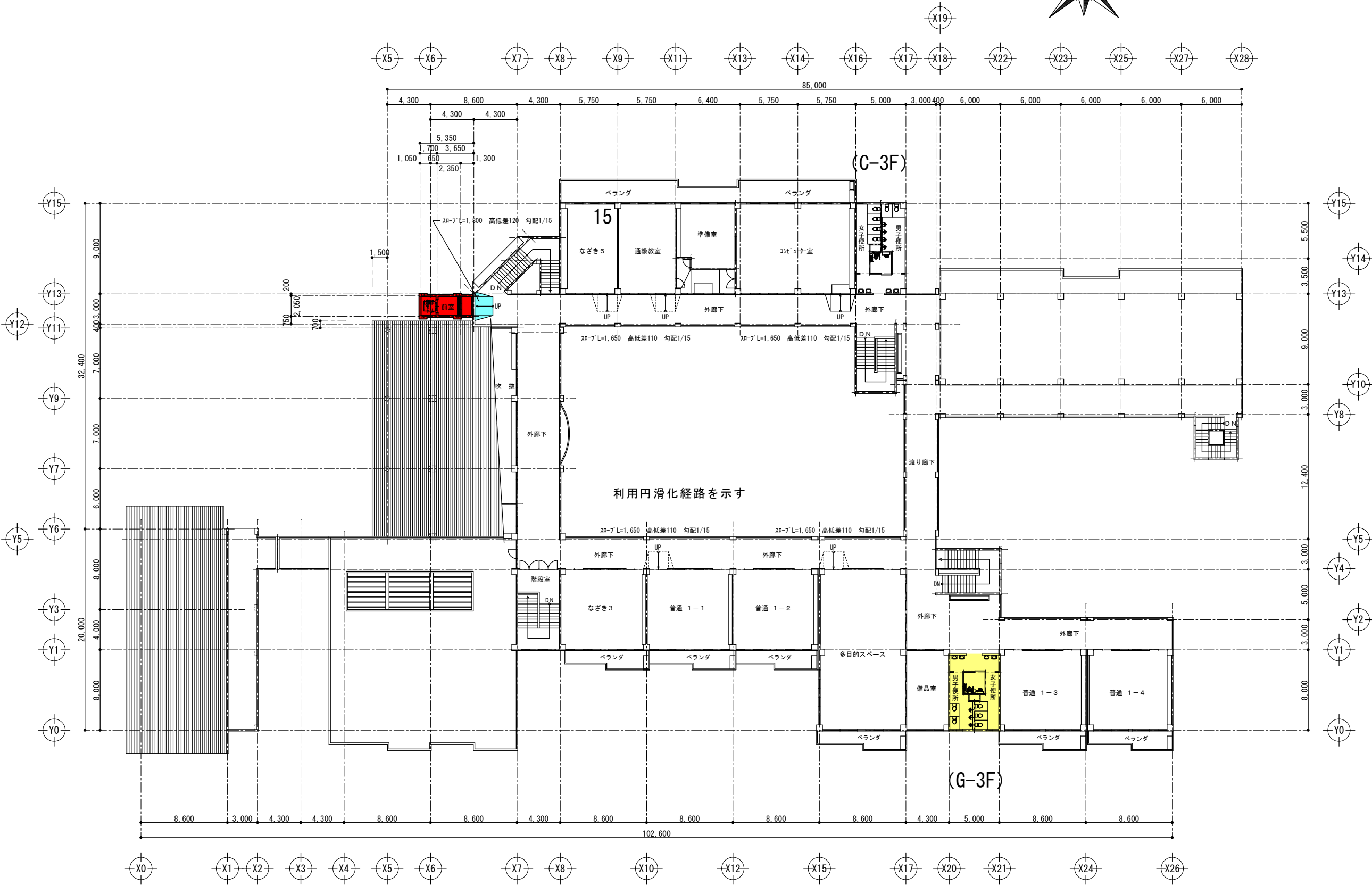
A3版 S=1/400
A1版 S=1/200

EV工事部分 便所改修工事部分 スロープ工事部分

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	2 階平面図 (改修後)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400
摘 要	図面番号 A-13		
検 印	管理建築士	設 計	名 称 有限会社ナカソネ設計
		製 図	資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
			登録番号 1級建築士登録 (大配) 第266099号
			所在地 沖縄県名護市宮里三丁目4番2-3号 TEL 0980-52-2797



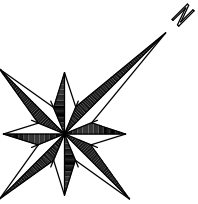
(改修後)



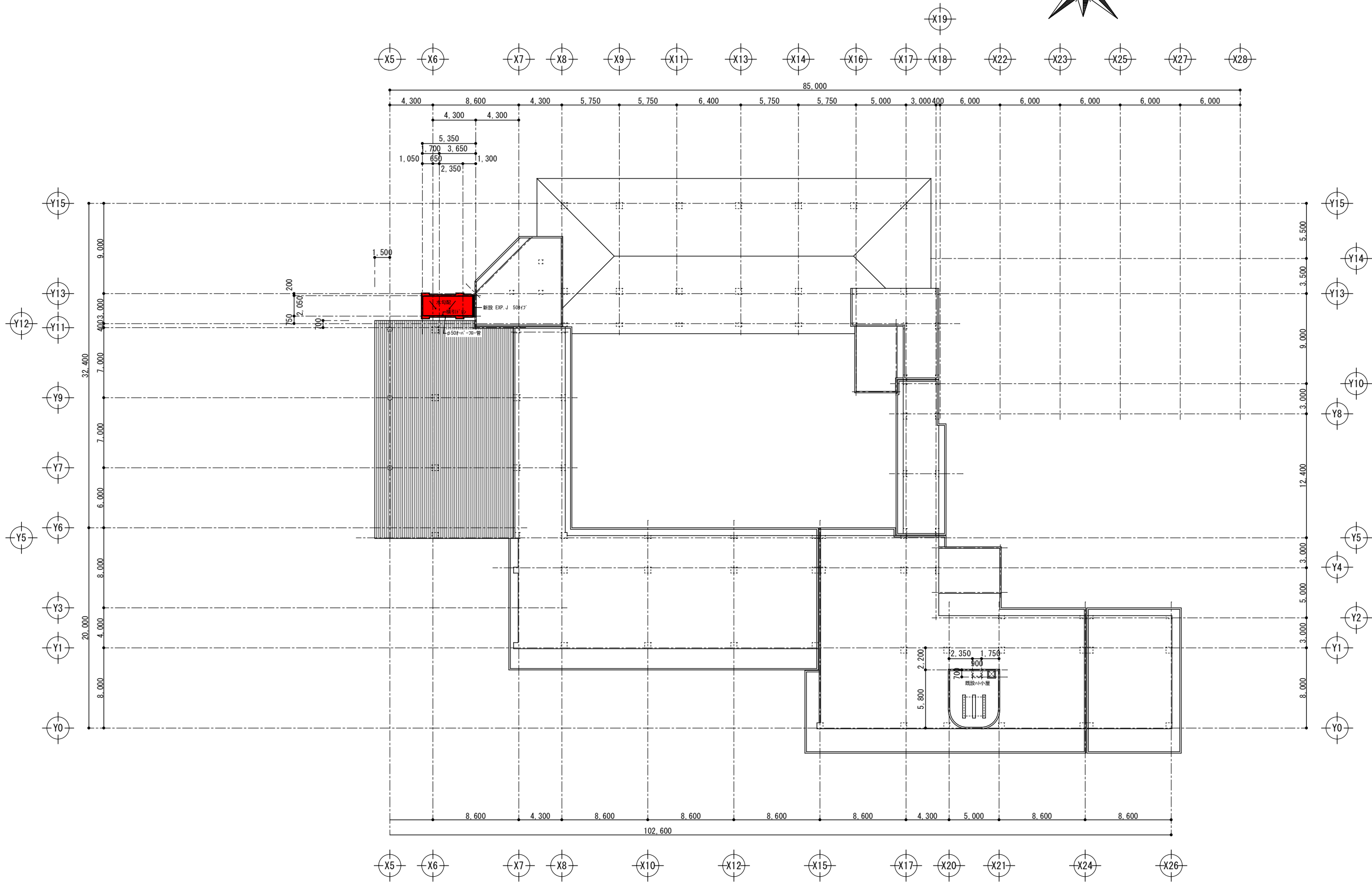
3 階平面図 (改修後) A3版 S=1/400 A1版 S=1/200

EV 工事部分 便所改修工事部分 スロープ工事部分

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	3 階平面図 (改修後)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1/200 A3版 S=1/400
摘 要		図面番号	A-14
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登録番号	1級建築士登録 (大宮) 第266099号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL. 0980-52-2797



(改修後)



R 階平面図 (改修後)

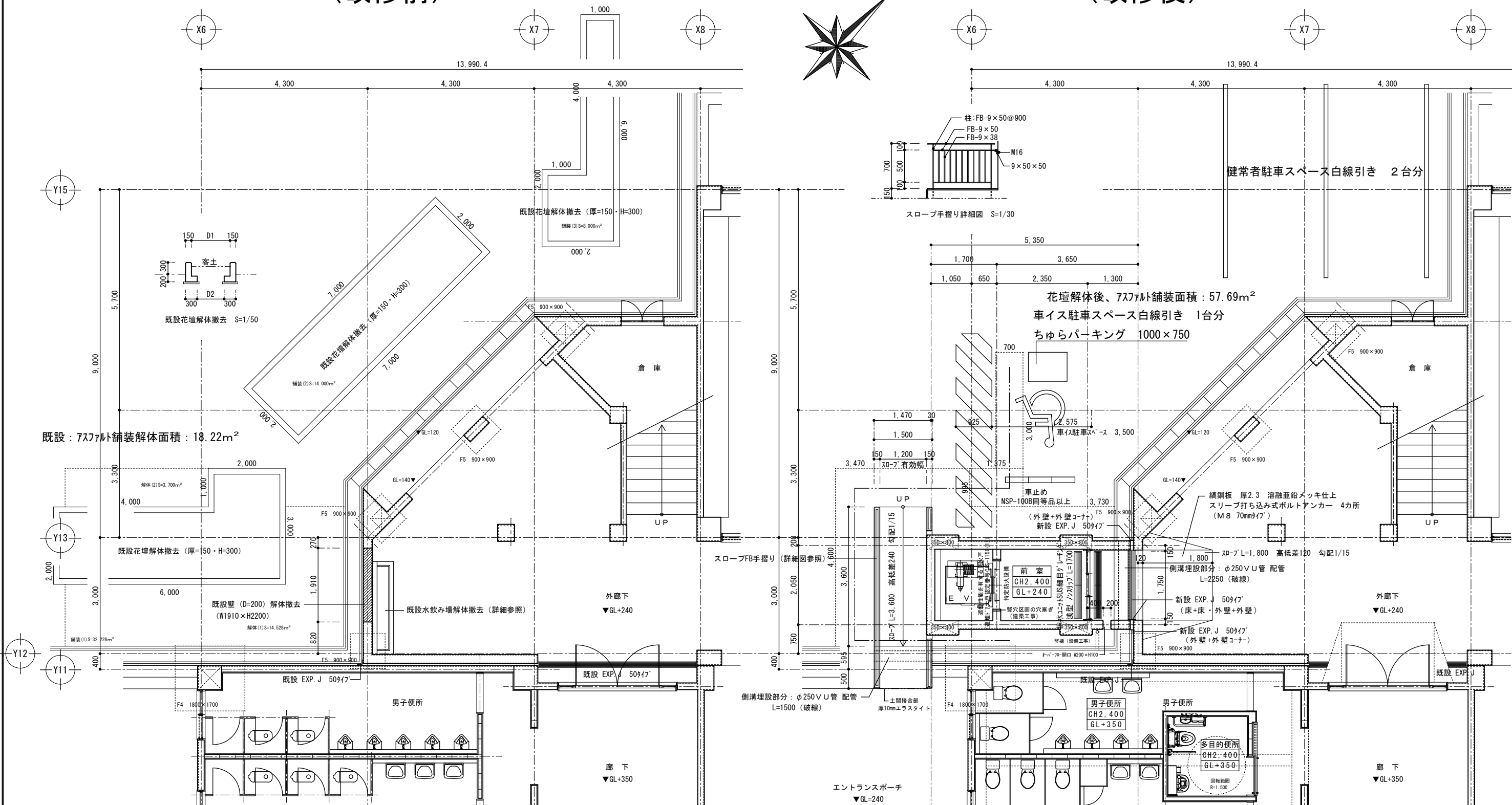
A3版 S=1/400
A1版 S=1/200

EV工事部分

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	R 階平面図 (改修後)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400
摘 要		図面番号	A-15
検 印	管理建築士	設 計	名 称 有限会社ナカソネ設計
		製 図	資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
			登 録 番 号 1級建築士登録 (大設) 第266099号
			所 在 地 沖縄県名護市宮里三丁目4番2-1号 〒901-8501-55-2797

(改修前)

(改修後)



1 階平面詳細図 (改修前)

A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

路面シートデザイン (参考図)

S=1/20



プラスワン区画 (緑)



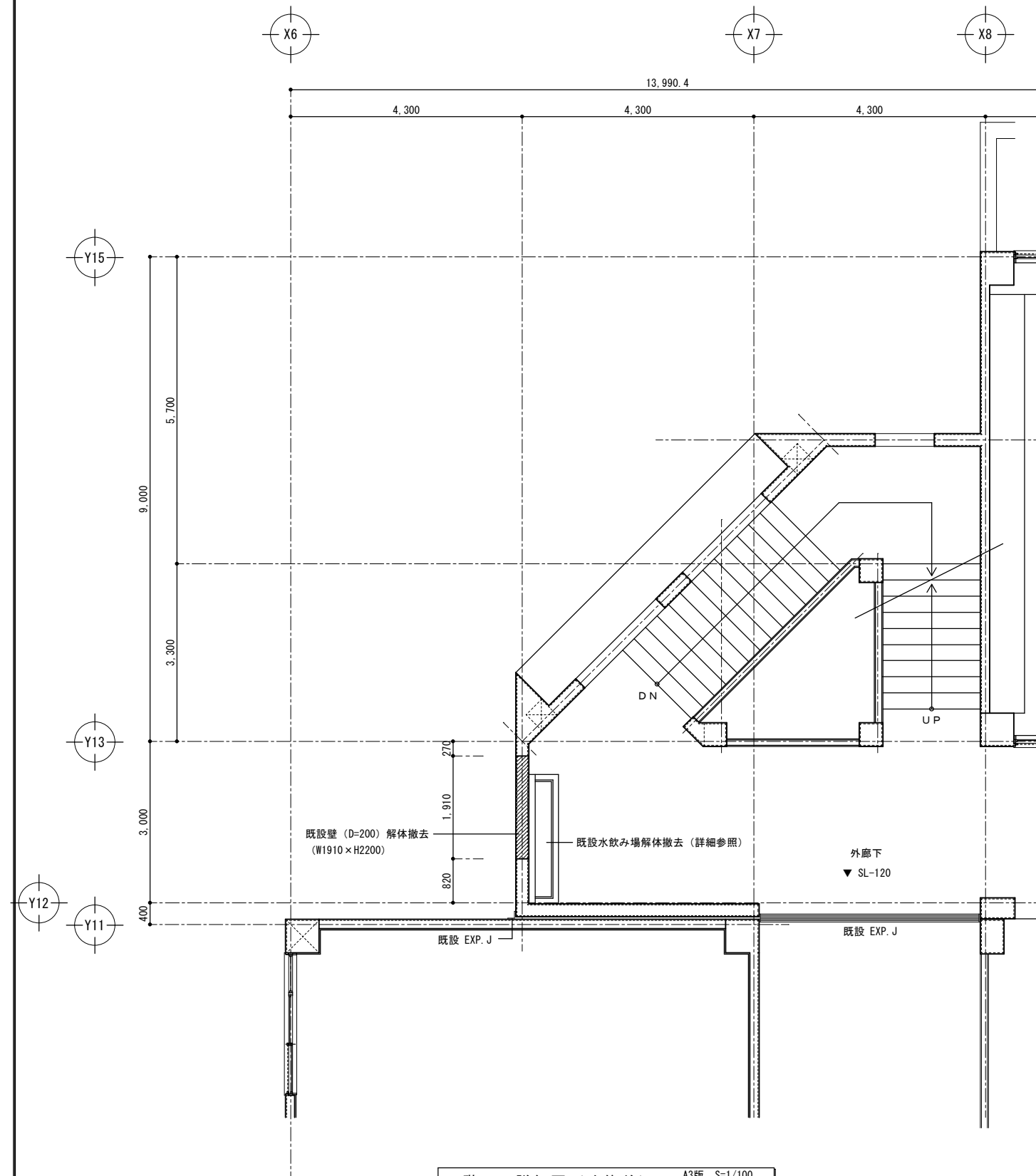
車いす優先区画 (赤)

1 階平面詳細図 (改修後)

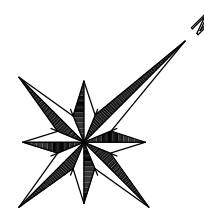
A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	1 階平面詳細図 (改修前・後)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100
		図面番号	A-16
備 考			
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登録番号	1級建築士登録 (大臣) 第266099号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 〒901-0001 090-9000-55-2797

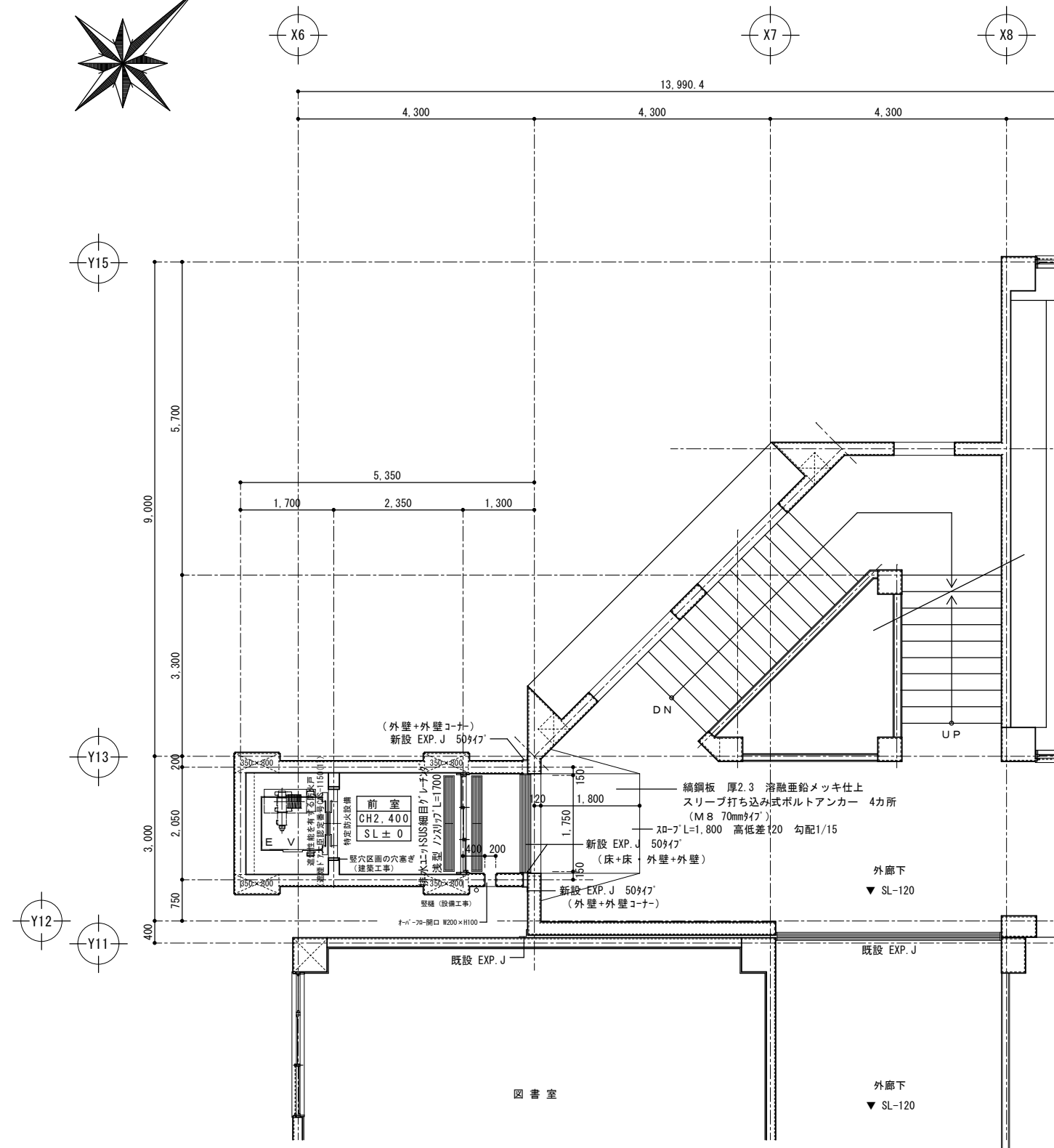
(改修前)



2階平面詳細図（改修前）	A3版 S=1/100
	A1版 S=1/50



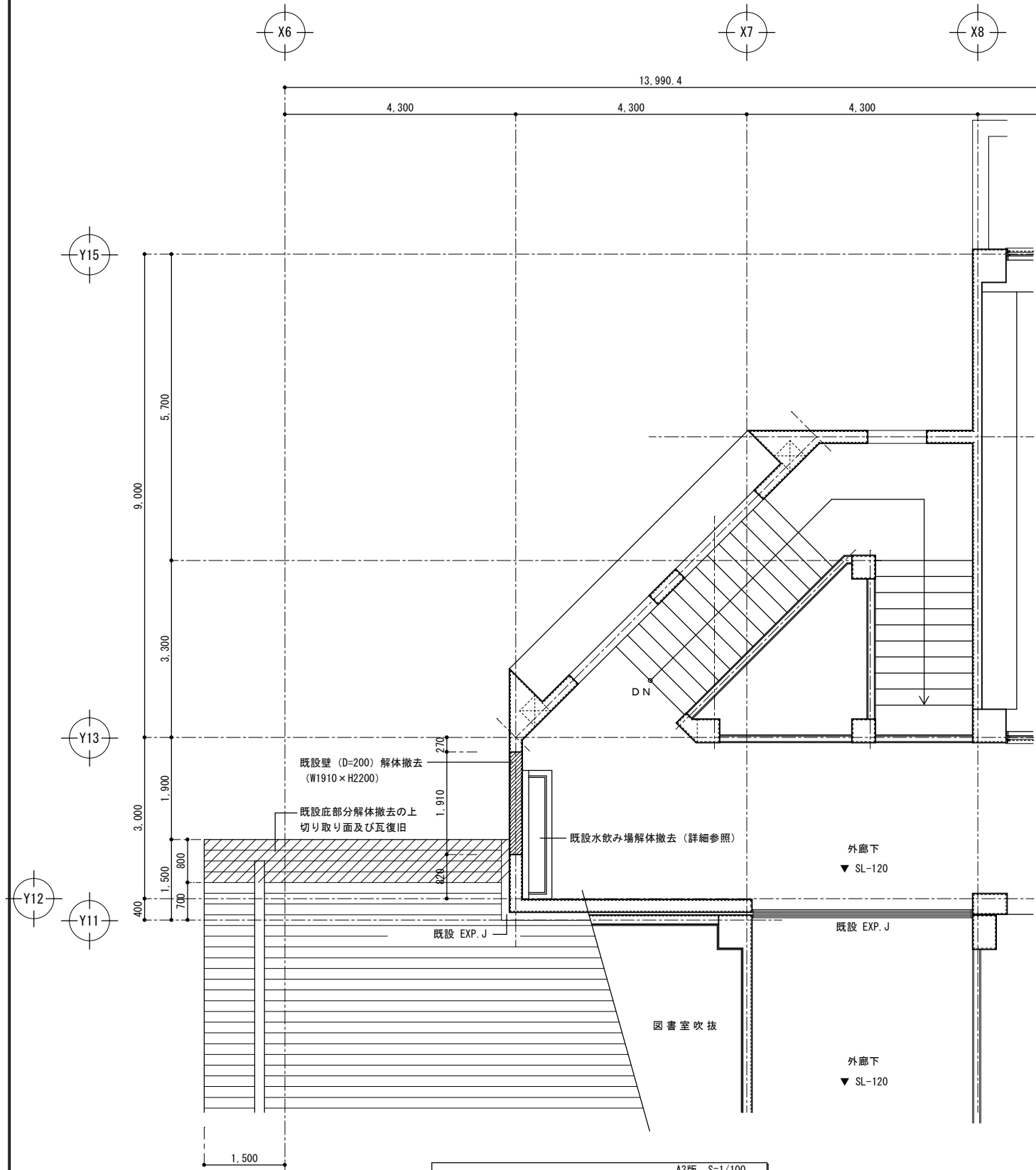
(改修後)



2階平面詳細図（改修後）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	2 階平面詳細図 (改修前・後)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1紙 S=1:50 A3紙 S=1:100
備 考		図面番号	A-17
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登録番号	1級建築士登録 (大臣) 第266099号 所在地 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 内務省登記第266099号

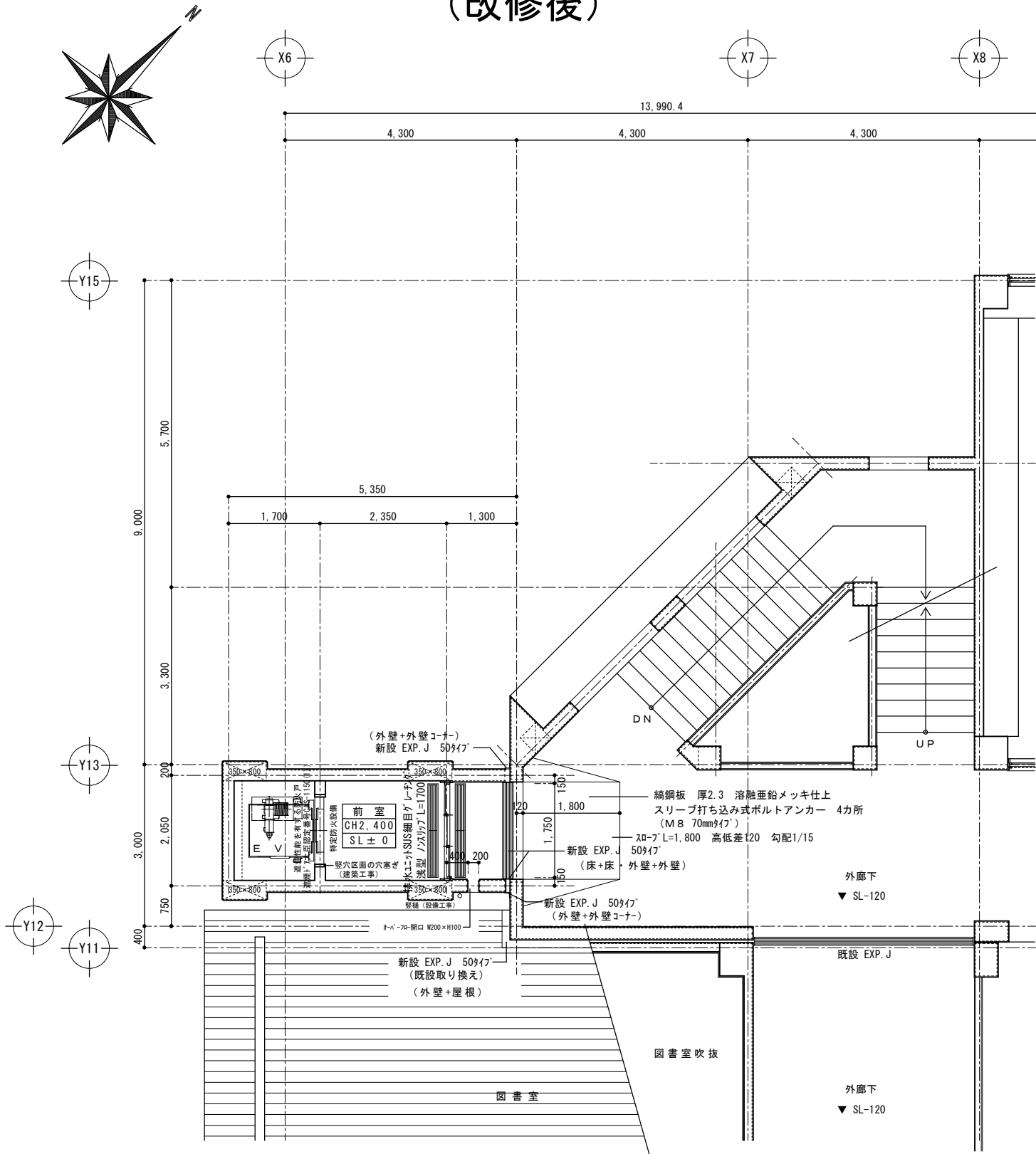
(改修前)



3階平面詳細図 (改修前)

A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

(改修後)

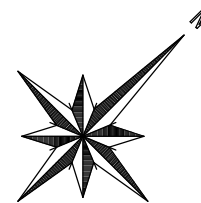


3階平面詳細図 (改修後)

A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

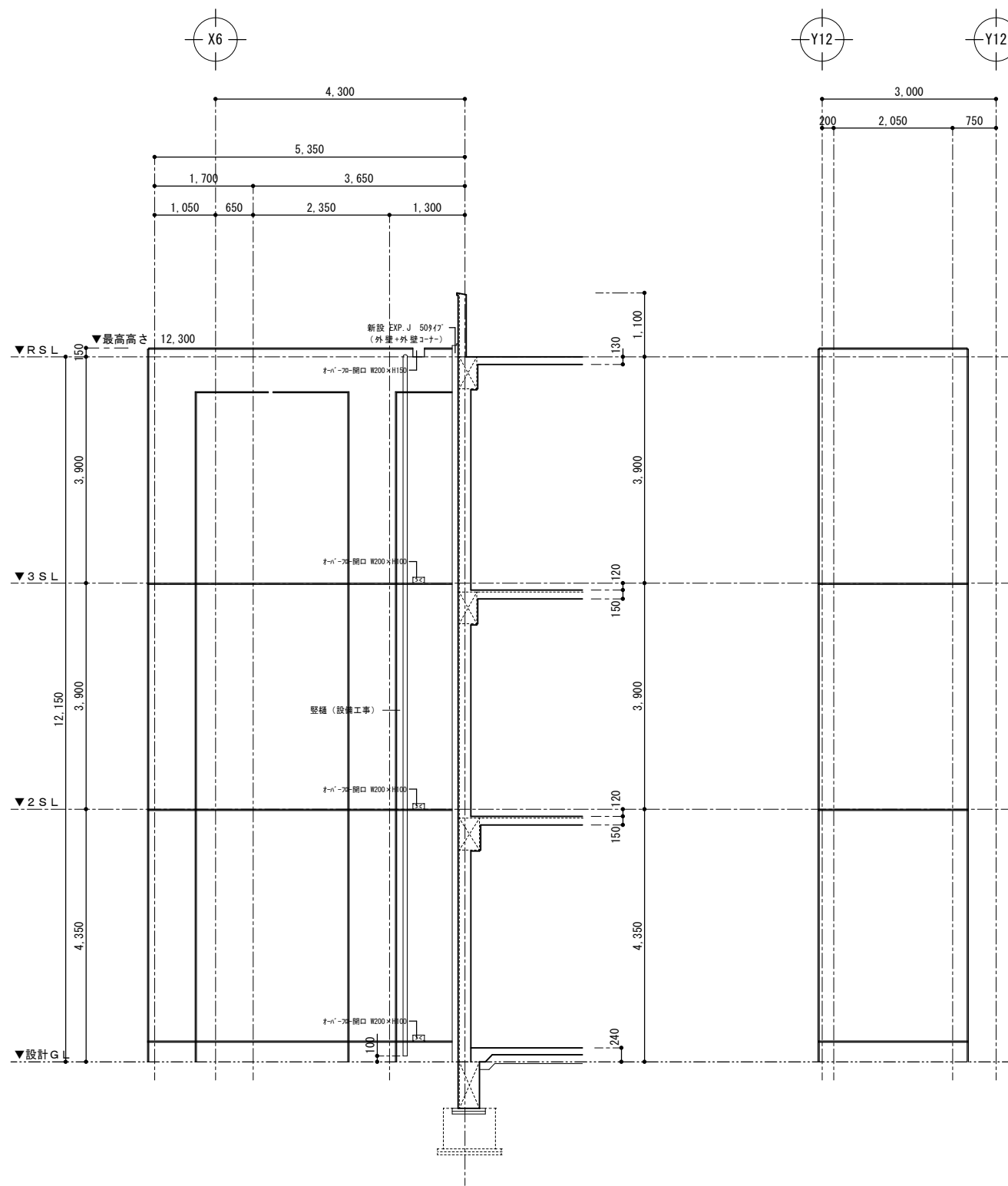
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	3階平面詳細図 (改修前・後)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100
備 考		図面番号	A-18
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登 録 番 号	1級建築士登録 (大宮) 第266099号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番2-1号 〒990-0227

(改修後)

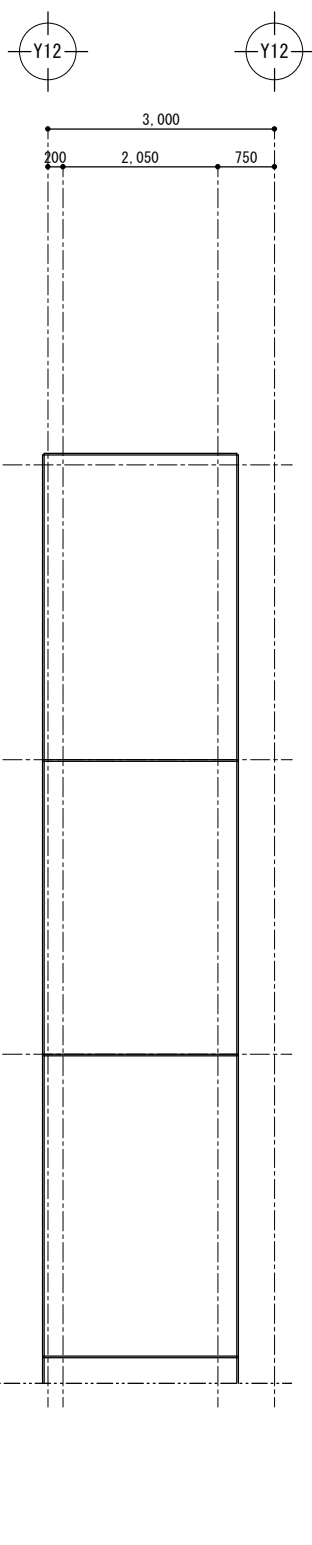


R階平面詳細図（改修後）

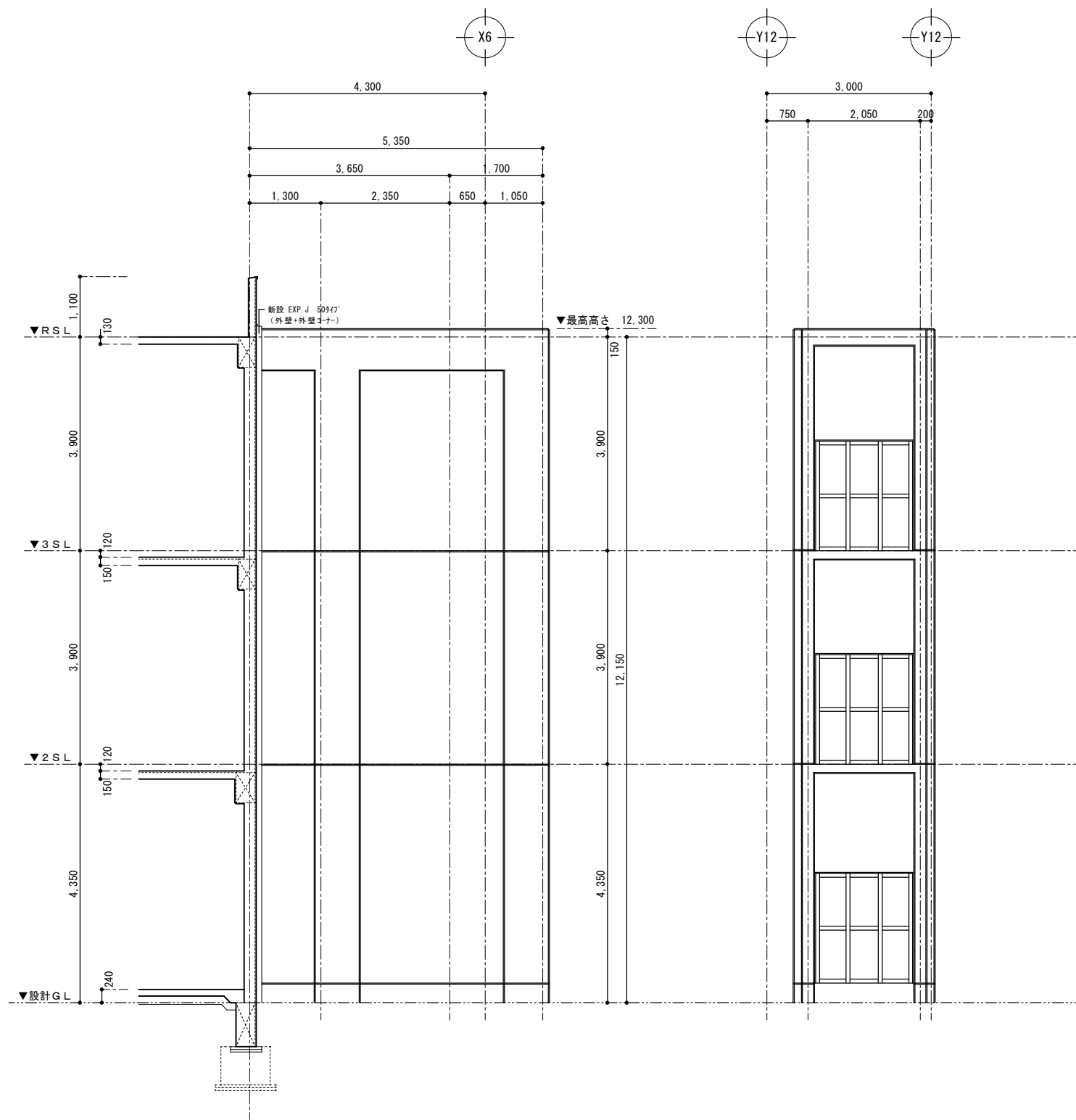
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E・V)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	神奈川県鎌倉市宮里地内	図面名称	R 階平面詳細図 (改修前・後)
発注機関	鎌倉市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1 図 S:1/50 A3 図 S:1/100
		図面番号	A-19
備 要			
検 印	管理建築士	設 計	製 図
	設計者		
	資格者氏名	管理建築士	仲宗根 徹
	登録番号	1級建築士登録 大宮地区第2660909号	内務省告示第21号第27-1号 内務省告示第21号第27-1号



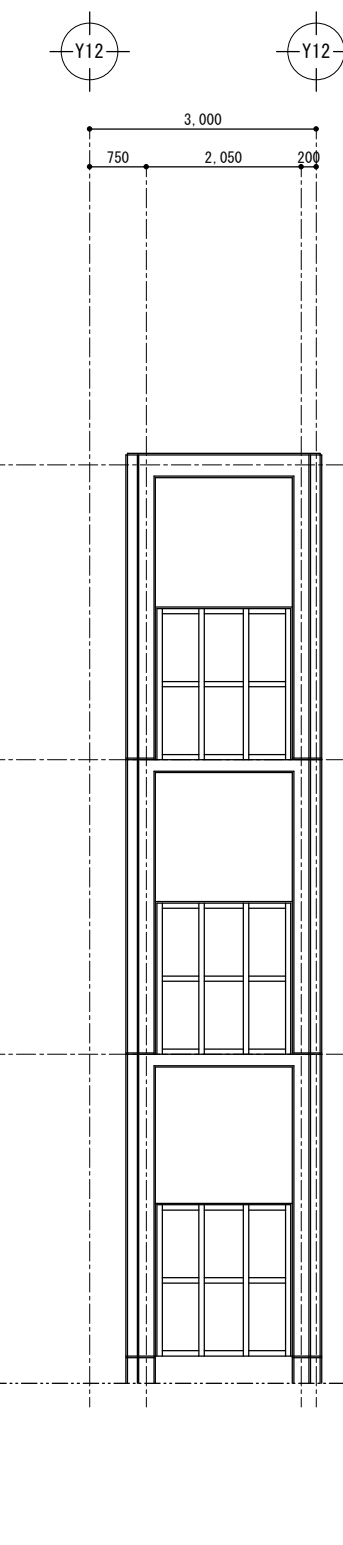
A面 立面図（改修後）
A3版 S=1/100
A1版 S=1/50



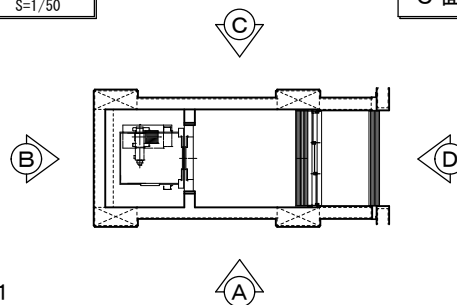
B面 立面図（改修後）
A3版 S=1/100
A1版 S=1/50



C面 立面図（改修後）
A3版 S=1/100
A1版 S=1/50



D面 立面図（改修後）
A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

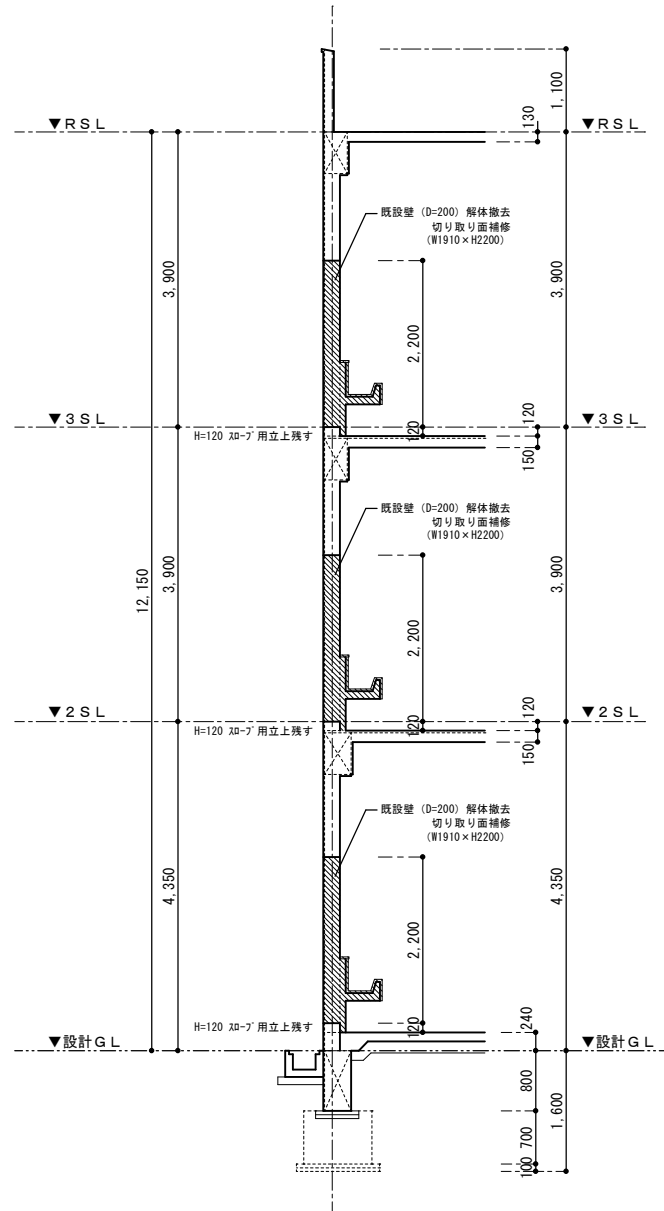


特記事項：形及び質の変更は無し

外壁 基調色：色相10YR 明度：9.2 彩度：1

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（E.V.）	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	立面図（改修後）
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮尺	A1版 S=1/50 A3版 S=1/100
摘要		図面番号	A-20
検印	管理建築士 設計 製図	名称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登録番号	1級建築士登録（大図）第266099号
		所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797

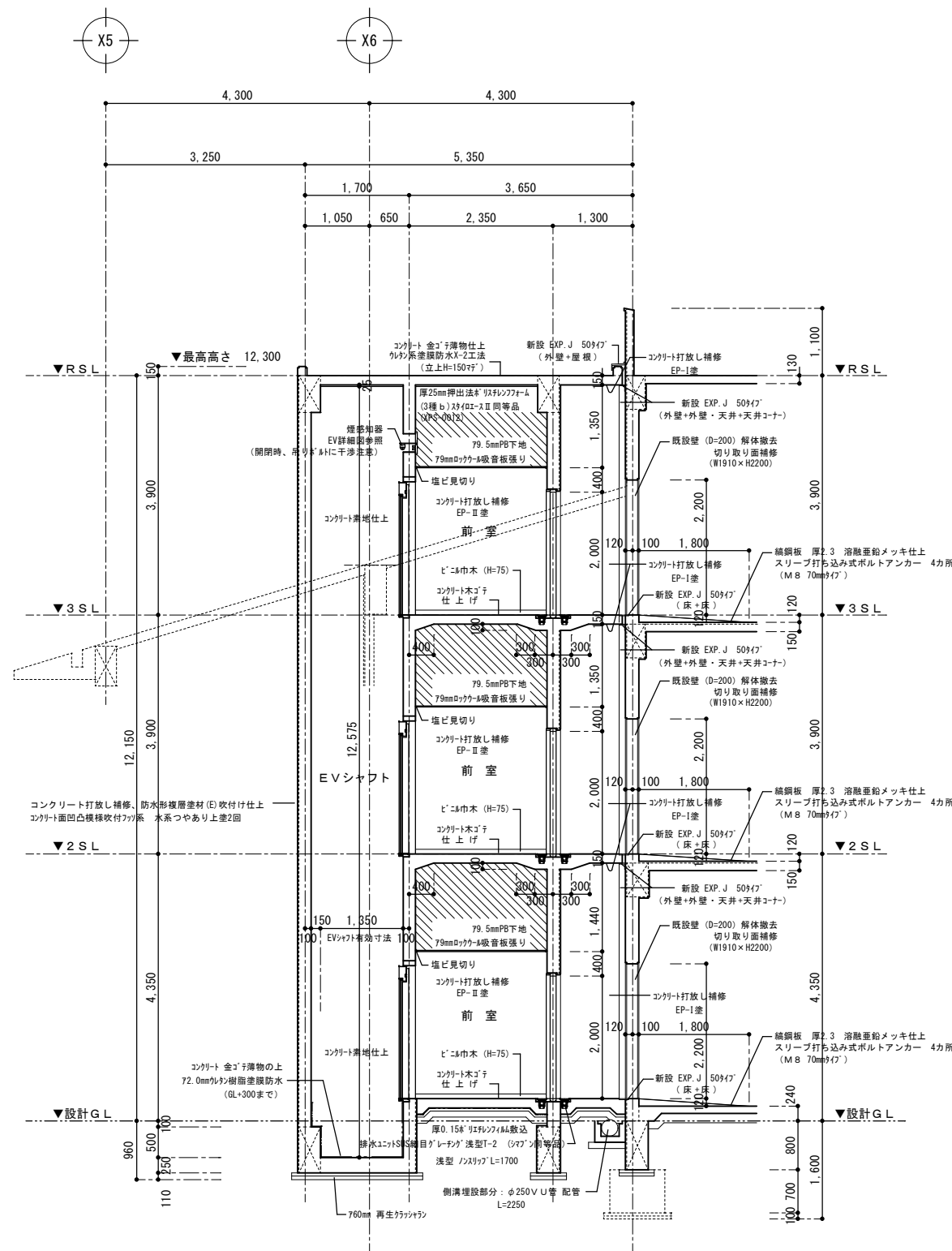
(改修前)



A～A断面詳細図 (改修前)

A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

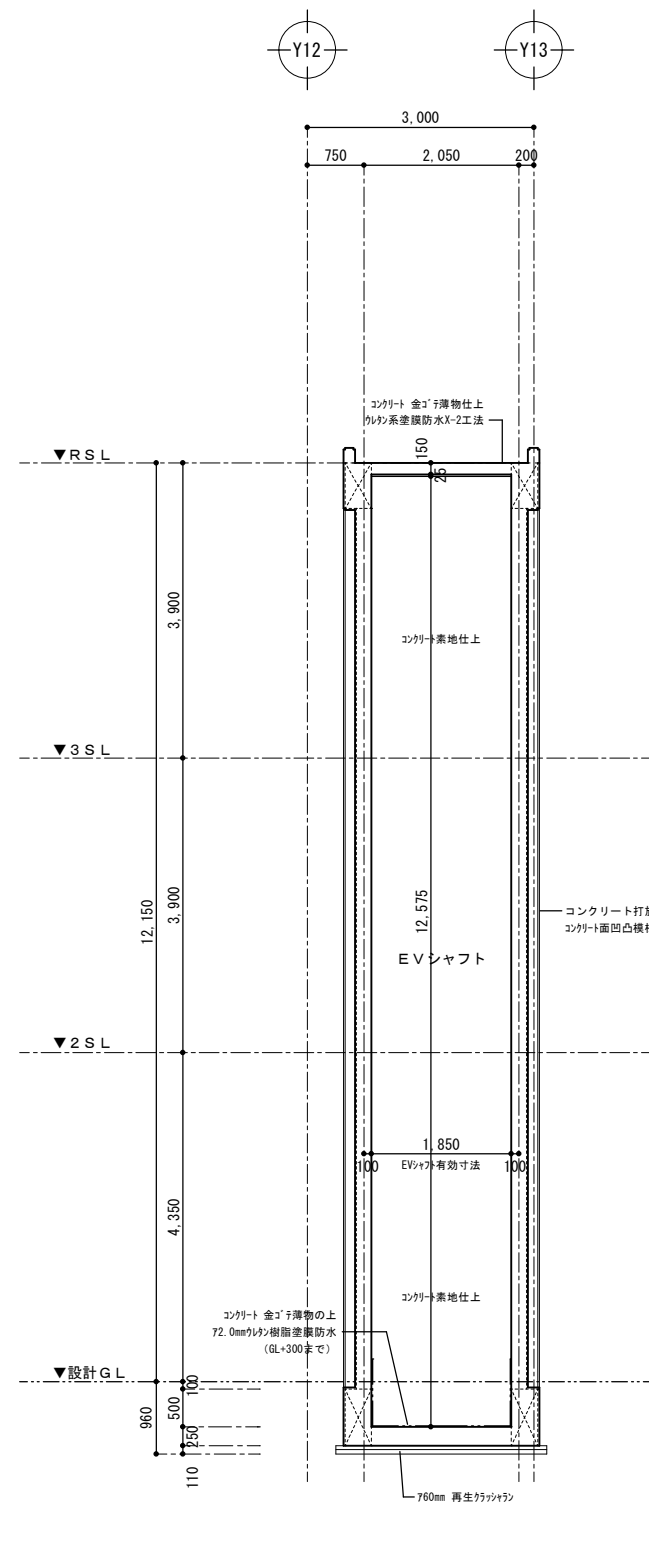
(改修後)



A～A断面詳細図 (改修後)

A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

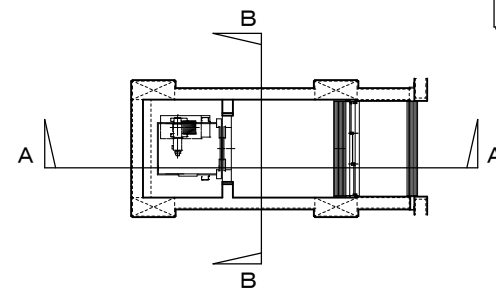
(改修後)



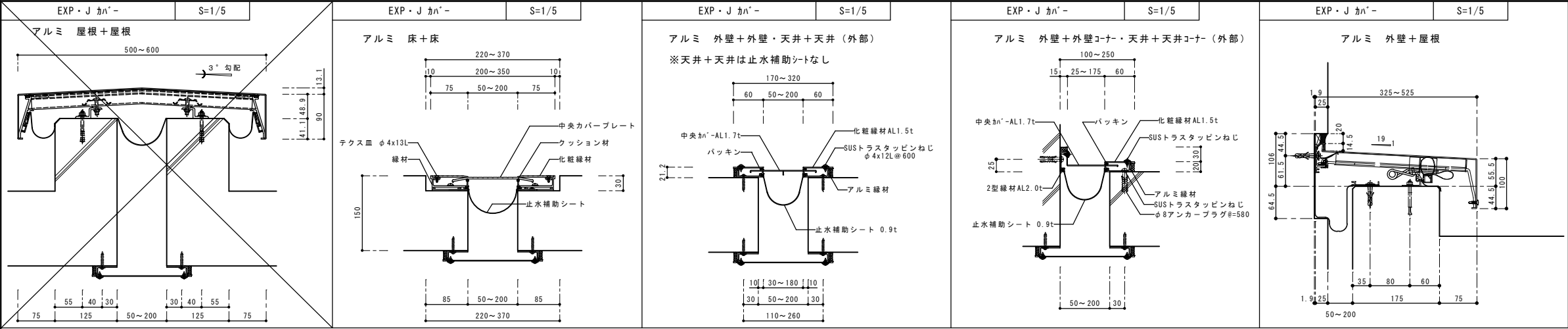
B～B断面詳細図 (改修後)

A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

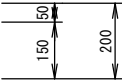
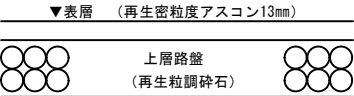
特記事項：形及び質の変更は無し



工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	断面詳細図 (改修前・後)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1/50 A3版 S=1/100
摘 要		図面番号	A-21
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登録番号	1級建築士登録 (大宮) 第266099号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL. 0980-52-2797

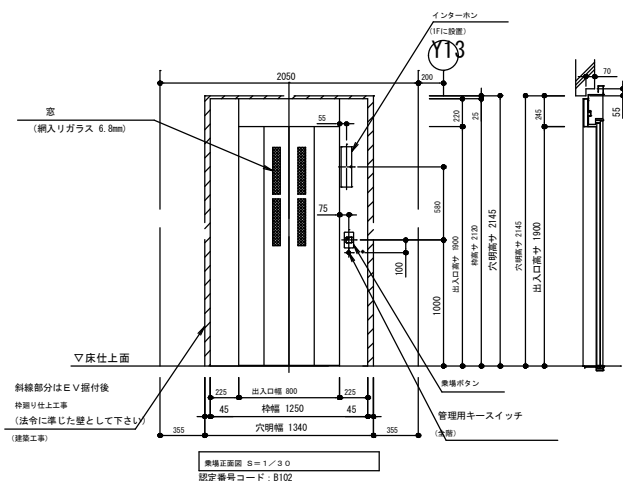
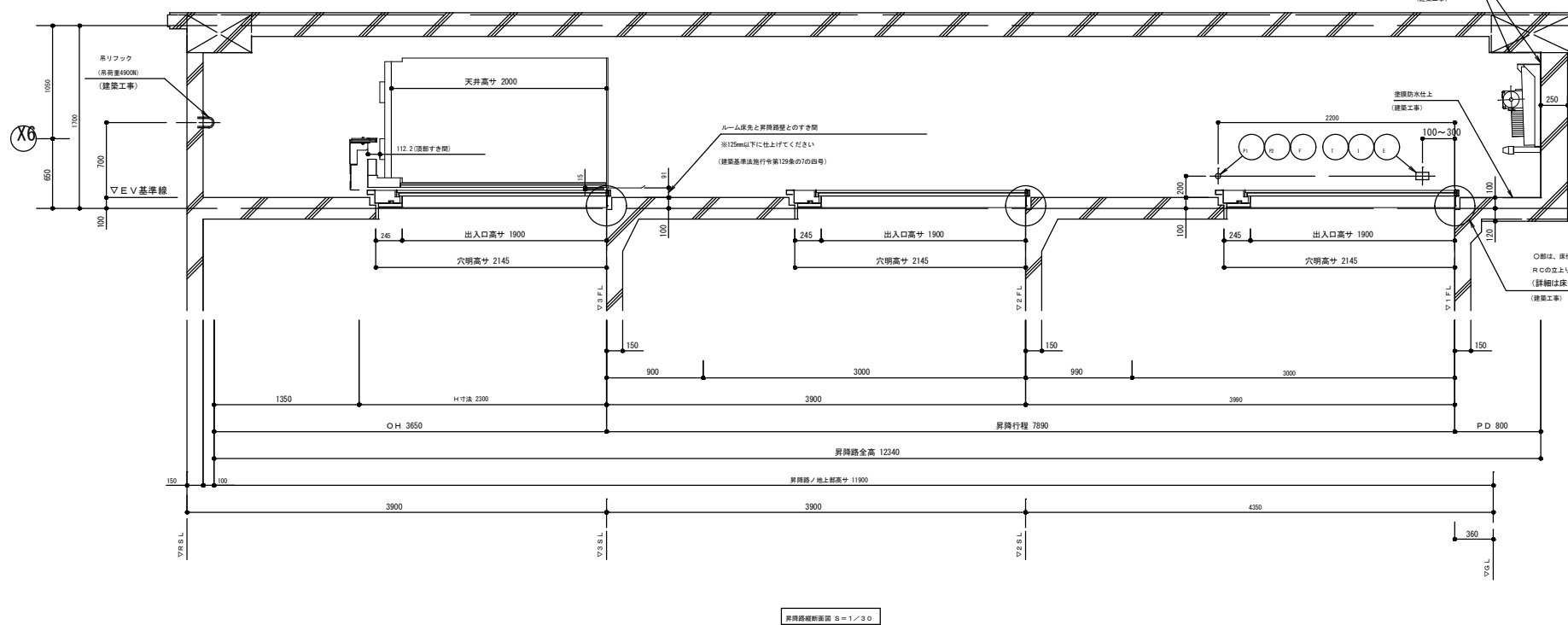
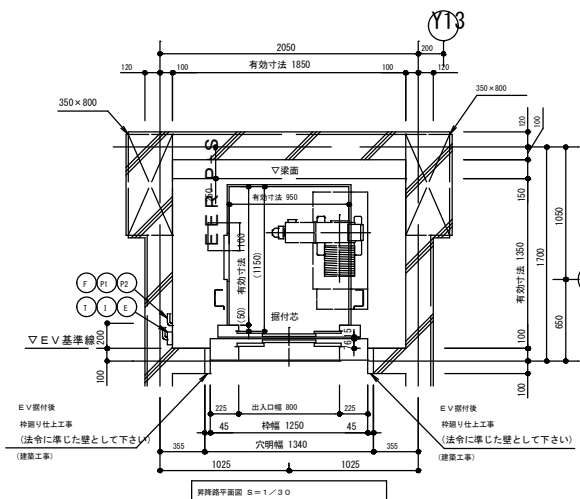
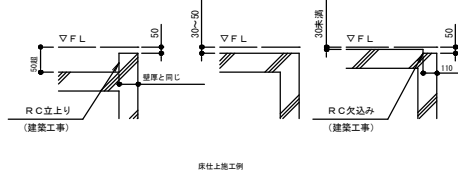
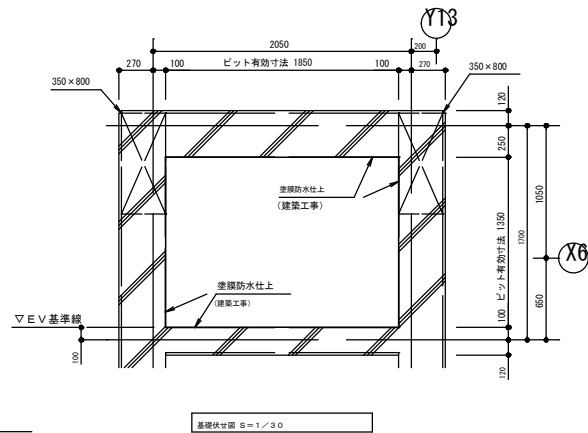
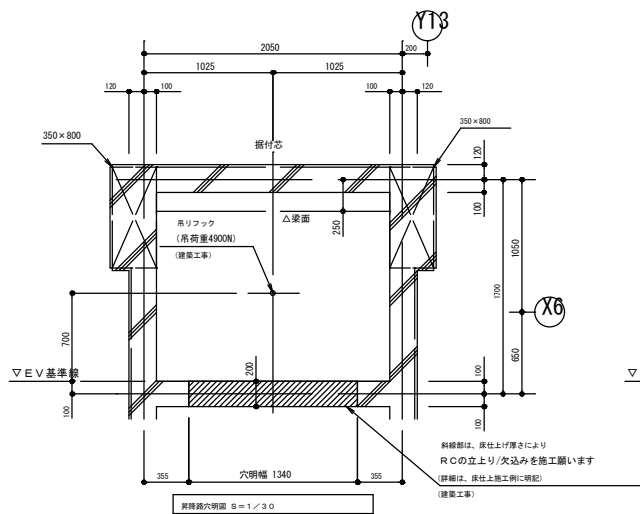


As舗装（車道）
S=1/10



* 現地舗装構成と同等以上とする

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (F.V.)			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	雑 詳 細 図	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺	A1版 S=1:5 A3版 S=1:10	
摘 要	管理建築士 設 計 製 図			図面番号	A-22	
				名 称	有限会社ナカノネ設計	
				資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
				登 録 番 号	1級建築士登録 (大宮) 第266099号	
検 印				所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL. 0980-52-2797	



エレベーター除外工事	
昇降路の扉と各階出入口の穴明け工事	
昇降路ビートの基礎工事	
ビートの防水仕上工事 (必要の場合)	
各階エレベーター乗降ユニット取付けのユニットまわりの壁及び床の仕上工事	
エレベーター荷重支持用棟梁の設置工事	
エレベーター操縦席掛け用梁、または荷掛けフックの設置工事 (床荷重400N)	
乗降部候廊内壁面とルーム数取除きのすき間が125mmを超える場合のふさぎ部追加加工	
煙感知器検点口の設置工事 (必要の場合)	
エレベーター専用の接地地工事	
昇降路内への電線絡の引込み工事 (単相200V、単相100V)	
工事用の仮設電線の供給工事 (単相200V、単相100V)	
昇降路内への電話線引込み工事	
昇降路内への火報線接続引込み工事	
昇降路内への非常放送用配線引込み工事	
昇降路内へのインターホン線引込み工事 (管理入居設置の場合)	

⑦ 駆動用電源
 単相200Vアース付き (0Hz接地)
 線引き出し長さ：2m (アース線含む3芯)
 電線：単線φ2.0mm、または、より線2.5mm
 ブレーカー容量：30A

⑧ 照明・制御用電源
 単相100V
 線引き出し長さ：2m (2芯)
 電線：単線φ1.0mm、または、より線2.0mm
 ブレーカー容量：10A

⑨ 電話線 (昇降機内への電話線の引込みは電気工事)
 器具：中継ボックス (モジラローゼット付)

⑩ 火災警報警報制御用配線
 線引き出し長さ：2m (無電圧対地配線)
 電線：被覆ケーブル (2芯) 単線φ0.9mm以上
 ※各火報検出器を並列にして1台のケーブルが必要です。

⑪ インターホン用配線 (管理入居設置の場合)
 線引き出し長さ：1m
 電線：被覆ケーブル (6芯以上) 単線φ0.9mm以上
 (昇降機からインターホン装置への配線距離は30m以内)

⑫ 非常放送用電源、配線
 配電：単線、線径は非常停電時に適合する線 3芯
 容量：600W程度 (但し、配電は非常停電時一任)

※主要な仕様・小規模建築物の小規模レシーバー仕様※			注	ZS1180000
製造者登録番号	第2495600(00)000号			
型式適合認定番号	型式適合00000000号			
戸閉塞力行機設置大形錠装置番号	MKSJH-2568			
機とロープを接続する大形錠装置番号	MKSJL-0004-1			
かぎ及び主支持部分大形錠装置番号	—			
選定ドア大形錠装置番号	CAS-115(1)			
用 途	共用			
駆動方式	他動力式、昇降機内電動機駆動装置			
制御方式	インバータ—制御方式			
操作方式	機械式自動式（SRC）			
積載質量・人員	200kg（3名）			
定規速度	上昇最大速度250mm/sec、下降130mm/sec			
ドア形式	電気4枚引き引き式			
停止場所	3箇所（1、2、3F）			
エレベーター用電源	単相200V、標準100V 6.0kVA			
モーター容量	2.6kW			
ルーム	無階段			
ルーム内径	開口950mm×奥行1100mm×高さ2000mm			
出入口寸法	開口1000mm×高さ1900mm			
ロープ	6本—2本			
乗客の扉	開け入りガラス			
標準装備	停電時バッテリー運転（停電時機器より下方緊急脱出装置） 停電灯（バッテリー残量警報ランプ付） はきまりセンサー（歩行検知およびまれ防止センサー） 非常ブザー 外部連絡用電話機 戸閉塞力行機設置 外装ドア性能試験 遠隔戻出運転 非正常停止装置 故障保持と運転 他異常検出運転 ドア再始行可能運転 急い逃げ防止装置（押戻装置） 安全モード ステアと運転機能 音声案内システム 指圧監視機能 非常停止装置で強制停止 戸閉塞延長機能（戸閉塞付ブザー付） クランク機構 警用用キースイッチ（落下監視装置） 警用監視器 ナイトモード			
耐震クラス	A（ハルニスA—機能、構造、設備） A（地震履歴記録計、施工記録計（2014年～）：R14 2014年度以降適用済）			: R14
オプション	追加警報システム 情報表示パネル 音楽アラーム 災害発生時通知 災害発生一時待機時間延長運転 火災防煙管制運転（避難指示板、1F） 避難指示板（全層、ルーム） 避難準備下入（全層） 点字表示 点検記録機能 警用用キースイッチ解除（全層） 非常放送用スピーカー設置 インターホン（避難準備継続指示、1F） 接触点検直感スイッチ 手すり（避難タイプ） ルームミラー（アルム動） 親しむガイド			
連絡先				

這煙乗場ドア設置時のご注意

遮煙乗場ドアを設置するためには自動火災報知設備の設置義務が無い建物であっても必ず同設備を設け同設備の受信機もしくは火災報知器からの移報接点（無電圧Ａ接点）をエレベーター制御盤に供給していただく必要があります。

（無電圧Ａ接点・印加電圧DC24V、接点容量0.1A）

（自動火災報知設備の設置場所等に関しては行政との確認が必要となります。）

※昇降路は外から人または物が昇降路内の機器に触れないよう
ビット内や天井裏も含めて隙間のない構造として下さい。

※ビットは必要に応じ防水処理を施工願います。
防水モルタル処理を施工の場合モルタル厚さを
乗場側立上面及び底部においては20mm以内で施工願います。

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 （Ｅ・Ｖ）	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	エレベーター詳細図（１）
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	図面尺	A1版 S=1200 A3版 S=1400
備 要		図面番号	A-23
検 印	管理建築士	設 計	製 園
		設 計	
	資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
	登録番号	1級建築士登録 （大抵）第26609号	
		所在地	沖縄県名護市宮里二丁目4番7-1号 0980-727-7279

スィーとモア S モアスタンダード
1. エレベーター施工区分表

施 工 項 目	区 分		
	建築工事	電気・電話工事	エレベーター工事
1 昇降路の築造と各階出入口の穴明け工事	○		
2 昇降路ビットの基礎工事	○		
3 ビット内防水仕上工事（必要な場合）	○		
4 各階エレベーター乗場ユニット取付後のユニットまわりの壁及び床の仕上工事	○		
5 エレベーター荷重支持用機梁の設置工事	○		
6 エレベーター機客荷揚げ用梁、または荷揚げ用フックの設置工事（吊荷重4900N）	○		
7 乗場側昇降路内壁とルーム数居先端のすき間が125mmを超える場合のふさぎ板追加工事	○		
8 鉄骨造の場合、ファスナープレート設置工事	○		
9 エレベーター専用のD種接地工事		○	
10 昇降路内への電源線の引き込み工事（単相200V、単相100V）		○	
11 工事用の仮設電源の供給工事（単相200V、単相100V）		○	
12 昇降路内への電話線引き込み工事		○	
13 昇降路内へのインターホン線引き込み工事（管理人室設置の場合）		○	
14 昇降路内への自火報設備からの火報接点線引き込み工事		○	
15 昇降路内への非常放送用スピーカー線引き込み工事		○	
16 エレベーター受電室への電源結線工事（単相200V、単相100V）			○
17 昇降路内のエレベーター据付工事			○
18 各階乗場機器取付工事			○
19 エレベータールーム内の電話機取付工事			○

2. 注意事項

2-1 免責事項

- (1) 他業種工事に起因する打痕、塗装汚れなどに対する機器の修繕、取替え工事。
(2) 火災、地震、水害、天変地異による機器の損傷。
(3) 雨水など、ビット内に水が溜まった場合の工事。（機器交換を含む）

2-2 設置環境

- (1) エレベーターは屋内に設置し、外部から風雨が侵入しないようにしてください。
エレベーターの乗場が屋上、駐車場、開放廊下などの外部に接する場合は、前室などを設けてください。
(2) 屋上（ベントハウス）または地下階にエレベーターの乗場を設置する場合は、万一の停電や故障などの避難経路として、また、メンテナンス会社専門技術者による作業時のアプローチ経路として、屋上（ベントハウス）または地下階までの屋内階段を設けてください。
(3) エレベーターの乗場、駆動装置、制御装置に直接またはガラス越しの日光、ガラスや鏡による反射光ならびにエアコンなどの送風が直接あたらないよう計画してください。
(4) 温泉ガスなど、金属の損耗および腐食、ならびに電気接点の接触障害を発生させる化学的ガスがないことを確認してください。また、海岸近くの場合は、乗場に潮風が直接あたらないよう計画してください。
(5) 昇降路内の温度（摂氏・5℃～40℃の範囲、かつ急激な温度変化がないこと）、湿度（月平均90%以下、日平均95%以下、かつ水結・結露がないこと）、電磁強度（電界強度10 V/m以下）など一般的な環境において設置されるよう計画してください。特に昇降路外周面が外気に接する場合は、昇降路壁に断熱性を持つ材料を使用すること等により、外気温や輻射熱等による昇降路内温度の急激な上昇および低下を防止してください。
(6) 昇降路内壁や鉄骨部材に使用する塗料、接着剤、モルタルなどは、ホルムアルデヒドの発散が少ない材料を使用してください。
(7) エレベーターが発する音・振動が気になりやすい居室、特に寝室とは、昇降路を離して計画してください。
(8) メゾネット建物や免震建物に設置する場合は、当社までお問い合わせください。
(9) 労働安全衛生法における『エレベーター構造規格』に準拠したエレベーターではありませんので、労働基準法 別表第1第1号から第5号に該当する事業場へ設置することはできません。また、当該事業場以外に設置する場合であっても、土木・建築等の工事の作業に使用することはできません。

2-3 その他

- (1) 昇降路には、水・ガス及びエレベーターに関連しない電気の配管・配線・風道等は設けることはできません。（建築基準法施行令による）
(2) ビット内の防水を行ってください。（必要な場合）
(3) ルーム内の電話機は必ず外部と連絡が出来るようにしてください。
(4) 煙感知器用点検口設置の際、エレベーター据付条件により点検口設置箇所に制限があるため設置場所については当社までお問い合わせください。
(5) 表記寸法は建築工事での誤差は考慮していません。
(6) エレベーターに使用する電源線・電話線を、防火区画が必要な昇降路を貫通して設置する場合、貫通部分から火災や煙が広がらないように適切な措置をとることが必要です。（関連法令：法36条、令112条21項、令129条の2の4第1項、平12建告1422号）

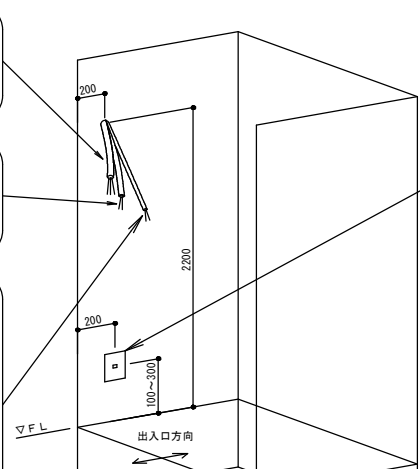
3. 電源・電話線引き込み位置

- 最下階昇降路内の壁に、電源と電話線を支給してください。
やむを得ず指定場所から入線できない場合は当社までご相談ください。

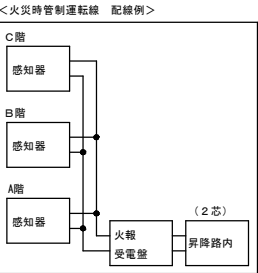
駆動用電源
単相200Vアース付き（D種接地）
線引出し長さ：2m（アース線含め3芯）
電線：単線φ2.6mmまたは、より線5.5mm

照明・制御用電源
単相100V
線引出し長さ：2m（2芯）
電線：単線φ1.6mmまたは、より線2.0mm

火災時管制運転線
オプションご採用の場合は、自動火災報知設備の受信機または
火災報知器からの移報接点（無電圧A接点）を昇降路内に ※1
供給してください。
各接点を並列に接続した線（2芯）が必要です。
線引出し長さ：2m
電線：被覆ケーブル(2芯) 単線φ0.9mm以上
エレベーター側からの印加電圧：D C 24V（50mA程度）
※1 自動火災報知設備とは、火災報知器、受信機、中継機から構成されるシステムタイプの警報装置です。
※2 無電圧A接点とは常時開放している接点で、短絡する（信号を受ける）と通報動作に入る接点です。
※3 引き込まれた線の先の階が分かるようにしてください。
※4 自動火災報知設備または火災報知器の設置場所については、消防法及び条例に使い適切な場所に設置してください。
詳しくは、所轄の消防署、行政庁にお問い合わせください。



中継ボックス
電話線
昇降路までの配管を施工し、電話線を配線してください。
インターホン線（管理人室設置の場合）
線引出し長さ：1m
電線：被覆ケーブル（6芯以上）単線φ0.9mm以上
非常放送用配線・配管
線引出し長さ：3m
電線：被覆ケーブル（3芯）
（単線：線径は音声信号出力に適合する線）
※インターホン設置の場合も、施設管理者が24時間対応できる場合を除き、電話機と併設となります。
※インターホンは「スィーとモア S モアロング、モアスタンダード」のみのオプションです。



4. 電源の確保と配線

- 主幹ブレーカーはインバーター適合品の漏電ブレーカーとしてください。
●エレベーター専用のブレーカーを用意してください。定格は右表としてください。

<ブレーカー容量と電源設備容量>

機 種	定 員	速 度 (m/min)	出入口 方 向	エレベーター専用ブレーカー容量		電源設備 容 量 (200V系)	電源設備 容 量 (100V系)	電源設備 容 量 計
				駆 動 用	照 明 用			
スィーとモア S モアスタンダード	3名	上昇20(最高30) 下降30	一方向	30A	10A	5.9kVA	0.1kVA	6.0kVA

電気・電話工事配線図

== 電気(電話)工事
—— エレベーター工事

警告

エレベーター用の電源は必ず右図に従ってください。守られない場合、エレベーターが損傷、誤作動する恐れがあります。

注意

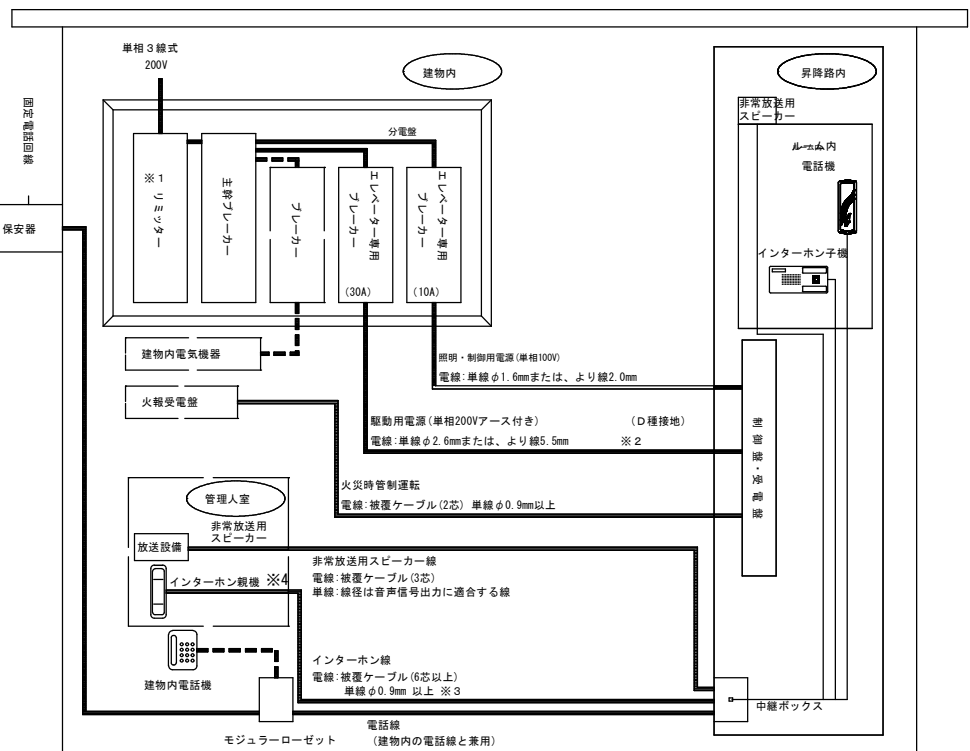
主幹ブレーカーの容量は、充分に余裕をもって選定してください。容量に余裕がないと、主幹ブレーカトリップが発生し、エレベーターが急停止する恐れがあります。またアース（D種接地）は必ず用意し、全てエレベーター専用としてください。

注意

お客様と電力会社とのご契約において、使用できる最大電流の上限（以降、契約電流）を設定する場合は、他の電気機器類のご使用を考慮した上で、十分余裕を持った値としてください。契約電流に十分余裕がない場合、リミッター（アンペアブレーカーやスマートメーター等）の上限を超過し、電力供給が断たれ、エレベーターが急停止する恐れがあります。また、契約電流は、電力会社によっては100V換算での数値となっている場合があります。エレベーターの駆動用電源は200Vであり、100V換算では2倍のアンペア数が必要となりますのでご注意ください。

注意

高圧または特別高圧で受電する場合は、経済産業省で定める「高圧または特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン」に沿った対応が必要となります。ガイドライン対応時にエレベーターの回路種別番号、換算係数などが必要な場合には、当社までお問い合わせください。高調波抑制対策としてエレベーターでの対策が必要となる場合には、当社までお問い合わせください。



- ※1 電力会社規定により分電盤外となる場合があります。また、アンペアブレーカーやスマートメーター等が設置されている場合があります。
※2 分電盤までの電線総長さが20mを超えないようにしてください。
20mを超える場合は、（一社）日本電気協会の内線規定に従い電線サイズを変更してください。
※3 管理人室までの電線総長さが90mを超えないようにしてください。
※4 インターホン観機設置位置に中継ボックス（建築工事：DS4811相当）を施工してください。

5. 電話回線接続

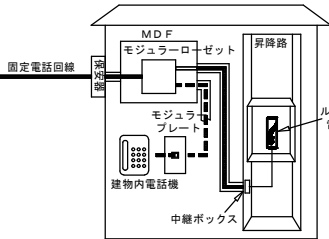
電話線との接続

警告

エレベーターのルーム内電話機用の電話回線は、必ず通線の上、通話できることを確認してください。

- エレベーターのルーム内には、外部連絡用の電話機が標準装備されています。
この電話機は、万一ルーム内に閉じ込められた場合など、緊急時の連絡手段となりますので、ご使用になる前に建物側の電話回線と接続し、通話できることを必ず確認してください。
※1
なお、固定電話回線 以外の回線をご契約の場合、ルーム内の電話機をご使用いただくために、各々下図に記載された機器の設置 および回線接続をお願いしておりますので、お客様に必要な機器をご用意ください。
※1: 2024 年 1 月 から、通信事業者の局内設備が従来のアナログ網からIP網に切り替わりました。本切り替えではお客様でのお手続きやご自宅などのご利用場所での工事は不要です。詳細については通信事業者のホームページをご覧ください。

電話回線接続図
固定電話回線の場合【推奨】



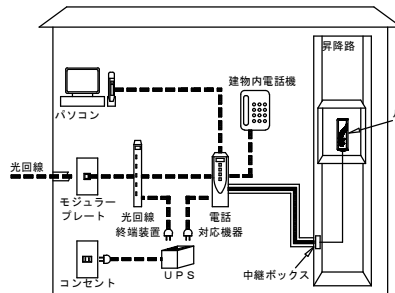
- 遠隔監視システムについて
●メンテナンス会社が提供する遠隔監視システムを希望される場合は、固定電話回線をご準備いただくか、メンテナンス会社にお問い合わせください。
（光回線などのIP回線では対応できない場合があります。）

・エレベーターの ルームに設置の電話機は必ず通線手続きを行い（お客様にてご契約）、停電時にも通話可能な通信事業者の選定と建物内の停電対応機器をお客様にてご用意ください。
・電話回線を未接続のまま、エレベーターをご利用にならないでください。万一、ご利用中に地震・停電・その他でルーム内に閉じ込められた場合、ルーム内の電話機がご使用できないため、外部と連絡を取ることができません。

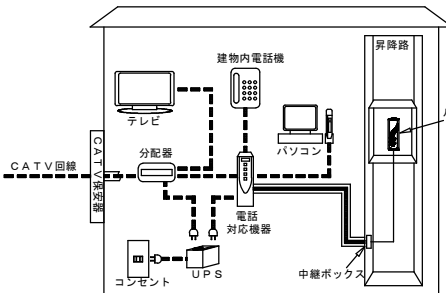
ルーム内電話機を固定電話回線以外に接続される場合

- 停電時にも通話可能な通信事業者の選定と建物内の停電対応機器（UPS・停電時バッテリー付機器）などをお客様にてご用意ください。 ※2
●ご契約の通信事業者により電話・通信回線の停電対応、設置する機器の種類、接続方法が異なります。
詳しくは、通信事業者にお問い合わせください。
※2: 動作時間60分以上推奨

光回線（IP回線）の場合

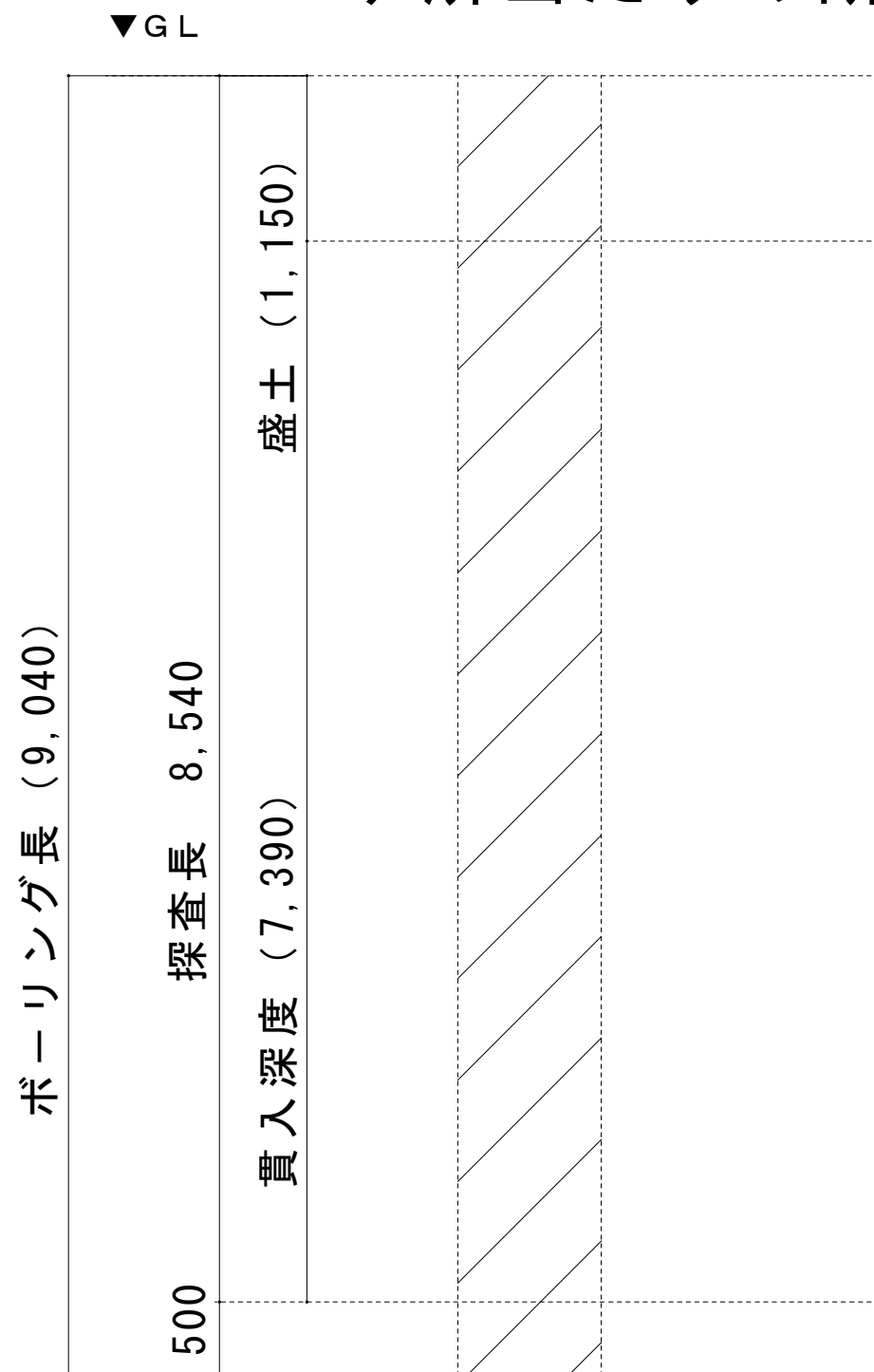


CATV回線（IP回線）の場合



工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（E.V.）	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	エレベーター詳細図（2）
工事機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400
摘 要		図面番号	A-24
検 印	管理建築士	設 計	名 称 有限会社ナカソネ設計
		製 図	資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
			登 録 番 号 1級建築士登録（大匠）第266099号
			所 在 地 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797

1ヶ所当たりの断面図



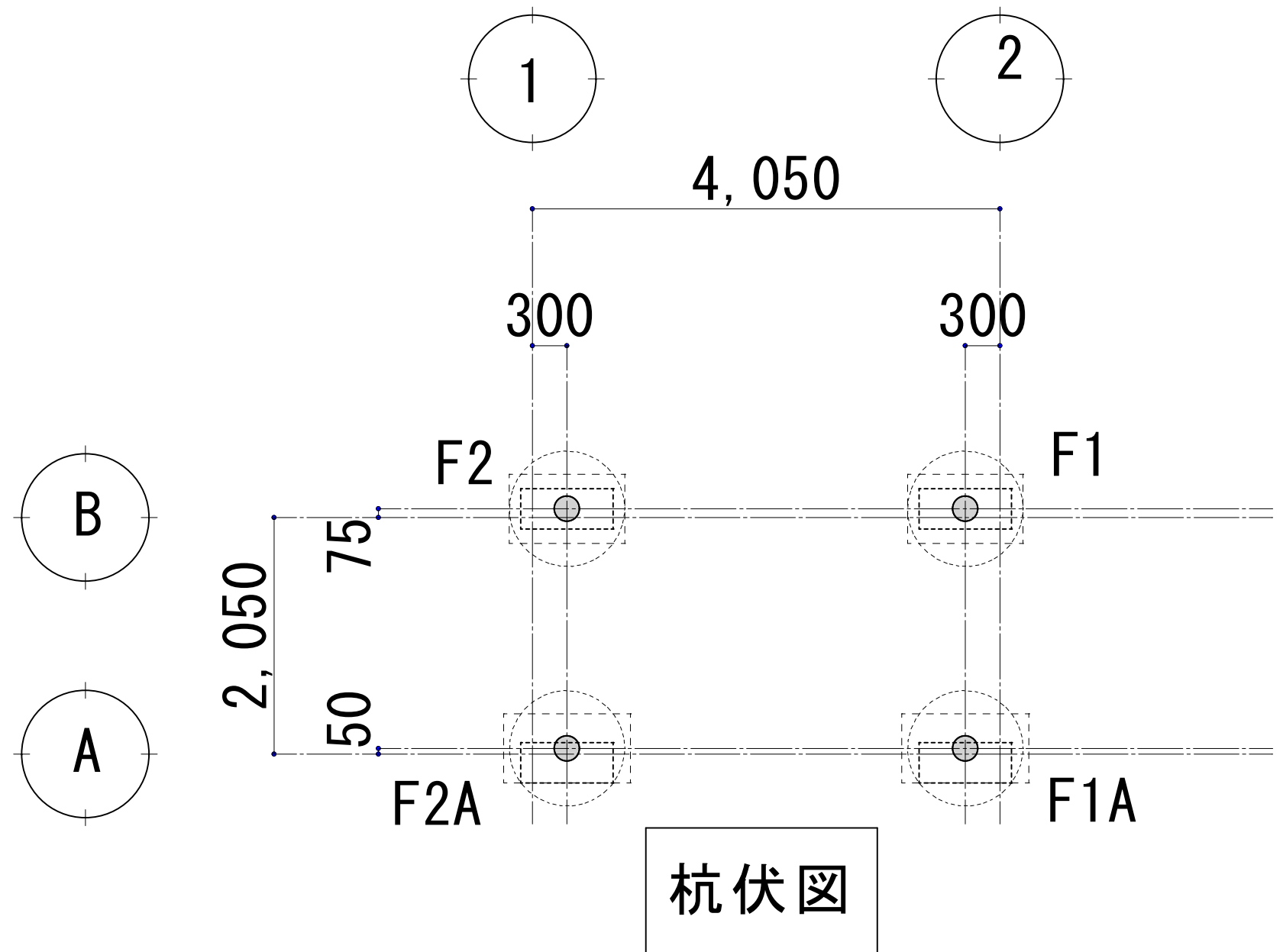
鉛直探査箇所数 4箇所

ボーリング長

9.04m × 4箇所 = 36.16m

探査長

8.54m × 4箇所 = 34.16m



※節杭φ600＝鉛直探査φ1,000のため、
探査箇所は各1点とする。

※水平探査、経層探査からの差引数量（水平、1層、2層）

$$3.14 \times 0.5 \times 0.5 = 0.785\text{m}^2 \times 4\text{箇所} = 3.14\text{m}^2$$

※経層探査からの差引数量（3層）

$$3.14 \times 0.5 \times 0.5 = 0.785\text{m}^2 \times 2\text{箇所} = 1.57\text{m}^2$$

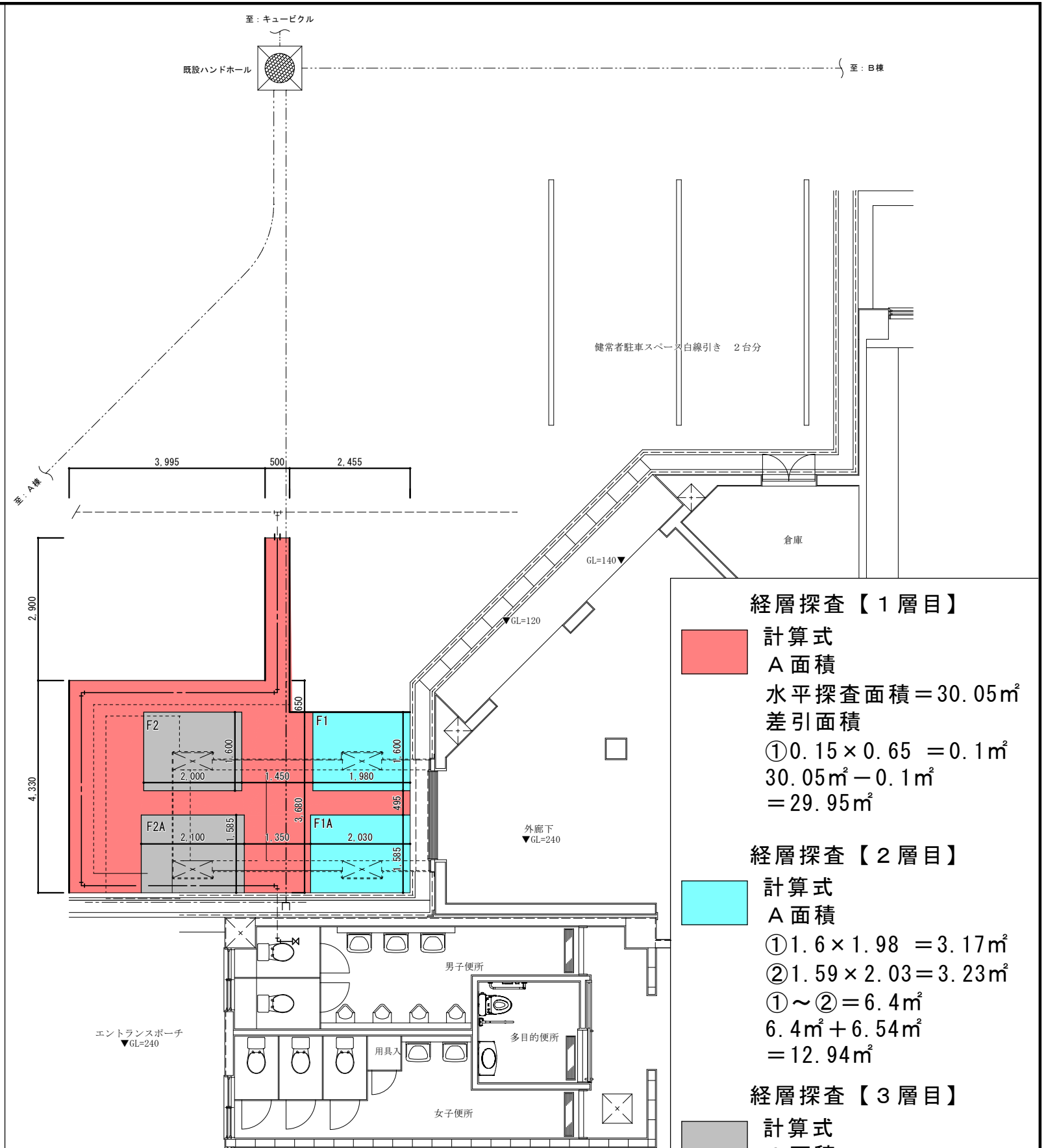
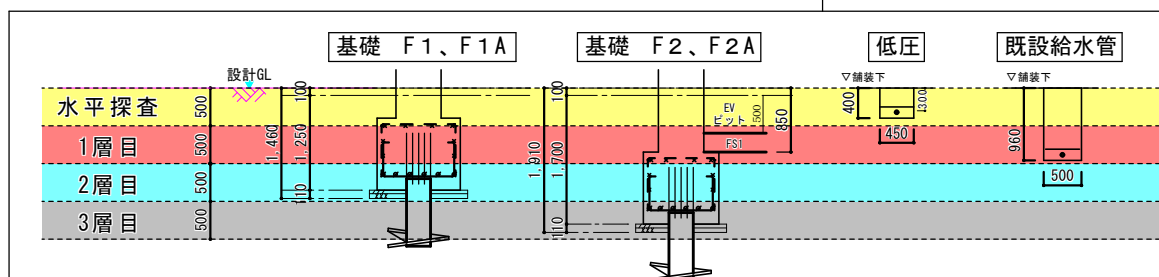
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	磁気探査
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:100 A3版 S=1:200
描 要		図面番号	A-26
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登 録 番 号	1級建築士登録 (大宮) 第266099号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797

水平探查

計算式
A面積

$$\begin{aligned} \textcircled{1} 6.95 \times 3.68 &= 25.58 \text{m}^2 \\ \textcircled{2} 4.65 \times 0.65 &= 3.02 \text{m}^2 \\ \textcircled{3} 2.9 \times 0.5 &= 1.45 \text{m}^2 \\ \textcircled{1} \sim \textcircled{3} &= 30.05 \text{m}^2 \end{aligned}$$

水平探查範圍圖 SCALE 1 : 50



経層探査範囲図 SCALE 1 : 50

經層探查【1層目】

計算式

A 面積

水平探查面積 = 30.05m²

差引面積

$$\textcircled{1} 0.15 \times 0.65 = 0.1 \text{ m}^2$$

$$30.05\text{m}^2 - 0.1\text{m}^2$$

$$= 29.95 \text{ m}^2$$

経層探査【2層目】

計算式

A 面積

$$\textcircled{1} 1.6 \times 1.98 = 3.17 \text{m}^2$$

② $1.59 \times 2.03 = 3.23 \text{ m}^2$

$$\textcircled{1} \sim \textcircled{2} = 6.4 \text{ m}^2$$

$$6.4\text{m}^2 + 6.54\text{m}^2$$

$$= 12.94 \text{ m}^2$$

經層探查【3層目】

計算式

A 面積

$$\textcircled{1} 1.6 \times 2.0 = 3.2 \text{ m}^2$$

② $1.59 \times 2.1 = 3.34\text{m}^2$

$$\textcircled{1} \sim \textcircled{2} = 6.54 \text{ m}^2$$

工事名称				大宮中学校バリアフリー化改修工事				工事年度		令和 8 年度	
工事場所				沖縄県名護市宮里地内				図面名称		磁気探査図 (水平・経緯)	
発注機関				名護市教育委員会 教育施設課				縮 尺		A1版 S:1=50 A3版 S=1:100	
								図面番号		A-27	
備 考								設 計 者		名 称	
										有 限 会 社 ナ カ ソ ン 設 計	
										資格者氏名	
										管理建築士 仲 宗 徹 敬	
検 印				管理建築士 設 計 製 図						登 録 番 号	
										1 級 建 築 士 登 録 (大分) 第 2 号 6 6 0 9 9 号 沖縄県登録番号(平) 14 番 7 - 1 号 平成 27 年 0 3 月 0 1 日 発 行 第 2 号 7 - 2 号	
								所 在 地			

構造設計標準仕様

適用は■ 印を記入する。

① 建築物の構造内容

- (1) 工事名称 **大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)**
建築場所 **沖縄県名護市宮里七丁目2番66号**
- (2) 工事種別 ■新築 □増築 □増改築 □改築
- (3) 構造種別
□木造 (W) □補強コンクリートブロック造 (CB) □鉄骨造 (S)
■鉄筋コンクリート造 (RC) □壁式鉄筋コンクリート造 (WRC)
□鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC) □壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造 (WPRC)
□プレキャスト鉄筋コンクリート造 (PRC) □
- (4) 階数
地下 階 地上 3 階 塔屋 階
- (5) 主要用途 **学校**
- (6) 屋上付属物
□高架水槽 kN □キュービクル kN □広告塔 □煙突
- (7) 特別な荷重
■エレベータ □リフト kN □ホイスト 20 kN
□倉庫積載床用
- (8) 付帯工事
□門扉 □擁壁 □ □ □
- (9) 増築計画 □有 () □無
- (10) 構造計算ルート X方向ルート (1) Y方向ルート (1)
耐震安全性の分類 **Ⅱ類** 重要度係数 **I = 1.0**

② 使用構造材料

- (1) コンクリート ※水セメント比 55%以下とする。 ※()内は暑中28S91の標準値を示す。

適用箇所	種類	設計基準強度 F C=N/mm2	品質管理強度 (呼び強度)	スランプ cm	備考 構造体強度 補正値28S91
均しコンクリート	■普通	18	18	15	
土間コンクリート	■普通	24	24	15	
土間スラブ	■普通	24	24+3(6)	15	3(6)
基礎、基礎梁	■普通	24	24+3(6)	15	3(6)
躯体	■普通 □軽量	24	24+3(6)	18	3(6)
躯体	□普通 □軽量				
	□普通 □軽量				
混和剤					

- (2) コンクリートブロック (CB)
□A種 □B種 □C種 厚 □100、 □120、 □150、 □190、

(3) 鉄筋	種類	径	使用箇所	継手工法
異形鉄筋	■SD295	D10~D16	躯体一般	■重ね継手 D10~D16
	■SD345	D19~D25	柱・梁主筋等	■ガス圧接継手 D19以上
	■SD390			
高強度せん断補強筋	□			
丸 鋼	□SR235			
溶接金鋼 (JIS G 3551)	□			

(4) 鉄骨

種類	使用箇所	現場溶接	備 考
□SS400 □SS490 □SN400A、B、C	一般鋼材	□有 □無	
□SS490 □STKR490 □		□有 □無	
□BCR295 □BCP235 □BCP325	柱	□有 □無	
□SN490A □SN490B □SN490C	ダイヤフラム	□有 □無	
□SNR400 □		□有 □無	

(5) ボルト

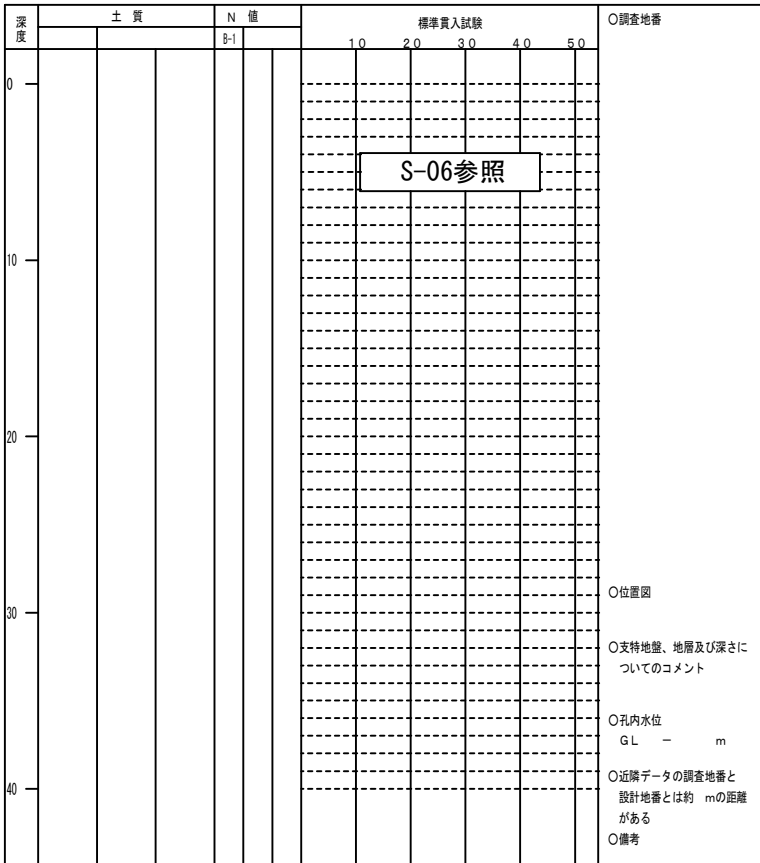
- 高力ボルト □普通: F 8 T (溶融亜鉛ドブ漬け 大臣認定品)
□普通: F 10 T □特殊: S 10 T 認定品 □M12 □M16 □M20 □M22 □M24)
□中ボルト M12 高力ボルトすべり係数試験 □要 □否
高力ボルト導入張力確認試験 □要 □否
- アンカーボルト ABR400 伸び能力有 M16 L= 640 mm ナット (□シングル □ダブル)
□露出型柱脚 □ISベース柱脚工法
□頭付スタッド φ= mm 仕様箇所 (□柱 □大梁 □小梁)
φ= mm 仕様箇所 (□柱 □大梁 □小梁)

(6) 屋根、床、壁

- 角波タン (外壁)
□折版 (リスト参照)
□デッキプレート (リスト参照)
□キーストンプレート
□特殊デッキプレート
□押出成形セメント板

③ 地盤

- (1) 地盤調査
■有 (■敷地内 □近隣) ■ボーリング調査 □平板載荷試験 □水平地盤反力係数の測定
□液状化判定 □現場透水試験 □土質試験
□無 (調査予定 □有 □無) □
- (2) 地盤調査計画
□ボーリング調査 □静的貫入試験 □標準貫入試験 □水平地盤反力係数の測定
□土質試験 □物理調査 □平板載荷試験 □試験堀 (支持層の確認)
- (3) 地盤調査及び試験杭の結果により、杭長、杭種、基礎形状を変更する場合もある
- (4) ボーリング標準貫入値、土質構成 (基礎・杭の位置を明記すること)



④ 地業工事

- (1) 直接基礎 □ベタ基礎 □布基礎 □独立基礎 試験堀 □有 □無
深さ GL - m 支持層 - 長期許容支持力度 kN/m² 載荷試験 □有 □無
- (2) 基礎杭 S-07参照

杭 種	材 料	施工法	備考
□RC □PRC □PHC □H鋼 □C PRC □鋼管 □摩擦杭	PRC (□I種 □II種 □III種) PHC (□A種 □B種 □C種) PHC (□A種 満付) 鋼材 □SS400 □STK400	□プレボーリング併用打撃工法 □埋込み(セメントミル工法) □H y p e r - ストレートNT工法	
□場所打ち コンクリート杭	コンクリート Fc N/mm ² スランプ cm セメント量 kN/m ³ 鉄筋 主筋 SD HOOP SD	□オールケーシング □既底杭 □リバースサーキュレーション □アースドリル □ミニアース □BH □深掘 □手掘 □機械掘	既底杭 日本建築センター認定 第 号 年 月 日

杭仕様 ■施工計画書承認 ■杭施工結果報告書
試験杭 (■有 □無) (□打ち込み □載荷) 2 本

杭径 (mm)	設計支持力 (t)	杭の先端の深さ (m)	本数	特記事項

⑤ 鉄筋コンクリート工事

- (1) コンクリート
■コンクリートはJIS認定工場の製品とし施工に関してはJASS5による。
■耐久設計基準強度 Fd□一般 ■標準 □長期
セメントは、JIS R5210の普通ポルトランドセメントを標準とする。
■調査計画は、工事開始前に工事監理者の承認を得ること。
■寒中、暑中、その他特殊コンクリートの適用を受ける期間に当る場合は、調査、打ち込み、養生、管理方法など必要事項について、工事監理者の承認を得ること。
■フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で(財)国土開発技術研究センターの技術評価をうけた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真(カラー)を保管し承認を得る。
測定検査の回数は、通常の場合、1日1回以上とし、1回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて3回行い、その平均値を試験値とする。
■構造体コンクリート現場の圧縮度試験供試体 (JASS5T-603) は、現場水中養生、または現場 封かん養生とし、採取は打ち込み区ごと、打ち込み日ごととする。また、打ち込み量が150m3をこえる場合は150m3ごとまたは、その端数ごとに一回を標準とする。一回に採取する供試体は、適当な間隔をおいた3台の運搬車からその必要本数を採取する。なお、供試体の数量は、特別指示なき場合は、1回当たり6本以上とし、そのうち4適用に3本を用いる。
※高強度コンクリート (Fc=27N/㎡以上) を使用した場合は150m3を100m3へ読み替える。
試験体の3本は圧縮強度の平均値を出すので、別々の運搬車からコンクリートを採取する。(3本=3台、6本=(1台×2本)=3台)
■ポンプ打ちコンクリートは、打ち込む位置にできるだけ近づけて垂直に打ちコンクリートの自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。ポンプ圧送に際しては、コンクリート庄送技士または同等以上の技能を有する者が従事すること。なお、打ち込み継続中における打継ぎ時間間隔の限度は、外気温が25℃未満の場合は120分、25℃以上の場合は90分以内とする。
コンクリートの練り混ぜ開始から打ち終わりまでの時間限度は外気温が25℃未満の場合は90分、25℃以上の場合は60分を原則とする。

(2) 鉄 筋

- 鉄筋はJIS G3112の規格品を標準とする。施工はJASS5による。
□高強度せん断補強筋は、JIS G 3137に規定されるD種1号適合品とする。
■鉄筋の加工寸法、形状、かぶり厚さ、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「鉄筋コンクリート構造配筋基準図(1)(2)」または「壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)(2)」による。
■D16未満は、すべて重ね継手とする。継手 (D16以上) をガス圧接とする場合は、日本接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」による。
■ガス圧接部の抜き取り検査は、同一作業班が同一日に施工した圧接箇所ごと (200箇所を超えるときは、200箇所ごと) に1回行い、超音波探傷試験の場合は30ヶ所以上とする。外観検査 ■有 □無、引張試験 □有 □無、超音波深傷試験 ■有 □無
■柱の帯筋 (H O O P) の加工方法は、 ■H型 (タガ型) □W型 (溶接型) □S型 (スパイラルラ型) とする。
■コンクリート及び鉄筋の試験は「沖縄県建設技術センター」等で現場代理人及び工事監理者双方の立会いの共で行うこと。

(3) 型 枠

- 材料 合板厚 12mmを標準とする。■施工はJASS5による。
■型枠存置期間

セメントの種類の平均気温	せ き 板				支 柱			
	基礎、梁側、柱、壁	スラブ下、はり下	スラブ下	はり下	スラブ下	はり下	スラブ下	はり下
15℃以上	2	3	4	6	8	17	28	
5℃~15℃	3	5	6	10	12	25	28	
5℃未満	5	8	10	16	15	28	28	
コンクリートの圧縮強度	5.0 N/mm ²		設計基準強度の50%		設計基準強度の85%		100%	

- 注) 1 片持ばり、庇、スパン9.0m以上のはり下は、工事監理者の指示による。
注) 2 大ばりの支柱の盛りかえは行わない。また、その他のはりの場合も原則として行わない。
注) 3 支柱の盛りかえは、必ず直上層のコンクリート打ち後とする。
注) 4 盛りかえ後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。
注) 5 支柱の盛りかえは、小ばりが終わってから、スラブを行う。
一時に全部の支柱を取り替えて、盛りかえをしてはならない。
注) 6 上表以外のセメントを使用する場合は工事監理者の指示による。

⑥ 鉄骨工事

- (1) 鉄骨工事は指示のない限り下記による
■日本建築学会「JASS6」「鉄骨精度検査基準」「鉄骨工字技術指針」
■鋼材倶楽部「建築鉄骨工事施工指針」
- (2) 工事監理者の承認を必要とするもの
■制作工場 ■製作要領書 ■工作図 ■施工計画書
建設省告示第1103号による認定工場 (部材リストを確認し決定する事)
■材料規格証明書または試験成績書
■鋼材 ■高力ボルト ■特殊ボルト ■頭付スタッド
■社内検査表
(3) 工事監理者が行う検査項目
(□ 印以外の項目の検査結果については、工事管理者に報告すること)
■原寸検査 ■組立・開先検査 ■製品検査 ■建方検査
- (4) 接合部の溶接は下記によること
■東京都アーク溶接」工事管理基準 (建築構造設計指針第12章)
■鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱 (建築構造設計指針第12章)
■日本建築学会「溶接工作基準」 同解説 I、II、III、IV、V、VI、VII、VIII、IX
- (5) 接合部の検査
■溶接部の検査 (検査結果は後日工事監理者に報告すること)

検査箇所	検査方法	検査率又は検査数			備 考
		社 内	第 三 者	工事管理者	
☐ 突合せ溶接部	超音波深傷試験	100 % 個	AQCL-4.0 第6水準	抜き取り	
☐	外観(目視)検査	100 %	100 %	抜き取り	
☐	マクロ試験・その他	個	個	個	
第三者検査機関名					
第三者検査機関とは、建築主、工事管理者又は工事施工者が、受入検査を代行させるために自ら契約した検査会社をいう。					

注) 現場溶接部については原則として第三者による全数検査を行うこと。

- 高力ボルトは「JIS B1186の高力ボルト」を標準とする。摩擦面の処理は黒皮などを座金外径2倍以上の範囲でショットブラスト、グライNDER掛け等を用いて除去した後、屋外に自然放置して発生した、赤さび状態あること。ただし、ショットブラスト、グリットブラストによる処理で表面あらさが50S以上である場合は、赤さびは発生しないままでよい。
■高力ボルトの締付けに使用する機器はよく調整されたものを使用し、締付けの順序は部材が十分密着するよう注意して行う。また、締付けは一次、二次締めとする。締付け後の検査は、各締付け工法別に適切な締付けが行なわれているか検査する。
(6) 防錆塗装
■防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。錆止めペイントは、JIS K5621、2回塗りを標準とする。
■現場における高力ボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ錆止めペイントを使用し2回塗りとする。
(7) 耐火被覆の材料
□

⑦ 設備関係

- 特記以外の築貫通孔は原則として設けない。設ける場合は設計者の承認を得ること。
■設備機器の架台及び基礎については工事監理者の承認を得ること。
■床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの1/3以下とし管の間隔は3倍以上かつ5cm以上とする。CD管の集中する床はワイヤーメッシュ (4φ-150x150程度) を入れる等ひび割れ対策を行う事。
令129条の2の3の事項
・建築物に設ける建築設備にあつては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。
■建築設備 (昇降機を除く。)、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。
■屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。
□煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支柱を設けたものを除き、90 cm以下とすること。
□煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは5 cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25 cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。
■建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、
■風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること
■建築物の部分を通過して配管する場合においては、当該貫通部に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
■管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可換継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
■管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
□法第20 条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあっては建設省告示第1389 号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。
□給湯器は令129条の2の3第1項第二号に規定される平成12建告第1388号に適合する構造方法とする。

⑧ その他

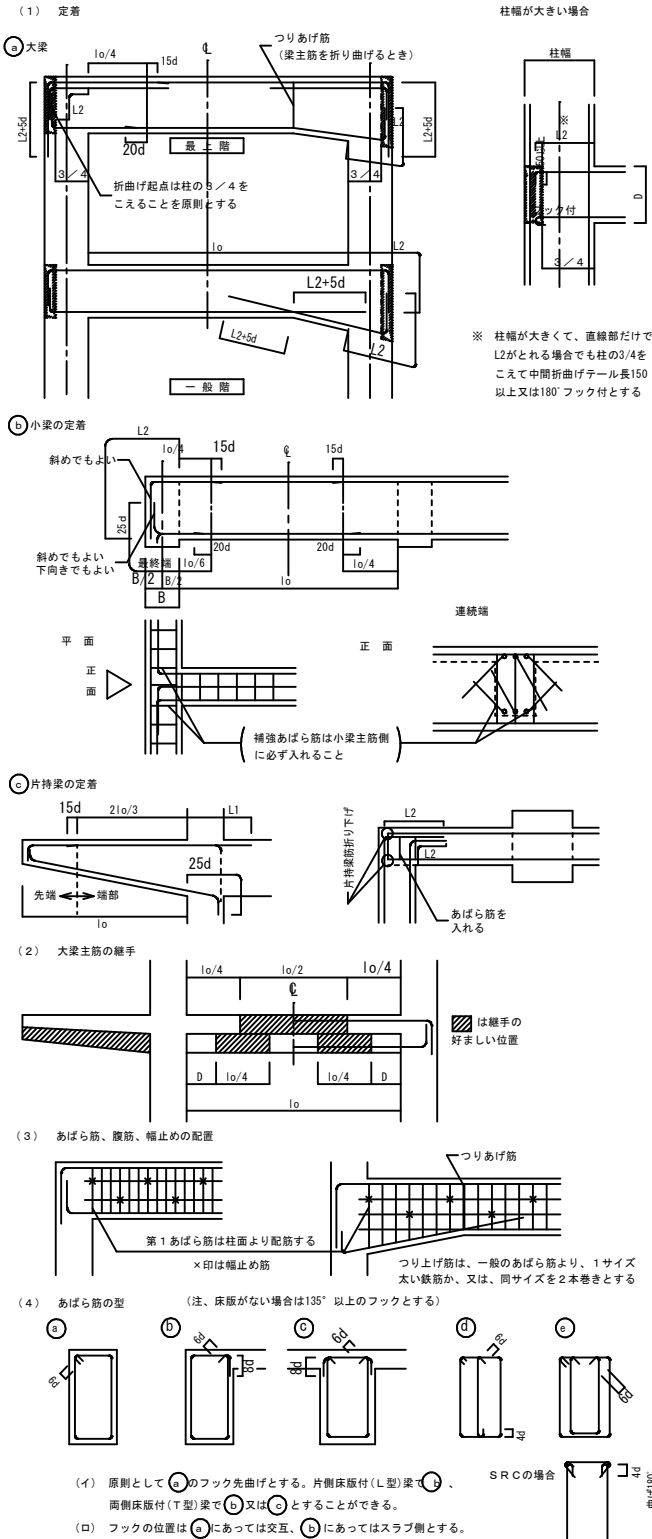
- 諸官庁への届出書類は滞滞なく提出すること。
■各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。
■必要に応じて記録写真を撮り保管すること。

構造設計者		ASD planning	一級建築士事務所登録第147-2879号
■ 施 屋 国 彦		■ 一級建築士登録 (大臣) 第309297号	
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	構造設計標準仕様
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S= - A3版 S= -
構 要	図面番号		
	S-1		
	管理建築士	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
検 印		登録番号	1級建築士登録 (大臣) 第286099号
		所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797

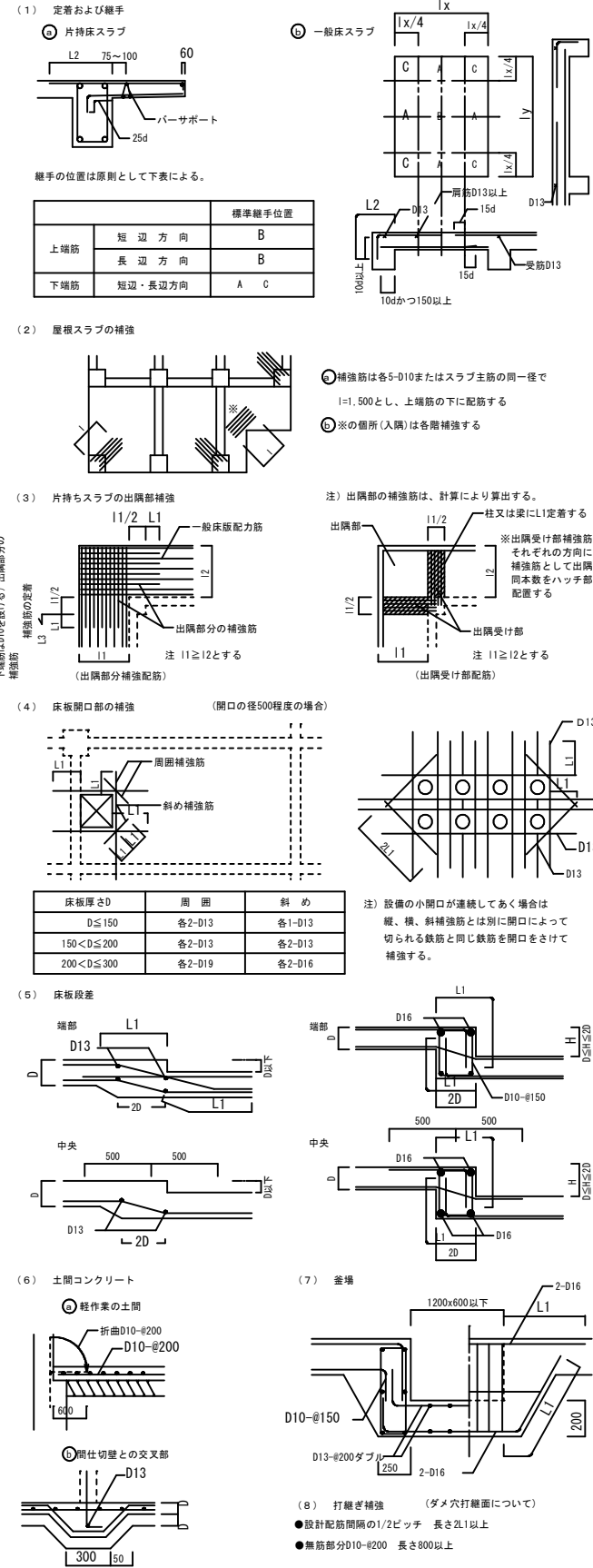
鉄筋コンクリート構造配筋標準図（２）

L＝鉄筋コンクリート構造配筋
標準図(1)の2～(3)による。

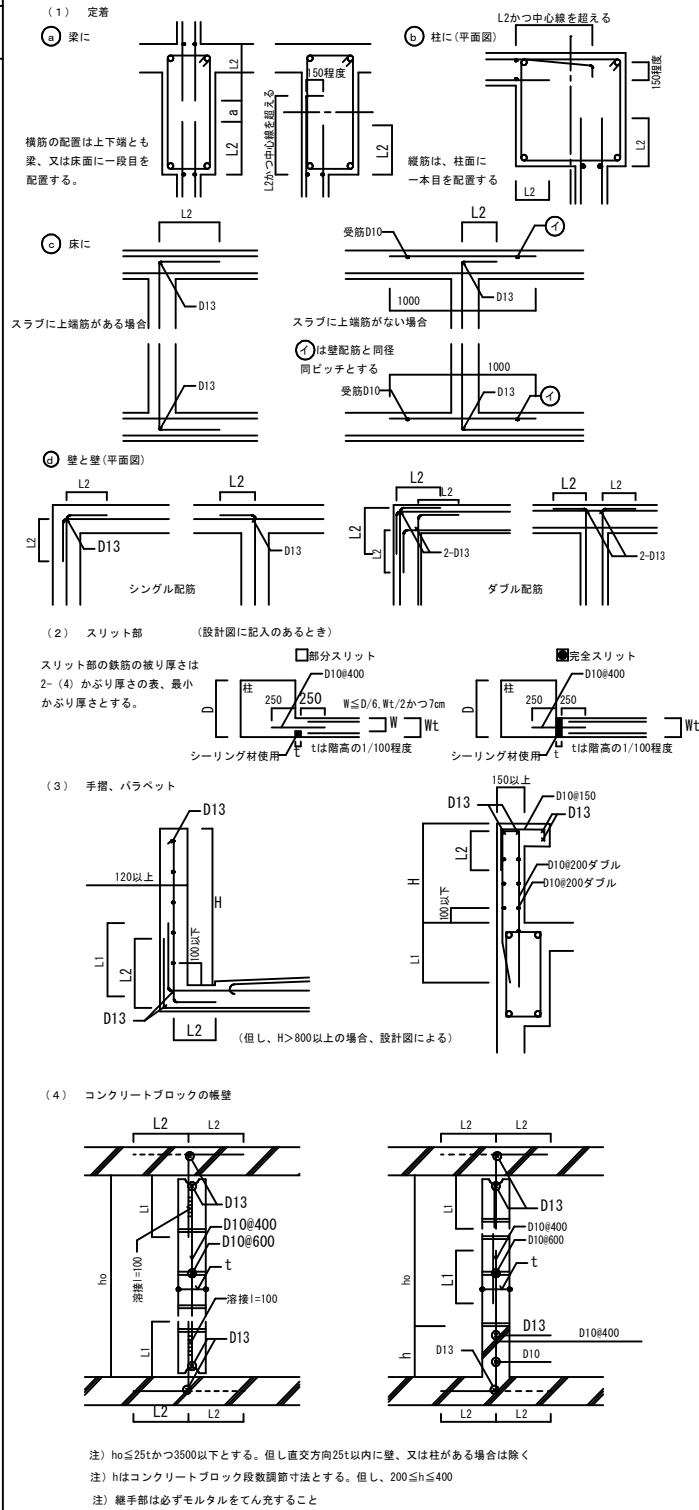
⑦ 大梁、小梁、片持梁



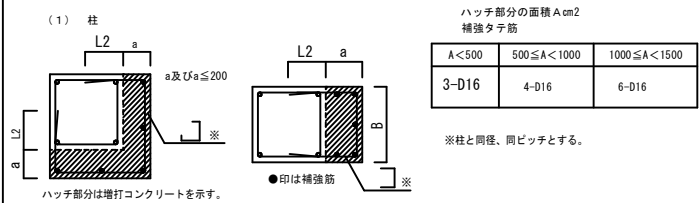
⑧ 床板



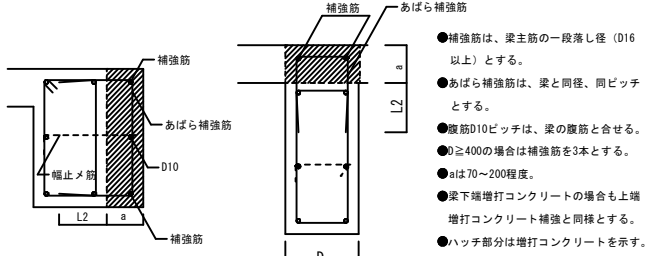
⑨ 壁



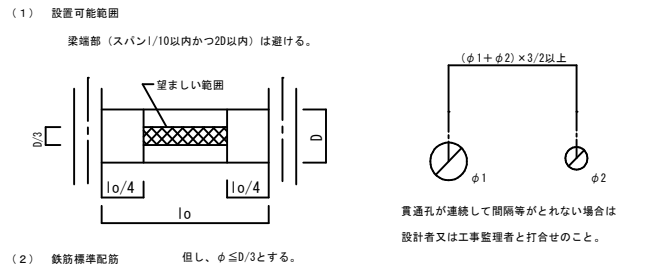
⑩ 柱、梁増打コンクリート補強



(2) 梁



⑪ 梁貫通孔補強



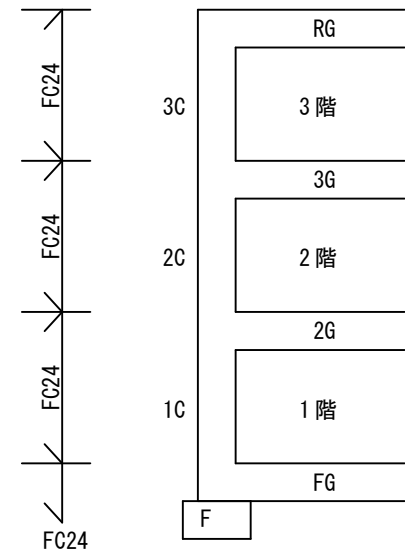
$80 \leq \phi \leq 100$ 折筋 2-(2-D13) 縦筋 ST 2-D13	$100 < \phi \leq 150$ 折筋 2-(2-D13) 縦筋 ST 2-D13 @100 横筋 2-(2-D13)	$150 < \phi \leq 250$ 斜筋 4-(2-D13) 縦筋 ST 2-D13 @100 横筋 2-(2-D13) 下縦筋 ST 2-D13
$\phi > 250$ 孔補強の有効範囲と 定着長さのとり方	$\phi > 250$ 孔補強の有効範囲と 定着長さのとり方	

(3) 既製品 (使用するときには、設計者又は工事監理者と打合せのこと。)

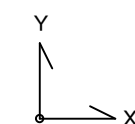
□リング型 □パイプ型 □金網型 □プレート型

構造 ASD planning 一級建築士事務所登録第147-2879号
設計者 照屋 彦 一級建築士登録 (大臣) 第309297号

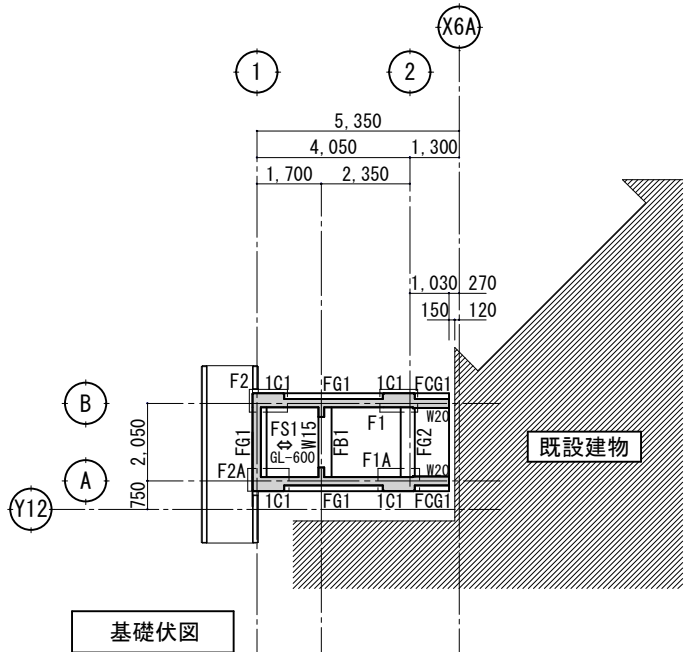
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (2)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	施 尺	A1版 S- A3版 S-
摘要	管理建築士 設 計 製 図	図面番号	S-3
検 印	名 称	有限会社ナカネ設計	印 平 准
	資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
	登録番号	1級建築士登録 (大臣) 第266099号	
	所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797	



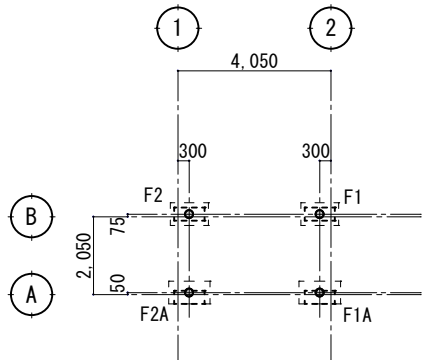
コンクリート強度（設計基準強度）
※耐久設計基準強度を採用する場合は
大きい方の値を採用



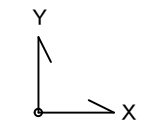
特記事項
基礎形式 杭基礎
コンクリート設計基準強度 別図による
鉄筋強度 D 1 6 以下 S D 2 9 5 (J I S 規格品) D 1 9 以上 S D 3 4 5 (J I S 規格品)
記入無き壁は E W 2 0 とする
記入無き床は土間コンクリートとする。 ・土間コンクリートに有害な沈下が生じないように十分に 転圧する事。 ・ひび割れ誘発目地を配置する場合は 3 m 以下の間隔とする。
記入無き地中梁天端 設計 G L - 1 0 0 とする。
室内土間天端は意匠図面参照とする (犬走・駐車場等の土間高さは意匠図面参照)
設計 G L ± 0 = E L ± 0



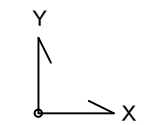
基礎伏図



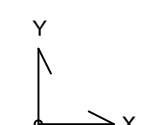
杭伏図



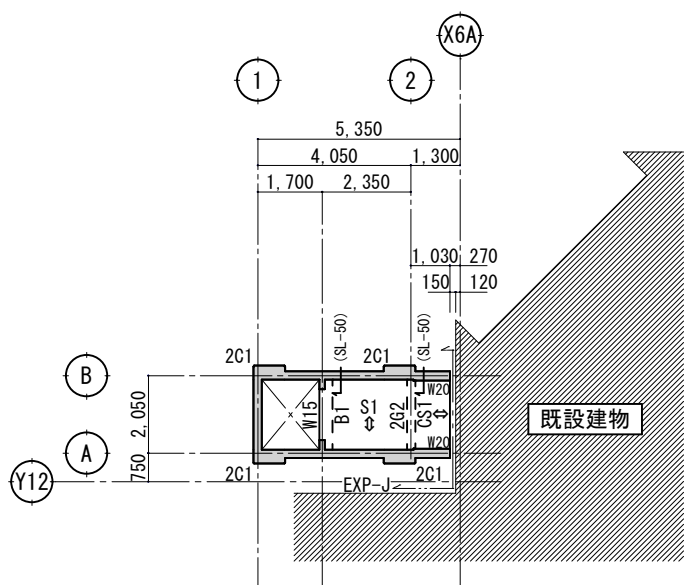
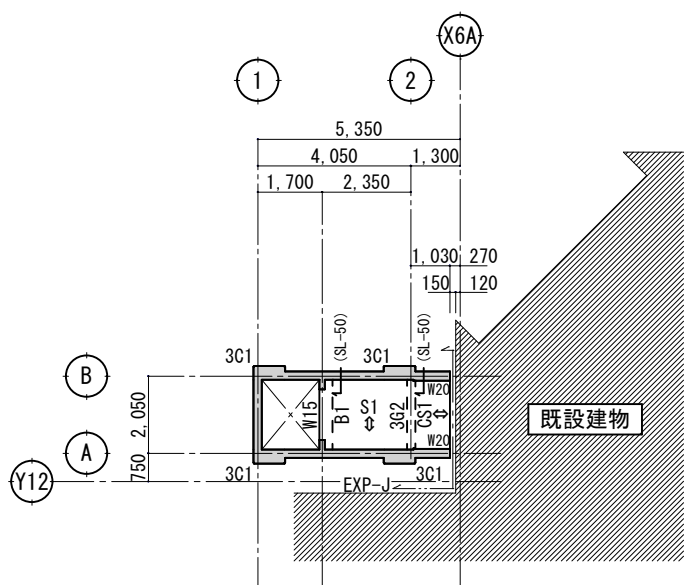
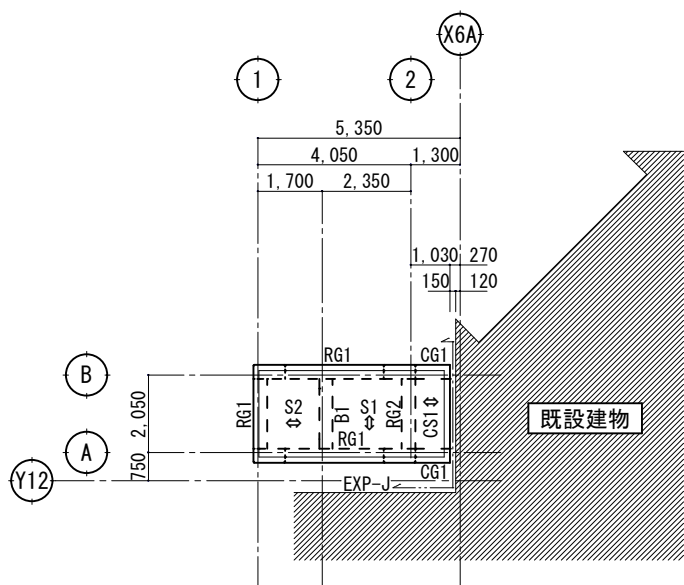
R 階梁伏図
特記事項
コンクリート設計基準強度 別図による
鉄筋強度 D 1 6 以下 S D 2 9 5 (J I S 規格品) D 1 9 以上 S D 3 4 5 (J I S 規格品)
特記無き梁高さは S L ± 0 とする
特記無きスラブ高さは S L ± 0 とする



3 階梁伏図
特記事項
コンクリート設計基準強度 別図による
鉄筋強度 D 1 6 以下 S D 2 9 5 (J I S 規格品) D 1 9 以上 S D 3 4 5 (J I S 規格品)
特記無き壁は E W 2 0 とする
特記無き梁高さは S L ± 0 とする
特記無きスラブ高さは S L ± 0 とする



2 階梁伏図
特記事項
コンクリート設計基準強度 別図による
鉄筋強度 D 1 6 以下 S D 2 9 5 (J I S 規格品) D 1 9 以上 S D 3 4 5 (J I S 規格品)
特記無き壁は E W 2 0 とする
特記無き梁高さは S L ± 0 とする
特記無きスラブ高さは S L ± 0 とする

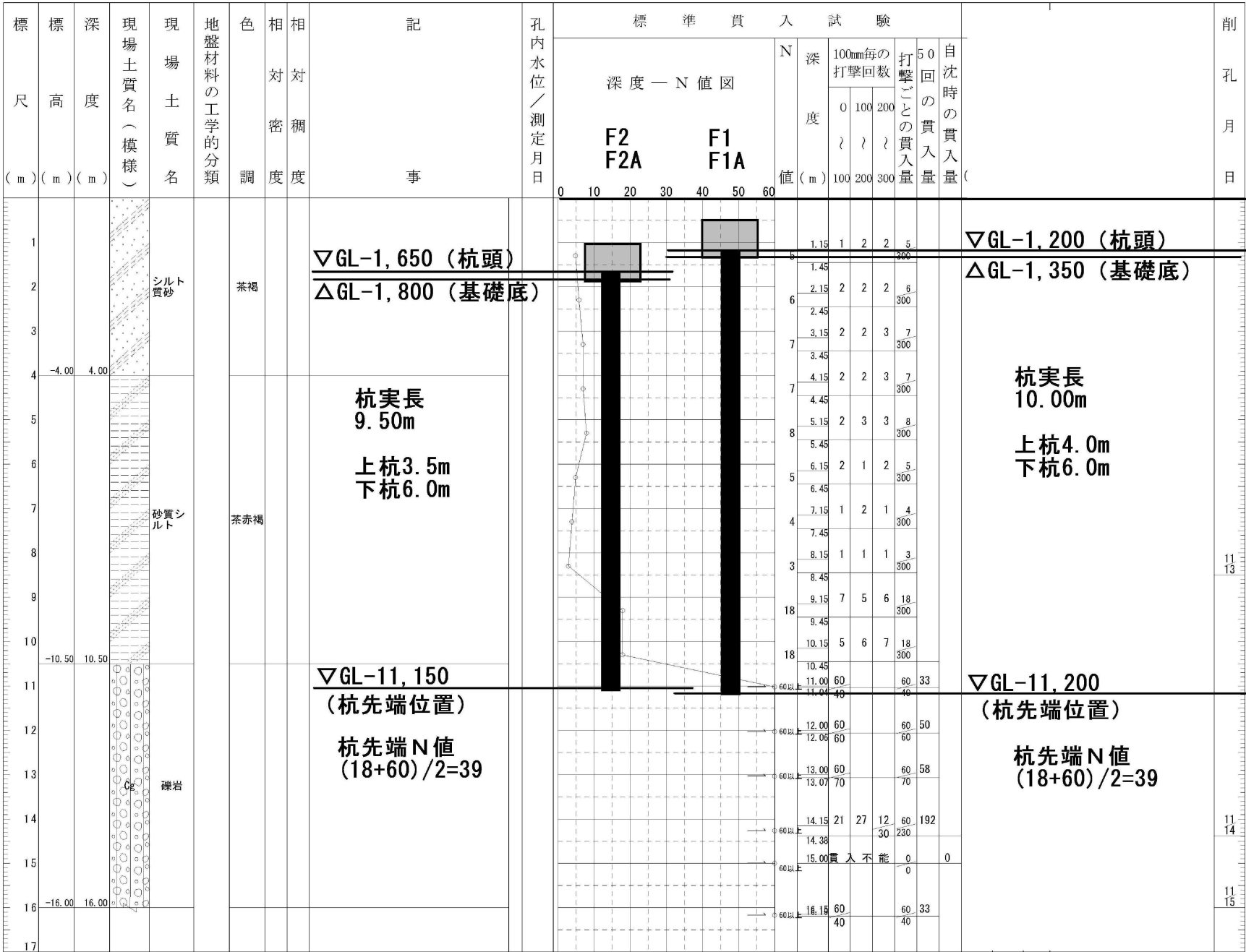


構造設計者	ASD planning	一級建築士事務所登録第147-2879号
照 屋 国 産	一級建築士登録 (大臣) 第309297号	
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E V)	工事年度 令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称 各階梁伏図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺 A1版 S=1:100 A3版 S=1:200
描 要		図面番号 S - 4
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称 有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
		登 録 番 号 1級建築士登録 (大臣) 第266099号
		所 在 地 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL. 0980-82-2797

土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調 査 名	大宮中学校バリアフリー化土質調査業務委託
事 業 ・ 工 事 名	
調 査 目 的 及 び 調 査 対 象	建築 構造物基礎

ボーリング名	R7B-1	調 査 位 置	沖縄県名護市宮里地内	北 緯	〃 〃 〃
発 注 機 関	名護市教育委員会	調 査 期 間	令和7年11月13日～ 令和7年11月15日	東 経	〃 〃 〃
調 査 業 者 名	株式会社 総合設計コンサルタント 電 話 0980-54-1130	管理技術者	太田 清志 地質調査技士 登録番号	現 場 人 川上 一樹 地質調査技士 登録番号	コ ン 定 者 阿長間 勝也 地質調査技士 登録番号 第20029号
孔 口 標 高	EL 0.00m	角	180° 上 下 0°	方 向	北 0° 270° 西 0° 東 90° 180° 南
総 削 孔 長	16.00m	地 盤 勾 配	0° 水平 0° 鉛 直 90°	使 用 機 種	試 錐 機 東邦D0D-S0 エンジン ヤンマーTF-70V-E ポン プ KAAZ SX401



構造設計者 ASD planning 照屋 国彦		一級建築士事務所登録第147-2879号 一級建築士登録 (大臣) 第309297号	
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	土質柱状図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S= - A3版 S= -
構 要		図面番号	S-6
検 印	管理建築士	設 計	製 図
	名 称	有限会社ナカソネ設計	
	資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
	登 録 番 号	1級建築士登録 (大臣) 第206099号	
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797

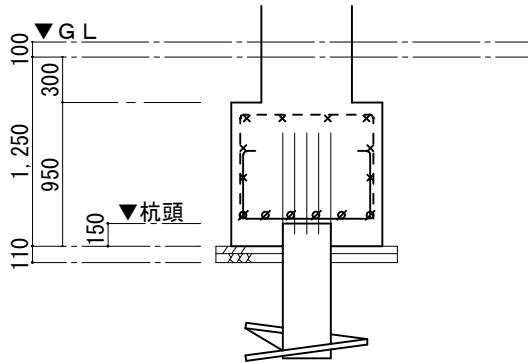
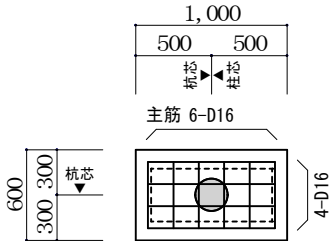
基礎リスト

※特記外

- 1) 支持層は礫岩 (N値60)とする。
2) ハカマ筋は縦横各D13@300とする。
3) 地業 捨てコンクリート50mm 敷砂利60mm

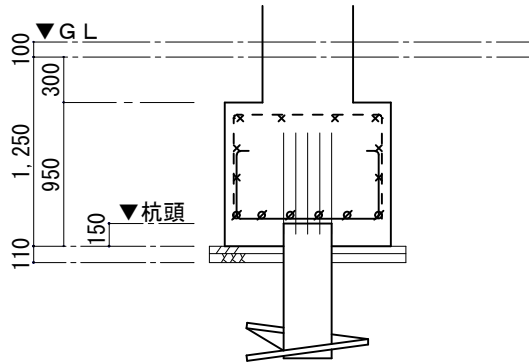
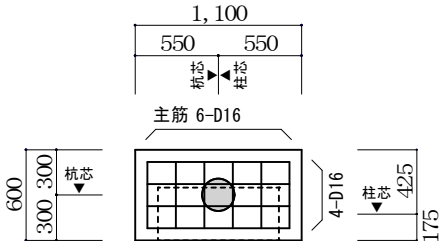
F1

1-216.3φ
先端翼 600φ
杭耐力 550KN/P



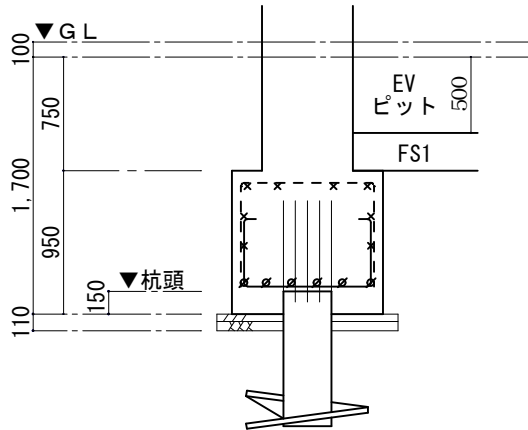
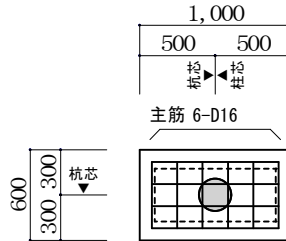
F1A

1-216.3φ
先端翼 600φ
杭耐力 550KN/P



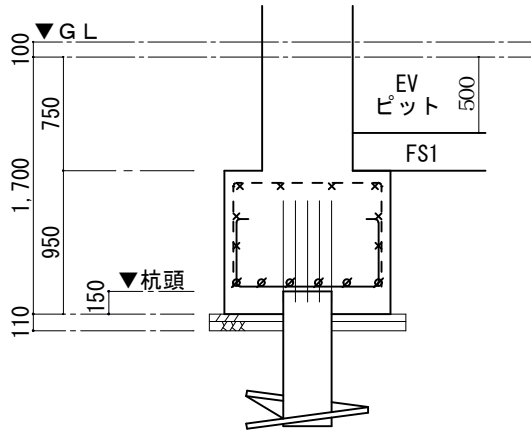
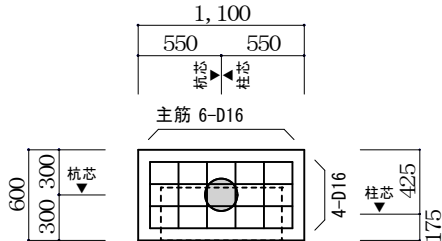
F2

1-216.3φ
先端翼 600φ
杭耐力 550KN/P



F2A

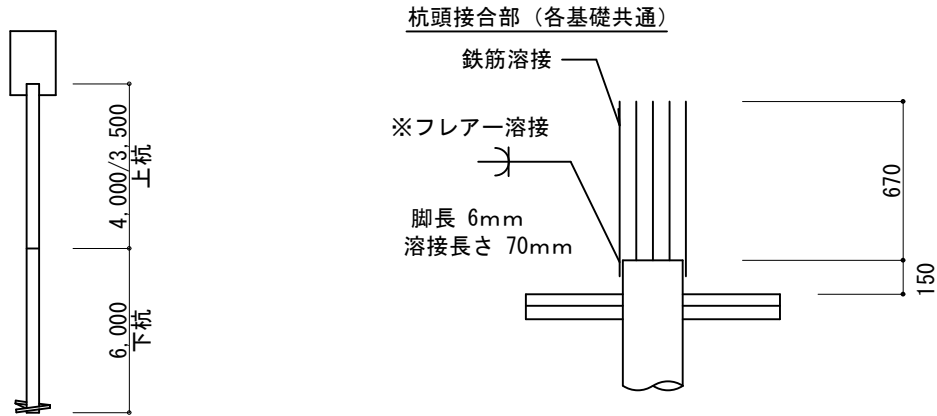
1-216.3φ
先端翼 600φ
杭耐力 550KN/P



杭仕様		※杭メーカーを変更する場合は鋼管径・鋼管厚みを同一とする事。 先端翼の径・厚みは変更可能とし杭耐力は同等以上とする。							
工 法		イシジプラス工法 TACP-0591 R1-9-24							
適 用		F1, F1A		F2, F2A					
杭本数		2本		2本					
杭 径		上杭 216. 3x10. 3 下杭 216. 3x 8. 2		上杭 216. 3x10. 3 下杭 216. 3x 8. 2					
材 種		STK490		STK490					
先端翼		600φ 36		600φ 36					
杭頭補強		8-D19 (L=670)		8-D19 (L=670)					
杭耐力	長期	550 KN/P (長期)		550 KN/P (長期)					
	短期	1100 KN/P (長期)		1100 KN/P (長期)					
先端N値		60以上							
先端土質		礫岩							
杭 長 (m)	上杭	10. 0	4. 00	9. 5	3. 50				
	下杭		6. 00		6. 00				
杭先端位置		GL-11. 20m		GL-11. 15m					

※特記事項

杭工事は建築工事監理指針の遵守及び施工計画書を作成し
工事工程・品質管理を適切に行う。
杭施工時は杭伏図 (施工図) を上図とは別に作成し確認を行う。
(基礎リストより杭芯寸法を追出し作成する事 (ダブルチェック))



構造	ASD planning	一級建築士事務所登録第147-2879号
設計者	照 屋 国 彦	一級建築士登録 (大臣) 第309297号

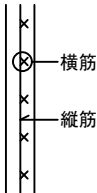
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (EV)		工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内		図面名称	基礎リスト	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課		縮 尺	A1版 S=1:25 A3版 S=1:50	
備 考			図面番号	S-7	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
				資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
				登録番号	1級建築士登録 (大臣) 第266099号
				所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797

梁リスト					
符 号	RG1	RG2	3G2 (2G2)	B1	CG1
位 置	全断面	全断面	全断面	全断面	全断面
断 面					
B x D	350X600	350X600	200X1,800 (200X1,890)	250X500	350X600
上端筋	3-D19	3-D19	3-D19	2-D16	3-D19
下端筋	3-D19	3-D19	3-D19	2-D16	3-D19
S T P	-D10@200	-D10@200	-D10@200	-D10@200	-D10@200
腹 筋	2-D10	2-D10	W20横筋に準じる	-	2-D10
巾止筋	D10@1000	D10@1000	壁筋に準じる	-	D10@1000
備 考	-	-	() 内 2G2	-	-

地中梁リスト				
※共通事項 (捨コン50 敷き砂利60)				
符 号	FG1	FG2	FB1	FCG1
位 置	全断面	全断面	全断面	全断面
断 面				
B x D	350X1,000	350X1,000	250X750	350X1,000
上端筋	3-D19	5-D19	4-D16	3-D19
下端筋	3-D19	5-D19	4-D16	3-D19
S T P	-D10@200	-D10@150	-D10@200	-D10@200
腹 筋	4-D10	4-D10	2-D10	4-D10
巾止筋	D10@1000	D10@1000	D10@1000	D10@1000
備 考	-	-	-	-

梁主筋柱定着図	柱梁仕口部 梁主筋位置図
※特記事項 ・地上大梁、地中大梁 全てに適用する。	

柱リスト	
※特記事項 ・仕口部フープ □-D13@100とする。 ・最上階柱頭のフックは全数フックとする。	
符 号	3C1, 2C1, 1C1
位 置	全断面
断 面	
B x D	800X350
柱頭 主筋	10-D19
柱脚 主筋	同 上
フープ	-D13@100
サブフープ	-D10@1000

壁リスト				
符 号		W15	W20	EW20
断 面				
壁 厚		150	200	200
縦 筋		D13@200	D10@150	D10@150
横 筋		D13@200	D10@150	D10@150
開 口 補強筋	縦	2-D13	-	-
	横	2-D13	-	-
	斜	1-D13	-	-
端部補強筋		-	4-D13	-
配筋状態		シングル	ダブル	ダブル
備 考		-	-	耐震壁

スラブリスト					
※特記無き限り主筋方向は短辺方向とする。					
符 号	版 厚	位 置	短辺方向	長辺方向	備 考
S1	150	上端筋	D10, 13 @ 200	D10 @ 200	
		下端筋	D10 @ 200	D10 @ 200	
S2	150	上端筋	D10, 13 @ 200	D10, 13 @ 200	
		下端筋	D10, 13 @ 200	D10, 13 @ 200	
FS1	250	上端筋	D13 @ 200	D13 @ 200	
		下端筋	D13 @ 200	D13 @ 200	
土間コン	150	上端筋	D10 @ 200	D10 @ 200	
		下端筋	D10 @ 200	D10 @ 200	
・土間コン下 敷砂利（クラッシャー） 標準厚み60mm：地盤状況に応じ厚みを調整する。 ・有害な沈下の発生を抑制する為、敷砂利（クラッシャー）を十分に転圧し締め固める。					

片持ちスラブリスト					
※主筋方向は片持ち（跳ね出し）長さ方向とする。					
符 号	版 厚	位 置	主筋方向	配力筋方向	備 考
CS1	基端 150	上端筋	D10, 13 @ 200	D10 @ 200	
	先端 150	下端筋	D10 @ 200	D10 @ 200	

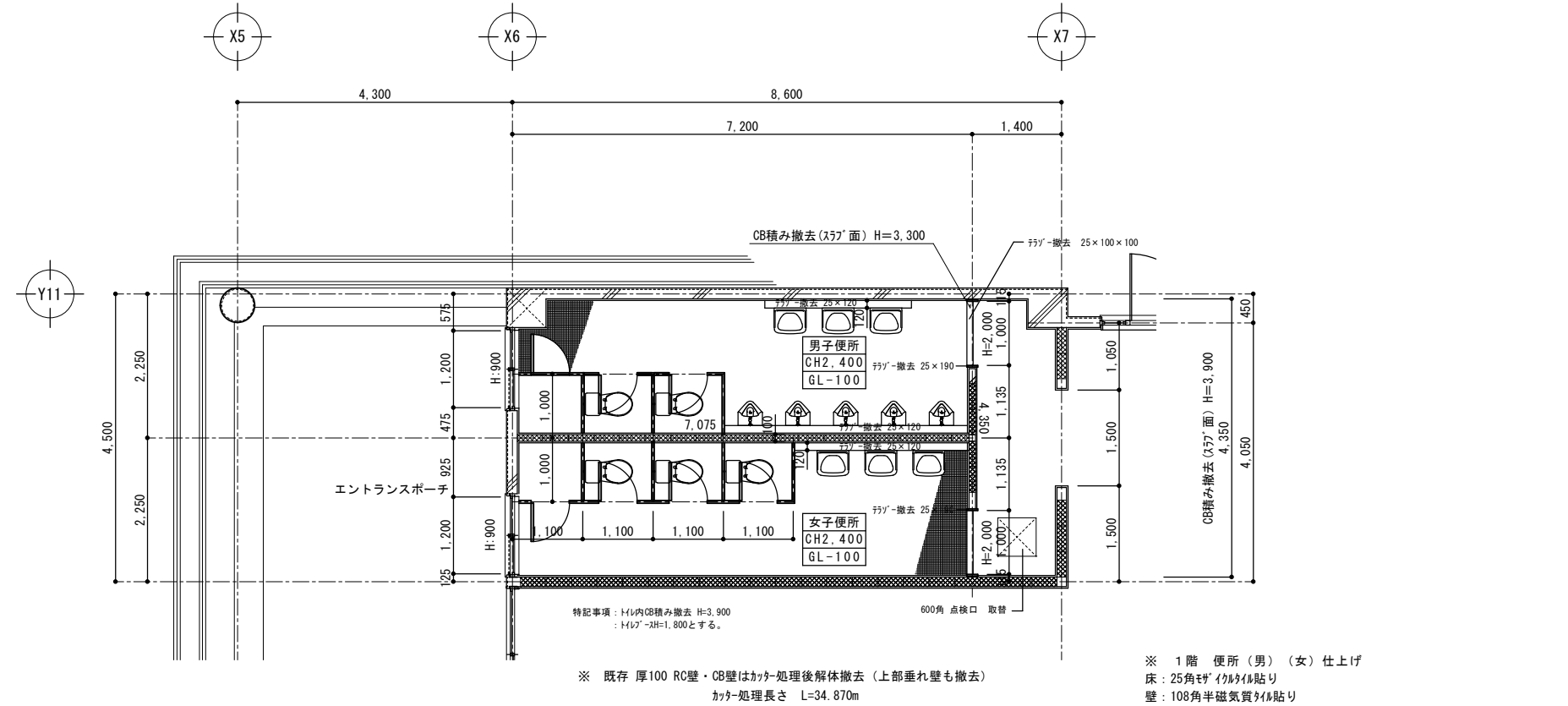
雑配筋図	
パラベット	

構造設計者 ASD planning 一級建築士事務所登録第147-2879号 照 屋 国 彦 一級建築士登録（大臣）第309297号		工事年度 令和 8 年度	
工事名称 大宮中学校バリアフリー化改修工事（E.V.）	工事年度	図面名称 部材リスト（1）	
工事場所 沖縄県名護市宮里地内	図面名称	縮 尺 A1版 S=1:20 A3版 S=1:40	
発注機関 名護市教育委員会 教育施設課	図面番号	S-8	
検 印	管理建築士	設 計	製 図
	名 称 有限会社ナカソネ設計	印 資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹	
	登 録 番 号 1級建築士登録（大臣）第266099号	所 在 地 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL. 0980-52-2797	

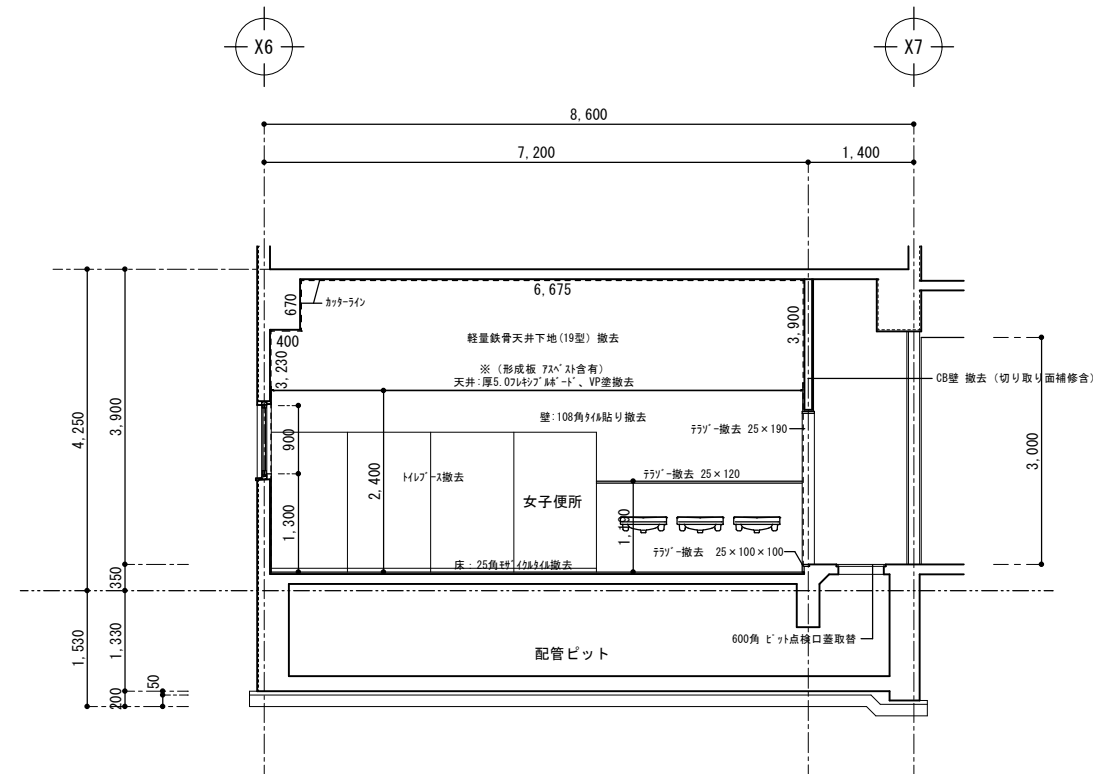
建築改修工事特記仕様書〔建築工事編〕沖縄県土木建築部							
令和8年7月改定版							
1 工事概要							
(1) 工 事 名：大宮中学校バリアフリー化改修工事(多目的便所)							
(2) 工 事 場 所：名護市宮里地内(地域地区等：)							
(3) 敷 地 面 積：27,448.42㎡							
(4) 工 事 種 目：改修工事							
ア 建築物							
建築物の名称		多目的便所改修					
主要用途		中学校					
構造及び階数		RC造・3階建て					
工事種別		改修					
建築面積		㎡		㎡			
延べ面積		㎡		㎡			
イ 工作物及び立木							
工作物等の名称							
数量							
2 本工事の設計時期							
本工事の設計書は、令和8年8月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。							
3 建築工事仕様							
(1) 標準仕様							
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」〔令和7年版〕(以下「標準仕様書」という。)による。							
(2) 特記仕様							
ア 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。							
イ 特記事項は、「・」に○印の付いたものを適用する。							
「・」に○印がつかない場合は「※」の付いたものを適用する。							
「・」と「※」に○印がついた場合は共に適用する。							
ウ 項目及び特記事項に記載の(. . .)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。							
エ 特記事項に記載の(参 . . .)は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」〔平成31年版〕巻末の各部配筋参考図の当該項目を示す。							
4 その他							
(1) 公共事業労務費調査に対する協力							
ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。							
イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。							
ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。							
エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。							
(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策							
受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)」に基づき、次に係る事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。							
ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。							
イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。							
ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。							
(3) ウィークリースタンスの実施							
工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。							
当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html							
(4) 工事監理業務への協力等							
ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)、は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。							
イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。							
ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。							
(4) 工事監理業務への協力等							
エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。							
(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて							
本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乘じた額で行う。							
(6) 県産資材の優先使用							
本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。							
(7) 下請業者の県内企業優先活用							
請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。							
(8) 不発弾等発見時の処理について							
本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。							
また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。							
なお、これについては、下請業者へも周知すること。							
(9) ダンプトラック等の過積載等の防止について							
ア 工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。							
イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。							
ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。							
エ さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることがないようにすること。							
オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以下「法」という。))の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。							
カ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。							
キ アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。							
(10) 不正軽油の使用の禁止等について							
ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。							
イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。							
(11) 設計図書における資材等の取扱いについて							
ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。							
イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。							
ウ 「参考図」は建設工事請負契約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。							
(12) ガイドライン等の遵守について							
設計変更等については、契約書18条から26条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。							
(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について							
ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険・厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。							
また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積ることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。							
イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。							
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf							
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf							
【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】 ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html							
(14) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知							
落札者(随意契約の場合にあつては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。							
通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページを参照すること。 HP:https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html							
章	項 目	特 記 事 項					
1 一般共通事項	① 適用基準等	● 建築改修工事監理指針(令和7年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ● 建築工事標準詳細図(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部 ● 敷地調査共通仕様書(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部 ● 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(令和6年版)(一社)公共建築協会 ● 営繕工事写真撮影要領(令和5年版) ● 磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部 ● 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に關する実施要領(平成25年12月)沖縄県土木建築部 ● 構造計画・施工計画・建設設備計画の留意事項(令和8年4月)沖縄県土木建築部					
	② 工事実績情報の登録(1.1.4)	登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。					
	③ 工事の一時中止に関する事項(1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に關する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に關すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に關すること及び工事現場の維持・管理に關する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。					
	4 工事の余裕期間	・ 余裕期間を設定する工事 【方式】 【以下から選択:発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式－1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。					
	5 遠隔臨場の実施(1.1.14)	・ 本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をすることとする。					
	6 概成工期(1.2.1)	図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。					
	⑦ 品質計画等(1.2.2)	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 (1) 風速:V0＝ 46 m/s (平12建造第1454号第2) (2) 地表面粗度区分: (3.5.4)(3.9.3)(5.13.5)(9.3.4)					
	⑧ 施工図等(1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に關わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 (2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。 (3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。					
	⑨ 工事の記録(1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。					
	⑩ 電気保安技術者(1.3.3)	電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。					
⑪ 施工条件(1.3.5)	施工順序等の制約 ・ 無し ○ 有り【・ 図示 ○ 現場説明書による・】 工事車両の駐車場所: ○ 図示・ 現場説明書による・ 資材、機材置場: ○ 図示・ 現場説明書による・ 建設発生土の仮置場: ・ 図示・ 現場説明書による・ その他の施工条件: ○ 図示・ 現場説明書による・						
⑫ 施工中の安全確保及び環境保全等(1.3.7)(1.3.11)		⑬ 交通安全管理(1.3.9)					
(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に關する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。		(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5～260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン		(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に關する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5～260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン			
工事名称		大宮中学校バリアフリー化改修工事(多目的便所)		工事年度		令和8年度	
工事場所		沖縄県名護市宮里地内		図面名称		建築改修工事特記仕様書(その1)	
発注機関		名護市教育委員会 教育施設課		縮 尺		NO SCALE	
摘 要		図面番号		図面番号		K-1	
検 印		管理建築士		設 計		製 図	
		設計者		資格者氏名		管理建築士 仲宗根 徹	
		登録番号		1級建築士登録(大臣)第266099号			
		所在地		沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号			

8 耐震改修工事	1 既存部分の撤去等	(1) 既存構造体の撤去範囲及びはりつりだした鉄筋及び鉄骨の処置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2) (2) 既存部分の目荒らしの程度：(8.21.3)(8.22.3)(8.23.3) (3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様：(8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)	(8.15.3) (8.15.4)(8.15.7) (8.15.12)	(7) 溶接 ア 技能資格者の技能付加試験：【 ・ 行う ・ 行わない】 イ 開先の形状等 開先の形状 エンドタブの有・無及び適用箇所 スカラップの形状 溶接部の試験 ウ 錆止め塗料の種類：【 ・ A種 ・ B種 】 エ 耐火被覆の種類及び性能 種類 所要性能及び概要箇所 オ 溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理： 【 ・ プラスト処理 ・ プラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の確認方法： 】 (8) モルタル及びグラウト材 ア モルタルの圧縮強度及びフロー値： (9) 連続繊維補強材 材料 工法 引張り強度 ヤング係数 備考 ア 強度試験の実施： 【 ・ 引張強度試験 ・ 付着強度試験 (試験数量：)】	5 外断熱改修工事 (9.2.2) (9.2.3)(9.2.4) 6 断熱・防露改修工事 7 屋上緑化改修工事 (9.4.2)(9.4.3) 8 透水性アスファルト舗装改修工事 (9.5.3) (9.5.4)(9.5.5) (9.5.9)	<table><tr><th colspan="2">断熱材</th><th colspan="2">外装材</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>種類</th><th>厚さ</th><th>種類</th><th>防火性能</th></tr><tr><td>既存外壁仕上材撤去</td><td>下地面清掃</td><td>下地欠損部改修方法</td><td colspan="2">通気層の有無・厚さ</td></tr></table> <table><tr><th>工法</th><th>断熱材の種類</th><th>厚さ</th></tr></table> <table><tr><th>芝等の種類</th><th>見切り材等</th><th>かん水装置</th><th>既存保護層等の撤去</th></tr></table> ※樹木の固定方法については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 (1) 既存舗装の撤去： (2) 路床 盛土の材料 フィルター層材料・厚さ 路床安定処理 実施する試験 (3) ジオテキスタイルの適用及び品質： (4) 路盤、舗装 路盤の厚さ 舗装の厚さ 開粒度アスファルト混合物抽出試験 備考 (5) 構成及び厚さ：【 ・ 図示による (A-) ・ 】	断熱材		外装材		備考	種類	厚さ	種類	防火性能	既存外壁仕上材撤去	下地面清掃	下地欠損部改修方法	通気層の有無・厚さ		工法	断熱材の種類	厚さ	芝等の種類	見切り材等	かん水装置	既存保護層等の撤去
	断熱材		外装材		備考																						
	種類	厚さ	種類	防火性能																							
	既存外壁仕上材撤去	下地面清掃	下地欠損部改修方法	通気層の有無・厚さ																							
	工法	断熱材の種類	厚さ																								
	芝等の種類	見切り材等	かん水装置	既存保護層等の撤去																							
	2 材料及び品質 (8.2.1) (8.3.4)(8.4.2) (表8.3.4)	(1) 鉄筋 ア 鉄筋の種類等 種類 記号 呼び名(mm) 備考 イ 鉄筋の継手 施工部位 継手の種類 備考(重ね継手の長さ等) ウ 鉄筋の定着長さ 【 ※ 図示による (A-) ・ 】 エ 帯筋組立の形 施工箇所 配筋の方法 その他特記すべき事項 オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所にはける場合は、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承諾を受けて施工すること。 カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法： キ 圧接部の超音波探傷試験：【 ・ 行う ・ 行わない】 ク 機械式継手の種類： ・ 図示 ・ (2) 溶接金網 網目の形状 寸法 鉄線の経 備考 (3) あと施工アンカー ア あと施工アンカーの材料 種類 引張耐力 セン断耐力 径・埋込み深さ アンカー及び接合筋 確認強度 金属系 接着系 イ アンカー筋の新設壁内への定着長さ：【 ・ 図示 ・ 】 ウ あと施工アンカーの性能確認試験： 【 ・ 実施する ・ 実施しない 】 エ 埋込み配管等の探査の範囲及び方法は、図示による。 (4) コンクリート ア コンクリートの種類等 気乾単位容積 類別等 設計基準強度 (Fc) 施工部位 質量による種類 ・ 普通コンクリート ※ I 類 ・ 軽量コンクリート ・ II 類 ・ 普通コンクリート ※ I 類 ・ 軽量コンクリート ・ II 類 ・ 普通コンクリート ※ I 類 ・ 軽量コンクリート ・ II 類 イ 材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とする。 ウ セメントの種類： ※ 普通ポルトランドセメント ・ フライアッシュセメントB種 ・ エ フライアッシュセメントB種の適用箇所： ・ 図示 ・ オ 骨材のアルカリシリカ反応性による区分：※ A ・ B カ コンクリート打放し仕上げの種類等 仕上げの種類 打増し厚さ 施工部位 備考 キ 軽量コンクリート 施工部位 種類 気乾単位容積質量 ・ 1種 ・ 2種 ク 水又は土に接する軽量コンクリートの使用 ・ 有り【使用箇所： ・ 図示 ・ 】 ケ コンクリートの打込み工法：【 ・ 流込み工法 ・ 圧入工法】 (5) 鋼材 ア 鋼材の種類等 記号の種類 適用箇所 備考 形状及び寸法は、図示による。 イ 錆止め塗料の種類：【 ・ A種 ・ B種 】 ウ 耐火被覆の種類及び性能 種類 所要性能及び概要箇所 エ 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験： (6) 高力ボルト ア 高力ボルトの種類等 種類 径 縁端距離 間隔 ゲージ 備考 すべり係数試験： 【 ・ 実施する ・ 実施しない 】 試験の方法、試験片の摩擦面の処理： ・ 図示 ・	(8.2.6) (8.2.13) (8.2.2) (8.4.2)(8.4.3) (8.3.8) (8.2.2) (8.2.4) (8.1.3)(8.9.1) (表8.1.1) (表8.9.1) (8.1.4)(表8.1.4) (8.7.8) (8.21.8) (8.2.8)(表8.2.7) (8.17.4) (8.18.2)(8.18.3) (8.2.14) (8.2.9)(8.13.2) (8.14.2)	3 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 (8.21.8)(8.21.10) (8.3.7) 4 鉄骨ブレース設置工事 (8.13.10)(8.22.9) 5 柱補強工事 (8.23.5)(8.23.6) (8.23.7)(8.24.7) 6 耐震スリット新設工事 (8.25.2) 7 免震・制震改修工事 (8.26.7)(8.26.10) (8.26.13)(8.27.4) (8.27.6)(8.27.8) (8.26.7)(8.27.4) (8.26.16)(8.27.9) (8.26.15) 8 既存杭の撤去等 (8.28.2) 9 その他	(1) コンクリートの打込み及び仕上げ 打込み工法の種類 増設工事後の仕上げ 備考 (2) 壁の配筋及び開口部の補強は、図示による。 (1) 仮組： 【 ・ 実施する ・ 実施しない 】 (2) ブレース設置後の仕上げは、図示による。 <table><tr><th>工法</th><th>補強後の仕上げ</th><th>その他(打込み工法、面取りの大きさ等)</th></tr></table> <table><tr><th>スリット</th><th colspan="2">耐火材</th><th colspan="2">遮音材</th></tr><tr><th>幅</th><th>深さ</th><th>使用箇所</th><th>仕様</th><th>使用箇所</th><th>仕様</th></tr></table> (1) 支承材又は減衰材 材質 諸元 防錆処置 寸法許容差 設置後の仕上げ (2) 性能確認試験の項目及び数量：【 ・ 図示 ・ 】 (3) 製品検査 項目 内容 判定基準 検査頻度等 (4) 支承材の耐火被覆の適用：【 ・ 有り(仕様：) ・ なし】 (5) 検査の項目及び数量：【 ・ 図示 ・ 】 (6) エキスパンションジョイントの仕様及び工法は、図示による。 (1) 撤去範囲及び撤去方法：図示による。 既設資材の処理及び処分方法：	工法	補強後の仕上げ	その他(打込み工法、面取りの大きさ等)	スリット	耐火材		遮音材		幅	深さ	使用箇所	仕様	使用箇所	仕様	10 その他	1 県産瓦葺 (1) 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。 (2) 沖縄県技能評価認定制度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する作業中において次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。 【 ・ 1名以上配置 ・ 施工面積 m ² につき、 級技能評価試験に合格した者を1名配置 】						
	工法	補強後の仕上げ	その他(打込み工法、面取りの大きさ等)																								
	スリット	耐火材		遮音材																							
	幅	深さ	使用箇所	仕様	使用箇所	仕様																					
環境配慮工事	⑨ 環境配慮工事	① 石綿含有建材の除去工事 (9.1.1) 2 石綿含有吹付け材の除去 (9.1.3) 3 石綿含有保温材等の除去 (9.1.4) ④ 石綿含有成形板の除去(9.1.5)	(1) 石綿粉じん濃度の測定時期、測定場所及び測定点数 測定時期 測定場所 測定点数 備考 処理作業中 セキュリティーゾーン入口 図面参照 空気の流れを確認 負圧・除じん装置の排出口 “ 除じん装置の性能確認 施工区画周辺又は敷地境界 “ 処理作業後(隔離シート除去前) 処理作業室内 “ 施工区画周辺又は敷地境界 “ (1) 除去工法： (2) 飛散防止措置： ・ 湿潤化 ・ 固形化 (3) 処分方法： (1) 除去工法： (2) 飛散防止措置： ・ 湿潤化 ・ 固形化 (3) 処分方法： (1) 処分方法： 現場説明書による																								
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事(多目的便所)	工事年度	令和 8 年度																								
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	建築改修工事特記仕様書(その4)																								
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	NO SCALE																								
摘 要		図面番号	K-4																								
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者 名 称 有 限 会 社 ナ カ ソ ネ 設 計 資格者氏名 管理 建 築 士 仲 宗 根 徹 登録番号 1級建築士登録 (大臣)第266099号 所 在 地 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号																							

(改修前)
(B)

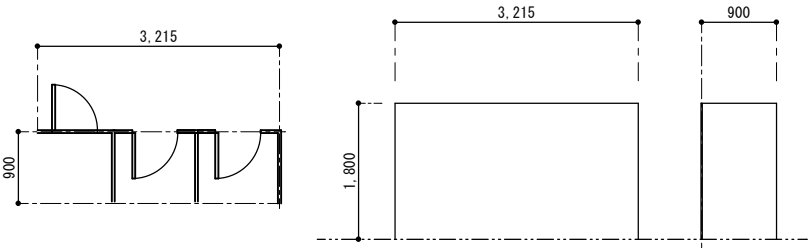
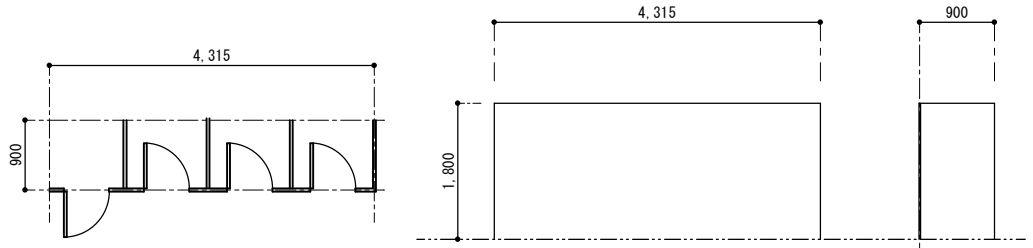


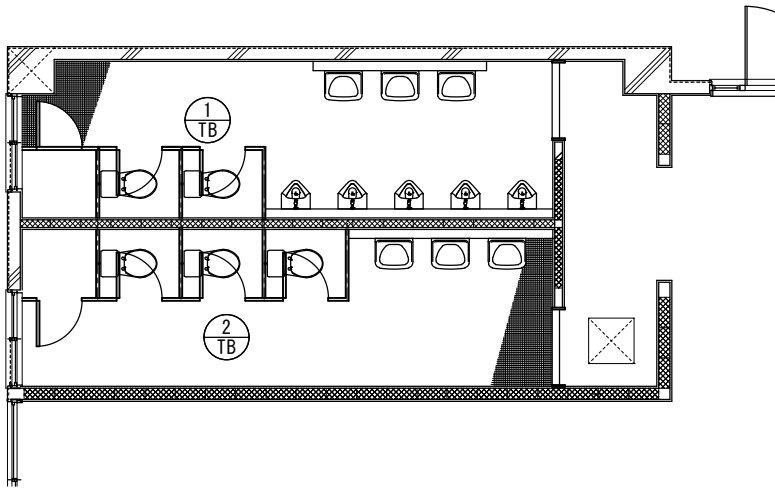
1 階 エントランスホール側 便所平面詳細図 (改修前)
A3版 S=1/100
A1版 S=1/50



1 階 エントランスホール側 便所断面詳細図 (改修前)
A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)			工事年度	令和 8 年度	
	神奈川県鎌倉市宮里地内			図面名称	1 階職員室・トイレ間 便所平面・断面詳細図・(改修前)	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺	A1版 S=1/50 A3版 S=1/100	
				図面番号	K-5	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計	
				資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
				登録番号	1級建築士登録 (大図) 第2660999号	
				所在地	神奈川県鎌倉市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797	

建 具 記 号 (箇 所)	1 TB 1 箇所	2 TB 1 箇所	
型 状 、 寸 法			
取 付 場 所	1階 男子トイレ	1階 女子トイレ	
型 式	トイレース	トイレース	
材 質 、 仕 上	メラミン樹脂版	メラミン樹脂版	
見 込	40mm	40mm	
ガ ラ ス			
金 物 、 そ の 他	その他付属金物一式撤去含む。	その他付属金物一式撤去含む。	



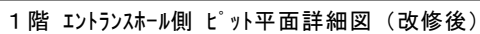
建具キープラン A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

(改修前)

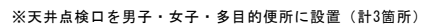
(B)

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 《多目的型新設》			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	1階職員室 2023年7月 便所建具表 (改修前)	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100	
摘 要				図面番号	K-6	
				名 称	有限会社ナカノネ設計	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
				登 録 番 号	1級建築士登録 (大臣) 第266099号	
				所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL. 0980-61-5202 FAX. 0980-61-5207	

(B)



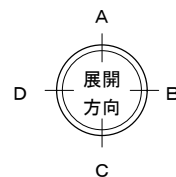
A3版 S=1/100
A1版 S=1/50



※軽量鉄骨壁下地部分に手洗い器・手摺・その他取付品の取付用補強を設置

1階 エントランスホール側 便所平面詳細図（改修後）

A3版	S=1/100
A1版	S=1/50

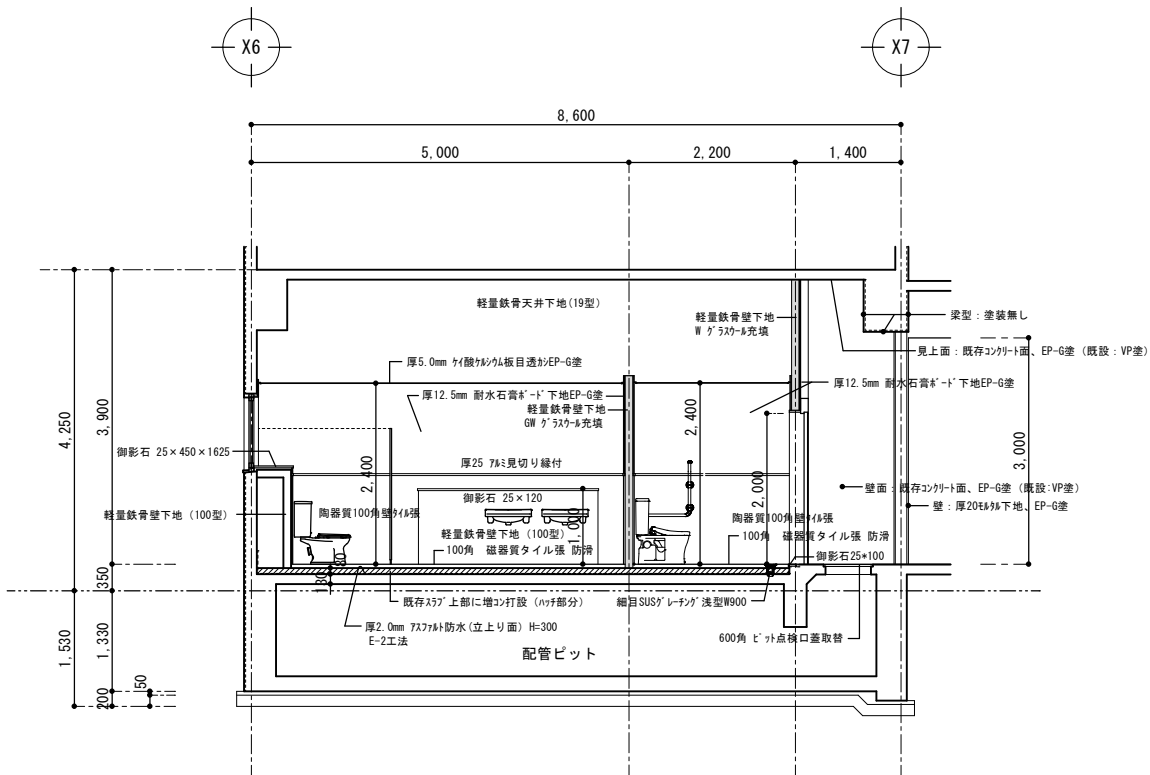


階	位置		床 高	床	幅 木	腰 壁	壁	天 井	天 井 高	廻り縁	備 考
	番 号	室 名									
1 階	1	男 子 便 所	図 示	100角 磁器質タイル張り 防滑ｼｰﾄﾞ (ﾚﾍﾞﾙ調整増しｺﾝ有り)	同 右	既存 RC壁・CB壁の上、100角 陶器質タイル張り 軽量鉄骨壁下地、厚12.5 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ・100角 陶器質ﾀｲﾙ張り	既存 RC壁・CB壁 及び 新設、軽量鉄骨壁下地 (100型) 厚12.5 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地、EP-G塗	軽量鉄骨天井下地組 (19型) 厚5.0mmケイカル板 目透し貼り EP-G塗	H=2,400	塩ビ製見切り縁	御影3方枠 (25×150) 御影面台 (25×120) 御影框 (25×100) 天井点検口450×450 用具掛け (ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ型) 25角7ｽﾐﾚ見切縁 細目SUSｸﾞﾚｰﾅﾝｸﾞ 浅型W900
	2	女 子 便 所	図 示	100角 磁器質タイル張り 防滑ｼｰﾄﾞ (ﾚﾍﾞﾙ調整増しｺﾝ有り)	同 右	既存 RC壁・CB壁の上、100角 陶器質タイル張り 軽量鉄骨壁下地、厚12.5 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ・100角 陶器質ﾀｲﾙ張り	既存 RC壁・CB壁 及び 新設、軽量鉄骨壁下地 (100型) 厚12.5 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地、EP-G塗	軽量鉄骨天井下地組 (19型) 厚5.0mmケイカル板 目透し貼り EP-G塗	H=2,400	塩ビ製見切り縁	御影3方枠 (25×150) 御影面台 (25×120) 御影框 (25×100) 天井点検口450×450 用具掛け (ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ型) 25角7ｽﾐﾚ見切縁 細目SUSｸﾞﾚｰﾅﾝｸﾞ 浅型W900
	3	多 目 的 便 所	図 示	100角 磁器質タイル張り 防滑ｼｰﾄﾞ (ﾚﾍﾞﾙ調整増しｺﾝ有り) 一部、厚2.5 塩化ビニル床ｼｰﾄﾞ張り 防滑ｼｰﾄﾞ (平面詳細参照)	同 右	既存 RC壁・CB壁の上、100角 陶器質タイル張り 軽量鉄骨壁下地、厚12.5 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ・100角 陶器質ﾀｲﾙ張り	既存 RC壁・CB壁 及び 新設、軽量鉄骨壁下地 (100型) 厚12.5 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地、EP-G塗	軽量鉄骨天井下地組 (19型) 厚5.0mmケイカル板 目透し貼り EP-G塗	H=2,400	塩ビ製見切り縁	天井点検口450×450 御影框 (25×100) 25角7ｽﾐﾚ見切縁 細目SUSｸﾞﾚｰﾅﾝｸﾞ 浅型W900
	4	入口・廊下部分	図 示	既存、床仕上げのまま	ビニル巾木 H=100	既存コンクリート面、EP-G塗 軽量鉄骨壁下地、厚12.5mm 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地EP-G塗	既存コンクリート面、EP-G塗 軽量鉄骨壁下地、厚12.5mm 耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ下地EP-G塗	既存、コンクリート面、EP-G塗	H=3,000	—	600角ﾋﾞｯﾄ点検口 身障者ﾏｰｸ 室名札 200×200 ﾍﾞﾗﾌﾏｯｸ

新設、軽量鉄骨壁下地を示す

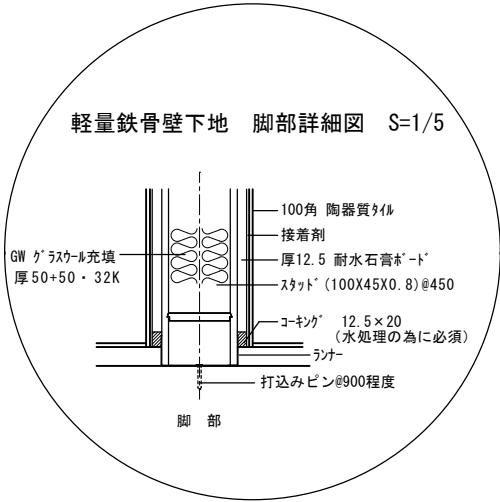
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	神奈川県鎌倉市宮里地内	図面名称	1階廊下室 ストラス剛
発注機関	名鎌市教育委員会 教育施設課	図面 尺 寸	便所仕上表・平面詳細図・(改修後) A1図 S=1500mm S=1100mm
摘 要		図面番号	K-7
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 計 者	名 称 有限会社ナカソネ設計 資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹 登 録 番 号 1級建築士登録 (大匠) 第26609号 所在地 大宮市上馬場町三丁目2番1-1号 TEL 0980-52-2797

(改修後)
(B)



※ 増しコンクリート強度 18-15-20

1 階職員室 エントランス側 便所断面詳細図 (改修後)
A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

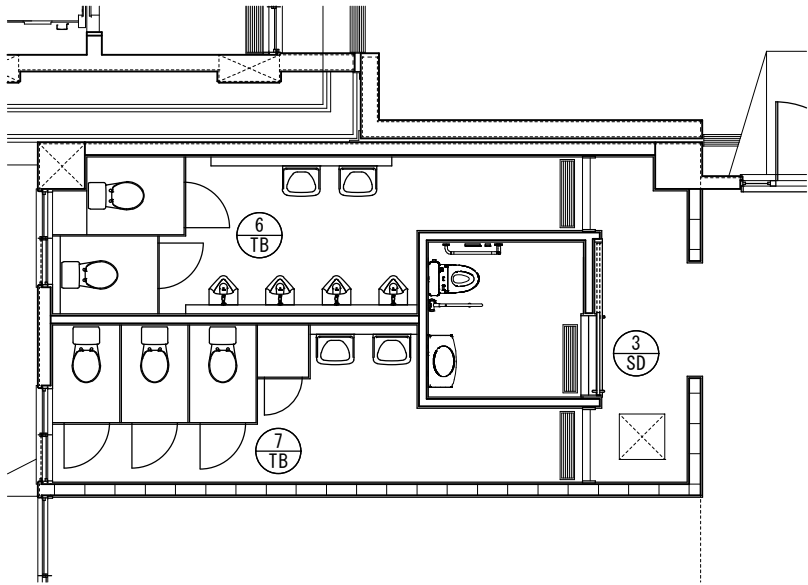


新設、軽量鉄骨壁下地を示す

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	1階職員室 エントランス側 便所断面詳細図 (改修後)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100
摘 要		図面番号	K-8
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登 録 番 号	1級建築士登録 (大宮) 第266099号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 〒901-0909-52-2797

室 名	1階 エントランス側 男子便所				
床	100角 磁器質タイル張り（レベル調整増しコン有り） 防 滑 タイル				
巾 木	100角 陶器質タイル張り				
壁	既存 RC壁・CB壁 及び 新設、軽量鉄骨壁下地（100型） 腰上：厚12.5 耐水石膏ボード下地、EP-G塗 腰下：100角 陶器質タイル張り				
廻り縁	塩ビ製見切り				
天 井	軽量鉄骨天井下地組（19型） 厚5.0 ケイ酸カルシウム板目透かし、EP-G塗				
備 考	用具掛けT=25 ステンレスフック付 600角 ビット点検口蓋取替 25角 7mm壁見切縁 細目SUSグレーチング 浅型W900				
室 名	1階 エントランス側 女子便所				
床	100角 磁器質タイル張り（レベル調整増しコン有り） 防 滑 タイル				
巾 木	100角 陶器質タイル張り				
壁	既存 RC壁・CB壁 及び 新設、軽量鉄骨壁下地（100型） 腰上：厚12.5 耐水石膏ボード下地、EP-G塗 腰下：100角 陶器質タイル張り				
廻り縁	塩ビ製見切り				
天 井	軽量鉄骨天井下地組（19型） 厚5.0 ケイ酸カルシウム板目透かし、EP-G塗				
備 考	用具掛けT=25 ステンレスフック付 600角 ビット点検口蓋取替 25角 7mm壁見切縁 細目SUSグレーチング 浅型W900				
室 名	1階 エントランス側 多目的便所				
床	100角 磁器質タイル張り（レベル調整増しコン有り） 一部、厚2.5 塩化ビニル床シート張り（平面詳細参照）防 滑 タイル				
巾 木	100角 陶器質タイル張り				
壁	既存 RC壁・CB壁 及び 新設、軽量鉄骨壁下地（100型） 腰上：厚12.5 耐水石膏ボード下地、EP-G塗 腰下：100角 陶器質タイル張り				
廻り縁	塩ビ製見切り				
天 井	軽量鉄骨天井下地組（19型） 厚5.0 ケイ酸カルシウム板目透かし、EP-G塗				
備 考	用具掛けT=25 ステンレスフック付 600角 ビット点検口蓋取替 25角 7mm壁見切縁 細目SUSグレーチング 浅型W900				

建 具 記 号 (箇所)	3 SD	1箇所	6 TB	1箇所	7 TB	1箇所
型 状 、 寸 法						
取 付 場 所	多目的トイレ		男子トイレ		女子トイレ	
型 式	片引き戸		トイレブース		トイレブース	
材 質 、 仕 上	上枠、壁枠：亜鉛メッキ鋼板1.6mm、点検カバー：亜鉛メッキ鋼板0.8mm、ドア表面材：化粧鋼板0.6mm OP		リリット板トイレブース（抗菌、耐水、軽量、耐衝撃）		リリット板トイレブース（抗菌、耐水、軽量、耐衝撃）	
見 込	枠：100mm 扉：40mm		壁：16mm、扉：16mm 標準色		壁：16mm、扉：16mm 標準色	
ガ ラ ス	厚4mm 型板ガラス		-		-	
金 物 、 そ の 他	錠：60AL PSS-45FL（表示・非常解放錠装置付）、取っ手：ステンレスL=452mm、ハンドル、ハンドルローラー、フル止めローラー、戸車ローラー、制動装置、自閉装置、その他付属金物一式含む		グレイドレバー、表示付スライド錠（非常開放装置付）2箇所、ステンレス巾木、戸当り帽子掛け その他付属金物一式含む。		グレイドレバー、表示付スライド錠（非常開放装置付）2箇所、ステンレス巾木、戸当り帽子掛け その他付属金物一式含む。	



建具キープラン A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

(改修後)

(B)

金属製建具 特記事項

性 能

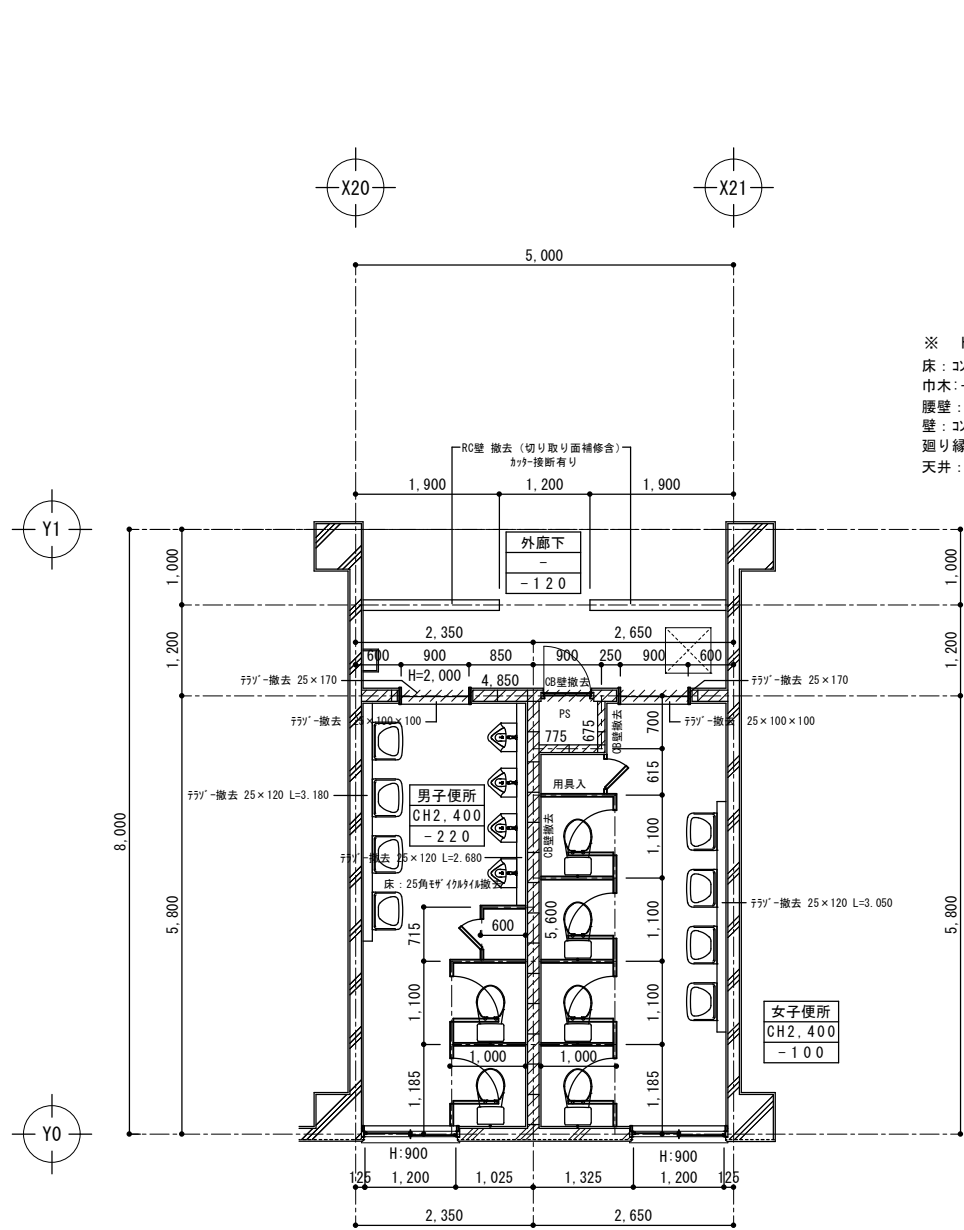
- 1、耐 風 圧 性 S-6 (2800Pa以上) 計算書提出
- 2、気 密 性 A-4 (2等級) //
- 3、水 密 性 W-5 (50等級) //
- 4、遮 音 性 T-1 (25等級) //
- 5、ガラスの耐風圧性を必ず確認し工事着工する。

木製・金属製建具 共通のマークを、作成提出する事とする。

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的トイレ)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	1階職員室トイレ2間 便所建具表 (改修後)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A3版 S=1/50 A3版 S=1/100
摘 要	図面番号 K-10		
検 印	管理建築士	設 計	製 図
名 称		有 限 会 社 ナ カ ソ ネ 設 計	
資格者氏名		管理建築士 仲宗根 徹	
登録番号		1級建築士登録 (大図) 第266099号	
所 在 地		沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-5797	

(改修前)

(G-1F・G-2F・G-3F共通)

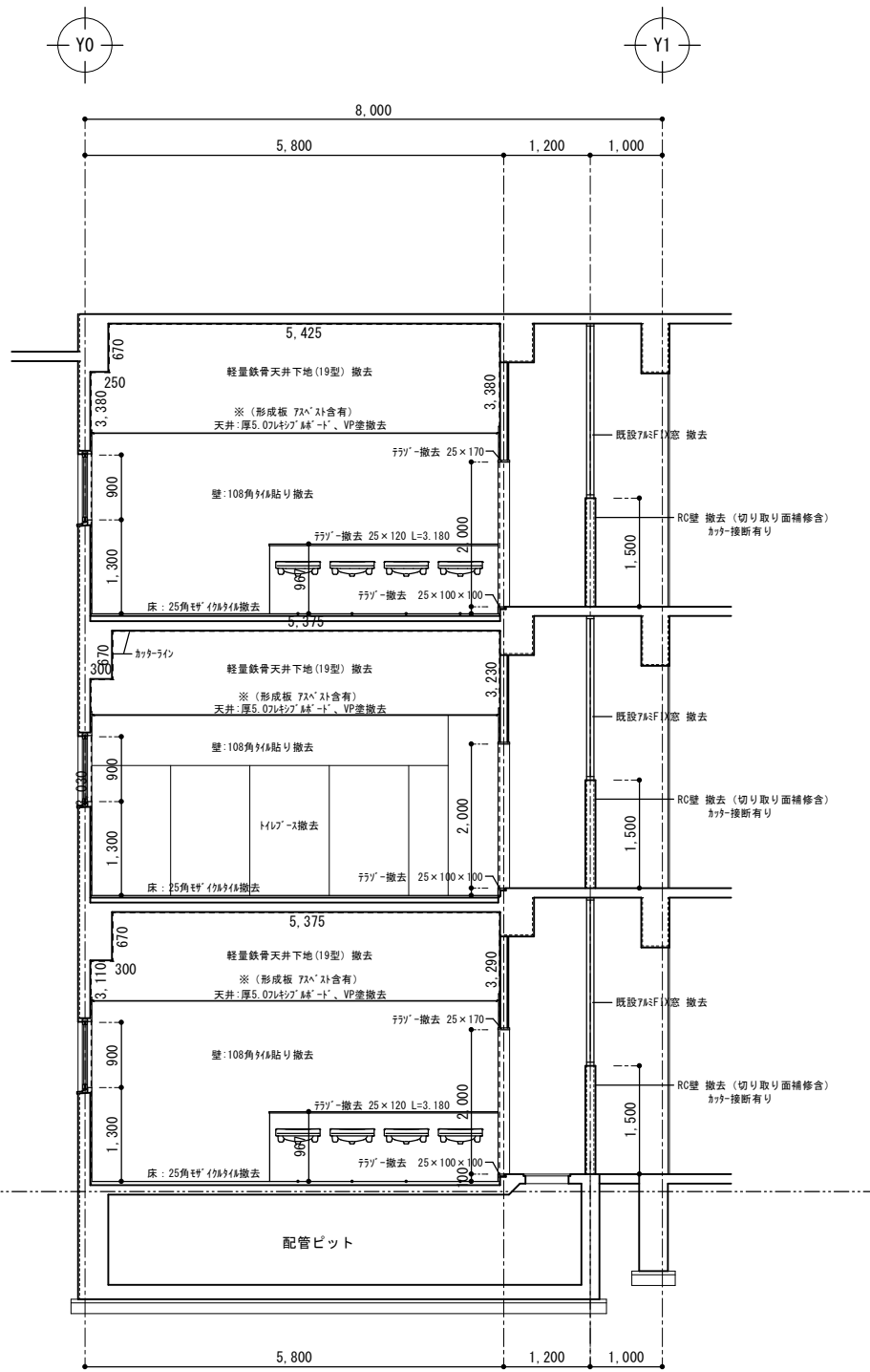


※ 既存 厚100 RC壁・CB壁はカッター処理後解体撤去（上部垂れ壁も撤去）
3階カッター処理長さ L=40.740m
2階カッター処理長さ L=40.290m
1階カッター処理長さ L=45.960m

1～3階 普通教室側 便所平面詳細図（改修前）
A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

※ トイレ前出入口 仕上げ
床：コンクリート金ゴテ仕上
巾木：－
腰壁：コンクリート打放し仕上
壁：コンクリート打放し仕上
廻り縁：－
天井：コンクリート打放し補修の上、VP塗

※ 便所（男）（女）仕上げ
床：25角タイル貼り
壁：108角半磁気質タイル貼り
腰壁：108角半磁気質タイル貼り
廻り縁：塩ビ製廻り縁
天井：厚5.0 フレキシブルボード目透かし張りVP塗 ※（形成板 7スベス含有）



1～3階 普通教室側 便所断面詳細図（改修前）
A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 （多目的便所）	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	1～3階 普通教室側 便所平面・断面詳細図・（改修前）
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1/50 A3版 S=1/100
図面番号		図面番号	K-11
描 要		名 称	有限会社ナカノ設計
検 印	管理建築士 設 計 製 図	資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登録番号	1級建築士登録 （大田）第266099号
		所在地	沖縄県名護市宮里二丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797

建 具 記 号 (箇所)	1 AD	3 箇所	1 AW	1 箇所	2 AW	1 箇所	3 AW	1 箇所
型 状 、 寸 法								
取 付 場 所	1階・2階・3階 トイレ入口部分		1階 トイレ入口部分		2階 トイレ入口部分		3階 トイレ入口部分	
型 式	片開き戸		F 1 X ガラス窓		F 1 X ガラス窓		F 1 X ガラス窓	
材 質 、 仕 上	アルミニウムアルマイト		アルミニウムアルマイト		アルミニウムアルマイト		アルミニウムアルマイト	
見 込	70mm		70mm		70mm		70mm	
ガ ラ ス			厚5.0 透明ガラス		厚5.0 透明ガラス		厚5.0 透明ガラス	
金 物 、 そ の 他	その他付属金物一式撤去含む。		その他付属金物一式撤去含む。		その他付属金物一式撤去含む。		その他付属金物一式撤去含む。	

建 具 記 号 (箇所)	1 TB	3 箇所	2 TB	3 箇所
型 状 、 寸 法				
取 付 場 所	1.階・2階・3階 男子トイレ		1階・2階・3階 女子トイレ	
型 式	トイレブース		トイレブース	
材 質 、 仕 上	ポリシン樹脂版		ポリシン樹脂版	
見 込	40mm		40mm	
ガ ラ ス				
金 物 、 そ の 他	その他付属金物一式撤去含む。		その他付属金物一式撤去含む。	

建具キープラン

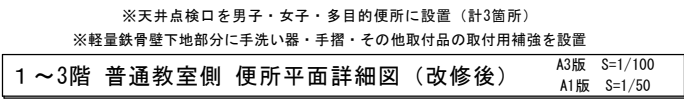
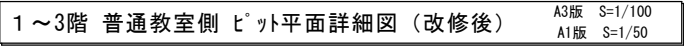
A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

(改修前)

(G-1F・G-2F・G-3F共通)

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	1 ～ 3 階 普通教習側 便所建具表 (改修前)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:50・A3版 S=1:100
摘 要		図面番号	K-12
検 印	管理建築士	設 計	名 称 有限会社ナカソネ設計
		製 図	資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
			登 録 番 号 1級建築士登録 (大抵) 第266099号
			所 在 地 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797

(G-1F・G-2F・G-3F共通)



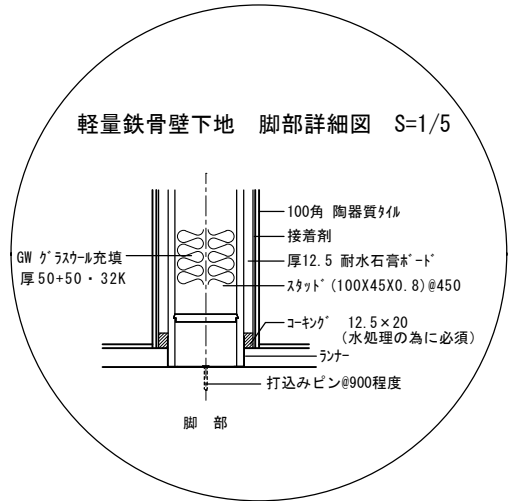
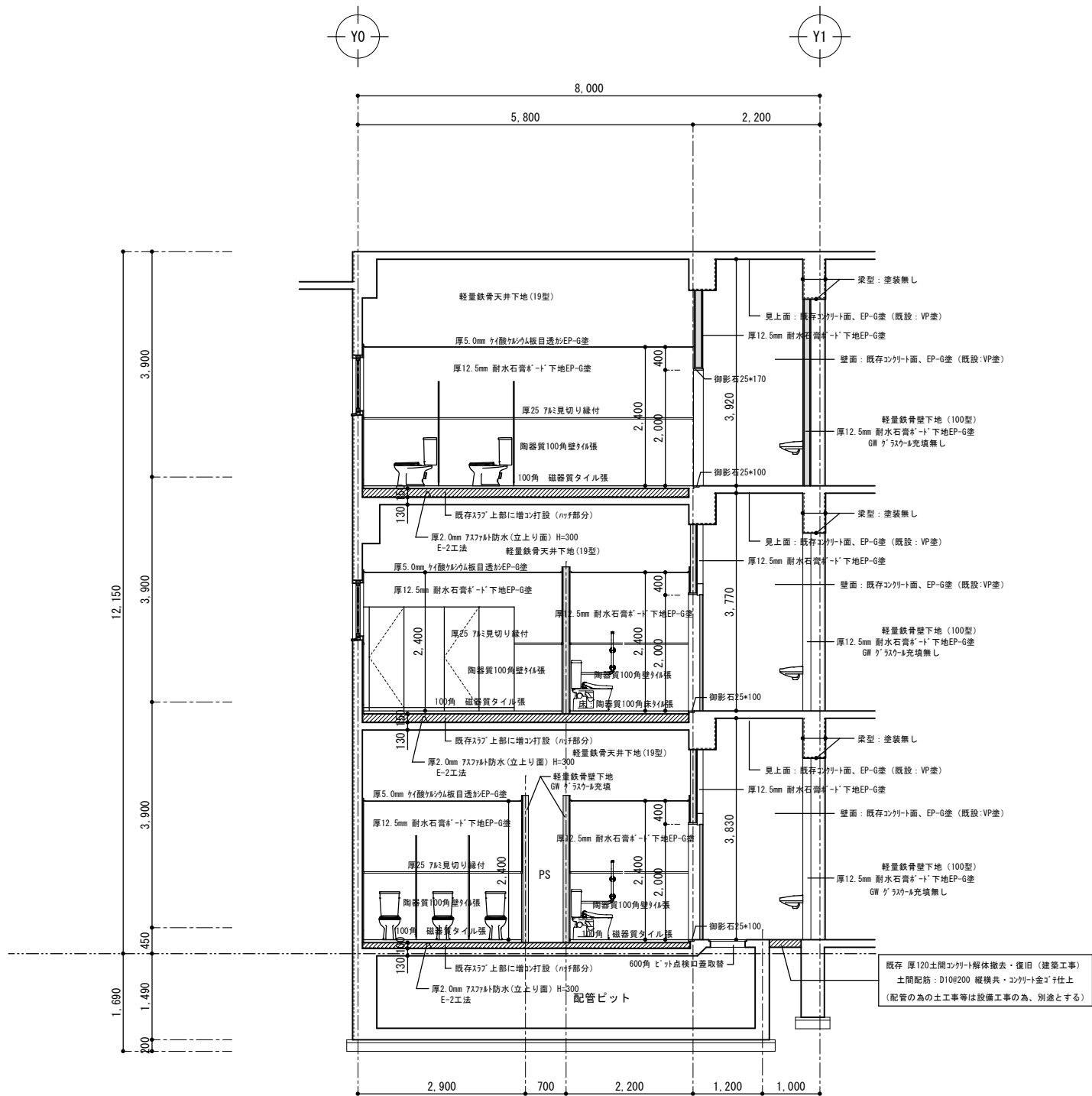
階	位 置		床 高	床	幅 木	腰 壁	壁	天 井	天 井 高	廻り縁	備 考
	番号	室 名									
1 2 3 階	1	男 子 便 所	図 示	100角 磁器質タイル張り 防滑ﾀｲﾙ（レベル調整増しコン有り）	同 右	既存 RC壁・CB壁の上、100角 陶器質タイル張り 軽量鉄骨壁下地、厚12.5 耐水石膏ｶﾞｰﾄﾞ・100角 陶器質ﾀｲﾙ張り	既存 RC壁・CB壁 及び 新設、軽量鉄骨壁下地（100型） 厚12.5 耐水石膏ｶﾞｰﾄﾞ下地、EP-G塗	軽量鉄骨天井下地組（19型） 厚5.0mmケイカル板 目透し貼り EP-G塗	H=2,400	塩ビ製見切り縁	御影3方枠（25×150） 御影面台（25×120） 御影框（25×100） 天井点検口450×450 用具掛け（ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ製） 25角ｱﾙﾐﾈｰﾙ見切縁
	2	女 子 便 所	図 示	100角 磁器質タイル張り 防滑ﾀｲﾙ（レベル調整増しコン有り）	同 右	既存 RC壁・CB壁の上、100角 陶器質タイル張り 軽量鉄骨壁下地、厚12.5 耐水石膏ｶﾞｰﾄﾞ・100角 陶器質ﾀｲﾙ張り	既存 RC壁・CB壁 及び 新設、軽量鉄骨壁下地（100型） 厚12.5 耐水石膏ｶﾞｰﾄﾞ下地、EP-G塗	軽量鉄骨天井下地組（19型） 厚5.0mmケイカル板 目透し貼り EP-G塗	H=2,400	塩ビ製見切り縁	御影3方枠（25×150） 御影面台（25×120） 御影框（25×100） 天井点検口450×450 用具掛け（ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ製） 25角ｱﾙﾐﾈｰﾙ見切縁
	3	多目的便所	図 示	100角 磁器質タイル張り 防滑ﾀｲﾙ（レベル調整増しコン有り）	同 右	既存 RC壁・CB壁の上、100角 陶器質タイル張り 軽量鉄骨壁下地、厚12.5 耐水石膏ｶﾞｰﾄﾞ・100角 陶器質ﾀｲﾙ張り	既存 RC壁・CB壁 及び 新設、軽量鉄骨壁下地（100型） 厚12.5 耐水石膏ｶﾞｰﾄﾞ下地、EP-G塗	軽量鉄骨天井下地組（19型） 厚5.0mmケイカル板 目透し貼り EP-G塗	H=2,400	塩ビ製見切り縁	天井点検口450×450 御影框（25×100） 25角ｱﾙﾐﾈｰﾙ見切縁
	4	入口・廊下部分	図 示	既存、床仕上げのまま	同 右	既存コンクリート面、EP-G塗 軽量鉄骨壁下地、厚12.5mm 耐水石膏ｶﾞｰﾄﾞ下地EP-G塗	既存コンクリート面、EP-G塗 軽量鉄骨壁下地、厚12.5mm 耐水石膏ｶﾞｰﾄﾞ下地EP-G塗	既存コンクリート面、EP-G塗	図 示	—	600角ﾋﾞｯﾄ点検口 身障者ﾏｰｸ 室名札 200×200 ﾌﾞﾗｯｸﾏｯｸ

新設、軽量鉄骨壁下地を示す

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的の便所)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里内	図面名称	1 ～ 3 階 普通教室 便所仕上表、平面詳細図、(改修後) AI 数 S=100 43席 S=1100
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	図面番号	K-13
摘 要			
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 計 者	名 称 有限会社ナカソネ設計 資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹 1級建築士登録 (大図) 第 2 4 6 0 9 9 号 所轄県庁舎内(〒744番)7-1号 TEL 0980-52-2797

(改修後)

(G-1F・G-2F・G-3F 共通)



※ 増しコンクリート強度 18-15-20

1～3階 普通教室側 便所断面詳細図 (改修後)

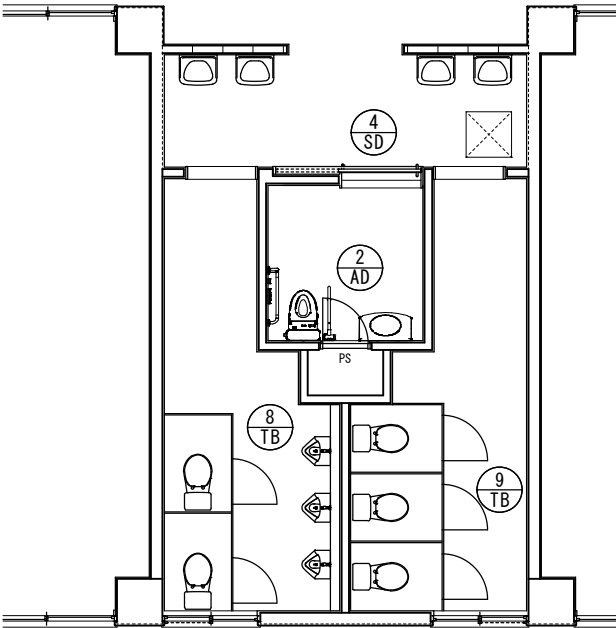
A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

新設、軽量鉄骨壁下地を示す

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的施設)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	1～3階 普通教室側 便所断面詳細図 (改修後)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1/50 A3版 S=1/100
摘 要		図面番号	K-14
設 計 者	名 称	有限会社ナカノネ設計	
	資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
	登録番号	1級建築士登録 (大図) 第266099号	
	所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 1F 2F 3F (改修後) 1F 2F 3F	

建 具 記 号 (箇所)	4SD	3 箇所	8TB	3 箇所	9TB	3 箇所
型 状 、 寸 法						
取 付 場 所	多目的トイレ		男子トイレ		女子トイレ	
型 式	片引き戸		トイレース		トイレース	
材 質 、 仕 上	上枠、竖枠：亜鉛メッキ鋼板1.6mm、点検カバー：亜鉛メッキ鋼板0.8mm、ドア表面材：化粧鋼板0.6mm OP		ソリッド板トイレース（抗菌、耐水、軽量、耐衝撃）		ソリッド板トイレース（抗菌、耐水、軽量、耐衝撃）	
見 込	枠：100mm 扉：40mm		壁：16mm、扉：16mm 標準色		壁：16mm、扉：16mm 標準色	
ガ ラ ス	厚4mm 型板ガラス		-		-	
金 物 、 そ の 他	錠：GOAL PSS-45FL（表示・非常解放錠装置付）、取っ手：ステンレス L=452mm、ハンガーレール、ハンガーローラー、フル止めローラー、戸車レール、制動装置、自閉装置、その他付属金物一式含む		グレベティンギング、表示付スライド錠（非常開放装置付）2箇所、ステンレス巾木、戸当り帽子掛け その他付属金物一式含む。		グレベティンギング、表示付スライド錠（非常開放装置付）2箇所、ステンレス巾木、戸当り帽子掛け その他付属金物一式含む。	

建 具 記 号 (箇所)	2AD	3 箇所	
型 状 、 寸 法			
取 付 場 所	多目的トイレ		
型 式	片開き戸		
材 質 、 仕 上	アルミニウムメッキ（ステンカラー）		
見 込	70mm		
ガ ラ ス			
金 物 、 そ の 他	掘込取手、シリコン錠 その他付属金物一式含む。		



金属製建具 特記事項

性 能

- 1、耐風圧性

S-6（2800Pa以上）計算書提出
- 2、気密性

A-4（2等級）
- 3、水密性

W-5（50等級）
- 4、遮音性

T-1（25等級）
- 5、ガラスの耐風圧性を必ず確認し工事着工する。

木製・金属製建具 共通のマスターを、作成提出する事とする。

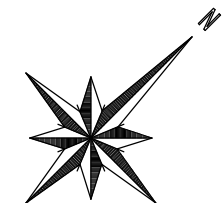
建具キープラン

A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

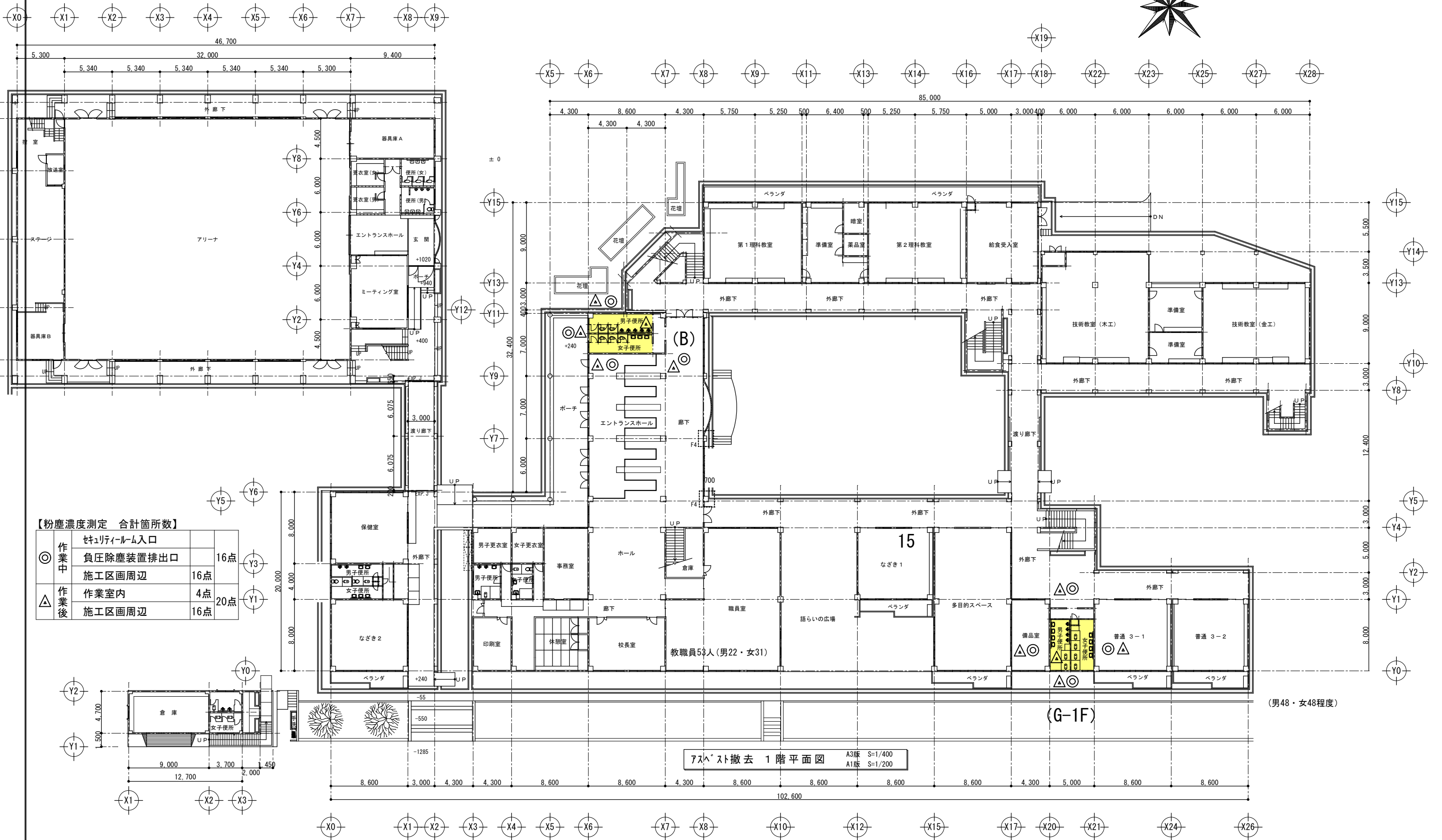
(改修後)

(G-1F・G-2F・G-3F共通)

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	1～3階 普通教室側 便所建具表 (改修後)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100
備 考		図面番号	K-16
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 計 者	名 称 有 限 会 社 ナ カ ソ ネ 設 計 資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹 登録番号 1級建築士登録 (大臣) 第266099号 所在地 沖縄県名護市宮里二丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2757



(アスベスト撤去)



【粉塵濃度測定 合計箇所数】			
作業中	セキュリティルーム入口		16点
	負圧除塵装置排出口		
	施工区画周辺	16点	
作業後	作業室内	4点	20点
	施工区画周辺	16点	

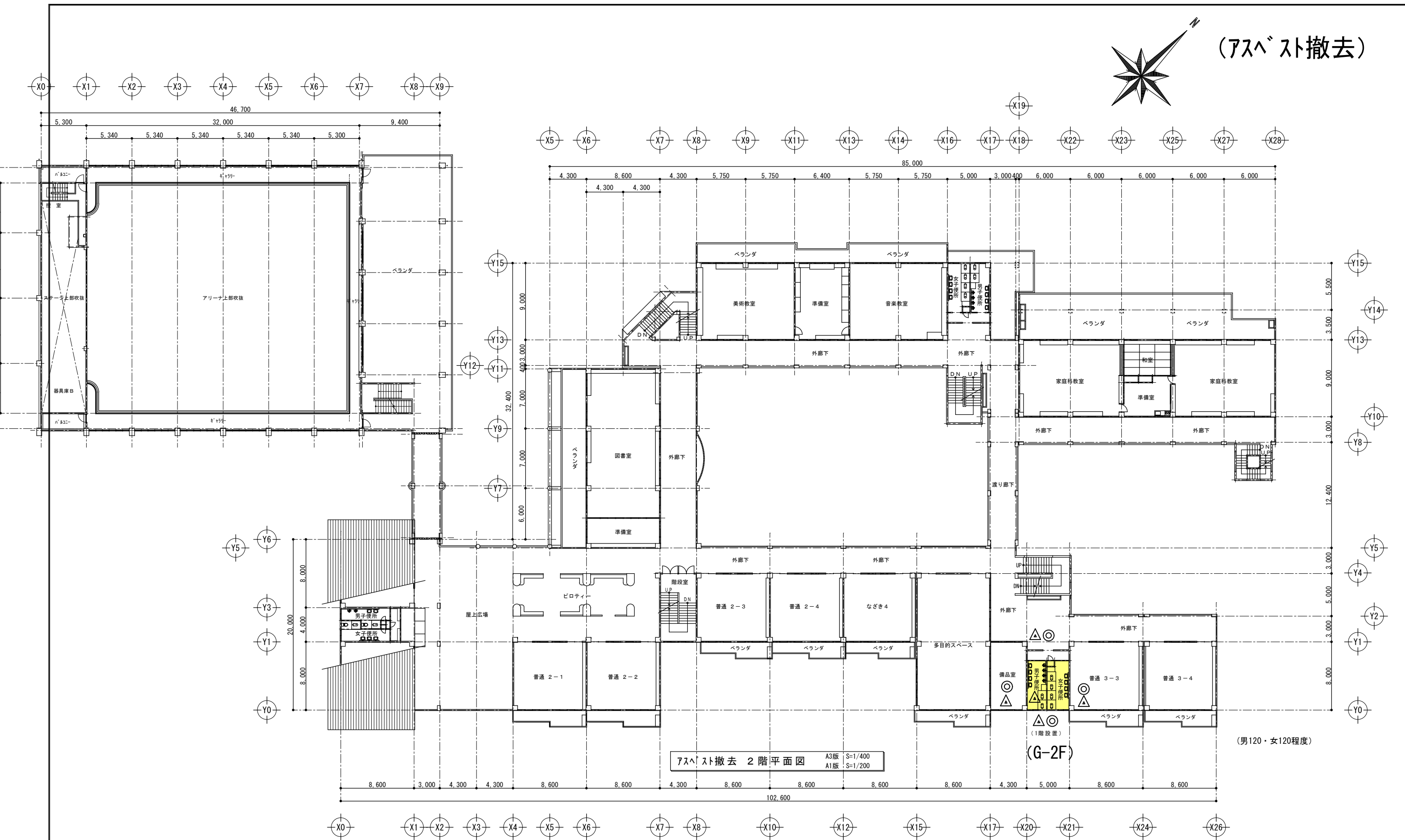
アスベスト撤去 1階平面図 A3版 S=1/400 A1版 S=1/200

- 便所内部：天井 フレキシブルシート成形板（アスベスト含有）
バール3相当・開口部養生・グリーンルーム無
- 職員室 便所前廊下：ビニル床シート接着剤・ソフト巾木接着剤（アスベスト含有）
バール1相当・開口部・壁・天井養生・グリーンルーム有

- 2階 便所内部：天井 VP塗装及び下地材（アスベスト含有）
- 1階・2階 便所前室：壁VP塗装（青・赤）・下地材（アスベスト含有）
バール1相当・開口部・床及び壁養生・グリーンルーム有
- 屋外便所内部：天井 VP塗装及び下地材（アスベスト含有）
バール1相当・開口部・床及び壁養生・グリーンルーム有

- 体育館、便所前廊下：ソフト巾木接着剤（アスベスト含有）
バール3相当・開口部養生
グリーンルーム無（集塵サグー使用の為）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（多目的便所）	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	アスベスト撤去 1階平面図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1/200 A3版 S=1/400
摘 要		図面番号	アスベスト撤去-1
検 印	管理建築士	設 計	名 称 有限会社ナカソネ設計
	設 計	製 図	資格者氏名 仲宗根 徹
			登録番号 1級建築士登録 (大抵) 第266099号
			所在地 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 電話 0980-92-2787



便所内部：天井 フレキシブルボード成形板（アスベスト含有）
いす3相当・開口部養生・クリーンルーム無

職員室 便所前廊下：ビニル床シート接着剤・ソフト巾木接着剤（アスベスト含有）
いす1相当・開口部・壁・天井養生・クリーンルーム有

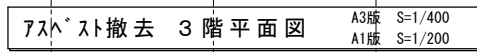
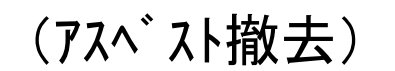
2階 便所内部：天井 VP塗装及び下地モルタル（アスベスト含有）

1階・2階 便所前室：壁VP塗装（青・赤）・下地モルタル（アスベスト含有）
いす1相当・開口部・床及び壁養生・クリーンルーム有

屋外便所内部：天井 VP塗装及び下地モルタル（アスベスト含有）
いす1相当・開口部・床及び壁養生・クリーンルーム有

体育館、便所前廊下：ソフト巾木接着剤（アスベスト含有）
いす1相当・開口部・床及び壁及び天井養生
クリーンルーム無（集塵サングラス使用の為）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	アスベスト撤去 2 階平面図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1/200 A3版 S=1/400
備 考		図面番号	アスベスト撤去-2
検 印	管理建築士	設 計	名 称 有限会社ナカソネ設計
		製 図	資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
			登録番号 1級建築士登録 (大図) 第266099号
			所在地 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-82-2797

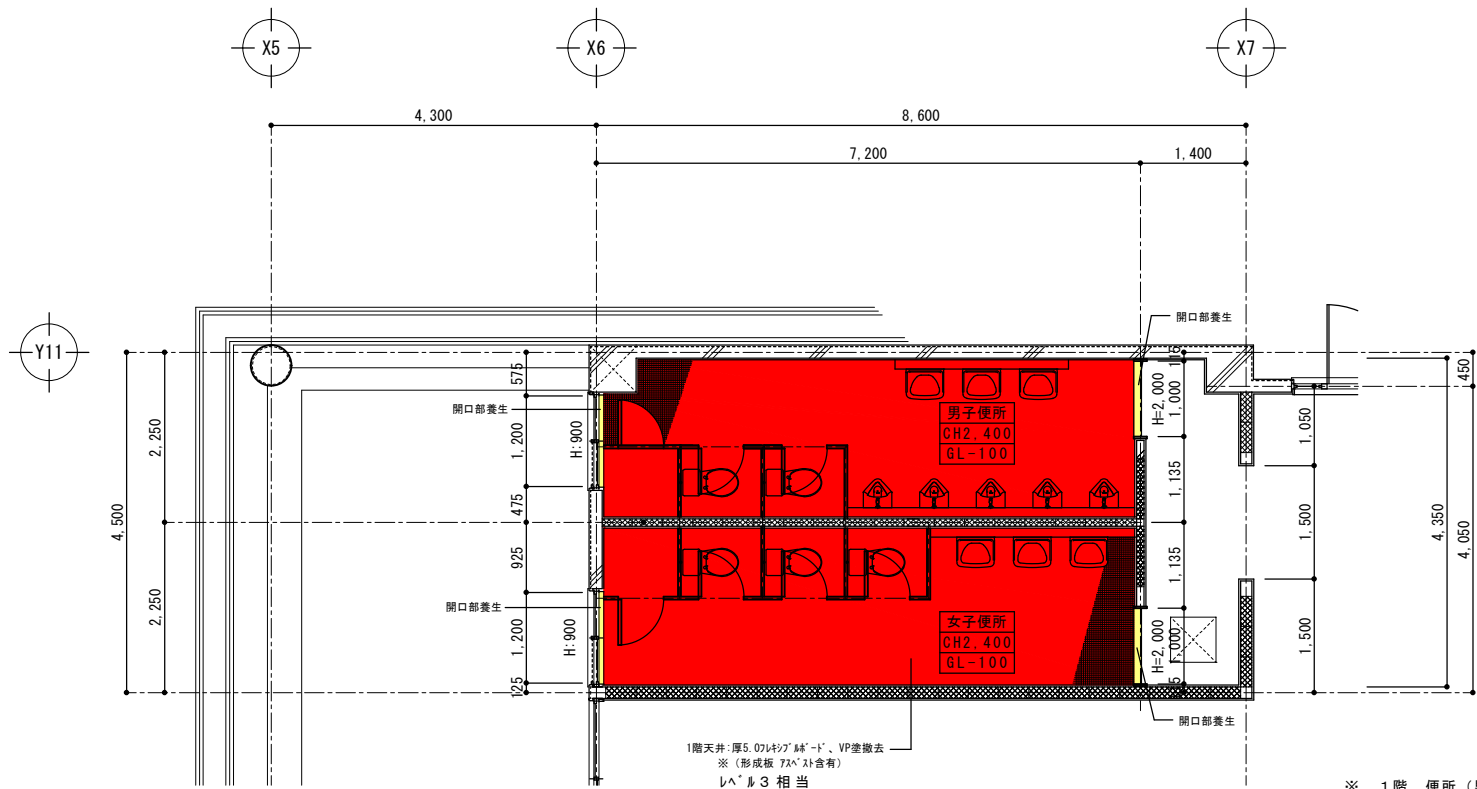


(男103・女103程度)

 便所内部：天井 フレキシブルボード成形板（アスベスト含有） 1階 13相当・開口部養生・グリーンルーム無	 2階 便所内部：天井 VP塗装及び下地珪藻土（アスベスト含有） 1階・2階 便所前室：壁VP塗装（青・赤）・下地珪藻土（アスベスト含有） 1階 11相当・開口部・床及び壁養生・グリーンルーム有	 体育館、便所前廊下：ソフト巾木接着剤（アスベスト含有） 1階 11相当・開口部・床及び壁及び天井養生 グリーンルーム無（集塵サングラス使用の為）
 職員室 便所前廊下：ビニル床シート接着剤・ソフト巾木接着剤（アスベスト含有） 1階 11相当・開口部・壁・天井養生・グリーンルーム有	 屋外便所内部：天井 VP塗装及び下地珪藻土（アスベスト含有） 1階 11相当・開口部・床及び壁養生・グリーンルーム有	

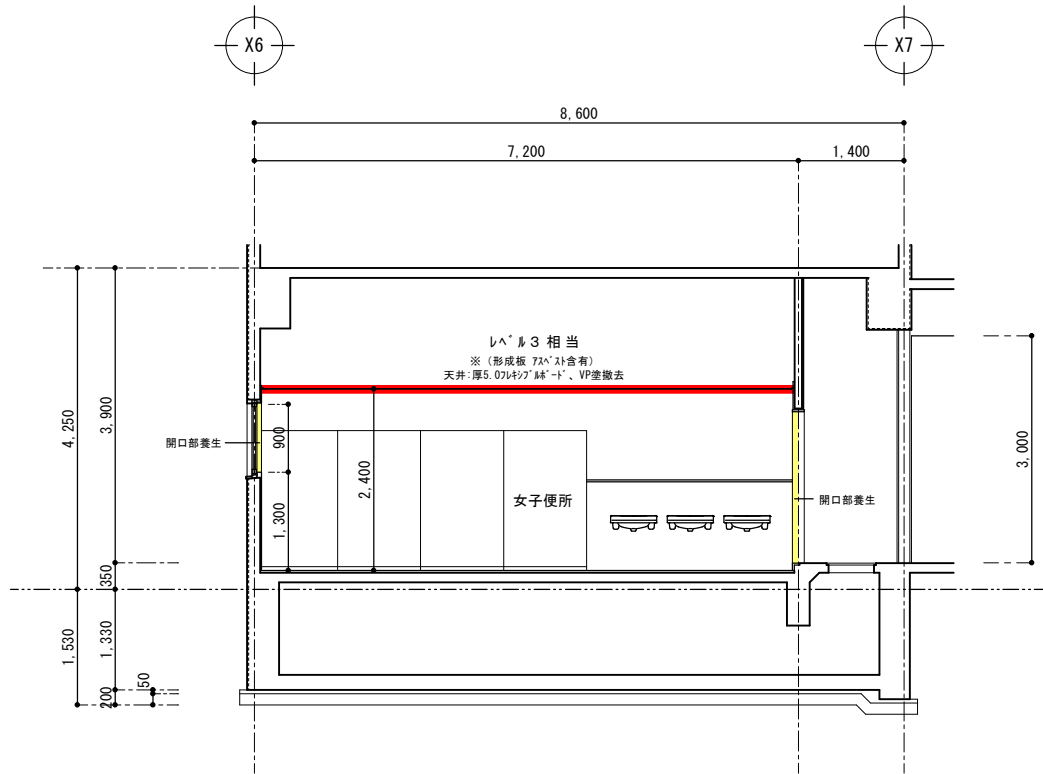
工事名称			大宮中学・リニアフリー化改修工事 (各目的係用)		工事年度		令和 8 年度	
工事箇所			神農興平護市宮里地内		図面名称		7*2*1 敷地 3 階平面図	
発注機関			名護市教育委員会 教育施設課		縮 尺		A1幅 1:200 A3幅 1:400	
摘 要					図 面 尺		7*2*1 敷地 - 3	
検 印			管理建築士 設 計 製 図		設 計 者	名 称		
						有 限 会 社 ナ コ ノ ネ 設 計		
						資格者氏名		
						管理建築士 仲宗根 徹		
検 印			登録番号		設 計 者	1 級建築士登録		
						(大 臣) 第 2 6 6 0 9 9 号		
						登録 地		
						沖縄県五箇市豊後三丁目4番2-1号 （代表取締役 佐々木 正太郎）		

(アスベスト撤去)
(B)
レベル3相当



1階 エントランスホール側 便所平面アスベスト撤去図 A3版 S=1/100 A1版 S=1/50

※ 1階 便所(男)(女)仕上げ
床:25角タイル貼り
壁:108角半磁気質タイル貼り
腰壁:108角半磁気質タイル貼り
廻り縁:塩ビ製廻り縁
天井:厚5.0 フレキシブルボード目透かし張りVP塗 ※(形成板 アスベスト含有)



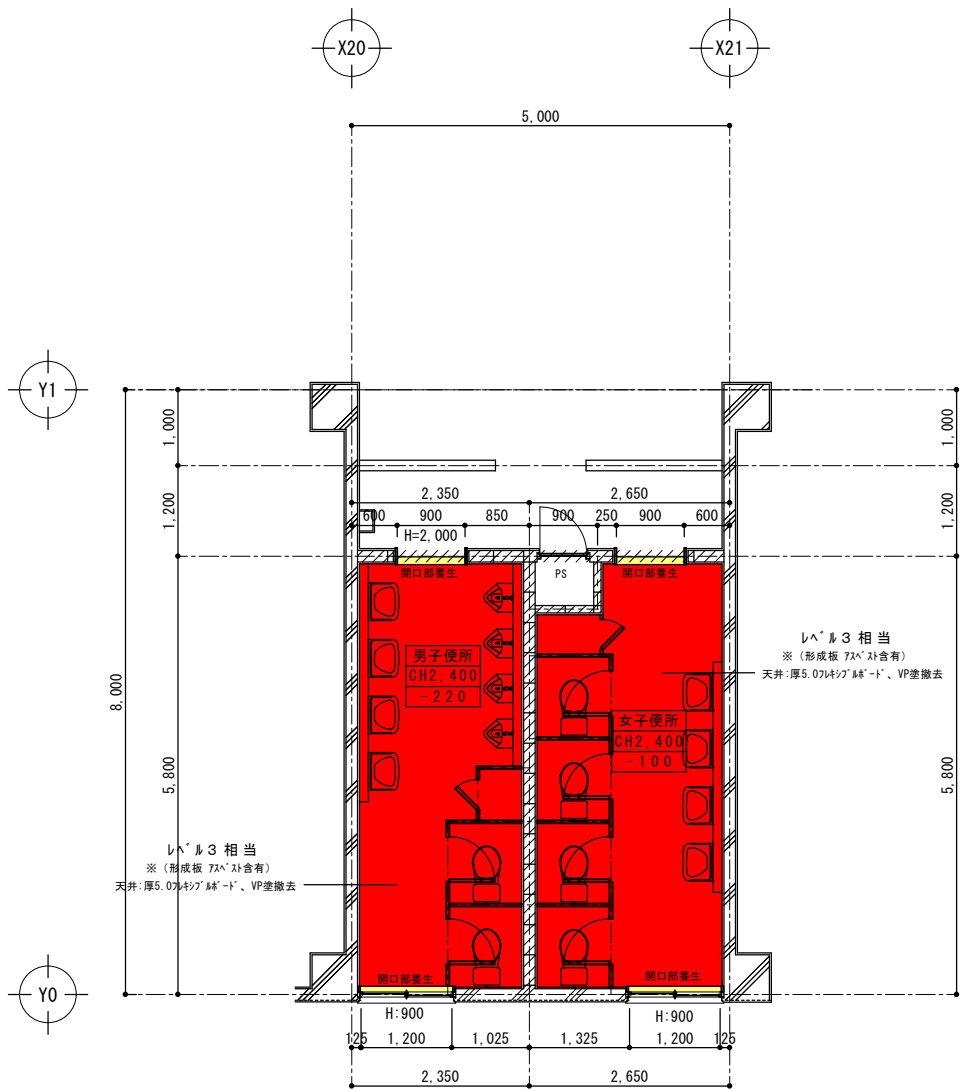
1階 エントランスホール側 便所断面アスベスト撤去図 A3版 S=1/100 A1版 S=1/50

【特記仕様書】

1. 屋内床養生シートは、厚0.15ポリエチレンシート 二重張りとする
2. 屋内壁・天井養生シートは、厚0.10ポリエチレンシート 一重張りとする
3. 粉じん濃度測定は、作業中にクリーンルーム出入口1カ所、屋外4方位 (P-1～P-4) 測定を行う
作業後(養生シート撤去前)に便所内1カ所、屋外4方位 (P-1～P-4) 測定を行う
4. 作業前・作業後に真空掃除機による清掃を行う
5. 石綿含有建材等の処分は管理型及び安定型処分とし、マニフェスト及び報告書を作成し提出する事
6. その他の内容の施工については、施工前に監理者及び監督員と十分に協議し施工する事

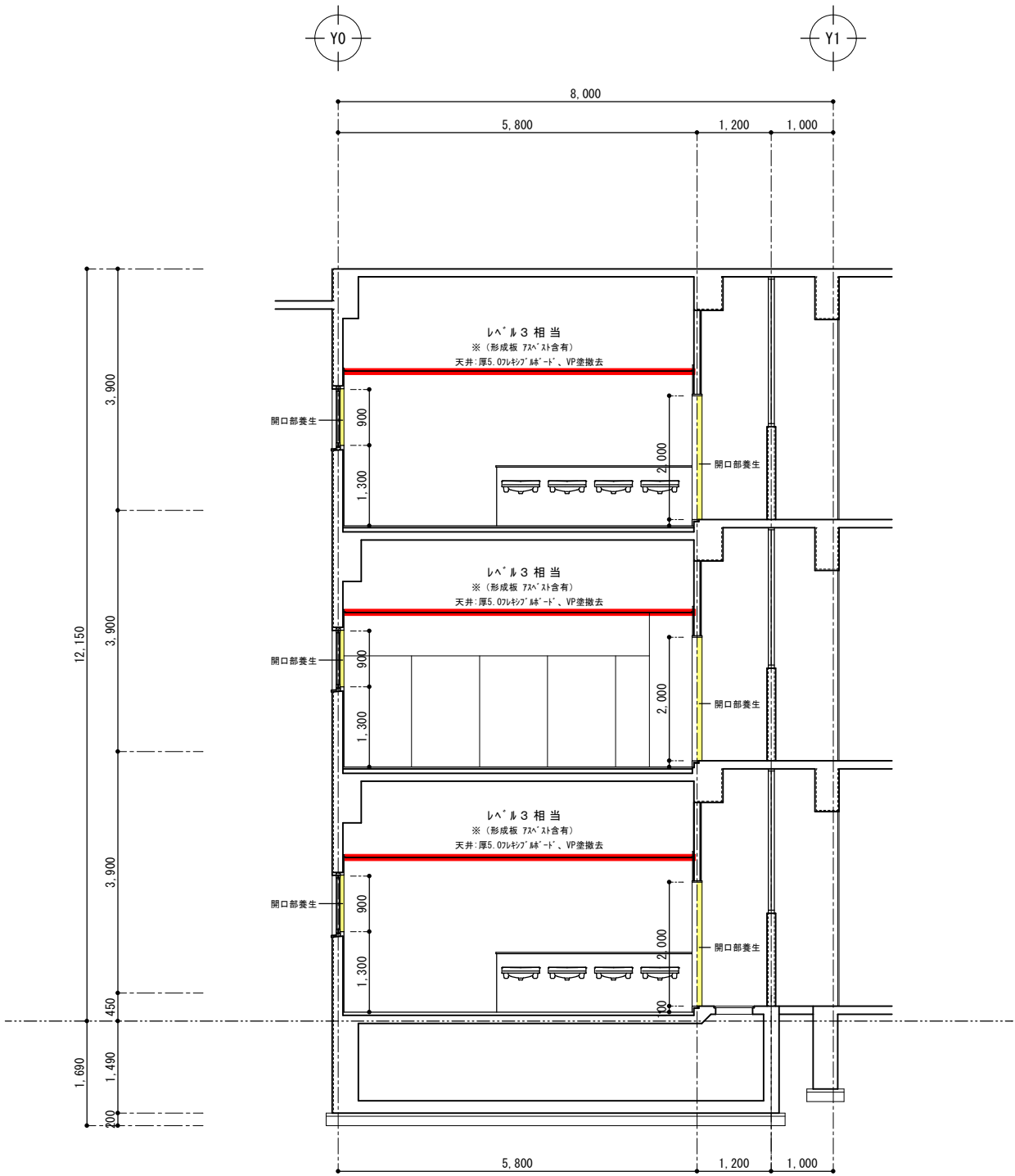
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	1階職員室 ストアス側 便所平面・断面アスベスト撤去図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1/50 A3版 S=1/100
摘 要		図面番号	アスベスト撤去-4
検 印	管理建築士	設 計	名 称 有限会社ナカソネ設計
		製 図	資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
			登録番号 1級建築士登録 (大図) 第266099号
			所在地 沖縄県名護市宮里二丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797

(アスベスト撤去)
(G-1F・G-2F・G-3F共通)
レベル3相当



1～3階 普通教室側 便所平面詳細図 (改修前) A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

※ 便所 (男) (女) 仕上げ
床: 25角サリタイル貼り
壁: 108角半磁気質タイル貼り
腰壁: 108角半磁気質タイル貼り
廻り縁: 塩ビ製廻り縁
天井: 厚5.0 ポリウレタンフォーム目透かし張りVP塗 ※ (形成板 72x48 含有)

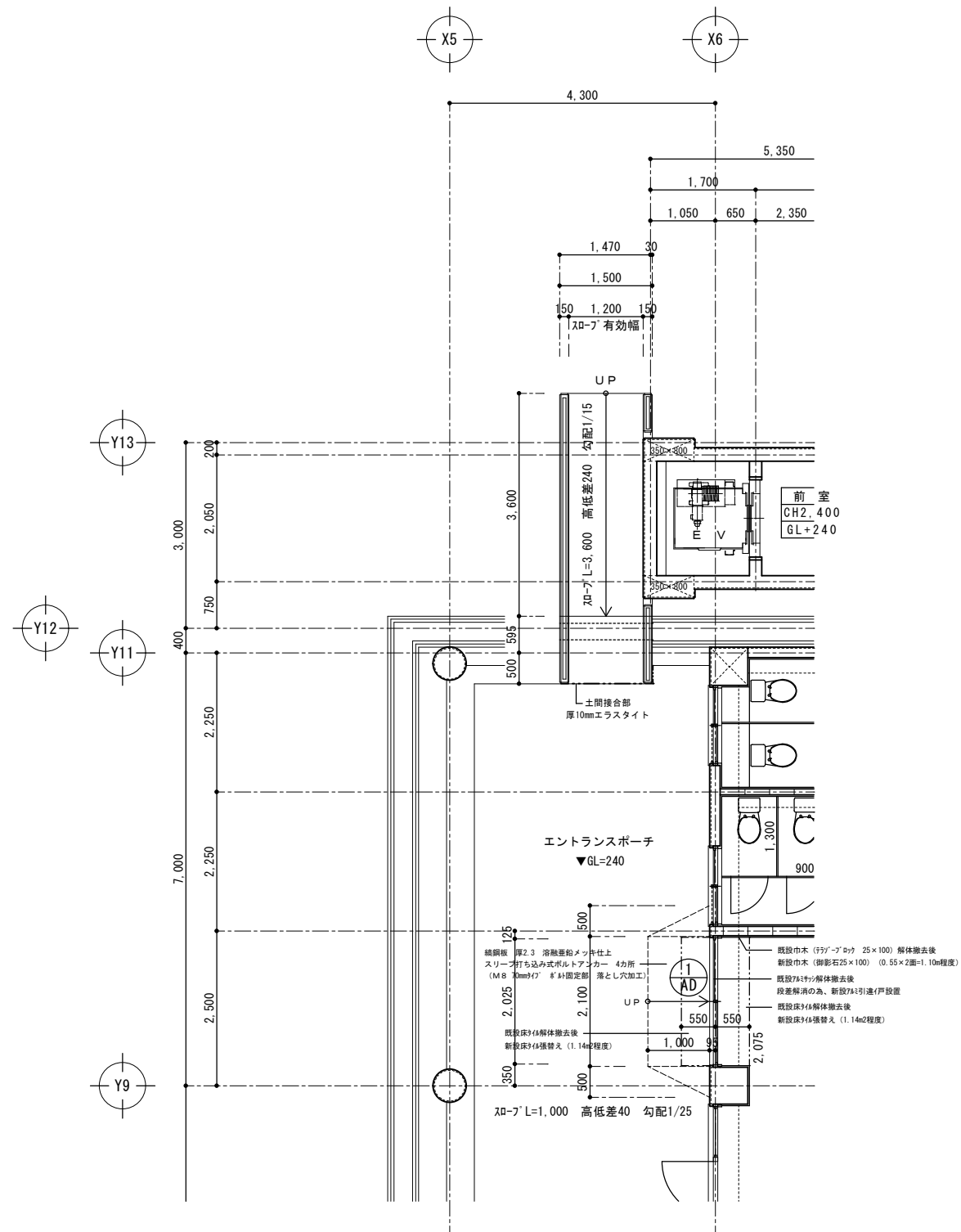


1～3階 普通教室側 便所断面詳細図 (改修前) A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

【特記仕様書】

1. 屋内床養生シートは、厚0.15ポリエチレンシート 二重張りとする
2. 屋内壁・天井養生シートは、厚0.10ポリエチレンシート 一重張りとする
3. 粉じん濃度測定は、作業中にクリーンルーム出入口1カ所、屋外4方位 (P-1～P-4) 測定を行う
作業後 (養生シート撤去前) に便所内1カ所、屋外4方位 (P-1～P-4) 測定を行う
4. 作業前・作業後に真空掃除機による清掃を行う
5. 石綿含有建材等の処分は管理型及び安定型処分とし、マニフェスト及び報告書を作成し提出する事
6. その他の内容の施工については、施工前に監理者及び監督員と十分に協議し施工する事

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	1～3階 普通教室側 便所平面・断面72x48 撤去図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1/50 A3版 S=1/100
摘 要		図面番号	72x48撤去-5
検 印	管理建築士	設 計	名 称 有限会社ナカソネ設計
		製 図	資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
			登録番号 1級建築士登録 (大宮) 第266009号
			所在地 沖縄県名護市宮里二丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797



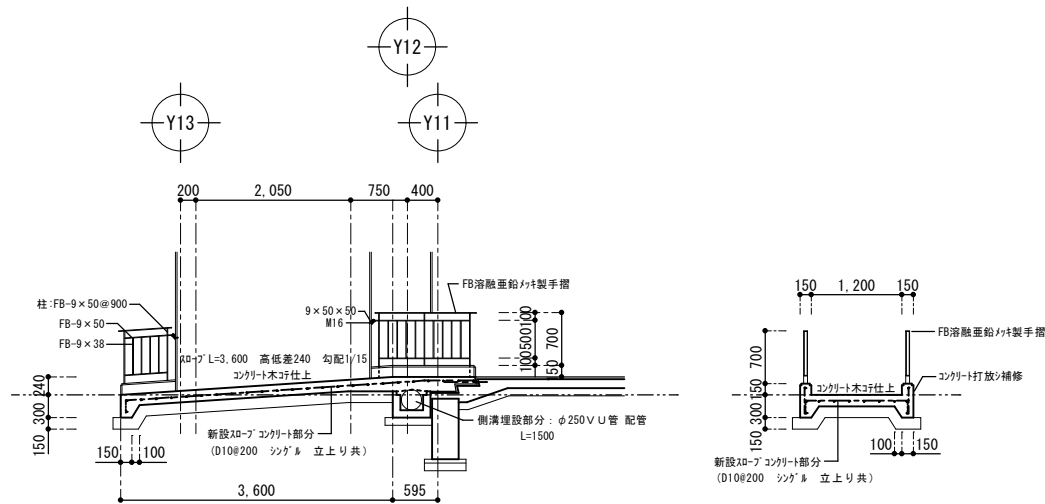
エントランス[※]・チ部分 スロ-フ[※] 平面詳細図 (改修後)

A3版	S=1/100
A1版	S=1/50

※ ボルト・ナット保護樹脂キャップ（黄色）含む

工事名称		大宮中学校バリアフリー化改修工事 (スロープ)		工事年度		令和 8 年度	
工事場所		神興島名護市宮里地内		図面名称		エントランスボーテ スロープ	
発注機関		名護市教育委員会 教育施設課		縮 尺		A1版 S=1/50 A3版 S=1/100	
摘 要				図面番号		S-1	
検 印		管理建築士 設 計 製 図		設計者	名 称 有限会社ナカソノ設計		
					資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹		
					登録番号 1級建築士登録 大(京) 第266099号		
					所在地 沖縄県名護市宮里二丁目4番7-1号 外線電話0980-521-1111		

(改修後)

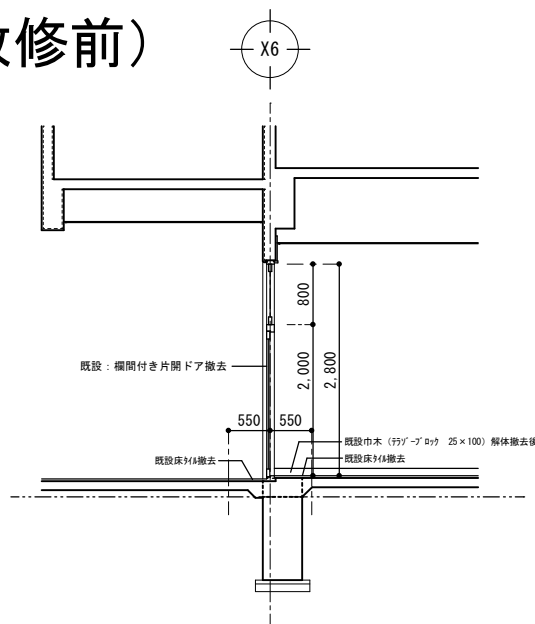


※ 厚150 新設スロープ・脱輪防止立上り（コンクリート強度：21-15-20）

エントランスポーチ部分 スロープ断面詳細図（改修後）

A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

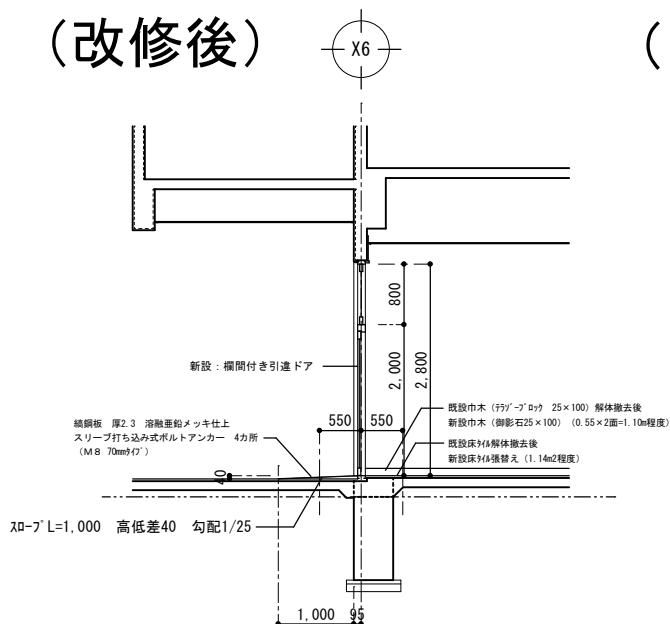
(改修前)



エントランスポーチ部分 スロープ断面詳細図（改修前・後）

A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

(改修後)



(1 - 2)

《 内部仕上表 》

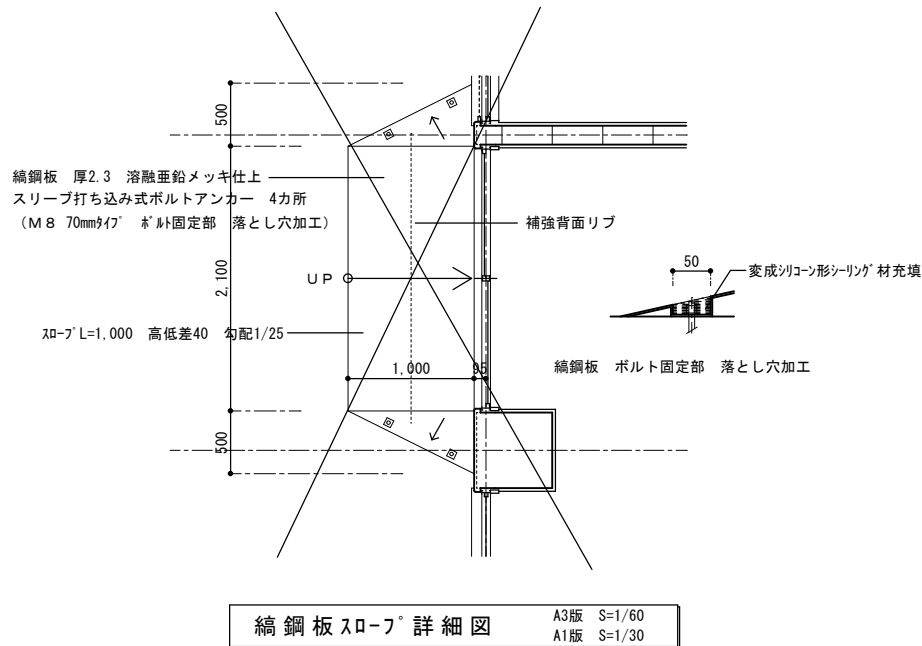
階	番号	位置 室名	床高	床	幅木	腰壁	壁	天井	天井高	廻り縁	備考
1階	1	外部スロープ部分	図示	コンクリート木コシ仕上	—	コンクリート打放シ補修（立上り部分）	コンクリート打放シ補修（立上り部分）	—	—	—	FB溶融亜鉛メッキ製手摺 側溝埋設部分：φ250VU管 配管
	2	エントランスホール	図示	既設 100角 磁器質タイル張り 解体撤去の上 100角 磁器質タイル張り（施工影響範囲）	御影石 25×100 （施工影響範囲）	既設そのまま	既設そのまま	既設そのまま	H=3.070	既設そのまま	
	3	ポーチ部分	図示	既設 100角 磁器質タイル張り 解体撤去の上 100角 磁器質タイル張り（施工影響範囲）	—	既設そのまま	既設そのまま	既設そのまま	—	—	編鋼板スロープ

改修前 片開きドア 建具表

建具記号 (箇所)	1箇所	キープラン 平面詳細参照
形状、寸法		
取付場所	エントランスホール	
型式	欄間付き片開ドア	
材質、仕上	7mmミニカム7mmマイト（シルバー）	
見込	100mm	
ガラス	厚5.0 フロート板ガラス	
金物、その他	その他付属金物一式含む。	

改修後 引違ドア 建具表

建具記号 (箇所)	1箇所	キープラン 平面詳細参照
形状、寸法		
取付場所	エントランスホール	
型式	欄間付き引違ドア	
材質、仕上	7mmミニカム7mmマイト（シルバー）	
見込	100mm	
ガラス	厚6.8 網入フロート板ガラス	
金物、その他	引違い錠（1個）、腰下7mmミニカム、下枠ステンレス SUS304、7mm額縁 ステンレス製バーハンド L=300、その他付属金物一式含む。	

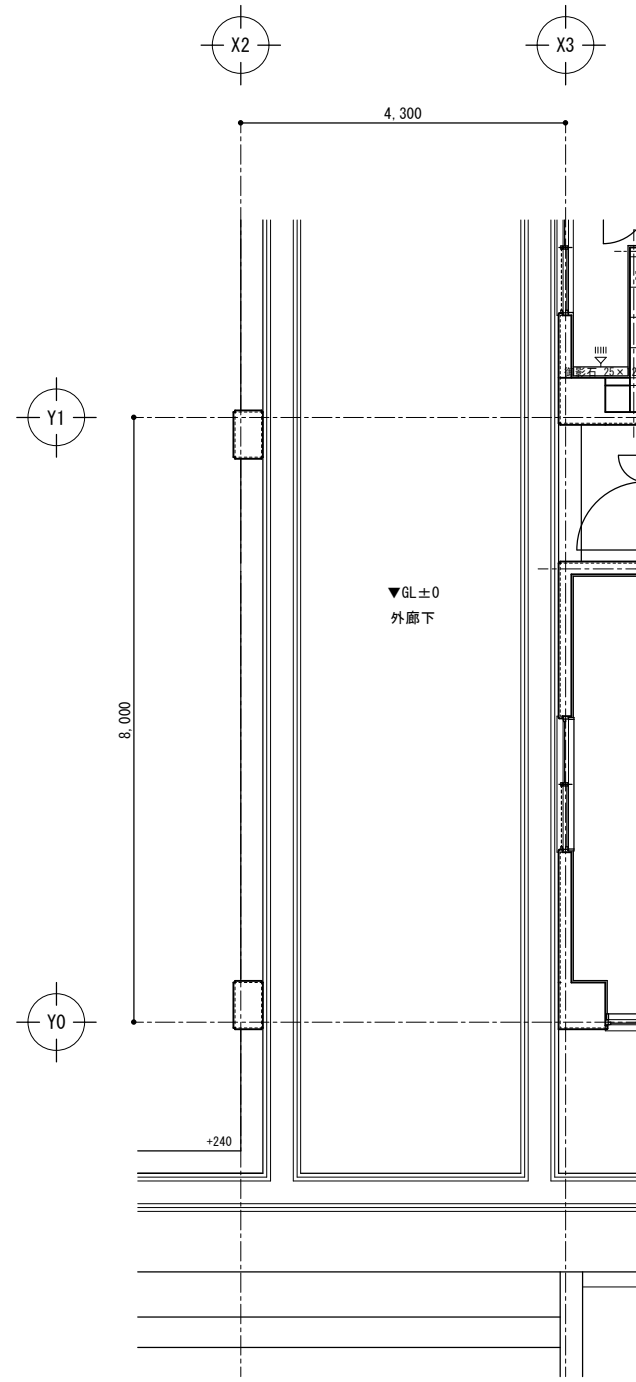


編鋼板スロープ詳細図

A3版 S=1/60
A1版 S=1/30

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（スロープ）	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	エントランスポーチ スロープ 断面詳細図・仕上表・建具表（改修後）
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1/50 A3版 S=1/100
摘要		図面番号	SL-2
検 印	管理建築士	設 計	名 称 有限会社ナカソ設計
		製 図	資格者氏名 管理建築士 神宗 徹
			登録番号 1級建築士登録 （大設）第266099号 沖縄県名護市宮里二丁目4番1-1号 TEL 0980-52-2797

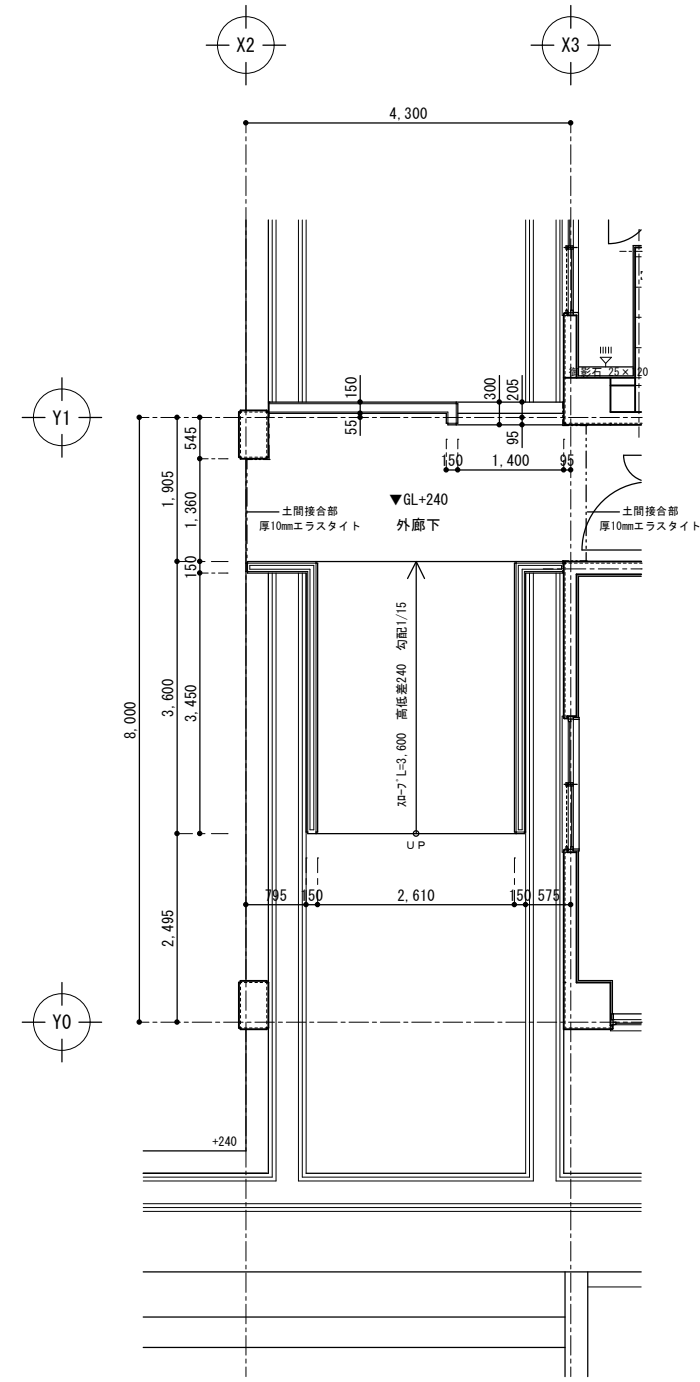
(改修前)



職員用出入口部分 スロープ 平面詳細図 (改修前)

A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

(改修後)

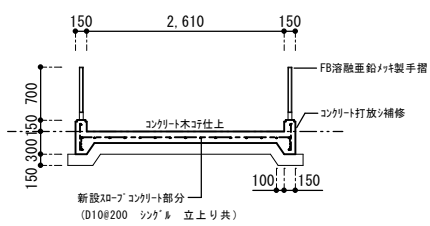
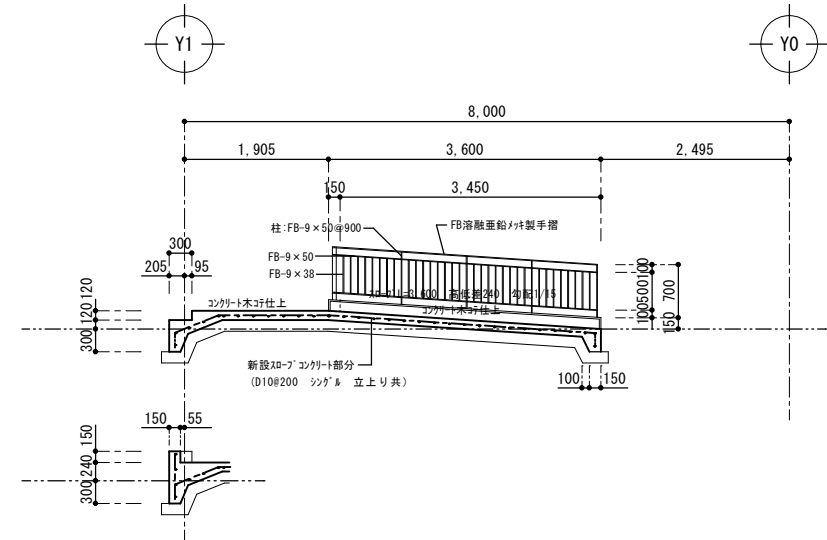


※ 厚150 新設スロープ・脱輪防止立上り (コンクリート強度 : 21-15-20)

職員用出入口部分 スロープ 平面詳細図 (改修後)

A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

(改修後)

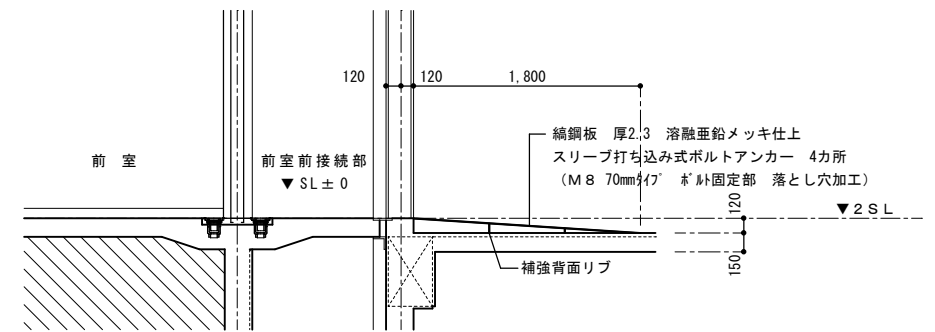
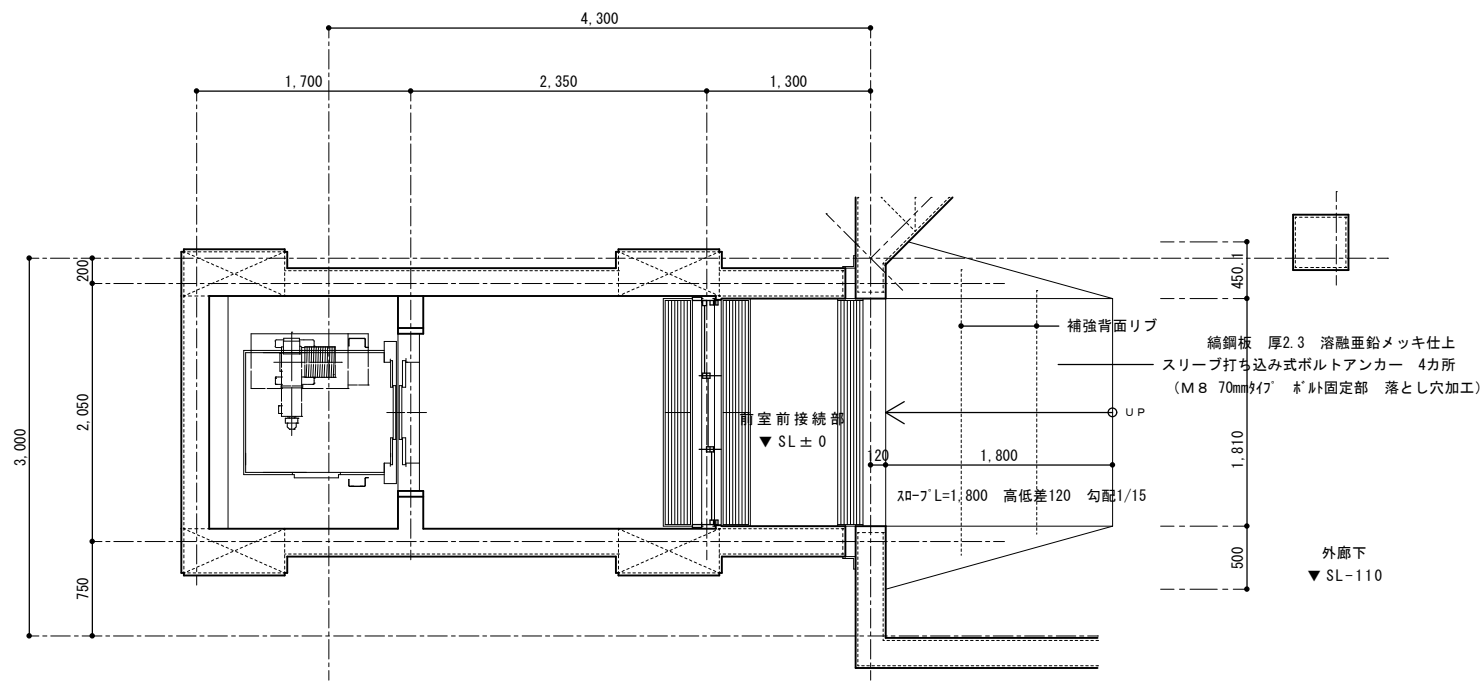


※ 厚150 新設スロープ・脱輪防止立上り (コンクリート強度 : 21-15-20)

職員用出入口部分 スロープ 断面詳細図 (改修後)

A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (スロープ)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	職員用出入口 スロープ 平面・断面詳細図・(改修前・後)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1/50 A3版 S=1/100
摘 要		図面番号	S L - 3
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有 限 公 社 ナ カ ソ ネ 設 計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登録番号	1級建築士登録 (大区) 第266099号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 〒980-52-2797



(1 7)

3箇所共通 (1階～3階)

1階～3階E V棟 出入口部分スロープ詳細図 (改修後)

A3版 S=1/60
A1版 S=1/30

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (スロープ)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	編鋼板スロープ (4)
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	平面・断面詳細図 (改修後) A1版 S=1/30 A3版 S=1/60
摘 要		図面番号	SL-4
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカノネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登 録 番 号	1級建築士登録 (大臣) 第266099号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 〒901-0005 0980-32-2797

建築工事特記仕様書【機械設備工事編】 沖縄県土木建築部

令和8年7月 改定版

1 工事概要

- (1) 工 事 名 : 大宮中学校バリアフリー化改修工事 (EV棟)
(2) 工事場所 : 沖縄県名護市宮里地内
(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (㎡)	用途区分
			消防法施行令別表第一 第7項
学校	RC造3階建て		
計			

(注：延べ面積は建築基準法による表記)

- (4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

[illegible]

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 8 年 8 月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和 8 年 8 月の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 機械設備工事仕様

4 その他

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に
従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃
金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

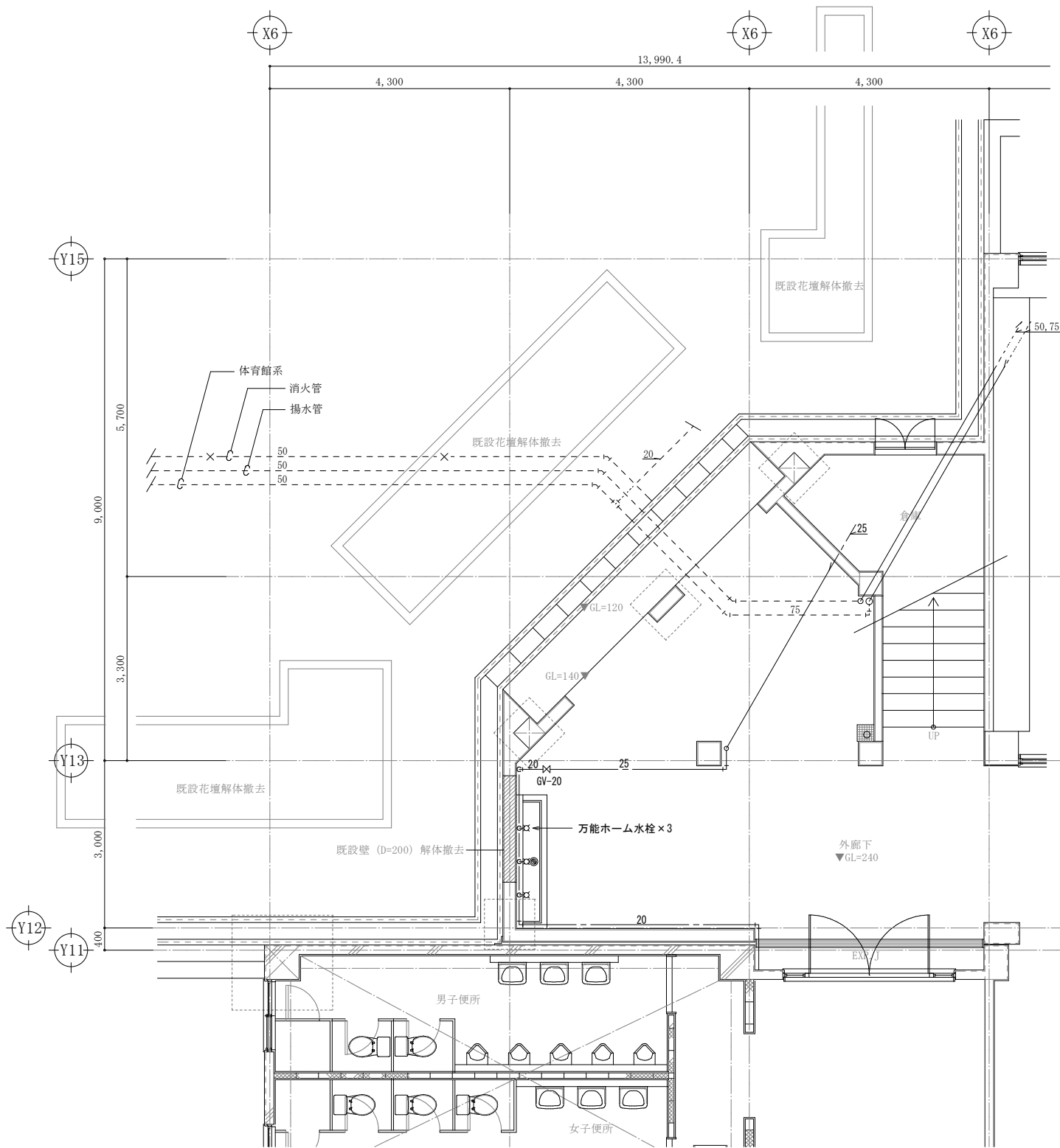
項目		特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																												
一般共通事項																																																		
○ 1	工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。		イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約校期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。	1 8 発生材の処理等 (1.3.9)	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など） (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 <table><tr><td></td><td colspan="2">発生材の種類及び処理方法</td></tr><tr><td>引渡しを要するもの</td><td>・無</td><td>・有（図示）</td></tr><tr><td>特別管理産業廃棄物</td><td>・無</td><td>・有（図示） ※現場調査を行う</td></tr><tr><td>再利用を図るもの</td><td>・無</td><td>・有（図示）</td></tr></table>		発生材の種類及び処理方法		引渡しを要するもの	・無	・有（図示）	特別管理産業廃棄物	・無	・有（図示） ※現場調査を行う	再利用を図るもの	・無	・有（図示）																																
	発生材の種類及び処理方法																																																	
引渡しを要するもの	・無	・有（図示）																																																
特別管理産業廃棄物	・無	・有（図示） ※現場調査を行う																																																
再利用を図るもの	・無	・有（図示）																																																
○ 2	適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書（令和7年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築設備工事標準図（令和7年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修） ※営繕工事写真撮影要領（令和5年版） ※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業（建築材料等・設備機材等）評価名簿（令和4年版）（一般社団法人公共建築協会） ※	○ 1 2 主任技術者等の資格	(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日より前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料等の写し）を提出しなければならない。		(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下、「COBRIS」（コブリス）という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「COBRIS」により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材（伐採木を含む）・建設汚泥については工事現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。 ①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出 ②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合うちから運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とするとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。																																												
○ 3	別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表－1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。		(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ・資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者																																														
○ 4	工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。	○ 1 3 主任技術者又は監理技術者の兼務	※本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。																																														
5	工事の余裕期間	・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択：発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックスの方式において、受注者は余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式－1）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。 (3) その他事項は「余裕期間を設定する工事実施要領」による。	○ 1 4 電気保安技術者 (1.3.2)	電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。																																														
6	遠隔臨場の実施 (1.1.14)	・本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をする事とする。																																																
7	概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。	1 5 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 ()																																														
○ 8	施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用权は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1／50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。	1 6 交通安全管理 (1.3.6)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号）																																														
○ 9	工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。	○ 1 7 施工中の環境保全等 (1.3.8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW） ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） キ ローラ類 ク ホイールクレーン	○ 1 9 工事の保険等	※火災保険 ※組立保険 ※請負業者賠償責任保険 ・建設工事保険 ・労働災害総合保険 (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。																																												
○ 1 0	設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。																																																
○ 1 1	施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合9,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。 なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・請負契約の締結の日の翌日から平成 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。																																																
					<table><tr><td>工事名称</td><td colspan="2">大宮中学校バリアフリー化改修工事（E/V棟）</td><td>工事年度</td><td colspan="2">令和 8 年度</td></tr><tr><td>工事場所</td><td colspan="2">沖縄県名護市宮里地内</td><td>図面名称</td><td colspan="2">特記仕様書（機械設備）－2</td></tr><tr><td>発注機関</td><td colspan="2">名護市教育委員会 教育施設課</td><td>縮 尺</td><td colspan="2">A1版 S-N/S A3版 S-N/S</td></tr><tr><td>摘 要</td><td colspan="2"></td><td>図面番号</td><td colspan="2">M－02</td></tr><tr><td rowspan="4">検 印</td><td>管理建築士</td><td>設 計</td><td>製 図</td><td>名 称</td><td>有限会社ナカソネ設計</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>資格者氏名</td><td>管理建築士 仲宗根 徹</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>登 録 番 号</td><td>1級建築士登録 (大図) 第266099号</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>所 在 地</td><td>沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL. 0980-52-2797</td></tr></table>	工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（E/V棟）		工事年度	令和 8 年度		工事場所	沖縄県名護市宮里地内		図面名称	特記仕様書（機械設備）－2		発注機関	名護市教育委員会 教育施設課		縮 尺	A1版 S-N/S A3版 S-N/S		摘 要			図面番号	M－02		検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計				資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹				登 録 番 号	1級建築士登録 (大図) 第266099号				所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL. 0980-52-2797
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（E/V棟）		工事年度	令和 8 年度																																														
工事場所	沖縄県名護市宮里地内		図面名称	特記仕様書（機械設備）－2																																														
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課		縮 尺	A1版 S-N/S A3版 S-N/S																																														
摘 要			図面番号	M－02																																														
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計																																													
				資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹																																													
				登 録 番 号	1級建築士登録 (大図) 第266099号																																													
				所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL. 0980-52-2797																																													

項目		特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																				
○ 20	ゆいくる材について	(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては契約原則40日以内）に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。	26	情報共有システムの使用	○ 2 配管材料 (2.1.2) ○ 3 埋設配管 (2.7.1) 4 保温工事 (3.1.1) 5 塗装 (3.2.1) ○ 6 仮設工事 (4.1.1)	管材は別表－2による。ただし、図示されたものを除く。 ・地中埋設標の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・アスファルト舗装以外の地中埋設標は、（・コンクリート製 ○鉄製）とする。 図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種類、施工箇所等は図示による。 露出部分は全て塗装を施すこと。 本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、請負者の負担とする。 監督員事務所を本工事で（※設置しない ・設置する（・構内 ・構外 ・既存建物内一部使用））。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 <table><tr><td>設置する備品等の種類</td><td>数量</td><td>設置する備品等の種類</td><td>数量</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																
		設置する備品等の種類					数量	設置する備品等の種類	数量																	
○ 21	機材の品質等 (1.4.2)	※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。	27	標識その他 (1.7.4)	○ 7 土工事 (4.2.1)	建設発生土の処分は次による。 ・構内敷き均し ・構内たい積 ※場外搬出適切処理 搬出先名称（ ） 搬出先所在地（ ） 運搬距離（ km ） 搬出先基準（条件）（ ）																				
							○ 8 その他	(1) 請負者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、請負者の負担とする。 (2) 以下の負担金は請負者の負担とする。 ・水道引込に係る負担金（ 円） ・ガス引込に係る負担金（ 円） ※ (3) 図示されたものを除き、以下による。 ※																		
○ 22	技能士 (1.5.2)	技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ○配管施工（建築配管作業） ・熱絶縁施工（保温保冷工事作業） ・冷凍、空気調和機器施工（冷凍、空気調和機器施工作業） ○建築板金施工（ダクト板金作業）	28	機材	○ 8 その他	建設発生土の処分は次による。 ・構内敷き均し ・構内たい積 ※場外搬出適切処理 搬出先名称（ ） 搬出先所在地（ ） 運搬距離（ km ） 搬出先基準（条件）（ ）																				
							○ 9 施工	(1) 請負者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、請負者の負担とする。 (2) 以下の負担金は請負者の負担とする。 ・水道引込に係る負担金（ 円） ・ガス引込に係る負担金（ 円） ※ (3) 図示されたものを除き、以下による。 ※																		
23	化学物質の濃度測定 (1.5.10)	(1) 測定の時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 <table><tr><td>測定対象室</td><td>測定箇所数</td><td>測定時期</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考													31	磁気探査	1 空気調和機	室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。（原則、県内工場施工。5年間保証。） ※端子板にヤモリガード対策を施す。				
			測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																				
○ 32	墜落制止用器具	2 制気口	図示されていない制気口の材質は（・銅板 ・アルミニウム板）とする。																							
24	技術検査 (1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。（ ）	○ 33	「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	3 ダクト (1.14.3)	長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、（・アングルフランジ ・コーナーボルト（・共板フランジ ・スライドオンフランジ））工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト																				
							○ 34	建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	4 ダクト付属品	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季
	外気		室内（ ）																							
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																						
夏季	32.8℃		26℃	50%																						
冬季																										
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	35	その他	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季				
								外気		室内（ ）																
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																						
夏季	32.8℃		26℃	50%																						
冬季																										
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	35	その他	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季				
								外気		室内（ ）																
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																						
夏季	32.8℃		26℃	50%																						
冬季																										
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	35	その他	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季				
								外気		室内（ ）																
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																						
夏季	32.8℃		26℃	50%																						
冬季																										
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	35	その他	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季				
								外気		室内（ ）																
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																						
夏季	32.8℃		26℃	50%																						
冬季																										
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	35	その他	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季				
								外気		室内（ ）																
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																						
夏季	32.8℃		26℃	50%																						
冬季																										
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	35	その他	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季				
								外気		室内（ ）																
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																						
夏季	32.8℃		26℃	50%																						
冬季																										
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	35	その他	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季				
								外気		室内（ ）																
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																						
夏季	32.8℃		26℃	50%																						
冬季																										
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	35	その他	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季				
								外気		室内（ ）																
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																						
夏季	32.8℃		26℃	50%																						
冬季																										
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	35	その他	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季				
								外気		室内（ ）																
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																						
夏季	32.8℃		26℃	50%																						
冬季																										
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	35	その他	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季				
								外気		室内（ ）																
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																						
夏季	32.8℃		26℃	50%																						
冬季																										
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	35	その他	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季				
								外気		室内（ ）																
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																						
夏季	32.8℃		26℃	50%																						
冬季																										
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	35	その他	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季				
								外気		室内（ ）																
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																						
夏季	32.8℃		26℃	50%																						
冬季																										
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	35	その他	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季				
								外気		室内（ ）																
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																						
夏季	32.8℃		26℃	50%																						
冬季																										
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	35	その他	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季				
								外気		室内（ ）																
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																						
夏季	32.8℃		26℃	50%																						
冬季																										
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	35	その他	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季				
								外気		室内（ ）																
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																						
夏季	32.8℃		26℃	50%																						
冬季																										
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	35	その他	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季				
								外気		室内（ ）																
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																						
夏季	32.8℃		26℃	50%																						
冬季																										
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	35	その他	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></</td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季			</	
								外気		室内（ ）																
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																						
夏季	32.8℃		26℃	50%																						
冬季			</																							

特記事項				
別表－１（関連工事との取り合い）				
工事内容		本工事	別途工事	
		機械	電気	建築
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	・
	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	・
	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	・
	架台、アンカーボルト	・	・	・
貫通スリーブ （はり、床、壁）	スリーブ	・	・	・
	補強鉄筋	・	・	※
	スリーブの穴埋め	・	・	・
箱入れ （はり、床、壁）	箱入れ	・	・	・
	補強鉄筋	・	・	※
	型枠の穴埋め	※	・	・
	墨出し	※	・	・
天井、壁の切り込み	下地組み、ボード類切り込み （埋込照明器具、スピーカー等）	※	・	・
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	・	・
インサート	インサート	・	・	・
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・	・	・
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・	・
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・	・
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※	・
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	・	・	・
	上記の配線	・	・	・
	パッケージ型空調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	・	・
	上記の配線	・	・	・
	電極棒及びフロートスイッチの本体	・	・	・
	上記の配管、配線	・	・	・
自動制御	電気配管	・	・	・
	電気配線	・	・	・
	電源供給	・	・	・
浄化槽	コンクリート躯体	・	・	・
	基礎コンクリート	・	・	・
	基礎杭	・	・	・
	根切り、埋戻し	・	・	・
	残土処理	・	・	・
	防護柵	・	・	・
	土止め工事	・	・	・
	保護砂	・	・	・
	湧水処理	・	・	・
	送風機室（換気用送風機を含む）	・	・	・
	操作盤までの１次側電気工事	・	・	・
	操作盤以降の２次側電気工事	・	・	・
樋	ルーフトレイン及び立て樋	・	・	・
	立て樋接続用埋設横引管	・	・	・
流し類	台所流し台、手洗い流し台（ＳＵＳ人研ぎ共）	・	・	・
	上記の配管接続	・	・	・
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	・	・	・
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	・	・	・
身障者用手すり	衛生器具回り	・	・	・
	その他手すり	・	・	・
※配線は接続を含むものとする。				

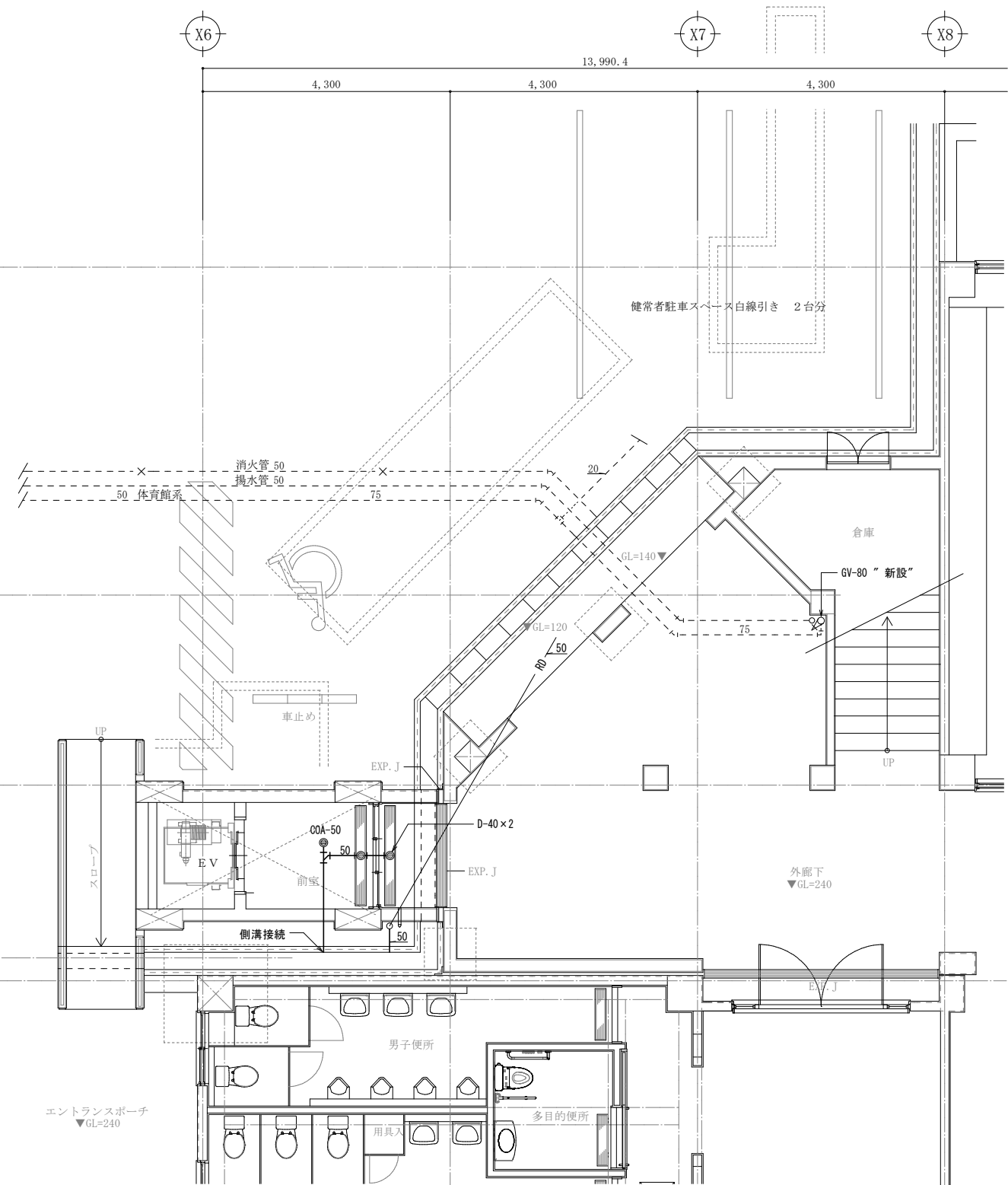
特記事項				
別表－２（管材）				
用途	施工箇所	管材		
冷温水管	屋内一般配管			
	機械室・便所配管			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）			
	地中配管			
冷水管	屋内一般配管			
	機械室・便所配管			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）			
	地中配管			
冷却水管	屋内一般配管			
	機械室・便所配管			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）			
	地中配管			
蒸気管	屋内一般配管			
	機械室・便所配管			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）			
	地中配管			
高温水管	屋内一般配管			
	機械室・便所配管			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）			
	地中配管			
油管	屋内一般配管			
	機械室・便所配管			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）			
	地中配管			
ブライン管	屋内一般配管			
	機械室・便所配管			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）			
	地中配管			
冷媒管	屋内一般配管			
	機械室・便所配管			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）			
	地中配管			
給水管	屋内一般配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管JIS K 6742 (HIVP)		
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃		
	地中配管			
給湯管	屋内一般配管			
	屋内一般配管（機械室、浴室廻り）			
	屋内一般配管（機械室、浴室廻り）			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）			
消火管	屋内一般配管	配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3452		
	機械室・便所配管			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3452		
	地中配管			
排水管	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6741）		
	機械室・便所配管	〃		
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃		
	地中配管	〃		
通気管	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6741）		
	機械室・便所配管	〃		
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃		
	地中配管			
ガス管	屋内一般配管			
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）			
	地中配管			
特記事項				
※冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。				
※				

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 （E.V棟）			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称 縮 尺	特記仕様書（機械設備）－ 4 A1版 S=N/S A3版 S=N/S	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			図面番号	M－ 0 4	
摘 要				設 計 者	名 称	有限会社ナカソネ設計
検 印	管理建築士	設 計	製 図		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
					登 録 番 号	1級建築士登録 （次頁）第266099号 沖縄県名護市宮里三丁目4番11号 TEL 0980-52-2797
					所 在 地	



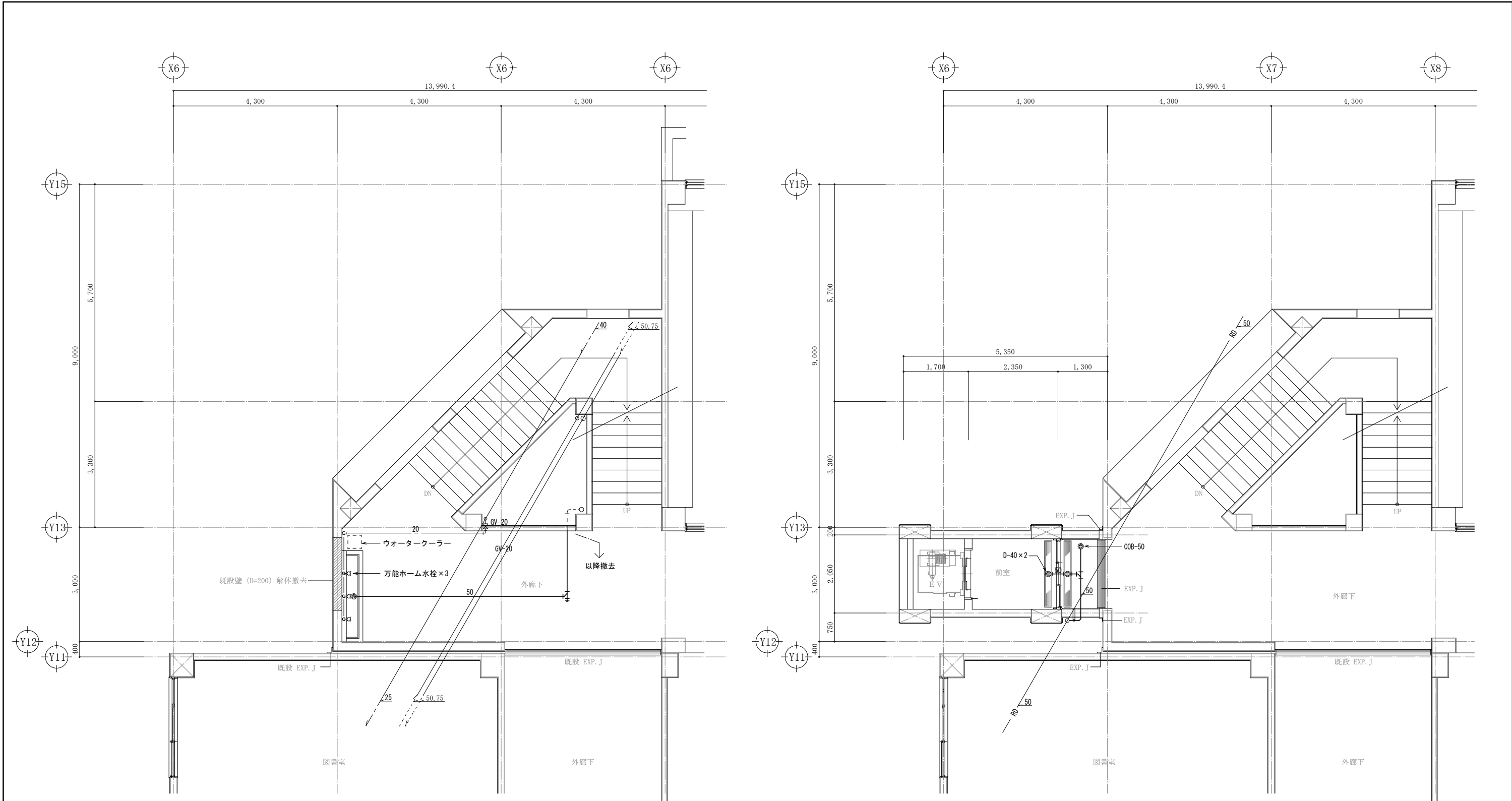
- 注 記
1. 図中に明記の給水栓、給水管、排水管は撤去する事。
 2. 図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。
 3. 施工前に事前調査を十分に行う事。

1 階水飲場配管詳細図 SCALE 1:50
(改修前)



1 階水飲場配管詳細図 SCALE 1:50
(改修後)

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.棟)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	1 階水飲場・EVホール配管詳細図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100
摘 要	管理建築士 設 計 製 図	図面番号	M-05
検 印		名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登 録 番 号	1 級建築士登録 (大版) 第 2 6 6 0 9 9 号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 T E L 0980-52-2797

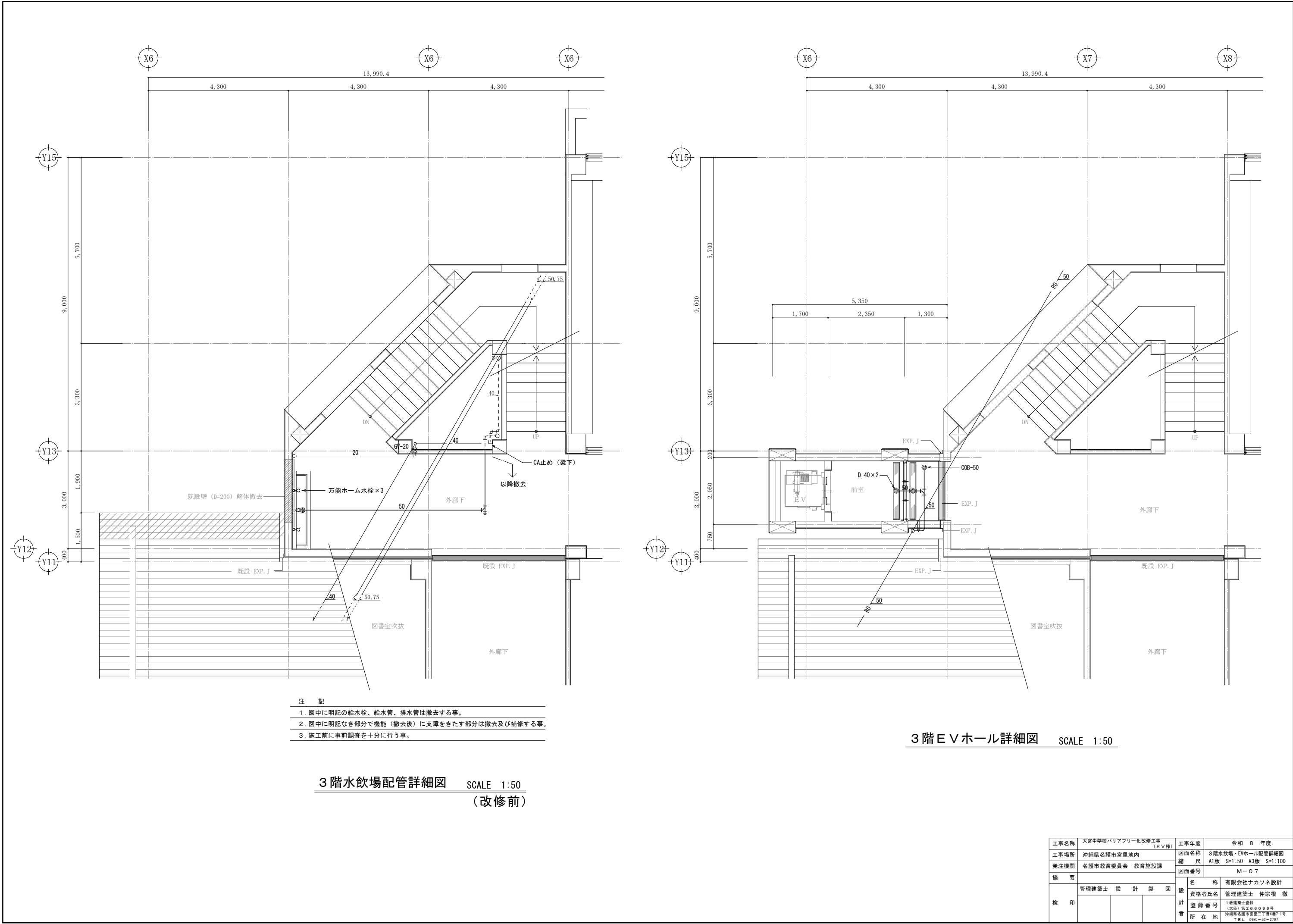


- 注 記
1. 図中に明記の給水栓、給水管、排水管は撤去する事。
 2. 図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。
 3. 施工前に事前調査を十分に行う事。

2階水飲場配管詳細図 SCALE 1:50
(改修前)

2階EVホール詳細図 SCALE 1:50

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (EV棟)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	2階水飲場・EVホール配管詳細図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100
摘 要		図面番号	M-06
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登 録 番 号	1 級建築士登録 (大版) 第 2 6 6 0 9 9 号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797



注 記

1. 図中に明記の給水栓、給水管、排水管は撤去する事。

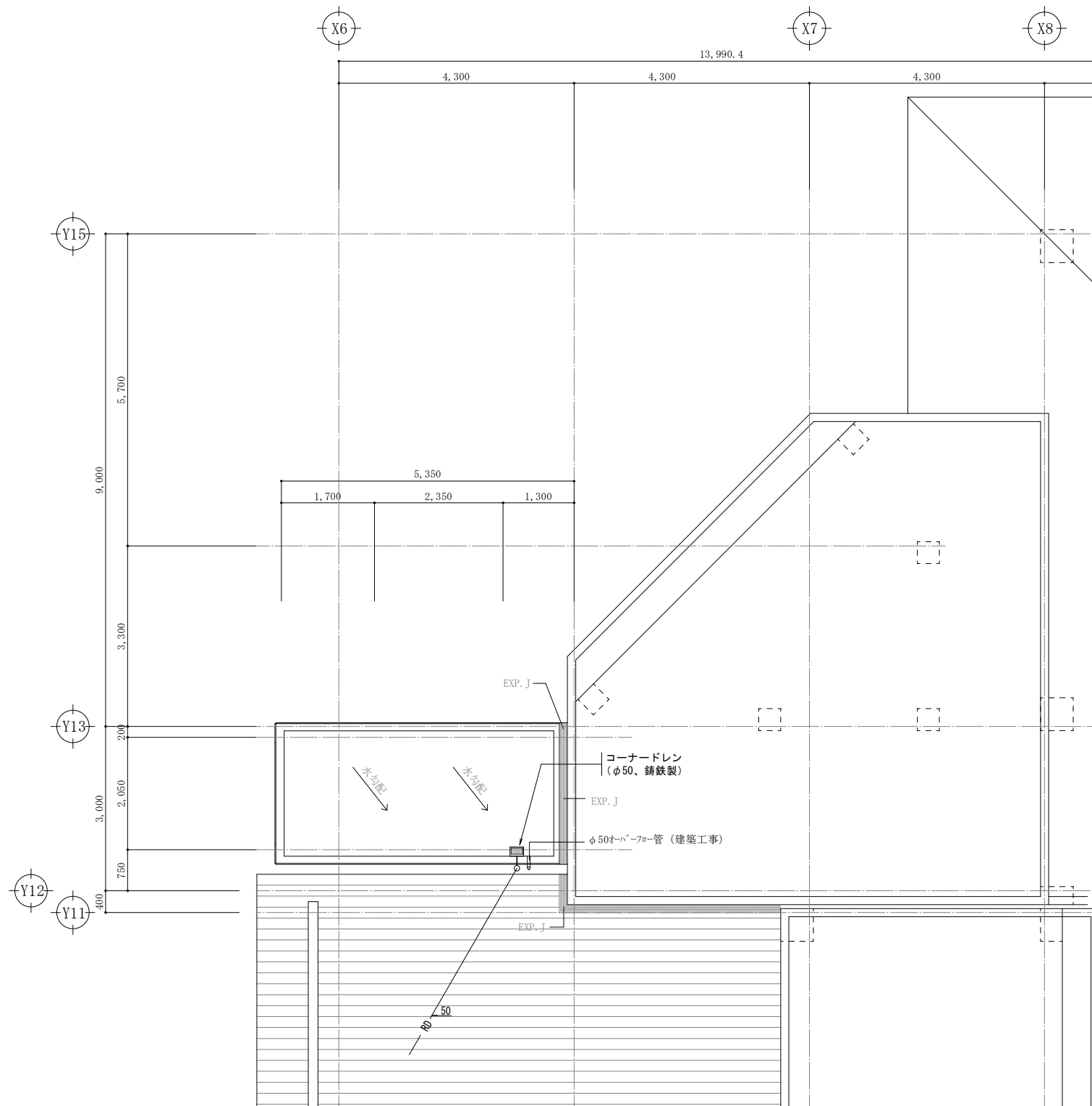
2. 図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。

3. 施工前に事前調査を十分に行う事。

3階水飲場配管詳細図 SCALE 1:50
(改修前)

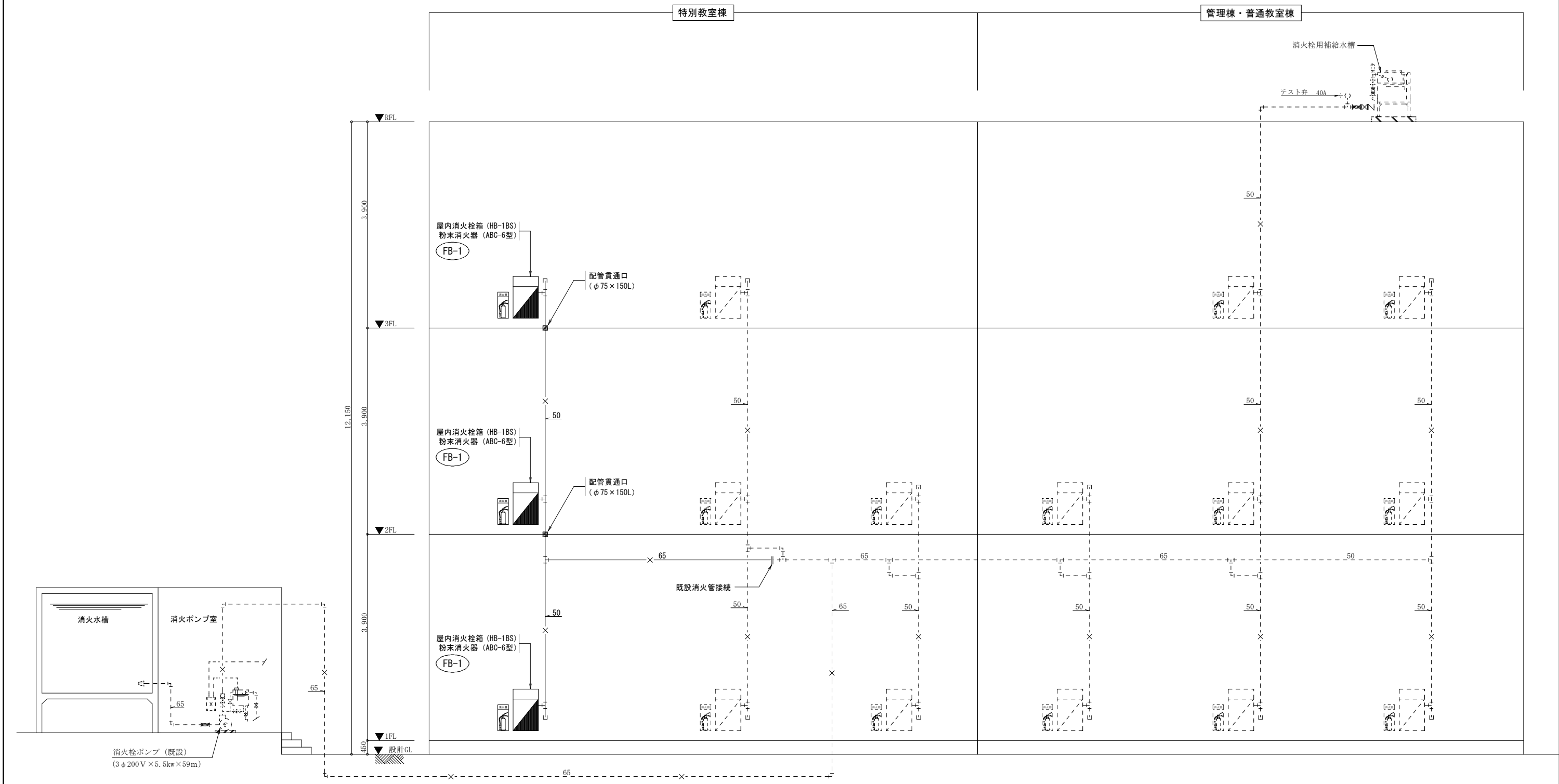
3階EVホール詳細図 SCALE 1:50

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (EV棟)			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	3階水飲場・EVホール配管詳細図	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100	
摘 要	管理建築士 設 計 製 図			図面番号	M-07	
				名 称	有限会社ナカソネ設計	
検 印				資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
				登 録 番 号	1級建築士登録 (大版) 第266099号	
				所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797	



R階給排水設備平面詳細図 SCALE 1:50

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.棟)			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	R階給排水設備平面詳細図	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100	
摘 要	管理建築士 設 計 製 図			図面番号	M-08	
				名 称	有限会社ナカソネ設計	
				資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
				登 録 番 号	1 級建築士登録 (大版) 第 2 6 6 0 9 9 号	
検 印				所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 T E L 0980-52-2797	

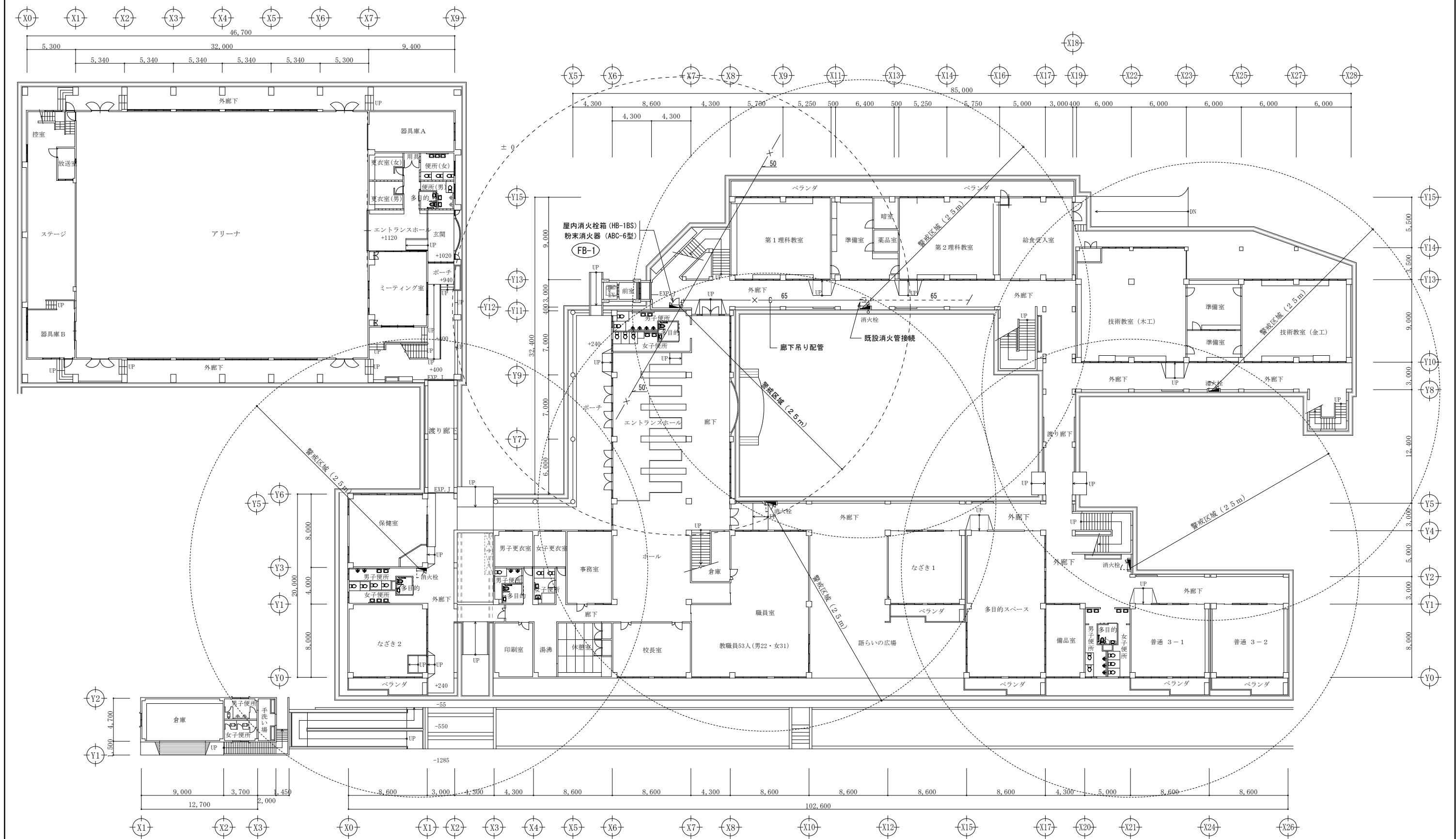


機器表

記号	名称	機器仕様	設置場所	数量	備考
FB-1	屋内消火栓箱	型式：易操作性1号消火栓（消火器箱併設型）HB-1BS型（露出型） 材質：電気亜鉛めっき製（t=1.6） 附属品：40A消火栓（ボール弁） 起動スイッチ ノズル ホース 他	外廊下	3	

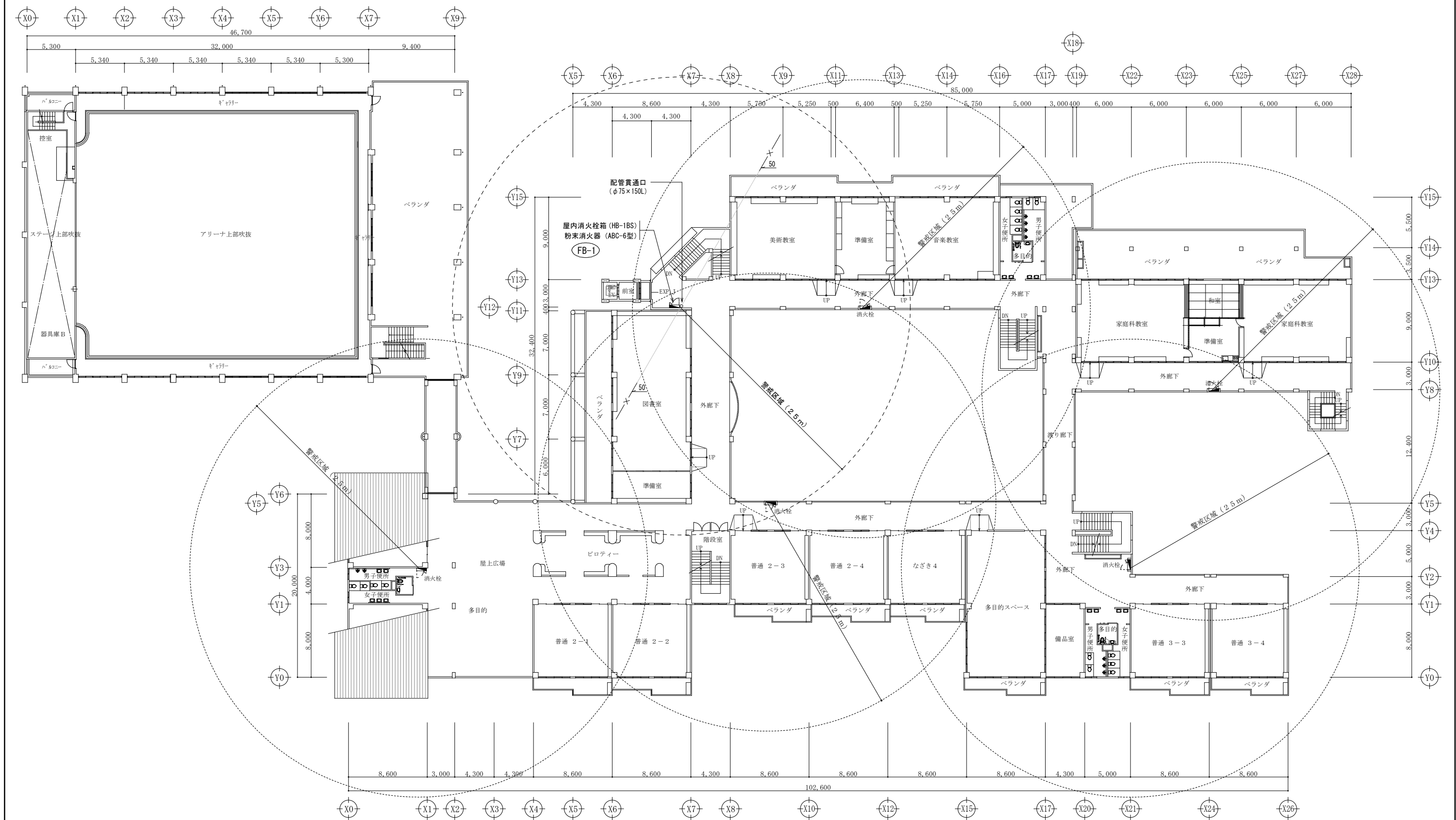
消火設備 系統図 NO:SCALE

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事（E.V棟）	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	消火設備 系統図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮尺	A1版 S=N/S A3版 S=N/S
摘要		図面番号	M-09
検印	管理建築士 設計 製図	名称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登録番号	1級建築士登録 (大版) 第266099号
		所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797



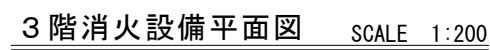
1 階消火設備平面図 SCALE 1:200

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.棟)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	1 階消火設備平面図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400
摘 要		図面番号	M-10
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登録番号	1 級建築士登録 (大版) 第 2 6 6 0 9 9 号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番71号 TEL 0980-52-2797



2階消火設備平面図 SCALE 1:200

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (EV棟)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	2階消火設備平面図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400
摘 要		図面番号	M-11
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登 録 番 号	1 級建築士登録 (大版) 第 2 6 6 0 9 9 号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797



工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E・V線)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	3 階消火設備平面図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400
摘 要		図面番号	M-12
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登録番号	1級建築士登録 (大宮)第2660099号
		所在地	沖縄県名護市宮里第三丁目1番1号 0980-227272

建築工事特記仕様書【機械設備工事編】 沖縄県土木建築部

令和8年7月 改定版

1 工事概要

- (1) 工事名 : 大宮中学校バリアフリー化改修工事(多目的便所)
(2) 工事場所 : 沖縄県名護市宮里地内
(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (㎡)	用途区分
			消防法施行令別表第一 第7項
学校	RC造3階建て		
計			

(注：延べ面積は建築基準法による表記)

- (4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

[illegible]

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 8 年 8 月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和 8 年 8 月の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 機械設備工事仕様

4 その他

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労働費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に
従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃
金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

項目

特記事項

一般共通事項

○ 1

工事実績情報の登録
(1.1.4)

工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が5 0 0 万円未満の工事については、登録を要しない。

○ 2

適用図書等
(1.1.6)

※公共建築工事標準仕様書（令和7年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
※公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
※公共建築設備工事標準図（令和7年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
※営繕工事写真撮影要領（令和5年版）
※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
※建築材料・設備機材等品質性能評価事業（建築材料等・設備機材等）評価名簿（令和4年版）（一般社団法人公共建築協会）
※

○ 3

別契約の関連工事
(1.1.7)

（1）関連工事との取り合いは、別表－1による。ただし、図示されたものを除く。
（2）他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。

○ 4

工事の一時中止に係る事項
(1.1.9)

工事の一時中止に係る計画の作成
（1）工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
（2）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

5

工事の余裕期間

・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】
【以下から選択：発注者指定方式 / 任意着手方式 / フレックス方式】
（1）本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。
なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。
（2）余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックスの方式において、受注者は余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。
このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式－1）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。
（3）その他事項は「余裕期間を設定する工事実施要領」による。

6

遠隔臨場の実施
(1.1.14)

・本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をする事とする。
図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。

7

概成工期
(1.2.1)

○ 8

施工図等
(1.2.3)

（1）施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用权は、発注者へ移譲するものとする。
（2）受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1 / 5 0 程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。
（3）施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後3 0 日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。

○ 9

工事の記録
(1.2.4)

沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。

○ 1 0

設計図CADデータの貸与

本工事は発注者から受注者に対し設計図 C A D データを貸与する。なお、貸与された C A D データを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。

○ 1 1

施工管理体制
(1.3.1)

（1）工事請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合9,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。
なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。
ア 現場施工に着手するまでの期間
・請負契約の締結の日の翌日から平成 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

項目

特記事項

イ 検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約校期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

（2）主任技術者及び監理技術者の雇用関係について
ア 建設業法第2 6 条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3 か月以上の雇用関係が成立していなければならない。
イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料等の写し）を提出しなければならない。

（1）主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。
※資格の区分1
次のイ又はロに掲げるもの
イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1 級の管工事施工管理の検定種目に合格した者
ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者
・資格の区分2
次のイ又はロに掲げるもの
イ 技術検定のうち、1 級又は2 級の管工事施工管理の検定種目に合格した者
ロ 資格の区分1 のロに掲げる者
・資格の区分3
次のイ又はロに掲げるもの
イ 建設業法第7 条第2 号イ又はロに定める実務経験を有する者
ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者

（2）発注者へ資格を証明する資料を提出すること。

※本工事は、建設業法第2 6 条第3 項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。
・本工事は、建設業法第2 6 条第3 項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。

電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。

施工条件は、図示及び以下による。
（ ）

国道6 路線及び県道7 路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号）

（1）「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9 年7 月3 1 日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4 月9 日国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。
（2）本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3 年10月8 日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7 . 5 ～2 6 0 k W）
ア バックホウ
イ 車輪式トラクタショベル
ウ ブルドーザ
エ 発動発電機
オ 空気圧縮機
カ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）
キ ローラ類
ク ホイールクレーン

項目

特記事項

1 8 発生材の処理等
(1.3.9)

適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、P C B、アスベスト等有害物質調査など）
（1）マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。

	発生材の種類及び処理方法	
引渡しを要するもの	・無	・有（図示）
特別管理産業廃棄物	・無	・有（図示） ※現場調査を行う
再利用を図るもの	・無	・有（図示）

（2）本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。
（3）建設リサイクルの推進について
受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下、「C O B R I S」（コプリス）という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。
また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「COBRIS」により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
（4）本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。
ただし、島内、もしくは建設発生木材（伐採木を含む）・建設汚泥については工事現場から5 0 k m 以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。
①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出
②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出
（5）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合中から運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。
（6）アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について
ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記 H P に掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。
<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html>
なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。
イ 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正に処理すること。
ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。
（7）撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。
（1）次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後1 4 日以上とする。
※火災保険
※組立保険
※請負業者賠償責任保険
・建設工事保険
・労働災害総合保険
（2）建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	特記仕様書（機械設備）－2	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺	A1版	S=M/S A3版 S=M/S
摘 要				図面番号	KM－0 2	
	管理建築士	設	計 製 図	設 計 者	名 称 有限会社ナカソネ設計 資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹 登 録 番 号 1級建築士登録 (大宮) 第26600099号 沖縄県名護市宮里三丁目4番17号 TEL 0980-52-2797	
核 印				所 在 地		

項目		特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																											
○ 20	ゆいくる材について	(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては契約原則40日以内）に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。	26	情報共有システムの使用	○ 2	配管材料 (2.1.2)	管材は別表－2による。ただし、図示されたものを除く。																																										
		(5) 建築物等の利用に関する説明書について ◎「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き（国土交通省ホームページに掲載）を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 (6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。 本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に、利用する情報共有システムが推奨するパソコンOS及びブラウザの環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 11 【推奨ブラウザ】：Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は沖縄県CALSシステムの利用にあっては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。 主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。																																															
○ 21	機材の品質等 (1.4.2)	※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。	27	標識その他 (1.7.4)	○ 7	土工事 (4.2.1)	建設発生土の処分は次による。 ・構内敷き均し ・構内たい積 ※場外搬出適切処理 搬出先名称（ ） 搬出先所在地（ ） 運搬距離（ km ） 搬出先基準（条件）（ ）																																										
		○ 28	機材	監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。				○ 8	その他	(1) 請負者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、請負者の負担とする。 (2) 以下の負担金は請負者の負担とする。 ・水道引込に係る負担金（ 円） ・ガス引込に係る負担金（ 円） ※ (3) 図示されたものを除き、以下による。 ※																																							
○ 22	技能士 (1.5.2)	技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ◎配管施工（建築配管作業） ・熱絶縁施工（保温保冷工事作業） ・冷凍、空気調和機器施工（冷凍、空気調和機器施工作業） ◎建築板金施工（ダクト板金作業）	○ 29	施工	空気調和設備工事																																												
		23	化学物質の濃度測定 (1.5.10)	(1) 測定の時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 <table><tr><td>測定対象室</td><td>測定箇所数</td><td>測定時期</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考													31	磁気探査	1	空気調和機	室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。（原則、県内工場施工。5年間保証。） ※端子板にヤモリガード対策を施す。																								
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																																														
○ 24	技術検査 (1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 ()	○ 32	墜落制止用器具	2	制気口	図示されていない制気口の材質は（・銅板 ・アルミニウム板）とする。																																										
		○ 33	「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	3	ダクト (1.14.3)	長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、（・アングルフランジ ・コーナーボルト（・共板フランジ ・スライドオンフランジ））工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト																																											
○ 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	○ 34	建設キャリアアップシステム（CCUS）活用について	4	ダクト付属品																																											
		35	その他	※	5	設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><td></td><td colspan="2">外気</td><td colspan="2">室内（ ）</td></tr><tr><td></td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>26℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		26℃	50%	冬季																										
	外気		室内（ ）																																														
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																																													
夏季	32.8℃		26℃	50%																																													
冬季																																																	
○ 26	26	26	共通工事		6	その他	※																																										
			○ 1	総合調整 (1.3.3)	総合調整は以下の項目を行うこと。 ◎風量調整 ◎水量調整 ・室内外空気の高湿度の調整 ◎室内気流及びじんあいの調整 ◎騒音、振動の調整 ◎飲料水の水質の測定 ・雑用水の水質の測定 ◎運転状態（総合調整結果）の記録																																												
					<table><tr><td>工事名称</td><td colspan="2">大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的使用)</td><td>工事年度</td><td colspan="2">令和 8 年度</td></tr><tr><td>工事場所</td><td colspan="2">沖縄県名護市宮里地内</td><td>図面名称</td><td colspan="2">特記仕様書（機械設備）－3</td></tr><tr><td>発注機関</td><td colspan="2">名護市教育委員会 教育施設課</td><td>縮 尺</td><td colspan="2">A1版 S=N/S A3版 S=N/S</td></tr><tr><td>摘 要</td><td colspan="2"></td><td>図面番号</td><td colspan="2">KM－03</td></tr><tr><td rowspan="4">検 印</td><td>管理建築士</td><td>設 計</td><td rowspan="4">製 図</td><td rowspan="4">名 称</td><td>有限会社ナカソネ設計</td></tr><tr><td></td><td></td><td>資格者氏名</td><td>管理建築士 仲宗根 徹</td></tr><tr><td></td><td></td><td>登録番号</td><td>1級建築士登録 (大宮)第266099号 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797</td></tr><tr><td></td><td></td><td>所在地</td><td></td></tr></table>			工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的使用)		工事年度	令和 8 年度		工事場所	沖縄県名護市宮里地内		図面名称	特記仕様書（機械設備）－3		発注機関	名護市教育委員会 教育施設課		縮 尺	A1版 S=N/S A3版 S=N/S		摘 要			図面番号	KM－03		検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計			資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹			登録番号	1級建築士登録 (大宮)第266099号 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797			所在地	
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的使用)		工事年度	令和 8 年度																																													
工事場所	沖縄県名護市宮里地内		図面名称	特記仕様書（機械設備）－3																																													
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課		縮 尺	A1版 S=N/S A3版 S=N/S																																													
摘 要			図面番号	KM－03																																													
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計																																												
					資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹																																											
					登録番号	1級建築士登録 (大宮)第266099号 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797																																											
					所在地																																												

特記事項					特記事項					特記事項									
別表－１（関連工事との取り合い）										別表－２（管材）									
工事内容		本工事	別途工事		用途	施工箇所		管材											
		機械	電気	建築															
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	・	冷温水管	屋内一般配管													
	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	・		機械室・便所配管													
	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	・		屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）													
	架台、アンカーボルト	・	・	・		地中配管													
貫通スリーブ （はり、床、壁）	スリーブ	・	・	・	冷水管	屋内一般配管													
	補強鉄筋	・	・	※		機械室・便所配管													
	スリーブの穴埋め	・	・	・		屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）													
	・	・	・	地中配管															
箱入れ （はり、床、壁）	箱入れ	・	・	・	冷却水管	屋内一般配管													
	補強鉄筋	・	・	※		機械室・便所配管													
	型枠の穴埋め	※	・	・		屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）													
墨出し	※	・	・	地中配管															
天井、壁の切り込み	下地組み、ボード類切り込み （埋込照明器具、スピーカー等）	※	・	・	蒸気管	屋内一般配管													
						機械室・便所配管													
						屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）													
						地中配管													
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	・	・	高温水管	屋内一般配管													
インサート	インサート	・	・	・		機械室・便所配管													
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・	・	・		屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）													
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・	・		地中配管													
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・	・	油管	屋内一般配管													
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※	・		機械室・便所配管													
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	・	・	・		屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）													
	上記の配線	・	・	・		地中配管													
		パッケージ型空調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	・	・	ブライン管	屋内一般配管												
		上記の配線	・	・	・		機械室・便所配管												
		電極棒及びフロートスイッチの本体	・	・	・		屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）												
	上記の配管、配線	・	・	・	地中配管														
自動制御	電気配管	・	・	・	冷媒管	屋内一般配管													
	電気配線	・	・	・		機械室・便所配管													
	電源供給	・	・	・		屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）													
		・	・	・		地中配管													
浄化槽	コンクリート躯体	・	・	・	給水管	屋内一般配管		水道用硬質ポリ塩化ビニル管JIS K 6742 (HIVP)											
	基礎コンクリート	・	・	・		屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）		〃											
	基礎杭	・	・	・		地中配管		〃											
	根切り、埋戻し	・	・	・															
	残土処理	・	・	・	給湯管	屋内一般配管		被覆銅管（JIS H 3330）											
	防護柵	・	・	・		屋内一般配管（機械室、浴室廻り）													
	土止め工事	・	・	・		屋内一般配管（機械室、浴室廻り）													
	保護砂	・	・	・		屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）													
		湧水処理	・	・	・	消火管	屋内一般配管												
		送風機室（換気用送風機を含む）	・	・	・		機械室・便所配管												
		操作盤までの１次側電気工事	・	・	・		屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）												
		操作盤以降の２次側電気工事	・	・	・		地中配管												
樋	ルーフトレイン及び立て樋	・	・	・	排水管	屋内一般配管		硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6741）											
	立て樋接続用埋設横引管	・	・	・		機械室・便所配管		〃											
		・	・	・		屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）		〃											
		・	・	・		地中配管		〃											
流し類	台所流し台、手洗い流し台（ＳＵＳ人研ぎ共）	・	・	・	通気管	屋内一般配管		硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6741）											
	上記の配管接続	・	・	・		機械室・便所配管		〃											
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	・	・	・		屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）		〃											
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	・	・	・		地中配管													
身障者用手すり	衛生器具回り	・	・	・	ガス管	屋内一般配管													
	その他手すり	・	・	・		屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）													
						地中配管													
※配線は接続を含むものとする。					特記事項														
					※冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。														
					※														

機器表（衛生器具）

※今回対象：B，Gタイプ

項目	名 称	適 用	品 番		仕 様（付 属 品）	数 量										合 計	備 考	
			T O T O	L I X I L		タイプA1F	タイプA2F	タイプB	タイプC2F	タイプC3F	タイプD	タイプE	タイプF	タイプG1F	タイプG2F			タイプG3F
衛 生 器 具 設 備	洋 風 大 便 器	C1200S (国土交通省記号)	CS597BS SH596BAYR TC291 YH650	BC-P20HU DT-PA250HUCH CF-39CK-U CF-AA64	床置床排水大便器、壁給水型 ロータンク（密結タンク） 普通便座 ワンハンドカット式紙巻器（棚付二連） 床フランジ（メタル） スパッド キャップ付AYボルト	4	4	5	6	6	3	4	3	5	5	5	50	
	洋 風 大 便 器	C1111R (国土交通省記号)	CS20AB SH30BA TCF5534 YH650	BC-220SK75 DT-K250 QW-KA31AQC CF-AA64	腰掛式車椅子対応便器（密結形） 壁給水型 ウォシュレット ロータンク（密結形） ワンハンドカット式紙巻器（棚付二連） 床フランジ（メタル） スパッド キャップ付AYボルト	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	10	
	小 便 器	U520 (国土交通省記号)	UFH500 TEA62ADS	U-411R OKU-AT131SD	壁掛壁排水小便器（低リップ） フラッシュバルブ（乾電池タイプ） トラップ付 他	2	2	4	4	4	2	2	2	3	3	3	31	
	洗 面 器	L410 (国土交通省記号)	L250CM TLC11AR	L-176UAN LF-E02	壁掛洗面器 単水栓 止水栓（アングル形） 排水金具（Pトラップ） 他	4	4	5	4	4		5		4	4	4	40	
	洗 面 器	L410 (国土交通省記号)	L270CM TLC11AR	L-275AN LF-E02	壁掛洗面器 単水栓 止水栓（アングル形） 排水金具（Pトラップ） 他	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	10	
	手 洗 器		LSL870APR	L-A74PC	壁掛手洗器 単水栓（ハンドル式） 止水栓（アングル形） 排水金具（Pトラップ） 他								2				2	
	大便器用手すり		T112CL10	KF-920AE70D12J	L型（樹脂製）（L＝700×700） 固定アンカー	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	10	
	大便器用手すり		T112HK8R	KF-471EH70JU	はね上げ型（樹脂製）（L＝800） 固定アンカー	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	10	
	小便器用手すり		T112CU22	KF-701AEJ	600×500（樹脂製） 固定アンカー	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	
	化 粧 鏡		YM3045A	KF-3045	化粧鏡（300×450）								4				4	
	化 粧 鏡		YM3545A	KF-3545	化粧鏡（350×450）	4	4	5	4	4		5		4	4	4	38	
	化 粧 鏡		YM3560A	KF-4060	化粧鏡（350×600）	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	10	
	タ オ ル 掛		TS113A1R	KF-AA71P	ステンレス製 477×67×62								2				2	
	万 能 ホ ー ム 水 栓	13－F7	T200SNR13C	LF-7R-13	吐水口回転型水栓 節水形						4						4	
	カップリング付水栓	13－F12	T28KUNH13	LF-15-13-CV	カップリング付横水栓 節水形				2	2	2			2	2	2	12	
	シャワーセット		TBV03403J	BF-KA145TSL	壁付サーモスタット混合水栓								2				2	
	洗濯機用水栓		TW11R	LF-WJ50KQA	横水栓（緊急止水付）								1				1	
	掃 除 用 水 栓				B22A（三栄） ※洗面器止水栓に取付	3	3	3	1	1		3	3	1	1	1	20	

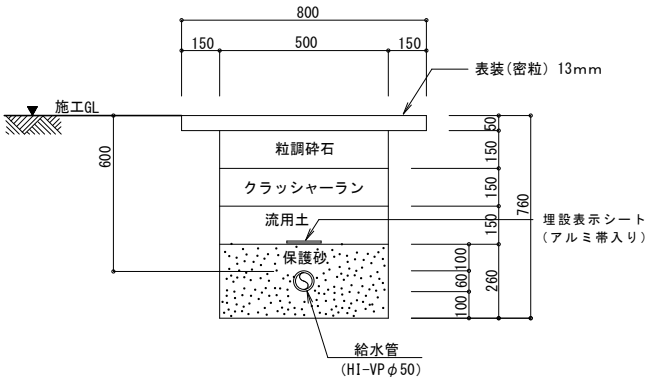
特記事項
1、品番の型番及び社名は参考とする。

機器表（換気設備）

※今回対象：B，Gタイプ

記 号	名 称	仕 様（付 属 品）	数 量										合 計	備 考
			タイプA1F	タイプA2F	タイプB	タイプC2F	タイプC3F	タイプE	タイプF	タイプG1F	タイプG2F	タイプG3F		
FE-1	天井用換気扇	型 式：天井埋込型 低騒音型（樹脂製） 能 力：90m ³ /h×29Pa 1φ100V×15.5W 付 属 品：パイプフード（深型ステンレス製、防虫網付） φ100	1	1				3					5	
FE-2	天井用換気扇	型 式：天井埋込型 低騒音型（樹脂製） 能 力：120m ³ /h×49Pa 1φ100V×15.5W 付 属 品：パイプフード（深型ステンレス製、防虫網付） φ100			1	1	1	2	1	1	1	1	9	
FE-3	天井用換気扇	型 式：天井埋込型 低騒音型（樹脂製） 能 力：230m ³ /h×34Pa 1φ100V×29.5W 付 属 品：吊金具他			4				2				6	
FE-4	天井用換気扇	型 式：天井埋込型 低騒音型（樹脂製） 能 力：260m ³ /h×43Pa 1φ100V×29.5W 付 属 品：吊金具他	2										2	
FE-5	天井用換気扇	型 式：天井埋込型 低騒音型（樹脂製） 能 力：330m ³ /h×67Pa 1φ100V×49W 付 属 品：吊金具他				2	2			2	2	2	10	
FE-6	壁用換気扇	型 式：壁掛型（格子タイプ） 電気式シャッター 能 力：480m ³ /h 1φ100V×13.5W 付 属 品：取付枠共		2									2	

特記事項
1、天井埋込換気扇の電動機出力はJIS C 9603に規定された消費電力による。



給水管布設断面図
(車道部)

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的使用)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	機器表（更新）
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	S=N/S A3版 S=N/S
摘 要		図面番号	KM-05
検 印	管理建築士	設 計	名 称 有限会社ナカソネ設計
		製 図	資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
			登 録 番 号 1 級建築士登録 (大阪) 第 2 6 6 0 9 9 号
			所 在 地 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 T E L 0980-52-2797

解体工事特記仕様書（機械設備）

1 節 一般事項

1－1 適用範囲

大宮中学校バリアフリー化改修工事に適用する。

公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版、関連法規（建設リサイクル法、廃棄物処理法資源有効利用促進法等）及び国土交通省建設リサイクルガイドライン遵守し、施工を行う。

1－2 用語の定義

本仕様書に於いて用いる用語の意味は、次のとおりとする。

- 1）「分別解体」とは、建築物等に用いられた建設資材に係る廃棄物をその処理状態に応じて分別し、該当建築物を計画的に解体する行為をいう。
- 2）「破壊解体」とは、圧碎機又はブレーカー等により、躯体を破砕して解体する行為をいう。
- 3）「転倒解体」とは、壁・柱等の転倒方向を定め脚部の一部を破壊し、所定の方向に転倒させ解体する行為をいう。
- 4）「部材解体」とは、カッター又はワイヤソー等により、躯体を部材ごと、又は柱と梁等の部材が組み合ったブロックごとに、切離し解体する行為をいう。
- 5）「自立解体」とは、対象となる柱又は壁等が、控となっていた他の架槽や壁等から切離され、自立した状態をいう。

2 節 調査・事前措置

2－1 施工調査

解体施工に係る施工調査は、特別管理処置、再使用、再資源化等に分類し調査を行う。

- 1）設計図書と現場との整合性を調査
- 2）施工計画、処理方法
- 3）上記1）2）をまとめて報告書作成

2－2 事前措置

- a）特別管理産業廃棄物がある場合は、特別管理産業廃棄物等の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画、改修計画を定め施工計画書に記載する。
- b）建築物等の解体に先立ち、各種設備の供給が停止していることを確認する。
なお、電線、ケーブル等の供給等の切断は、次の1）及び2）による。
 - 1）切断は、躯体に支障がない位置で適切に行い、切断位置は記録を残し、監督職員に提出する。
 - 2）新たに配管・配線等の切回しが必要となる場合は、監督職員と協議する。
- c）落下する恐れのある付属物は撤去する。
- d）建築物の解体に際して、周辺環境に害虫等による影響が予測される場合は、駆除等を行う。
- e）電気設備のコンデンサー等は、残留電荷の確認を行い、必要に応じて放電する。

3 節 建築物の解体手順

3－1 解体手順

解体手順は、次の1）から7）による。ただし、解体施工の技術上により難しい場合は手順を変更し、監督職員に報告する。

- 1）建築設備
- 2）内・外装材
- 3）屋根瓦材等
- 4）躯体
- 5）基礎・杭その他
- 6）構内舗装等
- 7）地下埋設物、埋設配管

4 節 建築設備

- a）機械設備は、次の1）から6）に分別解体する。
 - 1）配管及びダクト
 - 2）機器類
 - 3）保温材
 - 4）浄化槽、ユニットバス
 - 5）衛生陶器類
 - 6）その他の機械設備

5 節 再資源化

下記の項目については、再資源化を行うものとする。

- 1）配管及びダクト
- 2）機器類

機器表（衛生器具）

名 称	品 番	付 属 品	数 量										合 計	備 考
			タイプA1F	タイプA2F	タイプB	タイプC2F	タイプC3F	タイプD	タイプE	タイプF	タイプG1F	タイプG2F	タイプG3F	
洋 風 大 便 器	GS370/SH370BA	本体及び付属金具類一式	4	4	5	6	6	3	4	2	6	6	6	52（参考質量：38.1kg）
洋 風 大 便 器	G710/S710S	本体及び付属金具類一式								1				1（参考質量：34.8kg）
小 便 器	U29	本体及び付属金具類一式	2	2	5	4	4		3		4	4	4	32（参考質量：35.1kg）
小 便 器	U307C	本体及び付属金具類一式						2		2				4（参考質量：38.4kg）
洗 面 器	L230D	本体及び付属金具類一式	5	5	6	8	8		6		8	8	8	62（参考質量：10.5kg）
掃 除 用 流 し	SK22A	本体及び付属金具類一式								2				2（参考質量：28.0kg）
化 粧 鏡	TS119FE3	本体及び付属金具類一式	4	2		4			6	2	4	3	4	29（参考質量：2.22kg）
万 能 ホ ー ム 水 栓	T200SN-13	本体及び付属金具類一式	2	2	2	2	2	6	2	2	2	2	2	26（参考質量：0.33kg）
シャワーセット	TM115CS	本体及び付属金具類一式								2				2（参考質量：2.88kg）
タ オ ル 掛	TS113A1R	本体及び付属金具類一式								2				2（参考質量：0.23kg）

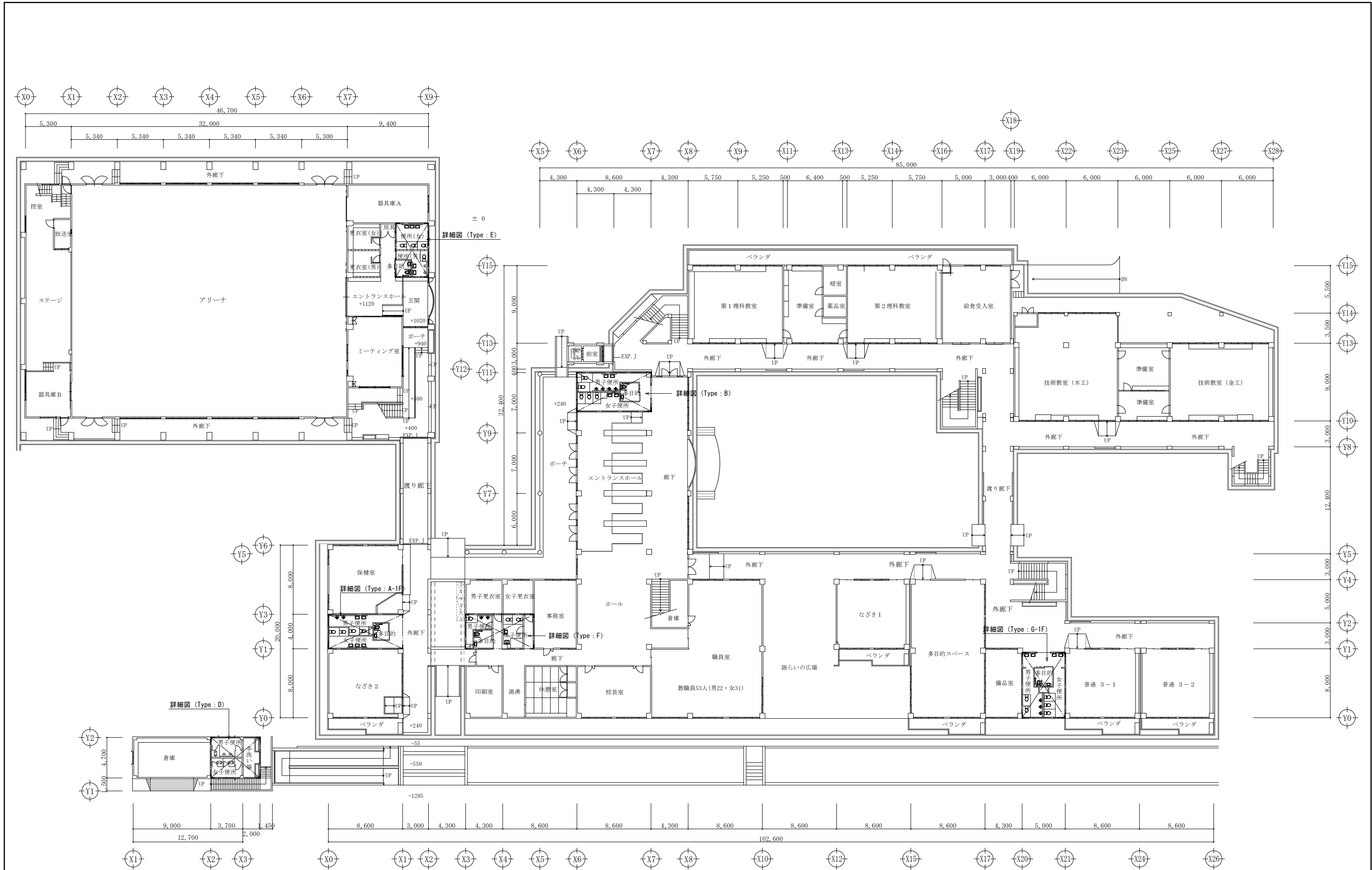
※今回対象：B，Gタイプ

機器表（換気機器）

記 号	名 称	品 番	付 属 品	数 量										合 計	備 考
				タイプA1F	タイプA2F	タイプB	タイプC2F	タイプC3F	タイプE	タイプF	タイプG1F	タイプG2F	タイプG3F		
VF-1	天 井 埋 込 換 気 扇	VD-15ZP（三菱）	本体及び付属金具類一式						4					4（参考質量：3.5kg）	
VF-2	天 井 埋 込 換 気 扇	VD-18ZS（三菱）	本体及び付属金具類一式			4								4（参考質量：6.8kg）	
VF-3	天 井 埋 込 換 気 扇	VD-20ZS（三菱）	本体及び付属金具類一式	2			2	2			2	2	2	12（参考質量：9.0kg）	
VF-4	天 井 埋 込 換 気 扇	VD-20ZS-B（三菱）	本体及び付属金具類一式							2				2（参考質量：7.2kg）	
VF-5	壁 用 換 気 扇	E-20EH2（三菱）	本体及び付属金具類一式		2									2（参考質量：2.8kg）	

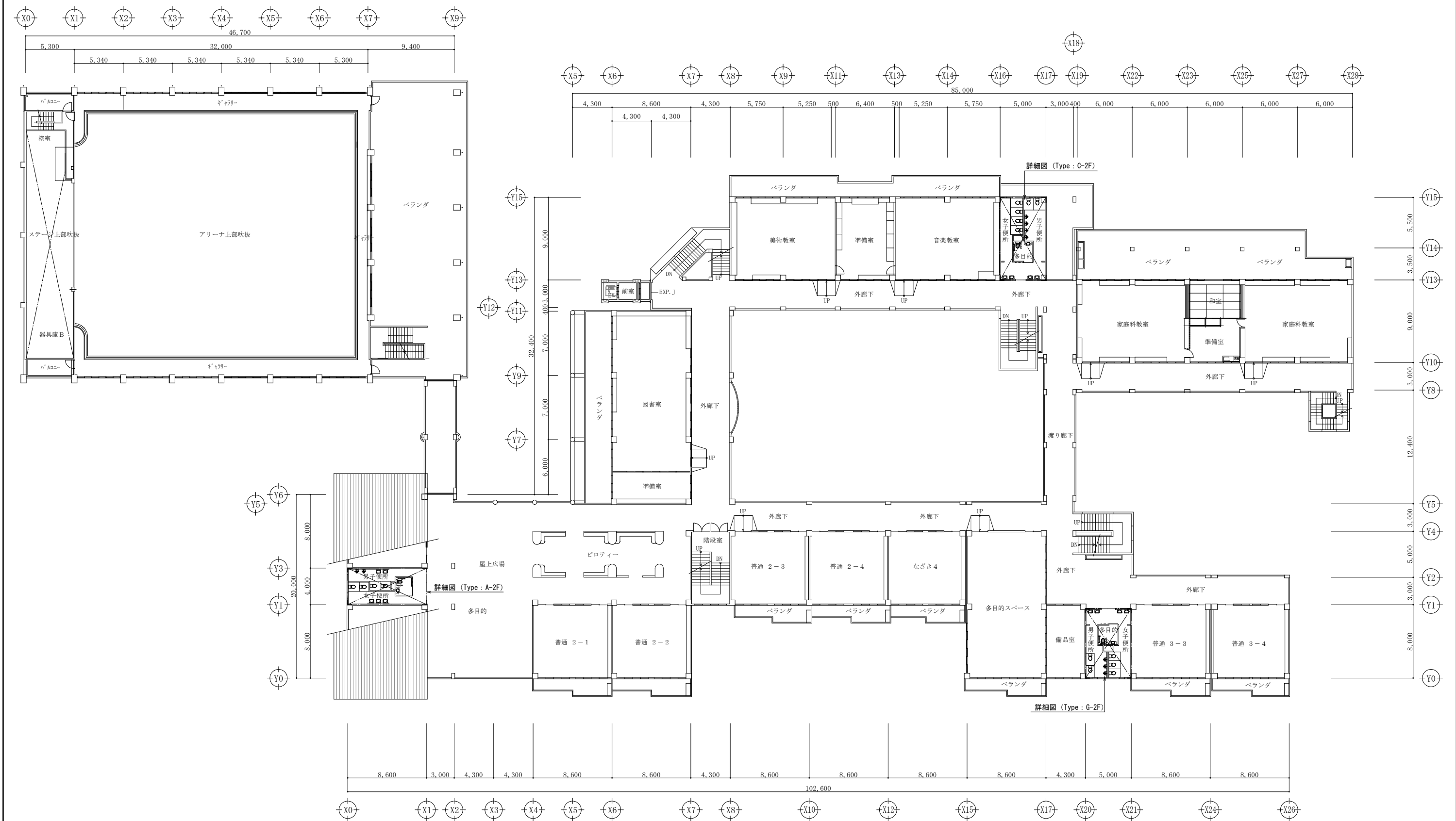
※今回対象：B，Gタイプ

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的使用)			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	特記仕様書（改修）、機器表（撤去）	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺	A1版 S=N/S A3版 S=N/S	
機 要				図面番号	KM-06	
				名 称	有限会社ナカソネ設計	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設	資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
				計	登 録 番 号	1 級建築士登録 (大阪)第266099号
				者	所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797



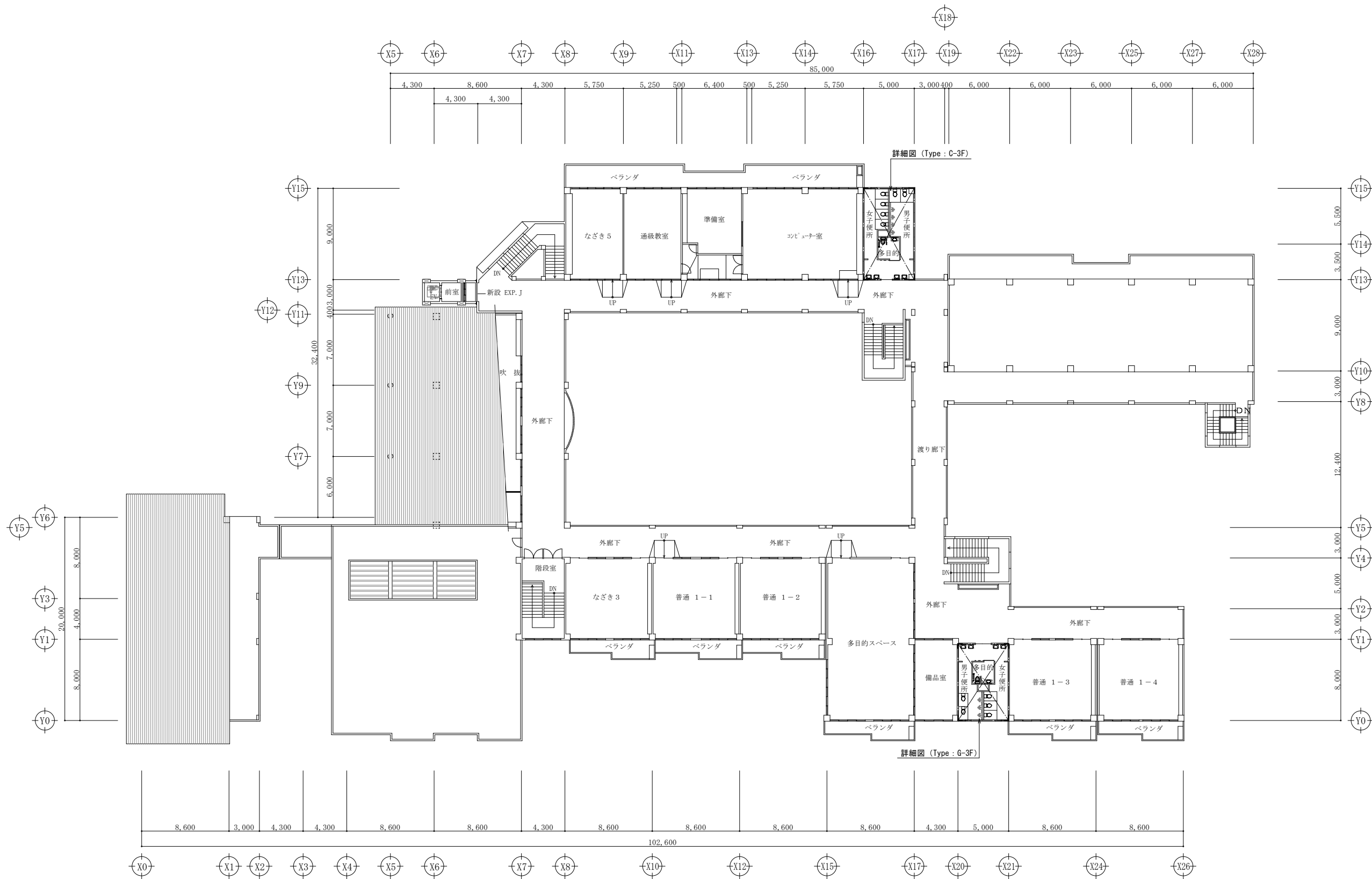
1 階給排水設備平面図 SCALE 1:200

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	1 階給排水設備平面図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400
摘 要		図面番号	KM-07
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登 録 番 号	1 級建築士登録 (大版) 第 2 6 6 0 9 9 号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797



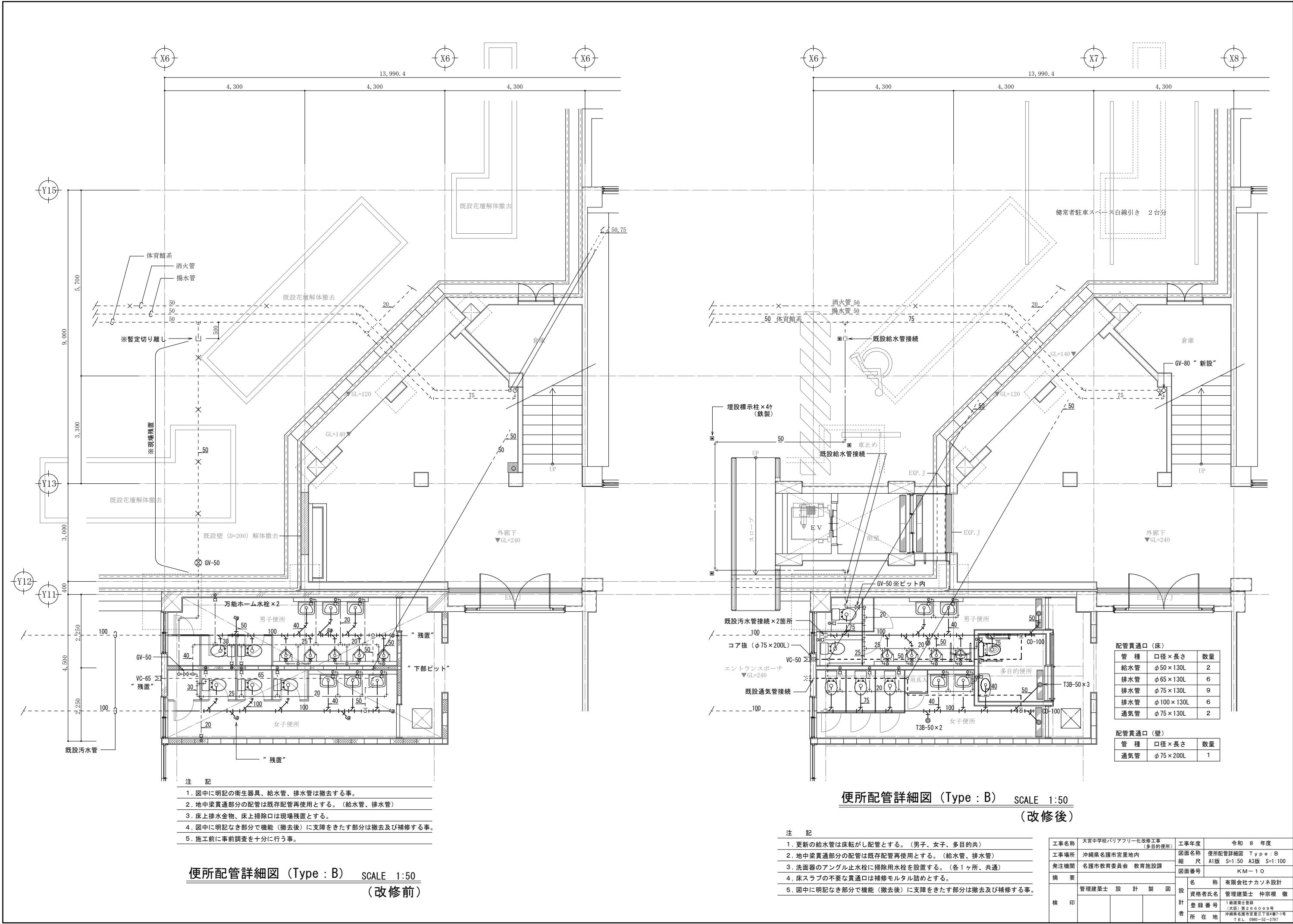
2 階給排水設備平面図 SCALE 1:200

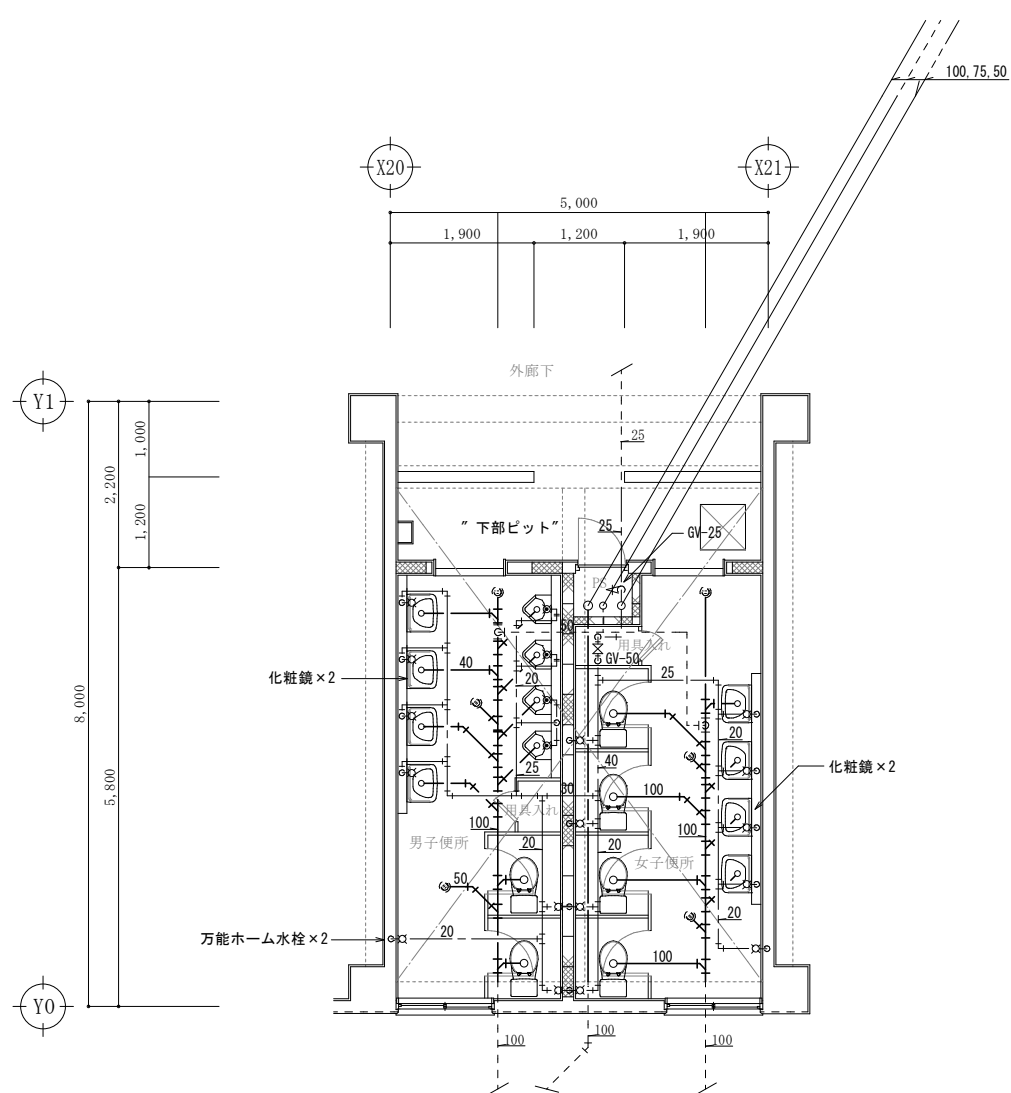
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	2 階給排水設備平面図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400
摘 要		図面番号	KM-O 8
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登 録 番 号	1 級建築士登録 (大版) 第 2 6 6 0 9 9 号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797



3 階給排水設備平面図 SCALE 1:300

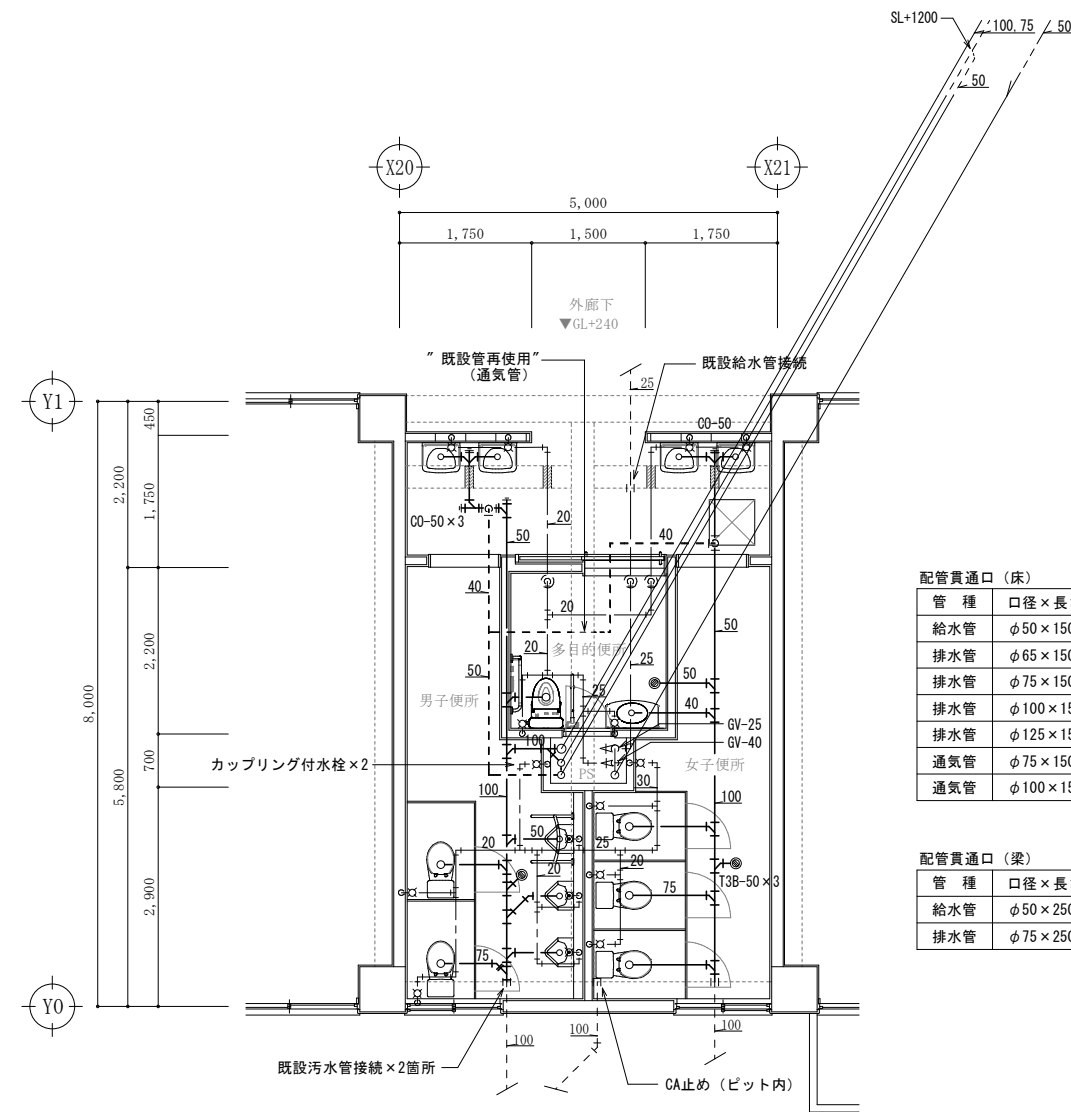
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	3 階給排水設備平面図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400
摘 要		図面番号	KM-09
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登 録 番 号	1 級建築士登録 (大阪) 第 2 6 6 0 9 9 号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797





- 注 記
1. 図中に明記の衛生器具、給水管、排水管は撤去する事。(P S 共)
 2. 床上排水金物、床上掃除口は現場残置とする。
 3. 図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。
 4. 施工前に事前調査を十分に行う事。

便所配管詳細図 (Type : G-1F) SCALE 1:50
(改修前)



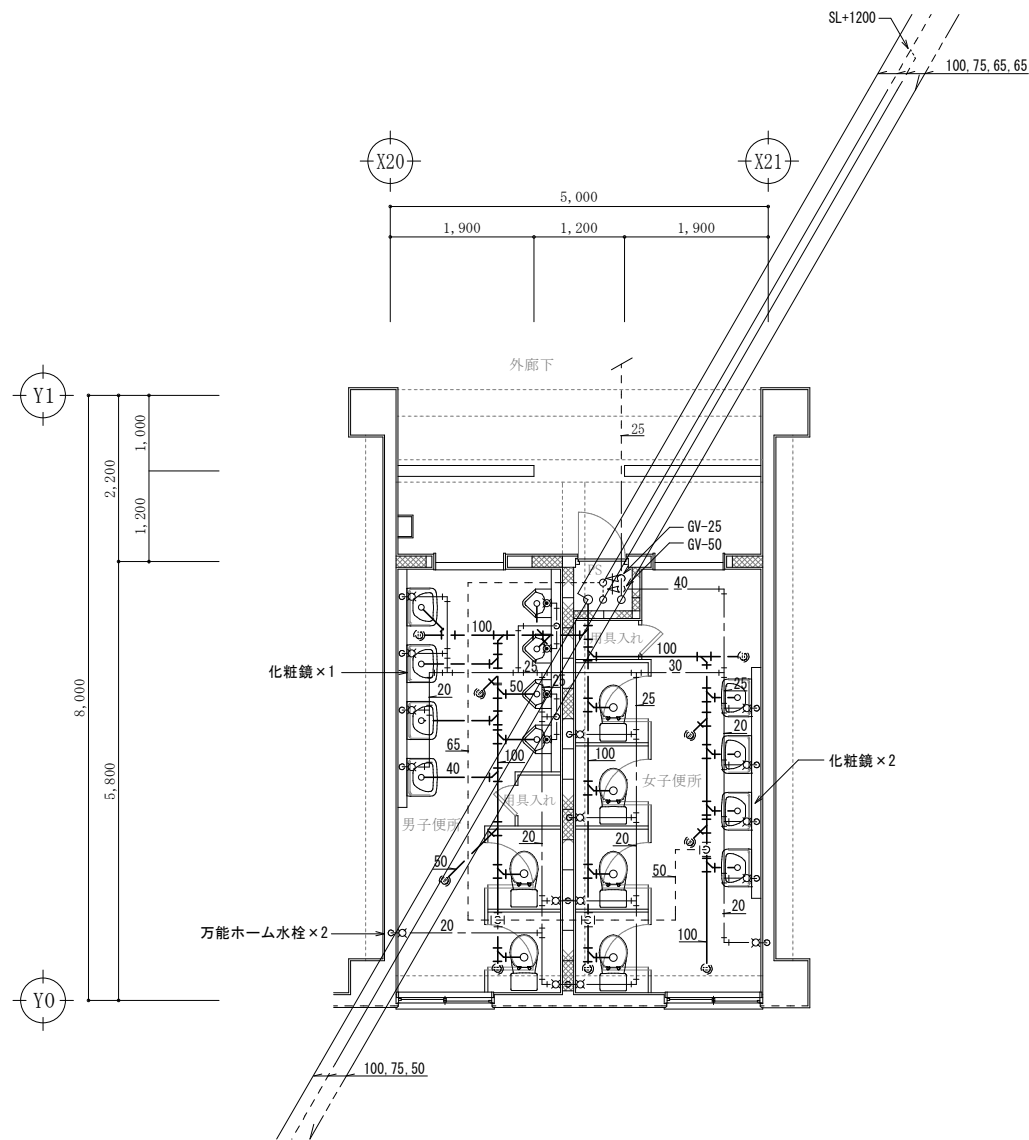
配管貫通口 (床)		
管 種	口径×長さ	数量
給水管	φ50×150L	3
排水管	φ65×150L	5
排水管	φ75×150L	6
排水管	φ100×150L	6
排水管	φ125×150L	1
通気管	φ75×150L	1
通気管	φ100×150L	1

配管貫通口 (梁)		
管 種	口径×長さ	数量
給水管	φ50×250L	2
排水管	φ75×250L	2

- 注 記
1. 更新の給水管は床転がし配管とする。(男子、女子、多目的共)
 2. 洗面器のアンクル止水栓に掃除用水栓を設置する。(多目的便所)
 3. 地中梁貫通部分の配管は既存配管再使用とする。(汚水管、通気管)
 4. 床スラブの不要な貫通口は補修モルタル詰めとする。
 5. 図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。

便所配管詳細図 (Type : G-1F) SCALE 1:50
(改修後)

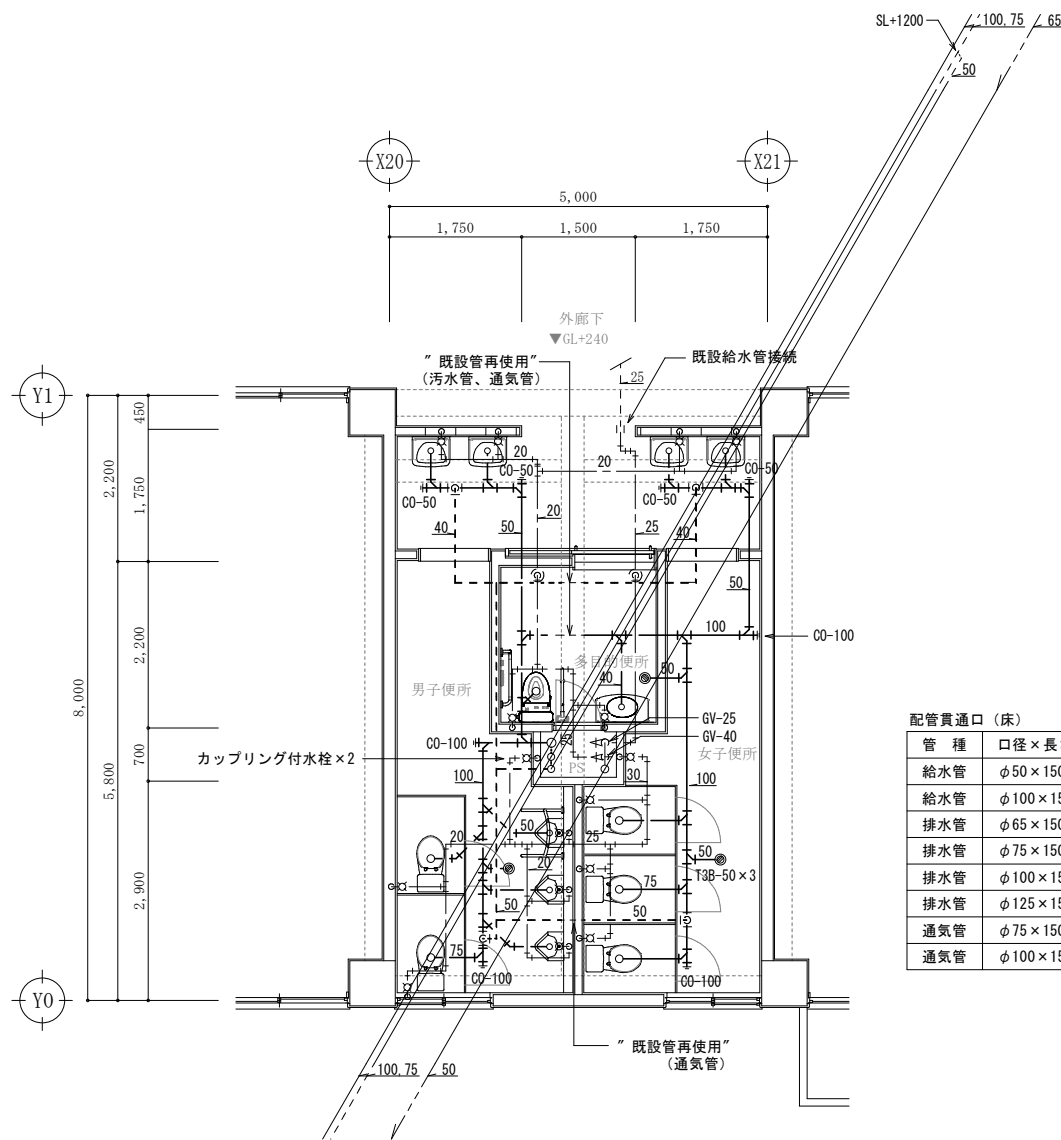
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	便所配管詳細図 Type : G-1F	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100	
摘 要				図面番号	KM-11	
検 印	管理建築士	設	計	名 称	有限会社ナカソネ設計	
				資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
				登 録 番 号	1 級建築士登録 (大版) 第 2 6 6 0 9 9 号	
				所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797	



注 記

1. 図中に明記の衛生器具、給水管、排水管は撤去する事。(PS共)
2. 床上排水金物、床上掃除口は現場残置とする。
3. 図中に明記なき部分で機能(撤去後)に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。
4. 施工前に事前調査を十分に行う事。

便所配管詳細図 (Type : G-2F) SCALE 1:50
(改修前)



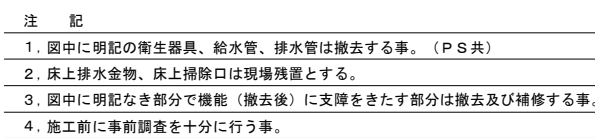
注 記

1. 更新の給水管は床転がし配管とする。(男子、女子、多目的共)
2. 洗面器のアンクル止水栓に掃除用水栓を設置する。(多目的便所)
3. 地中梁貫通部分の配管は既存配管再利用とする。(汚水管、通気管)
4. 床スラブの不要な貫通口は補修モルタル詰めとする。
5. 図中に明記なき部分で機能(撤去後)に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。

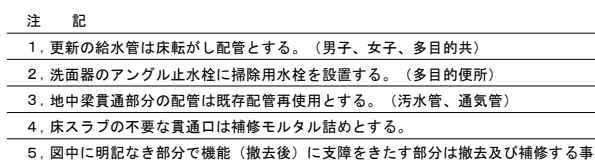
便所配管詳細図 (Type : G-2F) SCALE 1:50
(改修後)

配管貫通口 (床)		
管 種	口径×長さ	数量
給水管	φ50×150L	2
給水管	φ100×150L	1
排水管	φ65×150L	5
排水管	φ75×150L	6
排水管	φ100×150L	6
排水管	φ125×150L	1
通気管	φ75×150L	1
通気管	φ100×150L	1

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	便所配管詳細図 Type : G-2F	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100	
備 考				図面番号	KM-12	
検 印	管理建築士	設	計	製	図	名 称
						有限会社ナカソネ設計
						資格者氏名
						管理建築士 仲宗根 徹
				登 録 番 号	1 級建築士登録 (大版) 第 2 6 6 0 9 9 号	
				所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797	



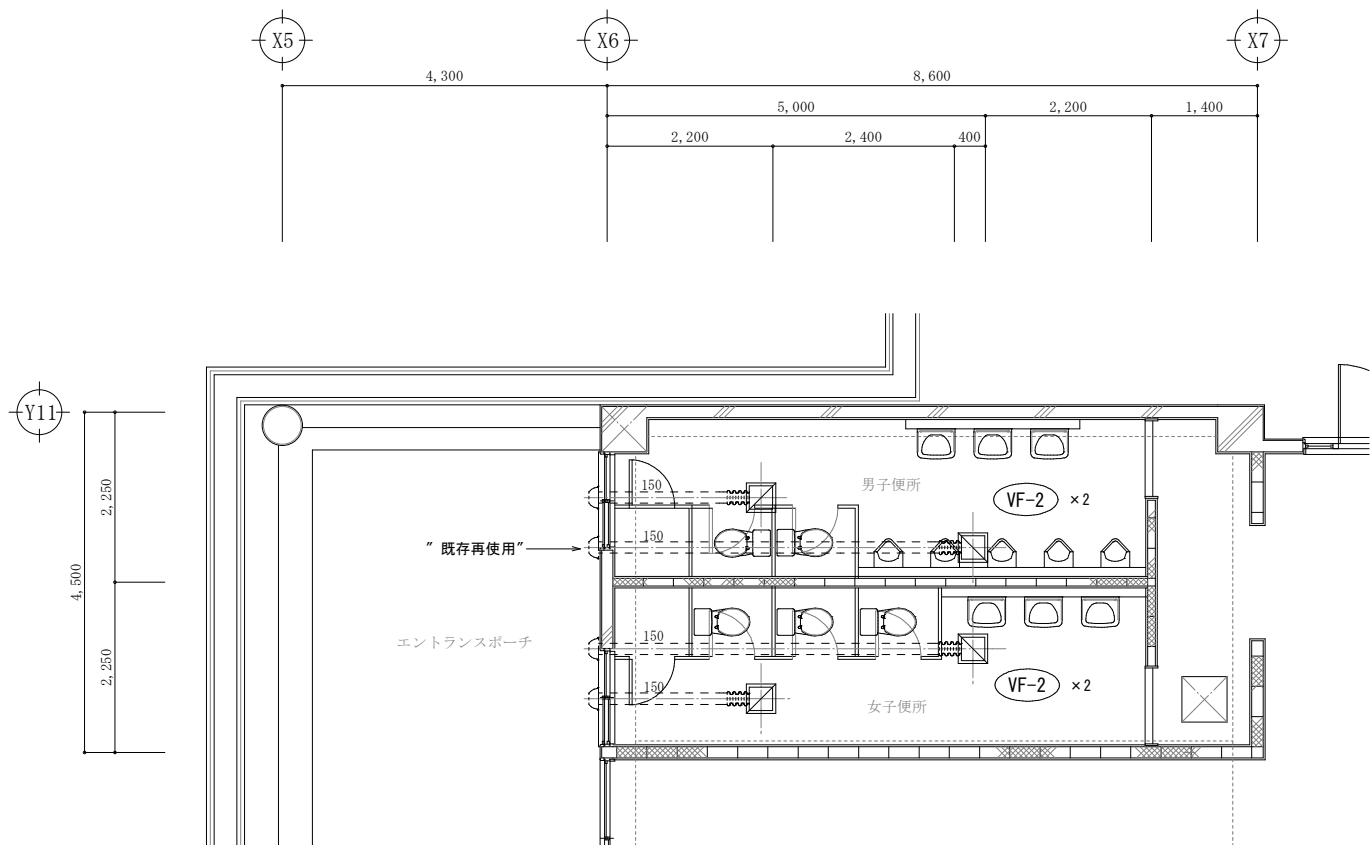
便所配管詳細図 (Type : G-3F) SCALE 1:50
(改修前)



便所配管詳細図 (Type : G-3F) SCALE 1:50
(改修後)

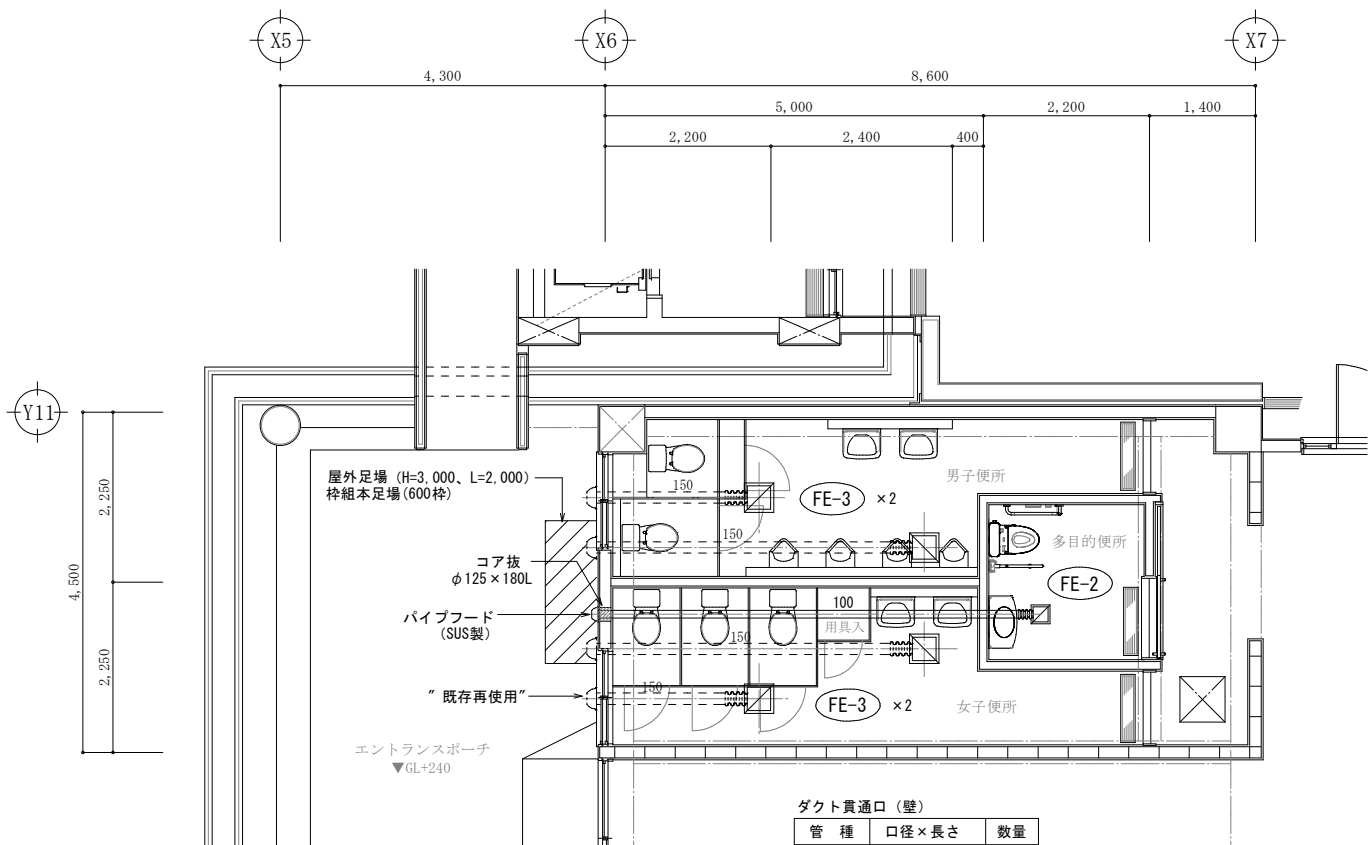
管 種	口径×長さ	数量
給水管	φ50×150L	2
給水管	φ100×150L	1
排水管	φ65×150L	5
排水管	φ75×150L	6
排水管	φ100×150L	6
排水管	φ125×150L	1
通気管	φ75×150L	1
通気管	φ100×150L	1

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的使用)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	使用配管詳細図 Type : G-3 F
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:50 A2版 S=1:100
摘 要		図面番号	KM - 1 3
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登録番号	1級建築士登録 (大宮)第260999号 沖縄県名護市宮里三丁目4番1号 0980-7371
		所 在 地	



- 注 記
- 男子便所、女子便所の天井用換気扇は撤去する。
 - 男子便所、女子便所の硬質ポリ塩化ビニル管及びパイプフードは既設再使用とする。
 - 図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。
 - 施工前に事前調査を十分に行う事。

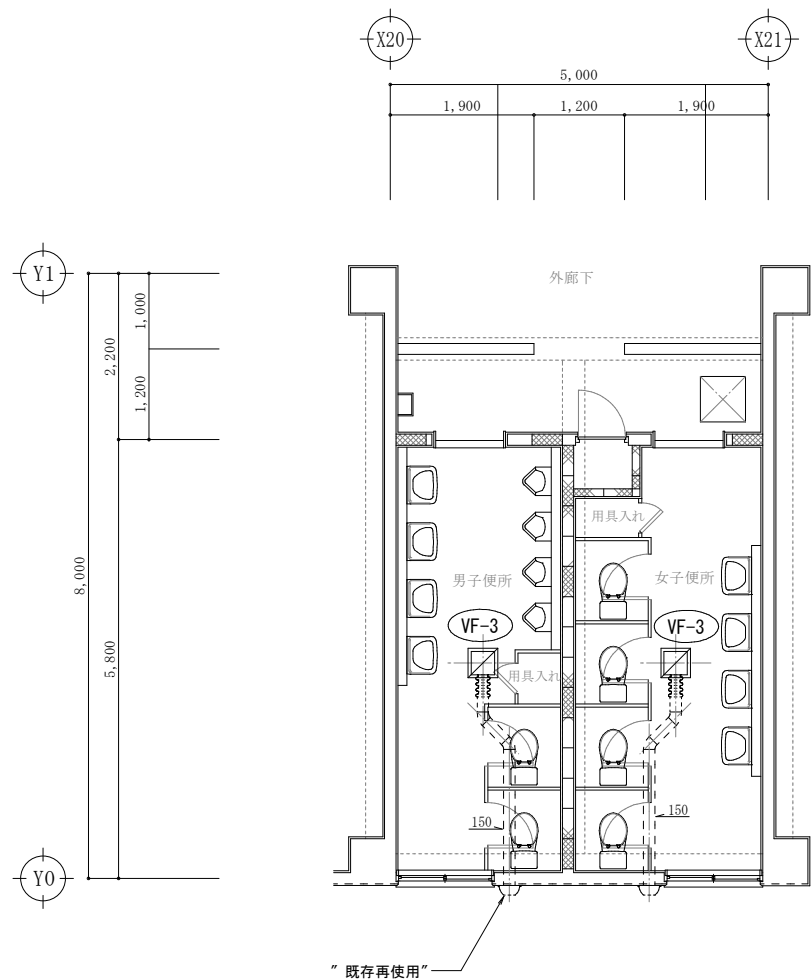
換気設備平面図（Type : B） SCALE 1:50
（改修前）



- 注 記
- 男子便所、女子便所の天井用換気扇は更新する。
 - 男子便所、女子便所の硬質ポリ塩化ビニル管及びパイプフードは既設再使用とする。
 - 図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。
 - 施工前に事前調査を十分に行う事。

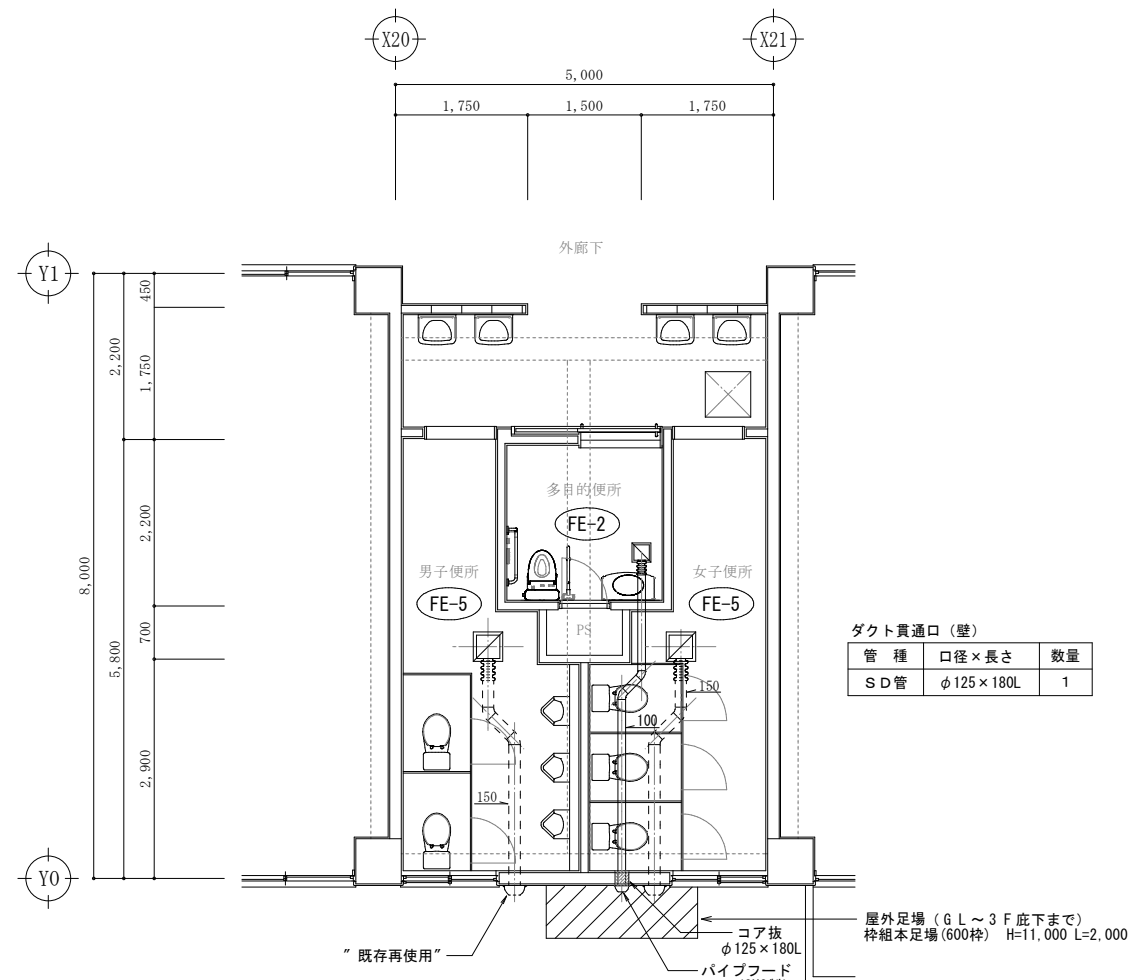
換気設備平面図（Type : B） SCALE 1:50
（改修後）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	換気設備平面図 Type : B
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100
機 要		図面番号	M-14
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登 録 番 号	1 級建築士登録 (大阪) 第 2 6 6 0 9 9 号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797



- 注 記
- 男子便所、女子便所の天井用換気扇は撤去する。
 - 男子便所、女子便所の硬質ポリ塩化ビニル管及びパイプフードは既設再使用とする。
 - 図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。
 - 施工前に事前調査を十分に行う事。

換気設備平面図（Type：G） SCALE 1:50
（改修前）



- 注 記
- 男子便所、女子便所の天井用換気扇は撤去更新する。
 - 男子便所、女子便所の硬質ポリ塩化ビニル管及びパイプフードは既設再使用とする。
 - 図中に明記なき部分で機能（撤去後）に支障をきたす部分は撤去及び補修する事。
 - 施工前に事前調査を十分に行う事。

換気設備平面図（Type：G） SCALE 1:50
（改修前）

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	換気設備平面図 Type: G
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100
摘 要		図面番号	KM-15
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	有限会社ナカソネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登 録 番 号	1 級建築士登録 (大版) 第 2 6 6 0 9 9 号
		所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797

建築工事特記仕様書【電気設備工事編】 沖縄県土木建築部
令和8年7月 改定版

1 工事概要

(1) 工 事 名 : 大宮中学校バリアフリー化改修工事

(2) 工事場所 : 沖縄県名護市宮里地内

(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (m2)	用途区分
大宮中学校	RC造3階建て		消防法施行令別表第一 (7)項
計			

(注:延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外			
	大宮中学校			屋外
電灯設備	○			
動力設備				
電熱設備				
雷保護設備				
受変電設備				
電力貯蔵設備				
発電設備				
構内情報通信網設備				
構内交換設備	○			
情報表示設備				
映像・音響設備				
拡声設備	○			
誘導支援設備				
テレビ共同受信設備				
監視カメラ設備				
駐車場管制設備				
防犯・入退室管理設備				
火災報知設備	○			
中央監視制御設備				
構内配電線路				○
構内通信線路				
テレビ電波障害防除設備				
発生材処理	○			○
撤去工事	○			○
軽微な機械設備工事				
軽微な建築工事				

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 8 年 8 月 日 時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和 8 年 8 月 日 の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 電気設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。)

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)による。

(2) 特記仕様

ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。

イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。

ウ 項目に記載の(. . .)内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。
https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html

(4) 工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし柵の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から26条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】
https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】
https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf

【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】
ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

(14) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24 年法律第100 号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。
https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事	工事年度	令和 8 年度			
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	特記仕様書(電気設備)ー1			
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮尺	NO SCALE			
概要		図面番号	E- 1			
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	有限会社ナカソネ設計
					資格者氏名	仲宗根 徹
					登録番号	一級建築士登録 266099号
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号

		○ 9 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。			○ 17 発生材の処理等 (1.3.9)	(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事に用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5～260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事に用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン																																																	
項目	特記事項																																																							
	※																																																							
一般共通事項																																																								
○ 1 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。																																																							
○ 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築設備工事標準図(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ※営繕工事写真撮影要領(令和5年版) ※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業(建築材料等・設備機材等)評価名簿(令和6年版)(一般社団法人公共建築協会) ※																																																							
○ 3 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表－1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。																																																							
○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	(1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。																																																							
5 工事の余裕期間	・ 余裕期間を設定する工事【 】方式 【以下から選択:発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式－1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。																																																							
6 遠隔臨場の実施(1.1.14)	・ 本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をすることとする。																																																							
7 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日 までに完了すること。																																																							
○ 8 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事中工前までに提出し承諾を受ける。																																																							
		○ 10 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。																																																					
		○ 11 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合9,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・ 請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日 までの期間 については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日より前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料等の写し)を提出しなければならない。																																																					
		○ 12 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※ 資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門又は建設部門に合格した者 ・ 資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・ 資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。																																																					
		○ 13 主任技術者又は監理技術者の兼務	※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。																																																					
		○ 14 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 ()																																																					
		○ 15 交通安全管理 (1.3.6)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号)																																																					
		○ 16 施工中の環境保全等 (1.3.8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。																																																					
○ 17 発生材の処理等 (1.3.9)																																																								
(2) 適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。(建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など) (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。																																																								
<table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">発生材の種類及び処理方法</td></tr><tr><td>引渡しを要するもの</td><td>・ 無</td><td>・ 有(図示)</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>特別管理産業廃棄物</td><td>・ 無</td><td>・ 有(図示)</td><td colspan="2">※現場調査を行う</td></tr><tr><td>再利用を図るもの</td><td>・ 無</td><td>・ 有(図示)</td><td colspan="2"></td></tr></table>									発生材の種類及び処理方法			引渡しを要するもの	・ 無	・ 有(図示)			特別管理産業廃棄物	・ 無	・ 有(図示)	※現場調査を行う		再利用を図るもの	・ 無	・ 有(図示)																																
		発生材の種類及び処理方法																																																						
引渡しを要するもの	・ 無	・ 有(図示)																																																						
特別管理産業廃棄物	・ 無	・ 有(図示)	※現場調査を行う																																																					
再利用を図るもの	・ 無	・ 有(図示)																																																						
(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。																																																								
(3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」という。))により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。																																																								
(4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。 ①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出 ②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出																																																								
(5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件のうちから運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。																																																								
(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、「廃棄物」という。))については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。																																																								
(7) 撤去前に内容物(燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。																																																								
<table><tr><td>工事名称</td><td colspan="3">大宮中学校バリアフリー化改修工事</td><td>工事年度</td><td colspan="2">令和 8 年度</td></tr><tr><td>工事場所</td><td colspan="3">沖縄県名護市宮里地内</td><td>図面名称</td><td colspan="2">特記仕様書(電気設備)－2</td></tr><tr><td>発注機関</td><td colspan="3">名護市教育委員会 教育施設課</td><td>縮尺</td><td colspan="2">NO SCALE</td></tr><tr><td>概要</td><td colspan="3"></td><td>図面番号</td><td colspan="2">E－ 2</td></tr><tr><td rowspan="4">検印</td><td>管理建築士</td><td>設計</td><td>製図</td><td rowspan="4">設計者</td><td>名称</td><td>有限会社ナカソネ設計</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>資格者氏名</td><td>仲宗根 徹</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>登録番号</td><td>一級建築士登録 266099号</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>所在地</td><td>沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号</td></tr></table>							工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事			工事年度	令和 8 年度		工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	特記仕様書(電気設備)－2		発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮尺	NO SCALE		概要				図面番号	E－ 2		検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	有限会社ナカソネ設計				資格者氏名	仲宗根 徹				登録番号	一級建築士登録 266099号				所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事			工事年度	令和 8 年度																																																			
工事場所	沖縄県名護市宮里地内			図面名称	特記仕様書(電気設備)－2																																																			
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮尺	NO SCALE																																																			
概要				図面番号	E－ 2																																																			
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	有限会社ナカソネ設計																																																		
					資格者氏名	仲宗根 徹																																																		
					登録番号	一級建築士登録 266099号																																																		
					所在地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号																																																		

○ 18 工事の保険等

(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。
※ 火災保険
※ 組立保険
※ 請負業者賠償責任保険
・ 建設工事保険
・ 労働災害総合保険

(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。

(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。
ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。
イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。
ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。
エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

○ 19 ゆいくる材について

(1) ゆいくる材の利用
ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。
イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。
ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。

(2) ゆいくる材の品質管理
ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。
イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。
ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。
エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。

○ 20 機材の品質等
(1.4.2)

※ 工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。)
※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。
※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。

21 化学物質の濃度測定
(1.5.8)

(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。

測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考

(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。

22 技術検査
(1.6.2)

中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。
()

○ 23 完成時の提出図書
(1.7.1)

(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。
(2) 本工事は電子納品対象工事とする。
電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。
(3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。
工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。
「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。
(4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。
ア ゆいくる材利用状況報告書
イ ゆいくる材出荷量証明書

24 情報共有システムの使用

本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。

(1) 現場事務所等に、利用する情報共有システムが推奨するパソコンOS及びブラウザの環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。

情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。

(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。

(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。

○ 25 墜落制止用器具

墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。

26 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。
実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。

27 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について

本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。
受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。
実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。

○ 28 仮設工事
(2.1.1)

本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。
監督員事務所を本工事で
(※設置しない ・ 設置する(・ 構内 ・ 構外 ・ 既存建物内一部使用))。
監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。

設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量

・ 足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

○ 29 土工事
(2.2.1)

建設発生土の処分は次による。
※ 構内敷きならし ・ 構内たい積
・ 構外搬出適切処理
搬出先名称 ()
搬出先所在地 ()
運搬距離 (km)
搬出先基準(条件) ()

30 塗装工事
(2.7.1)

めっき又は塗装が施された機材の塗装は図示による他、標準仕様書等、標準図による。

○ 31 機材

監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。

○ 32 施工

監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。

○ 33 耐震施工

(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。
※ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」
・
・
(2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。

34 磁気探査

(3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。

本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。

○ 35 その他

(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。
(2) 以下の負担金は受注者の負担とする。
・ 電力引込に係る負担金(円)

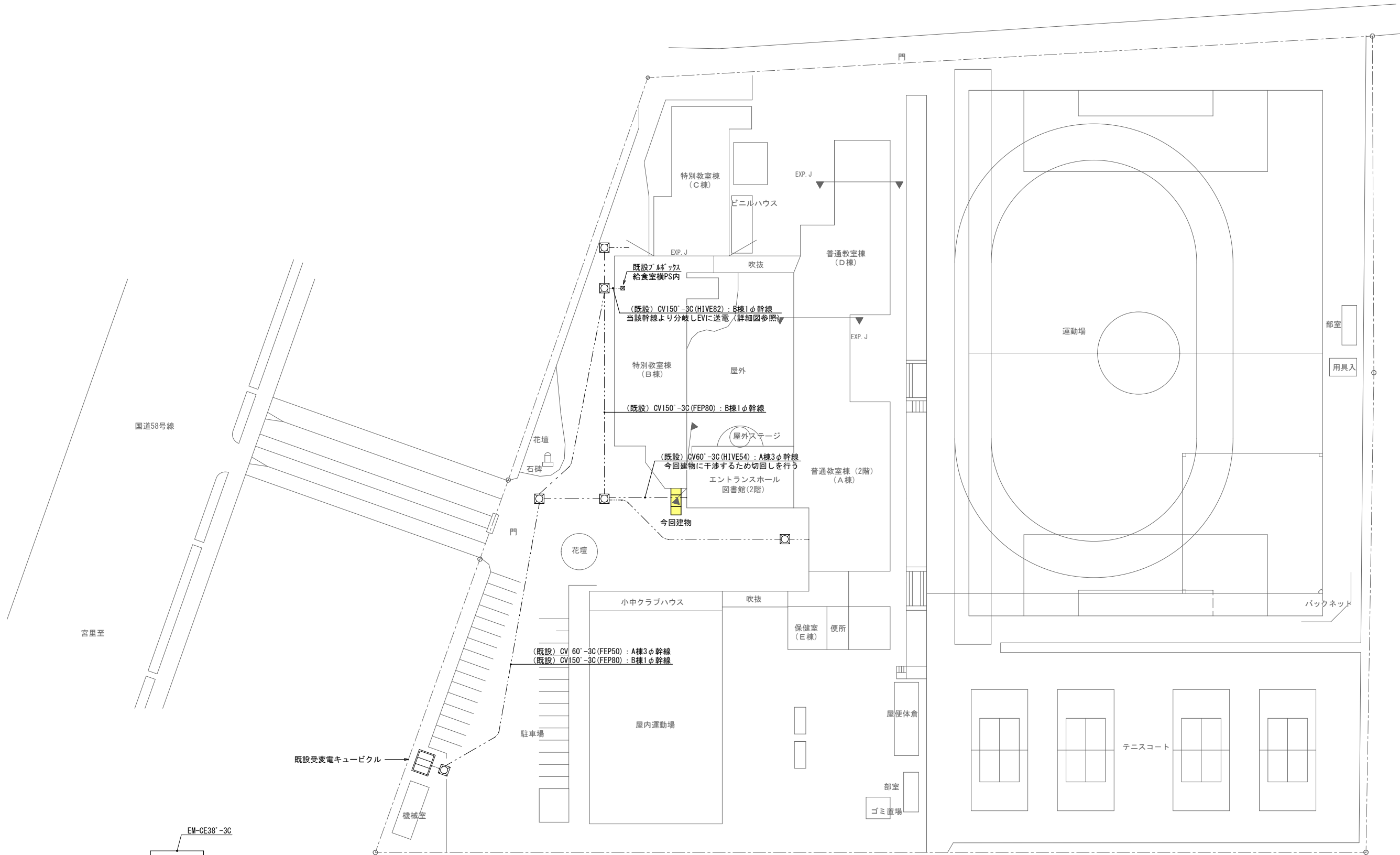
(3) 図示されたものを除き、以下による。
◎ 位置ボックスは(・ 金属製 ◎ 合成樹脂製 ・)とする。
◎ フラッシュプレートは(・ 樹脂製 ◎ ステンレス製 ・ 黄銅WB製 ・)とする。
◎ 長さ1m以上の入線しない電線管には、直径1.2mm以上の被覆鉄線を挿入する。
◎ 一般照明の照度測定を行う。照度測定を行う場所は、監督職員の指示による。

別表ー1(関連工事との取り扱い)

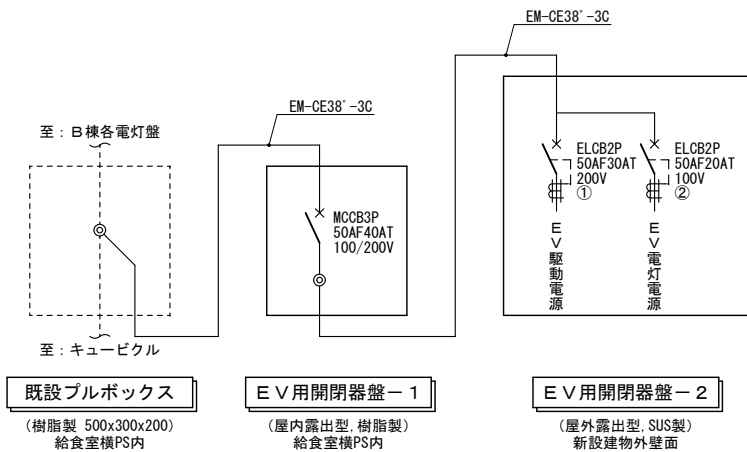
工事内容		本工事 電気	別途工事 機械	建築
機器の基礎	屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)	・		※
	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	・		※
	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)	※		・
	架台、アンカーボルト	※		・
貫通スリーブ (はり、床、壁)	スリーブ	※		・
	補強鉄筋	・		※
	スリーブの穴埋め	※		・
箱入れ (はり、床、壁)	箱入れ	※		・
	補強鉄筋	・		※
	型枠の穴埋め	※		・
天井、壁の切り込み	墨出し	※		・
	下地組み、ボード類切り込み (埋込照明器具、スピーカー等)	・		※
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・		※
インサート	インサート	※		・
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	・	※	
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	・	※	
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	※		・
	天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作スイッチ間の配管	※		・
	上記の配線	・	※	
	パッケージ型空気調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	※		・
	上記の配線	・	※	
	電極棒及びフロートスイッチの本体	・	※	
	上記の配管、配線	※		・
	電気配管	・	・	
	電気配線	・	・	
自動制御	電源供給	※		・
浄化槽	操作盤までの1次側電気工事	※		・
	操作盤以降の2次側電気工事	・	※	
建具類駆動装置	建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ	・		※
自動閉鎖装置	上記の配管	※		・
	自動閉鎖装置取り付け箇所への切り込み及び補強	・		※
	上記の配管、配線	※		・
		・	・	・

※配線は接続を含むものとする。

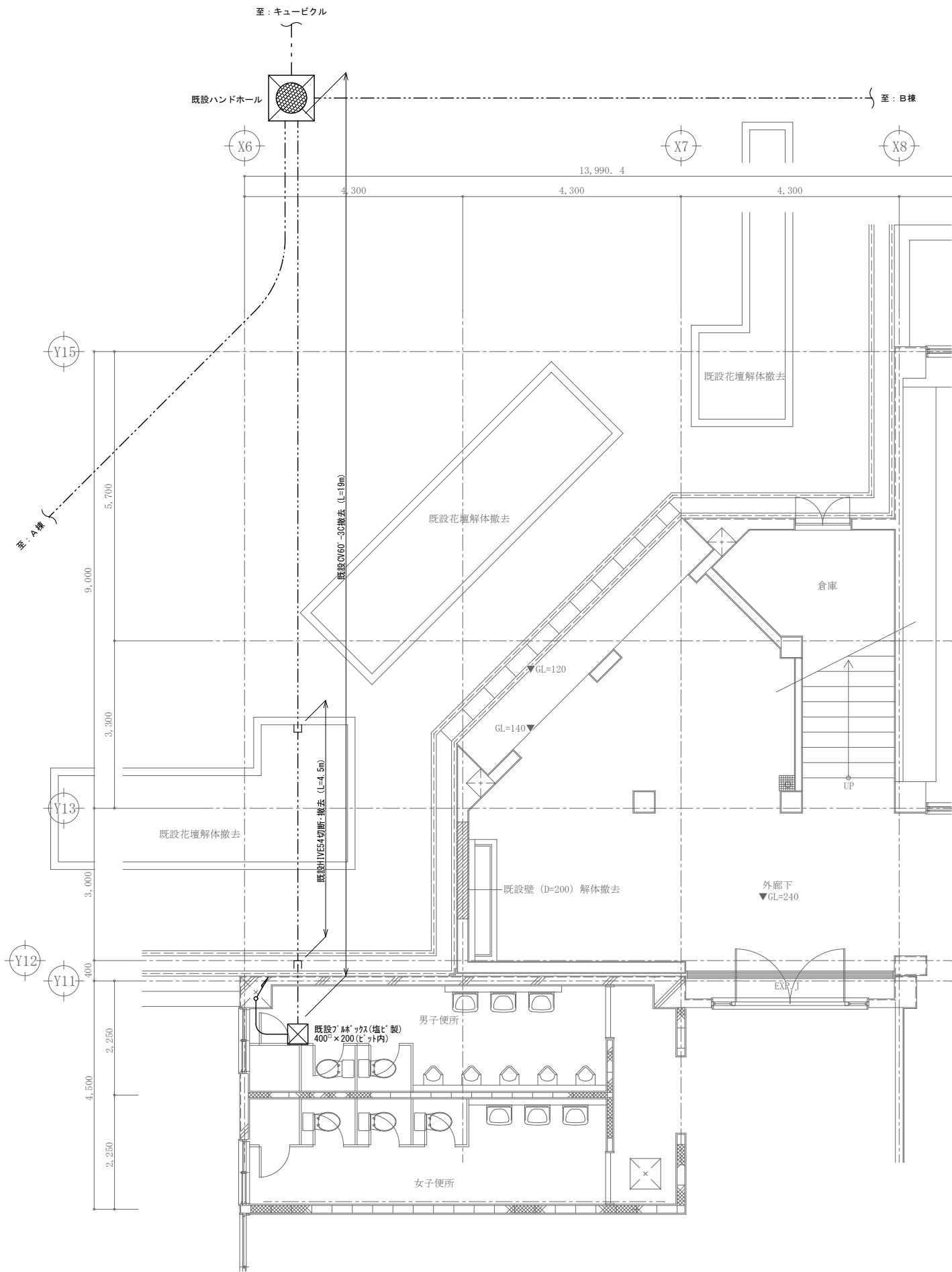
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	特記仕様書(電気設備)ー3
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮尺	NO SCALE
概要	図面番号 E- 3		
検印	管理建築士	設計	製図
			設計者
			名称
			資格者氏名
			登録番号
			所在地



動力設備配置図 S=1/400

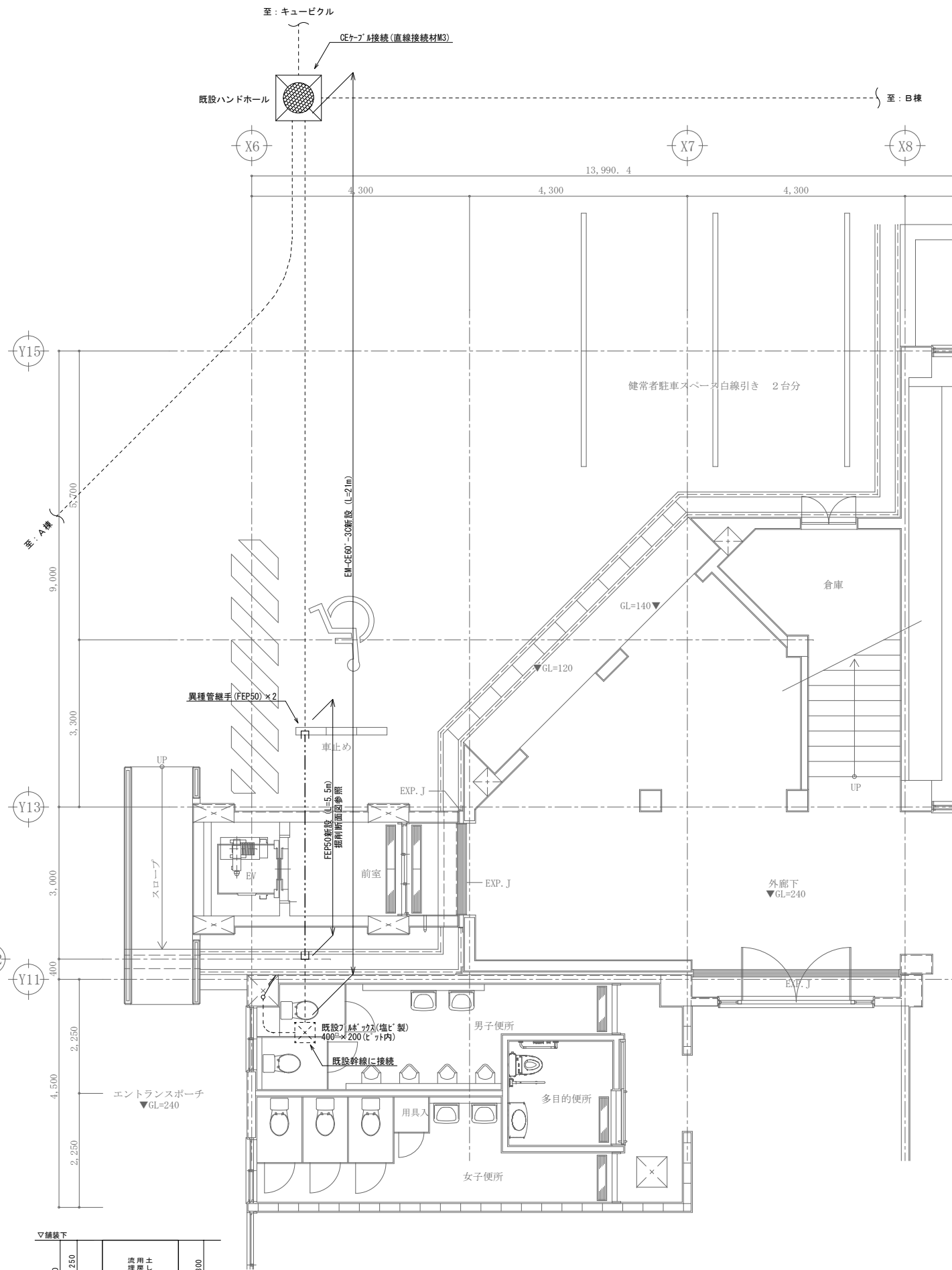


工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	配置図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:400 A3版 S=1:800
摘 要	図面番号 E-4		
検 印	管理建築士	設 計	名 称 有限会社ナカソネ設計
		製 図	資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
			登 録 番 号 1級建築士登録 (大図) 第266099号
			所 在 地 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797

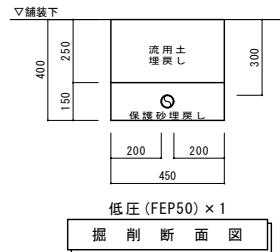


幹線設備平面図
SCALE 1 : 50
(改修前)

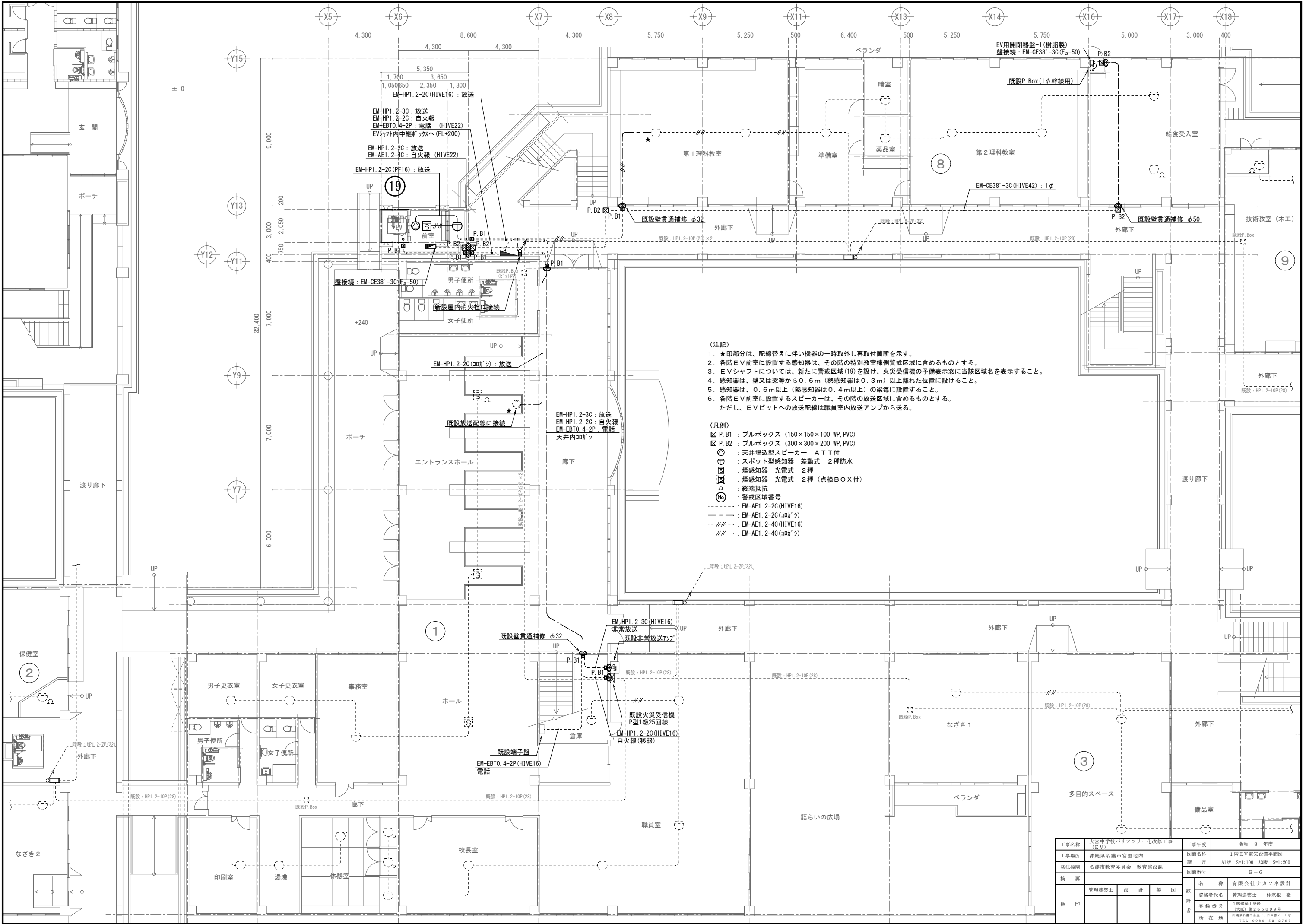
- 注記
1. 施工前に事前調査を十分に行うこと。
 2. 既設幹線は改修作業前に絶縁抵抗測定を行い、その結果を監理者及び監督員に報告すること。



幹線設備平面図
SCALE 1 : 50
(改修後)



工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	幹線設備切り直し工事平面図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100
摘 要		図面番号	E-5
検 印	管理建築士	設 計	名 称 有限会社ナカソネ設計
		製 図	資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
			登録番号 1級建築士登録 (大図) 第266099号
			所在地 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797



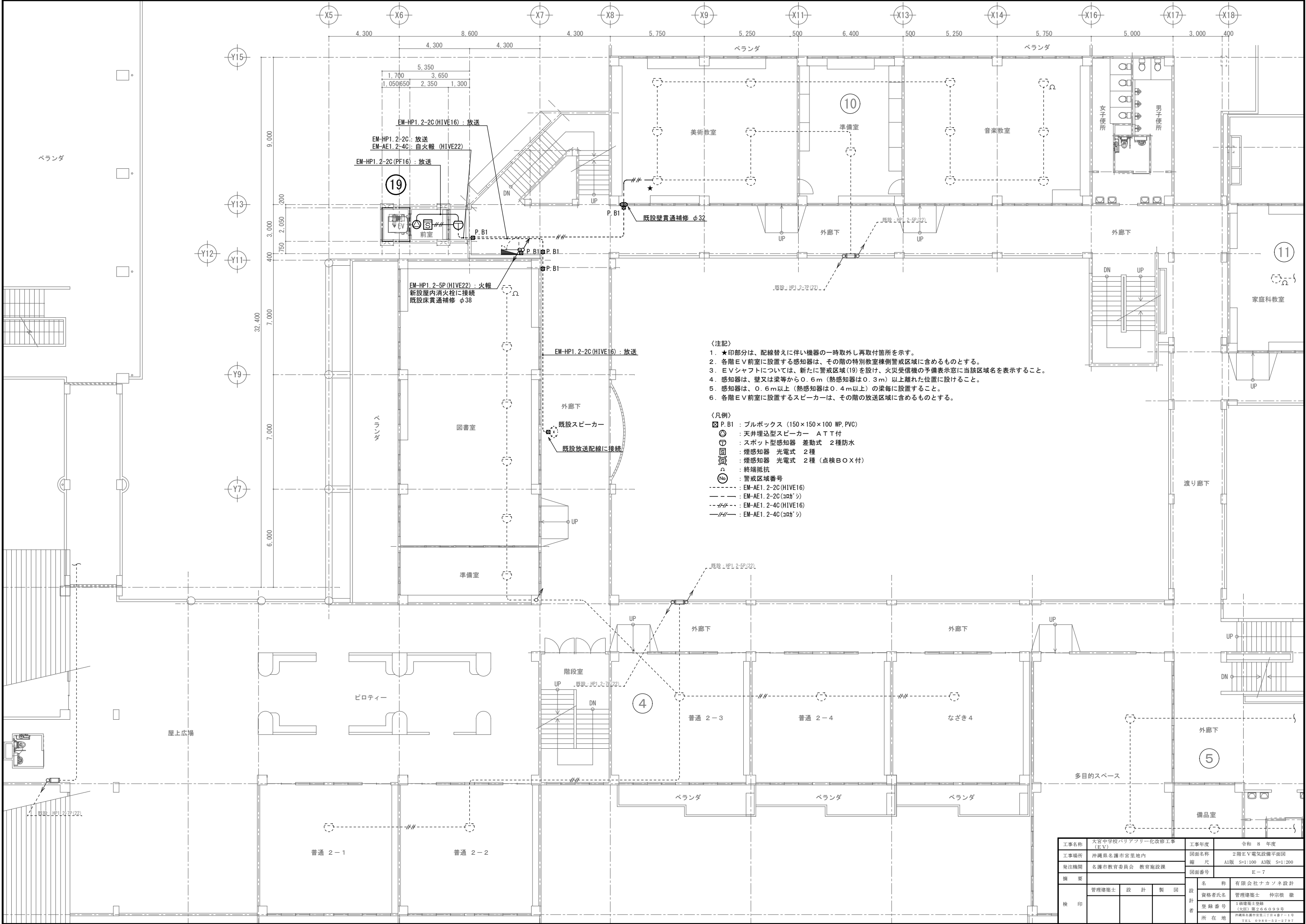
〈注記〉

- ★印部分は、配線替えに伴い機器の一時取外し再取付箇所を示す。
- 各階E.V.前室に設置する感知器は、その階の特別教室棟警戒区域に含めるものとする。
- E.V.シャフトについては、新たに警戒区域(19)を設け、火災受信機の予備表示窓に当該区域名を表示すること。
- 感知器は、壁又は梁等から0.6m(熱感知器は0.3m)以上離れた位置に設けること。
- 感知器は、0.6m以上(熱感知器は0.4m以上)の梁毎に設置すること。
- 各階E.V.前室に設置するスピーカーは、その階の放送区域に含めるものとする。

ただし、E.V.ビットへの放送配線は職員室内放送アンプから送る。

- 〈凡例〉
- ☒ P. B1 : ブルボックス (150×150×100 WP, PVC)
 - ☒ P. B2 : ブルボックス (300×300×200 WP, PVC)
 - ⊙ : 天井埋込型スピーカー A T T付
 - ⊕ : スポット型感知器 差動式 2種防水
 - ⊖ : 煙感知器 光電式 2種
 - ⊖ : 煙感知器 光電式 2種 (点検BOX付)
 - ⊖ : 終端抵抗
 - ⊖ : 警戒区域番号
 - : EM-AE1. 2-2C(HIVE16)
 - : EM-AE1. 2-2C(コカシ)
 - : EM-AE1. 2-4C(HIVE16)
 - : EM-AE1. 2-4C(コカシ)

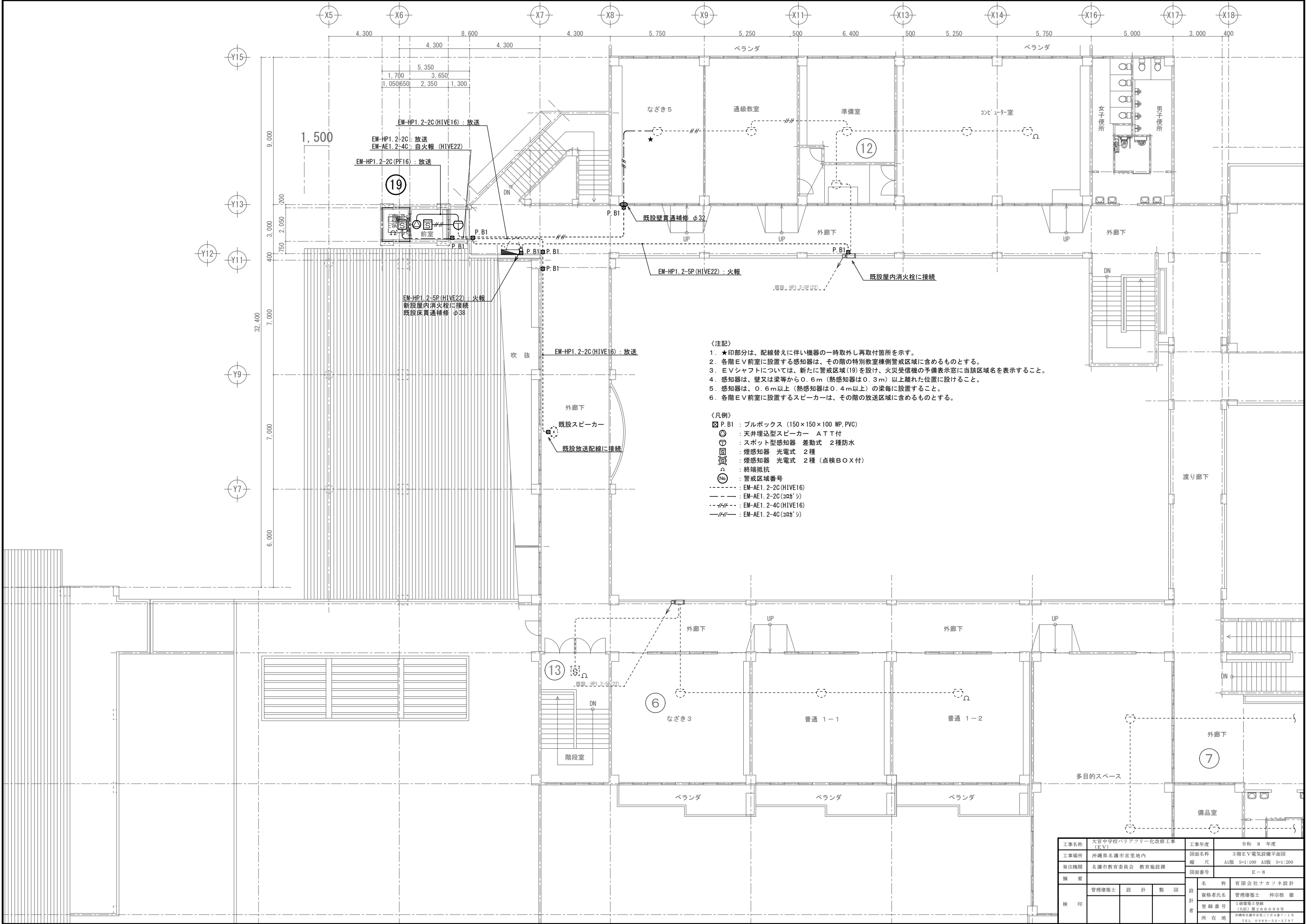
工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	1階E.V.電気設備平面図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:100 A3版 S=1:200
摘 要	図面番号 E-6		
検 印	管理建築士	設 計	名 称 有限会社ナカソネ設計
		製 図	資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
			登 録 番 号 1級建築士登録 (大図) 第266099号
			所 在 地 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-53-2797



- 〈注記〉
- ★印部分は、配線替えに伴い機器の一時取外し再取付箇所を示す。
 - 各階E V前室に設置する感知器は、その階の特別教室棟側警戒区域に含めるものとする。
 - E Vシャフトについては、新たに警戒区域(19)を設け、火災受信機の予備表示窓に当該区域名を表示すること。
 - 感知器は、壁又は梁等から0.6m(熱感知器は0.3m)以上離れた位置に設けること。
 - 感知器は、0.6m以上(熱感知器は0.4m以上)の梁毎に設置すること。
 - 各階E V前室に設置するスピーカーは、その階の放送区域に含めるものとする。

- 〈凡例〉
- P.B1 : ブルボックス (150×150×100 WP, PVC)
 - ⊙ : 天井埋込型スピーカー A T T 付
 - ⊕ : スポット型感知器 差動式 2種防水
 - ⊖ : 煙感知器 光電式 2種
 - ⊗ : 煙感知器 光電式 2種 (点検BOX付)
 - ⊘ : 終端抵抗
 - ⊙ : 警戒区域番号
 - - - : EM-AE1.2-2C(HIVE16)
 - - - : EM-AE1.2-2C(コカシ)
 - - - : EM-AE1.2-4C(HIVE16)
 - - - : EM-AE1.2-4C(コカシ)

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	2階E V電気設備平面図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:100 A3版 S=1:200
摘 要		図面番号	E-7
検 印	管理建築士	設 計	名 称 有限会社ナカソネ設計
		製 図	資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
			登 録 番 号 1級建築士登録 (大図) 第266099号
			所 在 地 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797



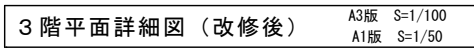
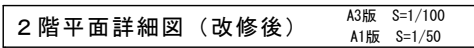
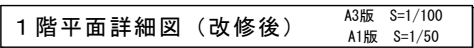
〈注記〉

- ★印部分は、配線替えに伴い機器の一時取外し再取付箇所を示す。
- 各階E V前室に設置する感知器は、その階の特別教室棟側警戒区域に含めるものとする。
- E Vシャフトについては、新たに警戒区域(19)を設け、火災受信機の予備表示窓に当該区域名を表示すること。
- 感知器は、壁又は梁等から0.6m(熱感知器は0.3m)以上離れた位置に設けること。
- 感知器は、0.6m以上(熱感知器は0.4m以上)の梁毎に設置すること。
- 各階E V前室に設置するスピーカーは、その階の放送区域に含めるものとする。

〈凡例〉

- ☒ P.B1 : ブルボックス (150×150×100 WP, PVC)
- ⊙ : 天井埋込型スピーカー A T T付
- ⊕ : スポット型感知器 差動式 2種防水
- ⊗ : 煙感知器 光電式 2種
- ⊖ : 煙感知器 光電式 2種 (点検BOX付)
- ⊞ : 終端抵抗
- ⊟ : 警戒区域番号
- : EM-AE1.2-2C(HIVE16)
- : EM-AE1.2-2C(コカシ)
- - - : EM-AE1.2-4C(HIVE16)
- - - : EM-AE1.2-4C(コカシ)

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	3階E V電気設備平面図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:100 A3版 S=1:200
摘 要		図面番号	E-8
検 印	管理建築士	設 計	名 称 有限会社ナカソネ設計
		製 図	資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
			登 録 番 号 1級建築士登録 (大図) 第266099号
			所 在 地 沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-53-2797

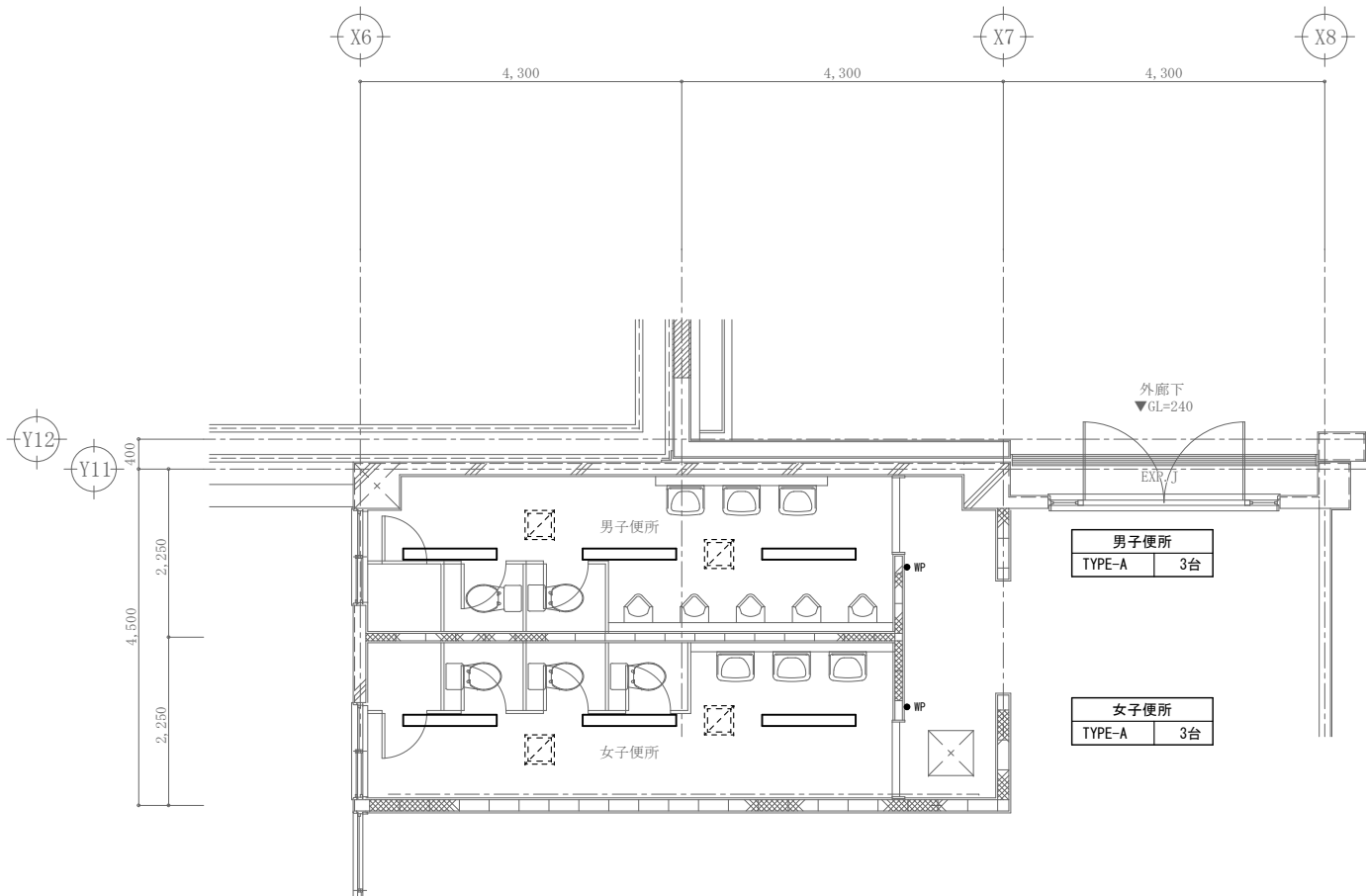
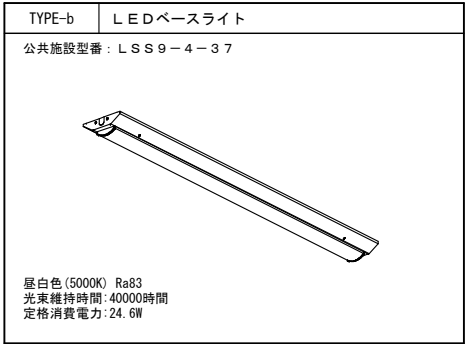
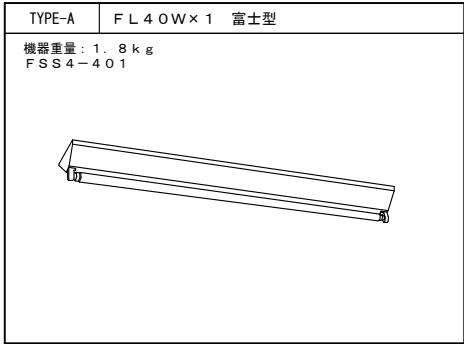


凡例	
○	LED照明器具
●	タフプラスチック (1P15A×1) 新金プレート
Ⓜ 2E	コンベト (2P15A×2 E付) 新金プレート
①	ジヤンガヨボックス 樹脂製
①	7フットボックス (四角巾浅44, PVC)
②	埋込スイッチボックス (1個用, PVC)

注記

１．建築工事及びエレベーター工事と施工区分の確認を行うこと。

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (E.V.)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	E V電気設備平面詳細図
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100
備 要		図面番号	E - 9
検 印	管理建築士 設 計 製 図		
	設計者	名 称	有限会社パソナ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登録番号	1級建築士登録 (大正) 第260699号 沖縄県執業第2号 第4号 2-1号 15年 03393-03-27
		所 在 地	

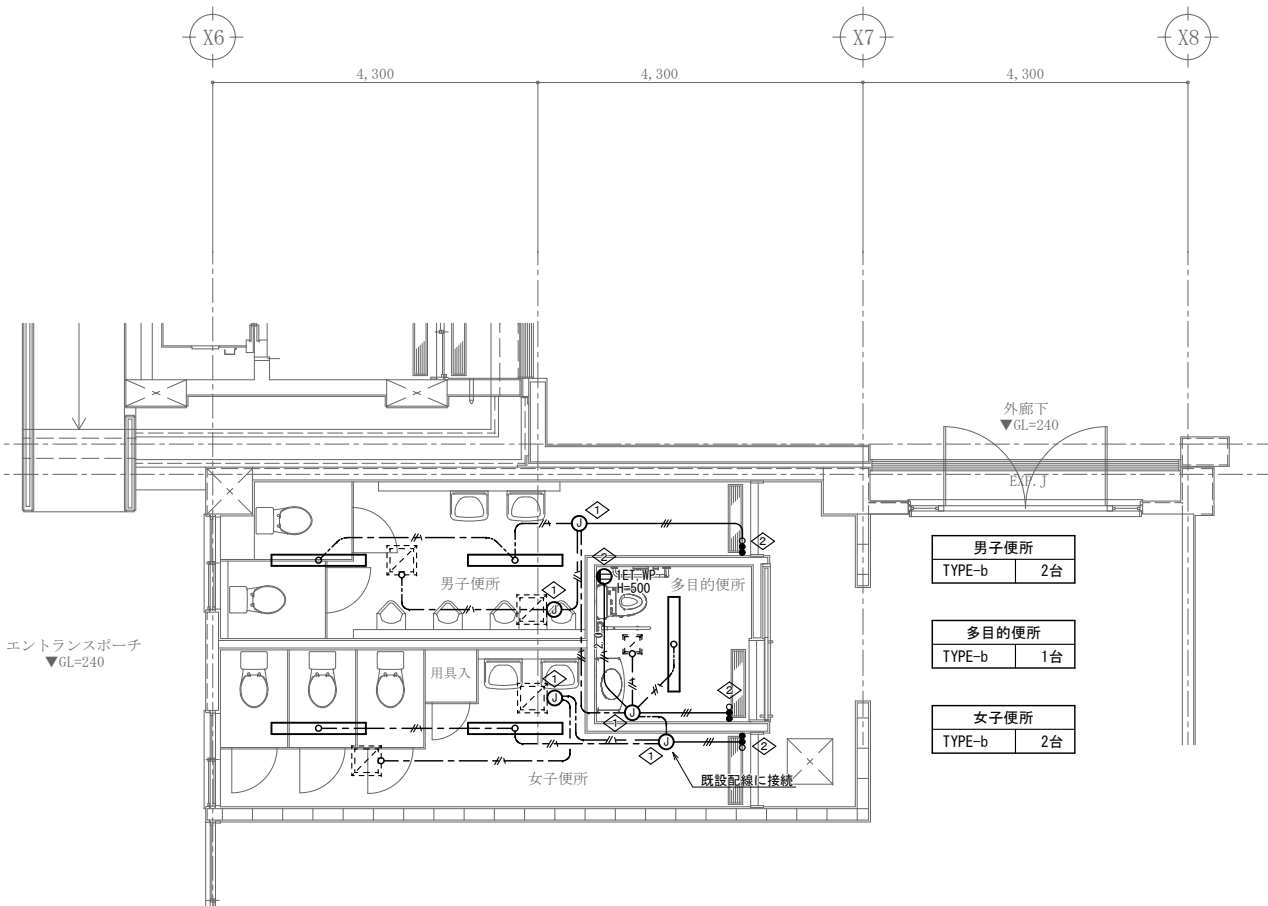


電灯設備平面図 (Type : B) SCALE 1 : 50
(改修前)

凡例		
	蛍光灯照明器具	撤去、処分
	防水スイッチ (1P15A × 1)	撤去、処分
	換気扇 (別途機械工事)	

注記

- 施工前に事前調査を十分に行うこと。
- 機器撤去に伴い、不要な配管配線も撤去を行うこと。



電灯設備平面図 (Type : B) SCALE 1 : 50
(改修後)

凡例	
	LED照明器具
	防水スイッチ (1P15A × 2, PL × 1) 新金プレート
	コンセント (2P15A × 1 ET付) 金属カバー付
	換気扇 (別途機械工事)
	ジャンクションボックス 樹脂製
	アウトレットボックス (四角中浅44, PVC)
	埋込スイッチボックス (1個用, PVC)

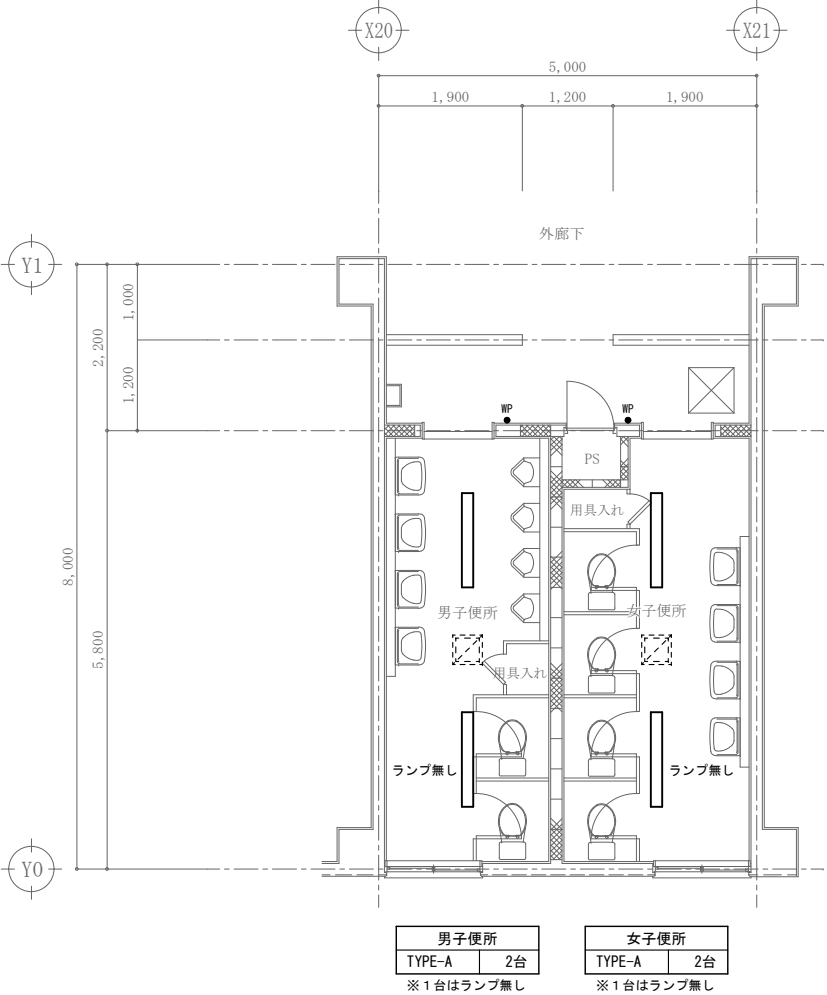
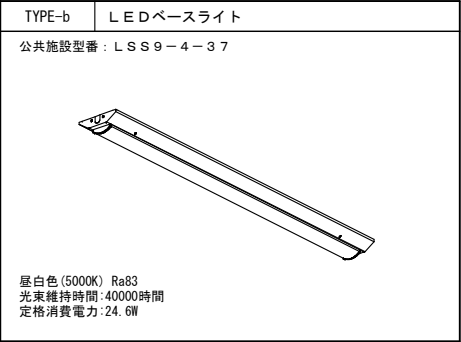
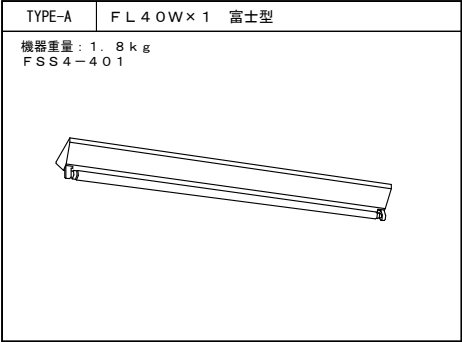
記入なき配管配線は、下記による。

	EM-IE2.0 × 2 E1.6 (PF16)
	EM-EEF2.0-3C (PF16)
	EM-IE1.6 × 2 E1.6 (PF16)
	EM-EEF1.6-3C (PF16)
	EM-IE1.6 × 3 (PF16)

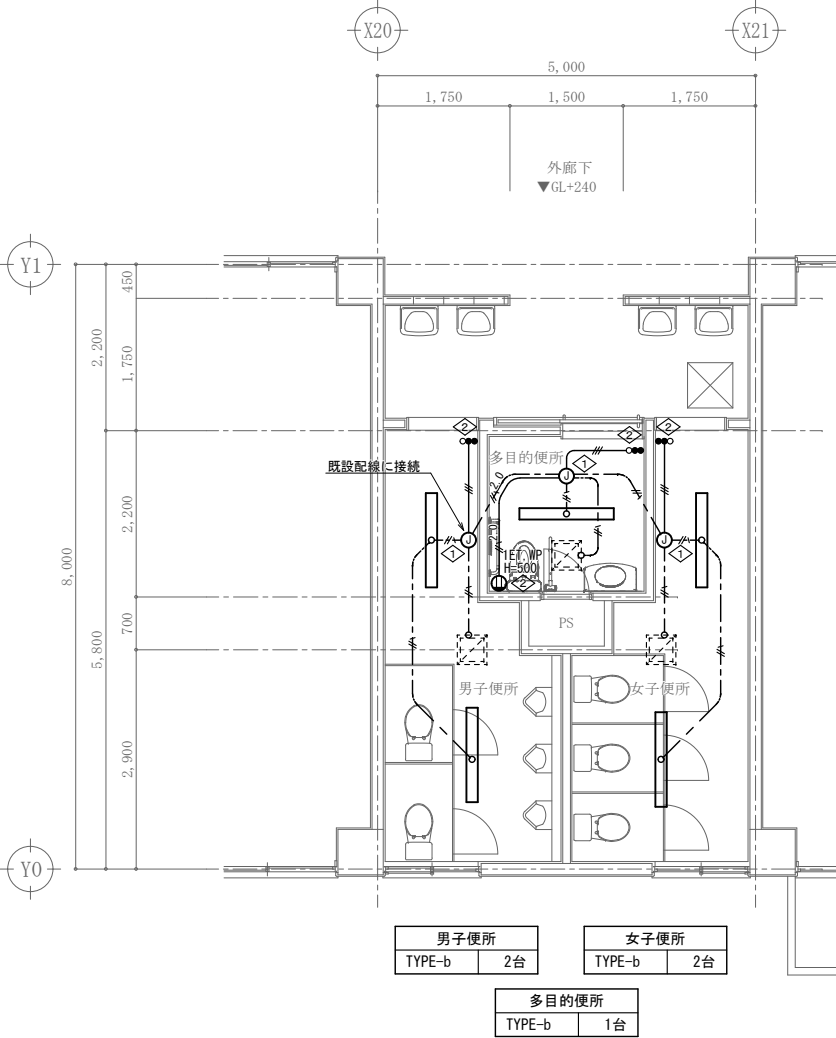
注記

- 既設配線を使用する箇所は、改修作業前に絶縁抵抗測定を行い、その結果を監理者及び監督員に報告すること。
- 改修後の電灯設備機器へは、既設電灯配線より分岐し供給を行うものとする。
- 二重天井内はコログシ配線とし、新設壁内はPF管にて保護する。
- スイッチ取付高さFL+1,300とする。(多目的は1,100)

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宮里地内	図面名称	電灯設備平面図 Type : B
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課	縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100
検 印	摘 要		図面番号 E-10
	管理建築士	設 計	名 称 有限会社ナカソネ設計
		製 図	資格者氏名 管理建築士 仲宗根 徹
			登 録 号 1級建築士登録 (大図) 第266099号
所 在 地		沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797	



電灯設備平面図 (Type : G-1F) SCALE 1 : 50
(改修前)



電灯設備平面図 (Type : G-1F) SCALE 1 : 50
(改修後)

凡例		
	蛍光灯照明器具	撤去、処分
	防水スイッチ (1P15A × 1)	撤去、処分
	換気扇 (別途機械工事)	

- 注記
- 施工前に事前調査を十分に行うこと。
 - 機器撤去に伴い、不要な配管配線も撤去を行うこと。

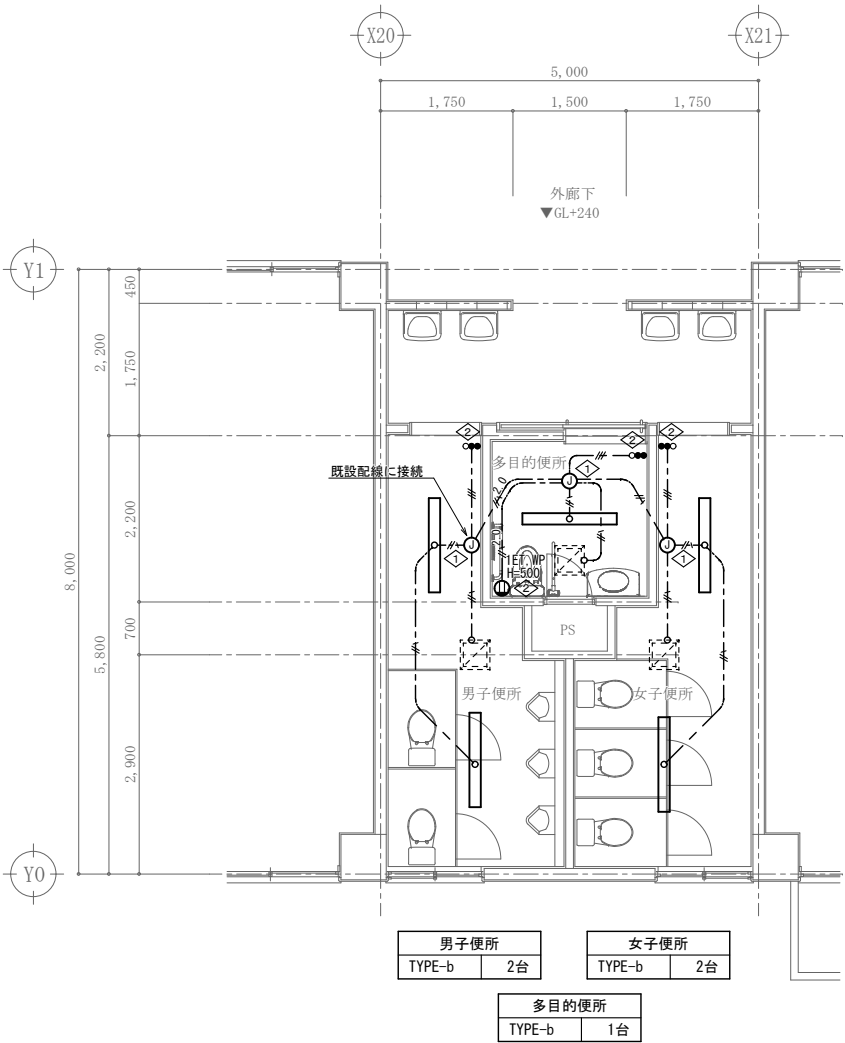
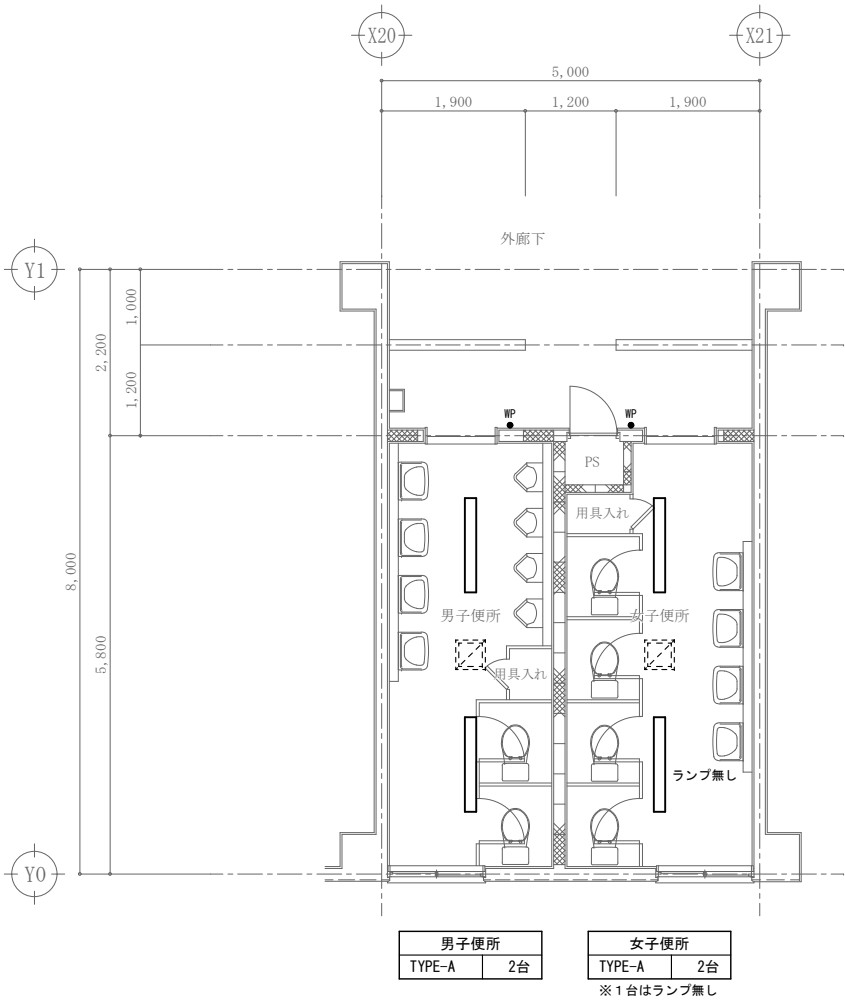
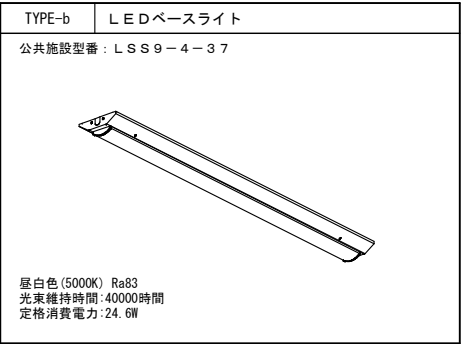
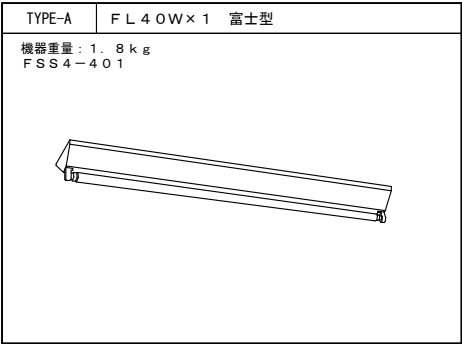
凡例	
	LED照明器具
	タッチスイッチ (1P15A × 2, PL × 1) 新金プレート
	コンセント (2P15A × 1 ET付) 金属プレート
	換気扇 (別途機械工事)
	ジャンクションボックス 樹脂製
	7コアケーブルボックス (四角中浅44, PVC)
	埋込スイッチボックス (1個用, PVC)

記入なき配管配線は、下記による。

- | | |
|--|--------------------------|
| | EM-IE2.0 × 2 E1.6 (PF16) |
| | EM-EEF2.0-3C (コダシ) |
| | EM-IE1.6 × 2 E1.6 (PF16) |
| | EM-EEF1.6-3C (コダシ) |
| | EM-IE1.6 × 3 (PF16) |

- 注記
- 既設配線を使用する箇所は、改修作業前に絶縁抵抗測定を行い、その結果を監理者及び監督員に報告すること。
 - 改修後の電灯設備機器へは、既設電灯配線より分岐し供給を行うものとする。
 - 二重天井内はコログン配線とし、新設壁内はPF管にて保護する。
 - スイッチ取付高さFL+1,300とする。(多目的は1,100)

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)		工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内		図面名称	電灯設備平面図 Type : G-1F	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課		縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100	
摘 要	管理建築士 設 計 製 図		図面番号	E - 1 1	
			名 称	有限会社ナカソネ設計	
			資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
			登 録 番 号	1級建築士登録 (大図) 第266099号	
検 印			所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797	



電灯設備平面図 (Type : G-2F) SCALE 1 : 50
(改修前)

電灯設備平面図 (Type : G-2F) SCALE 1 : 50
(改修後)

凡例		
	蛍光灯照明器具	撤去、処分
	防水スイッチ (1P15A×1)	撤去、処分
	換気扇 (別途機械工事)	

- 注記
- 施工前に事前調査を十分に行うこと。
 - 機器撤去に伴い、不要な配管配線も撤去を行うこと。

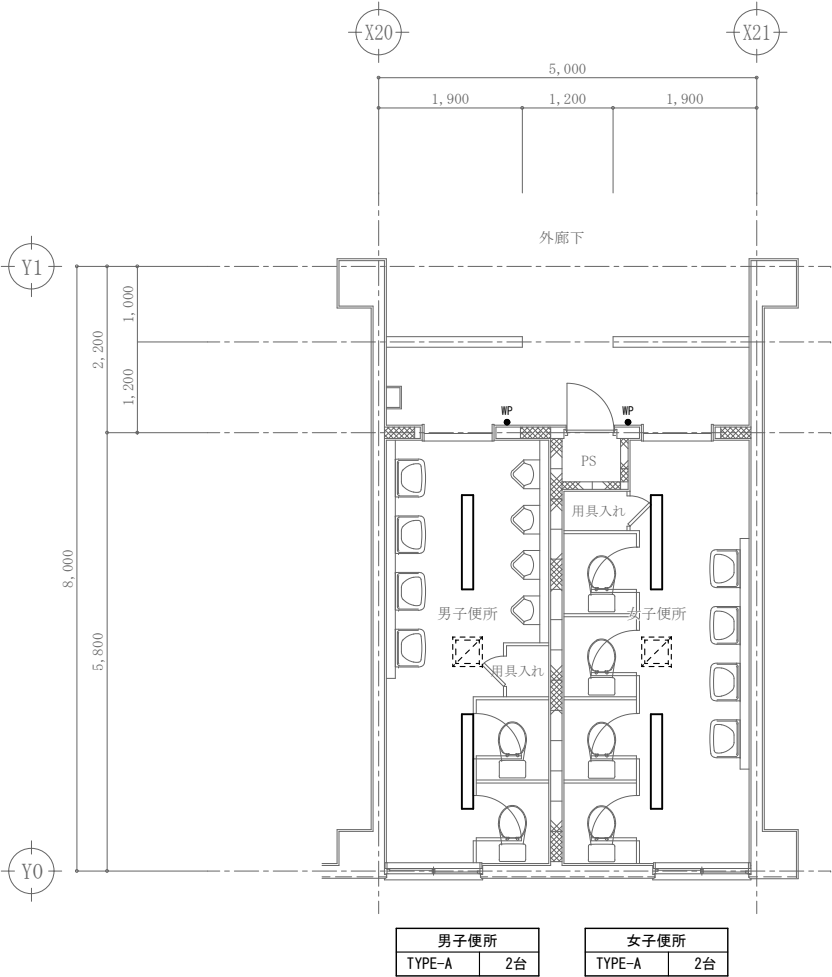
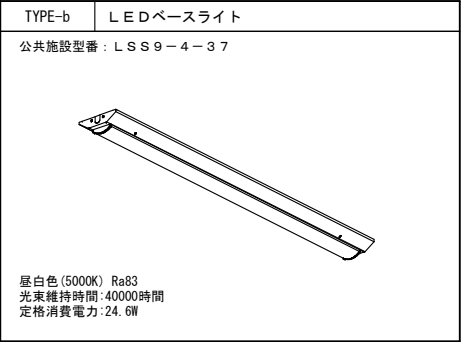
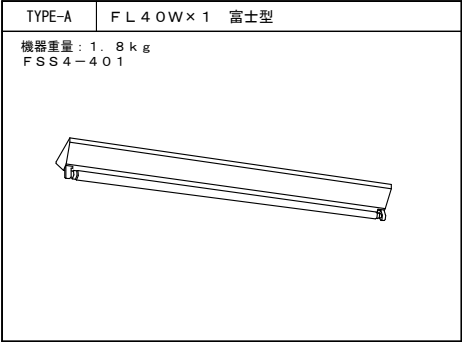
凡例	
	LED照明器具
	タッチスイッチ (1P15A×2, PL×1) 新金プレート
	コンセント (2P15A×1 ET付) 金属プレート
	換気扇 (別途機械工事)
	ジャンクションボックス 樹脂製
	7コアケーブルボックス (四角中浅44, PVC)
	埋込スイッチボックス (1個用, PVC)

記入なき配管配線は、下記による。

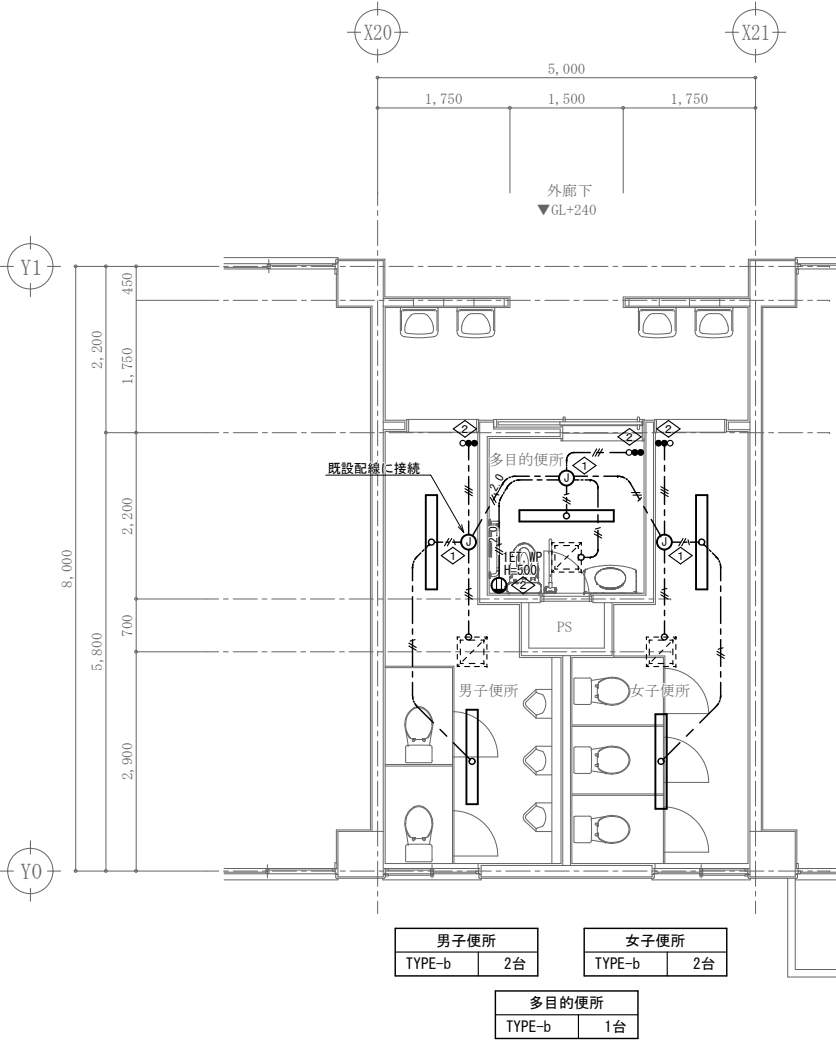
- | | |
|--|--------------------------|
| | EM-IE2.0 x 2 E1.6 (PF16) |
| | EM-EEF2.0-3C (コダシ) |
| | EM-IE1.6 x 2 E1.6 (PF16) |
| | EM-EEF1.6-3C (コダシ) |
| | EM-IE1.6 x 3 (PF16) |

- 注記
- 既設配線を使用する箇所は、改修作業前に絶縁抵抗測定を行い、その結果を監理者及び監督員に報告すること。
 - 改修後の電灯設備機器へは、既設電灯配線より分岐し供給を行うものとする。
 - 二重天井内はコログン配線とし、新設壁内はPF管にて保護する。
 - スイッチ取付高さFL+1,300とする。(多目的は1,100)

工事名称			大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)			工事年度		令和 8 年度		
工事場所			沖縄県名護市宮里地内			図面名称		電灯設備平面図 Type : G-2F		
発注機関			名護市教育委員会 教育施設課			縮 尺		A1版 S=1:50 A3版 S=1:100		
検 査 要						図面番号		E-12		
検 印			管理建築士 設 計 製 図 者			設 計 者	名 称		有限会社ナカソネ設計	
							資格者氏名		管理建築士 仲宗根 徹	
							登録番号		1級建築士登録 (大宮) 第266099号	
							所 在 地		沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL 0980-52-2797	



電灯設備平面図 (Type : G-3F) SCALE 1 : 50
(改修前)



電灯設備平面図 (Type : G-3F) SCALE 1 : 50
(改修後)

凡例		
	蛍光灯照明器具	撤去、処分
	防水スイッチ (1P15A×1)	撤去、処分
	換気扇 (別途機械工事)	

注記
1. 施工前に事前調査を十分に行うこと。
2. 機器撤去に伴い、不要な配管配線も撤去を行うこと。

凡例	
	LED照明器具
	タッチスイッチ (1P15A×2, PL×1) 新金プレート
	コンセント (2P15A×1 ET付) 金属プレート
	換気扇 (別途機械工事)
	ジャンクションボックス 樹脂製
	7コアケーブルボックス (四角中浅44, PVC)
	埋込スイッチボックス (1個用, PVC)

記入なき配管配線は、下記による。

	EM-IE2.0×2 E1.6 (PF16)
	EM-EEF2.0-3C (コダシ)
	EM-IE1.6×2 E1.6 (PF16)
	EM-EEF1.6-3C (コダシ)
	EM-IE1.6×3 (PF16)

- 注記
1. 既設配線を使用する箇所は、改修作業前に絶縁抵抗測定を行い、その結果を監理者及び監督員に報告すること。
 2. 改修後の電灯設備機器へは、既設電灯配線より分岐し供給を行うものとする。
 3. 二重天井内はコログン配線とし、新設壁内はPF管にて保護する。
 4. スイッチ取付高さFL+1,300とする。(多目的は1,100)

工事名称	大宮中学校バリアフリー化改修工事 (多目的便所)		工事年度	令和 8 年度	
工事場所	沖縄県名護市宮里地内		図面名称	電灯設備平面図 Type : G-3F	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課		縮 尺	A1版 S=1:50 A3版 S=1:100	
摘 要			図面番号	E-13	
			名 称	有限会社ナカソネ設計	
検 印	管理建築士	設 計	設 計 者	資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		製 図		登録番号	1級建築士登録 (大図) 第266099号
				所 在 地	沖縄県名護市宮里三丁目4番7-1号 TEL. 0980-52-2797